モバイル市場の競争環境 に関する研究会

最終報告書

2020年2月

目次

第1章 はじめに	1
第2章 利用者料金に関する事項	4
1. 概要	4
2. 改正電気通信事業法の施行	7
3. 行き過ぎた囲い込みの是正	16
4. 端末市場の活性化	21
5. 通信料金等の総額表示の促進	26
6. 広告表示の適正化	28
7. 改正法施行後の状況の評価・検証	31
第3章 事業者間の競争条件に関する事項	35
1.5G 導入当初(NSA 構成段階)における課題	35
2. 本格的な 5G 時代(SA 構成段階)における課題	50
3. eSIMの普及への対応	62
4. 接続料算定の適正性・透明性の向上等(中間報告書の指摘への対応) (69
第4章 モバイル検討会報告書フォローアップ	75
第5章 おわりに	80
参考資料	81

第1章 はじめに

携帯電話は、その契約数が1億7千万を超え、国民生活において、あるいは様々な社会経済活動の基盤として不可欠なコミュニケーションツールとなっており、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにするための環境整備がますます重要となっている。

モバイル市場においては、新たなMNO (Mobile Network Operator) の本格的な参入が見込まれているものの、現時点においては、MNO3社の市場シェアが均衡しつつある一方で、MNOによる他の電気通信事業者の買収等によるグループ化が進み、実質的に3グループに収れんされている。その中で、MVNO (Mobile Virtual Network Operator) の契約数は増加傾向にあり、その市場シェアは12.5%に達しているものの、依然としてMNO3社の市場シェアが約9割を占め、提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている。

また、携帯電話の端末については、SIM (Subscriber Identification Module) フリー端末や中古端末の流通が増加しているものの、依然としてMNO3社がその大宗を販売しており、現在のモバイル市場は、通信契約と端末が密接に結びついた市場となっている。

こうした競争環境下における我が国のモバイル市場については、他の先進国と比較して利用者料金が総じて高く、また、その推移を見ても、下がる傾向が鈍い状態にあることが指摘され、また、端末購入者に対して大幅な割引を行う慣行が広く見られることに伴って、利用者の正確な理解が妨げられ、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害される、利用者間の不公平が生じるという課題が認められる。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)による規律については、2003年の改正により、携帯電話の利用者料金その他の提供条件についての事前規制が撤廃される一方で、同年及び2015年の改正により、契約の締結等をしようとする際の提供条件の説明義務等の利用者保護規律が強化されている。また、2001年の改正により、一定規模を超える端末シェアを有するMNOに接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を科す第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定制度」という。)を創設するなど、競争条件の整備のための規律が強化されてきている。

モバイル市場において、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用することができるようにしていくためには、利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間

における公正な競争を促進していくことが重要であり、このような事業法の規律の下で、その目的に則り、携帯電話の利用者料金その他の提供条件や事業者間の競争条件等を適正化し、利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間の公正な競争を促進する観点から各種政策が実施されてきた。

本研究会は、こうしたモバイル市場について、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにするための環境整備に向け、事業者間の公正な競争を更に促進するための方策について検討することを目的に2018年10月から開催され、利用者料金その他の提供条件と事業者間の競争条件の両面について、利用者の視点に立った検討を行った。

具体的には、事業法の目的や過去の検討における問題意識を踏まえ、検討に当たっての基本的視点として「事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保」、「利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保」、「技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保」の3つの事項を整理し、その視点に立って検討を行った。

検討に当たって、過去の検討における課題も踏まえ、モバイル市場の競争環境に関する主要な論点に関し、有識者、関係事業者、消費者団体、販売代理店関係団体等からのヒアリング等を行い、議論を深めていく中で、利用者料金その他の提供条件に関する論点について、多くの関係者及び構成員が共通して指摘する課題が明らかになってきたことから、2019年1月17日の第6回会合で、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG(以下「消費者保護WG」という。)と合同「で、モバイル市場において早急に取り組むべき事項を盛り込んだ「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(以下「緊急提言」という。)を取りまとめ、公表した。

緊急提言の取りまとめの後、その他の論点に関し、更に関係事業者、事業者団体、中古端末流通関係団体等からのヒアリング等を行いつつ、議論を深め、モバイル市場における公正競争を促進する観点から取り組むべき事項について、緊急提言で提案した事項や今後取り組むべき事項も含め、2019年4月19日の第11回会合で、その全体像を中間報告書として取りまとめ、公表した。

中間報告書の取りまとめの後、改正電気通信事業法の制定やその施行に向けた準備等の緊急提言等を踏まえた関係者の取組に関する課題や、第4世代移動通信システム(以下「4G」という。)から第5世代移動通信システム(以下「5G」と

¹ 本研究会及び消費者保護WGが合同で開催した会合を「合同会合」という。

いう。)時代への移行を見据え、ネットワーク提供に係る課題について、更に関係事業者、事業者団体等からのヒアリング等を行いつつ議論を深めた。今般、これらに関して今後取り組むべき事項を中心に、これまでの検討の全体像を最終報告書として取りまとめ、公表する。

今後、最終報告書の指摘を踏まえ、関係各方面において必要な対応が迅速に行われることを期待するものである。

第2章 利用者料金に関する事項

1. 概要

携帯電話の利用者料金その他の提供条件については、電気通信事業法の趣旨に則り、利用者利益の保護を図りつつ事業者間の公正な競争を促進する観点から、料金プランの見直し、事業者の乗換えコストの引下げのためのMNP(Mobile Number Portability)²の促進及びSIMロック³解除の推進、端末購入補助の適正化、中古端末の流通促進、広告表示の適正化等、様々な関係者により各種の取組が進められてきた。

料金プランの見直しについては、利用者による適切なサービス選択を確保するため、関係事業者において継続的に見直しが図られている。例えば、MN03社では、総務省の研究会の提言等を踏まえた対応として、利用者のデータ通信量分布に応じた料金プランの導入 4 、ライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの導入 5 、期間拘束がある料金プランに関する期間拘束が自動更新されないプランの導入 6 や期間拘束契約の満了時点に違約金及び25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにする改善 7 等の取組を行ってきている。

² MNP (番号ポータビリティ) とは、携帯電話役務の利用者が携帯電話を変更した場合に、 携帯電話番号を変更することなく変更後の携帯電話事業者が提供する携帯電話役務を利 用できることをいう。

³ SIMロックとは、特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された端末上の制限をいう。

⁴ 「ICTサービス安心・安全報告書」(2014年12月) における利用者のデータ通信量分布に 応じた多様な料金プランの導入の必要性の指摘を踏まえ、2014年6月以降、MNO3社において 2GBや5GB上限等の料金プランを提供開始。

⁵ 「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース取りまとめ」(2015年12月) におけるライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの必要性についての総務省からの提言及びそれを受けた総務省からの要請(「スマートフォンの料金及び端末販売に関して講ずべき措置について(要請)」(2015年12月18日総基料第234号))を踏まえ、2016年3月以降、MNOにおいて1GB上限等の料金プランを提供開始。

[「]ICTサービス安心・安全研究会」の下に設置された「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」において取りまとめた「「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性」(2015年7月)における期間拘束が自動更新されないプランの導入の必要性についての提言及びそれを受けた総務省からの要請(「スマートフォンの料金及び端末販売に関して講ずべき措置について(要請)」(2015年12月18日総基料第234号))を踏まえ、2016年6月以降、MN03社において期間拘束が自動更新されない料金プランを提供開始。

⁷ 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書における期間拘束契約を契約満 了時点又はそれまでに違約金及び25ヶ月目の料金の支払いなしに解約できるようにすべ

MNPについては、総務省において、2004年5月に「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」を策定し、携帯電話事業者等が導入に向けて具体的な検討を行うに当たり留意すべき事項を示し、それを踏まえ関係事業者において導入の準備を進め、2006年10月から開始された。その後、総務省では、過度な引止めの機会を減らすため、同ガイドラインを改正し、名称を改めた「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」(2018年8月)⁸によりウェブによるMNPの実施を義務付けた(2019年5月末までに対応)⁹。

SIMロック解除については、総務省において、事業者による対応を推進するため、2010年6月に「SIMロックの解除に関するガイドライン」を策定し、それを受けて、一部の事業者において、任意の取組として2011年4月から開始された 10 。その後、総務省では、同ガイドラインの改正(2014年12月)によるSIMロック解除の義務付け 11 、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の策定(2017年1月) 12 によるSIMロック解除が可能となるまでの期間の180日から100日への短縮 13 、解約時におけるSIMロック解除の条件・手続の説明及び

きとの提言及びそれを受けた総務省からの指導(「モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について(指導)」(2018年6月6日総基料116号))を踏まえ、MN03社において、2019年3月末までに、違約金なく解約できる期間を2か月間(25か月~26か月目)から3か月間(24か月~26か月目)へ拡大。

⁸ 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書における対面や電話による利用者への対応等、利用者の引止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続の確保の必要性についての提言を受けて、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」を改正(同時に、名称を「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」に改正)(2018年8月28日)。

⁹ NTTドコモは2006年から対応。KDDI・ソフトバンクは2019年5月末までに対応。

¹⁰ NTTドコモは、2011年4月1日からSIMロック解除の対応開始。

[「]ICTサービス安心・安全研究会」報告書(2007年9月)踏まえ、「SIMロックの解除に関するガイドライン」を改正し、事業者がSIMロック解除に応じるよう義務付け(義務付けの対象は、2015年5月1日以降の販売に係る端末。)。KDDIは2015年5月1日から、ソフトバンクは同年11月25日からSIMロック解除の対応開始。

^{12 「}SIMロック解除ガイドライン」を改正し、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を統合するとともに名称を改め、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定。

^{13 「}モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合取りまとめ」(2016年 11月)を踏まえ、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定し (2017年1 月)、①SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮 (割賦払いについては、2017年8月から適用。一括払いについては、同年12月1日から適用。)、②解約におけるSIMロック解除の条件・手続の説明 (2017年5月1日から適用。)、③MVNO向けのSIMロックの廃止等のルール (義務付けの対象は、2017年8月1日以降の販売に係る端末。)を整備。①について、NTTドコモは2017年5月24日から対応開始。KDDI及びソフトバンクは、割賦払いについては同年8

MVNO向けのSIMロック解除の義務付け、同指針の改正(2018年8月)による中古端末のSIMロック解除の義務付け¹⁴など、対応を強化してきている。

端末販売の適正化については、2007年9月の電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)の改正¹⁵により、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計が図られた。その後、総務省では、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の策定(2016年3月)¹⁶による端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末価格・通信料金の割引等の禁止、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の策定(2017年1月)¹⁷による端末購入者に求める合理的な額の負担の明確化、同指針の改正(2018年8月)¹⁸による販売店に対する端末価格等の実質的指示の禁止等を行った。

中古端末の流通促進については、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)における指摘¹⁹も踏まえ、総務省では、「モバイル

月1日から、一括払いについては同年12月1日から対応開始。③について、NTTドコモは、当初よりSIMロックの解除等を必要としておらず、KDDI及びソフトバンクは、同年8月1日以降の販売に係る端末から対応開始。

^{14 「}モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書を踏まえ、「モバイルサービスの 提供条件・端末に関する指針」を改正し(2018年8月)、事業者が中古端末のSIMロック解除 に応じるよう義務付け(2019年9月1日適用開始)。NTTドコモは2019年2月20日から、KDDIは 同年9月1日から、ソフトバンクは同年8月21日から中古端末SIMロック解除の対応開始。

¹⁵ 「モバイルビジネス研究会報告書」(2007年9月)を踏まえ、電気通信事業会計規則を改正 (2007年9月)。

^{16 「}携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース取りまとめ」(2015年12月) におけるスマートフォンを「実質0円」にするような高額な端末購入補助は著しく不公平であり、MVNOの参入を阻害するおそれがあるため、不公平を是正する方向で補助を適正化する一方、端末購入補助を受けない利用者の通信料金の負担の軽減に取り組むべきとの提言を踏まえ、策定。

^{17 「}モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ回答取りまとめ」(2016年 11月)を踏まえて、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を改正し、「SIMロック解除ガイドライン」を統合するとともに名称を改め、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定。

^{18 「}モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書におけるMNOから販売店に対して端末代金の販売価格やその値引き額を実質的に指示することは業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定する必要があるとの指摘を踏まえ、改正。

^{19 「}モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書において、①下取り端末の流通・販売を行うものに対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定すること、②MNOが中古端末(盗難・不払い端末と確認されたものを除く。)のSIMロック解除に応じることを確保するため、SIMロック解除ガイドラインを改正すること、③中古端末の格付に関する民間の共通指針の策定の取組や中古端末の流通阻害要因の排除等に向けた民間の取組を後押しすることが指摘されている。

サービスの提供条件・端末に関する指針」を改正し(2018年8月)、下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる国内市場での販売の制限が業務改善命令の対象となることの明確化及び中古端末のSIMロック解除の義務付け(2019年9月から適用)を行っている。また、中古端末を取扱っている民間事業者により構成された「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」²⁰において、端末の格付基準、端末内の利用者情報の処理及び関連法令の遵守等を定めた「リユースモバイルガイドライン」の策定(2019年3月)が行われている。

広告表示の適正化については、通信関係4団体²¹で構成される電気通信サービス向上推進協議会において、2004年3月に、通信サービス特有の広告表示について実例を交えて規定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を策定し、その後も継続して改訂を行ってきているほか、通信関係4団体を構成する事業者の全国向けテレビ広告・新聞広告について全件を四半期に一度事後的に審査し、そのうち指摘のあったものに関し、事業者名・サービス名を伏せた形で指摘内容をホームページで公表する取組を実施している。

2. 改正電気通信事業法の施行

(1) これまでの経緯等

事業者による料金プランや端末の販売方法等についての継続的な工夫にもかかわらず、利用者の適切かつ自由な選択が阻害され、事業者間の公正な競争が不当に制限されているという指摘等があることを踏まえ、緊急提言では、①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた期間拘束の禁止及び③合理性を欠く料金プランの廃止を内容とするシンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現のために、最低限な基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定め、それに違反した場合には業務改善命令を行い得ることとすること等について、事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当と提言した。

総務省では、緊急提言を受けて、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎ た囲い込みの是正等を内容とする事業法の改正法案を2019年3月に第198回国

²⁰ リユースモバイル・ジャパン (RMJ: Reuse Mobile Japan) 及び一般社団法人携帯端末登 録修理協議会 (MRR: Mobile Terminal Registered Repair Council) に加盟する有志企業 により、2018年7月に立ち上げられた。

²¹ 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟。

会に提出し、改正法案は、同年5月10日に成立し、同月17日に電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」という。)として公布された。

総務省では、本研究会での改正法を受けた規律の詳細の方向性についての議論も踏まえ、改正法の関係省令等を作成し、2019年9月に公布し、又は公表した²²。また、総務省では、改正法の施行に先立ち、同年6月及び9月に、改正法の円滑な施行に向けた事業者の適切な取組を促すため、主要事業者に対して改正法の施行に向けた着実な準備の実施、改正法の施行前の駆込み販売の自粛、改正法による改正後の事業法(以下「新事業法」という。)に適合する契約への移行の促進等を内容とする要請を行った²³。更に、総務省では、関係省令等の公布・公表後、改正法の施行までの関係事業者や販売代理店における施行に向けた準備における状況等も踏まえ、関係ガイドラインの改正による規律の明確化を行っている²⁴。

関係事業者では、新事業法の規律の内容を踏まえた料金プランの提供を開始しており、期間拘束契約の撤廃などの動きも出てきている。また、関係事業者では、総務省からの要請を踏まえ、システム整備等の改正法の施行に向けた準備や、新事業法に適合する料金プランの周知、移行の際の違約金の免除、移行を促進するための割引施策の実施等の移行促進に向けた取組等を実施している。

22 整備を行った関係省令等は、次のとおり。

[省令]

・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)

・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第43号) [告示]

- ・ 電気通信事業法第27条の3第1項の移動電気通信役務を指定する件(令和元年総務省 告示第166号)
- ・ 電気通信事業法第27条の3第1項の電気通信事業者を指定する件(令和元年総務省告 示第167号)

[ガイドライン]

- ・ 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン(2019年9月6日策定)
- ²³ 「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について(要請)」(2019年6月20日総基料第33号)及び電気通信事業法の一部を改正する法律の円滑な施行に向けた 取組について(要請)(2019年9月6日総基料第117号)
- ²⁴ 総務省は、改正法の施行までの関係事業者や販売代理店における施行に向けた準備の状況等も踏まえ、2019年11月22日に「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」を改正し、新事業法及びその関係省令等について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を明確化した。

改正法及び関係省令等は2019年10月1日に施行され²⁵、スマートフォンに関する規律は同日から、スマートフォン以外に関する規律は2020年1月1日から適用されている。また、新事業法の適正な執行を確保するため、総務省では、改正法の施行と併せて、端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口を拡充し、新事業法の規律に違反する疑いのある事例の通報を受け付けている。

(2) 意見

① 新事業法の適正な執行の確保

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 事業者は、販売代理店に対し、法改正の内容についての周知の機会や 法令遵守の必要性についての研修の機会を設けているとのことだが、 制度の基本的な思想や趣旨が十分に伝わるような説明をすることが必要。
- 事業法の改正に関して、しっかり対応した者が損をするようなことは極めて理不尽であり、公正な競争を促すための法改正が新たな競争のゆがみを生んではならず、放置することがないよう行政にはしっかり対応していただきたい。
- ・ 実際に値引かれる端末価格が改正法に則ったものなのか、自分の契約が改正法に則ったものなのかを一般消費者は理解できないと思われるので、モニタリングや実態調査も併せて実施することが必要。
- ・ 改正法の施行に向けた準備を進めることが、事業者のビジネスモデル や事業活動の明確な指針となり、かつ、それが消費者に周知徹底される ことで、より信頼のあるマーケットができると考える。
- ・ 消費者の側からすると、2万円の値引きの上限設定は、値引き額の減少と勘違いをしやすい。現行の標準価格からの値引きにより、実勢価格ではなく、適正価格一本になるということを消費者が誤解しないよう周知が必要。
- ・ 改正法が施行された直後から事業者や販売代理店からヒアリング・最 新の実態把握を行い、違反・潜脱行為が行われていないかも含めて状況 を明らかにする取組が不可欠。
- 端末購入補助について、総務省は、現在、キャリアからの定期的な報告の推移を見て適正かどうかを判断しているが、改正法の施行後は販売代理店にも義務がかかるので、販売代理店からも定期的な報告を受

²⁵ 電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第79号)。

けて確認していくことも大事。

② 販売代理店における適切な業務の確保

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 事業者にとって都合のいい販売代理店を優遇するような差別的な取扱いが行われないように、行政からの監督も必要なのではないか。提供できる利益の額を事業者と販売代理店と共通の枠で決めているため、事業者からの管理体制が強まれば強まるほど再販売価格を指示しているかのような状態にもなりかねず、対応の検討が必要ではないか。
- 事業者による販売代理店に対する業績評価に関して、直接販売代理店の収入にならないような業務についても適切に対象にしていくことが大切。
- 販売代理店は事業者の顔としての役割も担っているので、販売代理店の地域の拠点としての在り方について、事業者には検討を進めてもらいたい。
- ・ 出店している地域によって、各代理店が置かれている環境、客層が異なるので、各地域のニーズにあった多様な代理店の在り方を考えていくことが必要。
- 販売代理店に対する手数料については、コストベースに合わせて、滞留時間に対する手数料といった新しいモデルを考えていくことが重要。
- ・ 事業者による販売代理店への評価に関して、新規契約数のみで評価しない方向への転換は好ましいことだが、サポート等のサービス提供に対する手数料を重視していくと不必要なサービスの強要を助長することにもつながりかねないため、金銭的なサービスへの加入に対する手数料に留まらず、説明に対する顧客の満足度など定性的なものも評価の軸に加えるなど工夫して欲しい。
- ・ 「頭金」という言葉について、本来とは異なる意味で用いられてきている。販売代理店も含めた今後のビジネスモデルにおいて、消費者の誤解を受けないように改善してほしい。

イ 事業者等の意見

・ 販売代理店の手数料の体系の見直しの取組として、昨年当初から、サービスの継続状況やスマートフォンの使い方を教えるドコモスマホ教室を実施し、それに応じた手数料を設定するという見直しを行っている。これまでの販売を中心とした手数料体系から利用の促進につながるショップでの活動へ、バランスが取れるような体系として取り組ん

でいる。(第16回会合:株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。))

- 販売代理店と事業者が両輪できちんと市場を適正化、活性化していく 必要があるため、販売代理店が健全な経営ができる形を模索していき たい。大きな方向性としては、現行の端末販売や通信契約獲得に対する インセンティブベースの手数料以外に、サポートを充実化し、販売店の 財源にするような形でフォローできないかということを検討している。
 - (第16回会合:ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。))
- 販売代理店の手数料体系は、今までは新規の契約に比重を置いたもの だったが、市場環境が変わってきたので、利用者に継続的に利用しても らう取組を評価の軸にして、比重を重くしている。市場環境が厳しい中 で、販売代理店は事業者と利用者の一番重要な接点なので、様々な見直 しを図っている(第20回会合: KDDI株式会社(以下「KDDI」という。))。
- 法改正の目的は、競争促進だが、分離による端末の流通の縮小が危惧 されるため、事業者等と協力をしてキャリアショップでのスマホ教室 や青少年の保護のためのフィルタリングの無償提供等のサービスを続 けていけるようなビジネスモデルを作っていきたい。(第13回会合:一 般社団法人全国携帯電話販売代理店協会(以下「全携協」という。))

③ 新事業法適合プランへの移行促進

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- 利用者が、改正法の施行前の割高な料金プランから自分に合った料金 プランに円滑に移行できるよう、また、自分の契約内容が分かっていな いため更新時期が来てもそのまま契約を継続するようなことがないよ う、対応してもらいたい。
- 料金プランが大きく変わらなかったため新たな料金プランに移行し ていない利用者も多いのではないか。事業者には、魅力的なプランによ り利用者が移行したいと思えるようにしてもらいたい。
- 利用者にとっては改正法の施行後に料金プランを変更したときから 新たな契約が始まると思うので、一部の事業者が改正法の施行前の料 金プランの残存期間を違約金の留保期間としている施策は止めて欲し い。
- 違約金の留保期間は、利用者の誤解を招き、トラブルにつながるので はないかと懸念。
- 改正法の施行前に締結された端末の買替条件を有している契約につ いては、そのまま続くと非常に長い期間の囲い込みが続くので、改正法 の施行前に締結された契約についても、買換条件の撤廃を検討しても

らいたい。

イ 事業者等の意見

- ・ 改正法の施行前の残債免除プログラムについて、機種変更が条件とされており、拘束力が非常に強く、改正法の施行後も、改正法の政策目標である2年を大きく超え、最長で4年後まで囲い込み効果が続くことになる。(第16回会合: NTT ドコモ)
- 一部の事業者は、改正法の施行前の料金プランから新たな料金プラン に移った場合に、違約金の留保期間を設けており、新たな料金プランに 移行したにもかかわらず、解約をすると契約解除料が9,500円かかる例 があると理解しているが、利用者の自由な選択の観点から、改正法の趣 旨に反するのではないか。(第20回会合: KDDI)
- ・ 旧契約期間中の違約金留保は、2年契約により月額料金が安くなる仕組みで改正法の施行前に契約をした利用者については、当該2年契約の期間中に新たな料金プランに移行する場合には9,500円の違約金の支払いは不要として、違約金を留保するという考え方にしたもの。(第20回会合:NTTドコモ)

④ 継続的な見直しの必要性

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 総務省では、通報窓口も有効に活用し、ルールの明確化、必要な見直 しの実施にしっかりと取り組んでほしい。
- 今回の法改正によって、特にMNOの複雑な料金プランが是正されることに期待。
- ・ 各事業者の料金プラン自体はシンプルだが、実際の支払額になると、 オプションやアプリケーションの付加による割引、通信と関係のない サービスとのセット割等が含まれてくるため、料金体系が相変わらず 複雑なのではないか。このような点を含めて、利用者が月々いくら支払 うことになるのか分かるようシミュレーションの提供を行って欲しい。
- 端末による縛りや期間拘束料金プランによる縛りがなくなってきた 一方で、一部の事業者による特定の決済手段による割引等、通信でも端 末でもない縛りに移ってきていると実感。セット割引の得な部分だけ ではなく、縛りとなる部分も消費者に理解してもらえるよう、省庁間で 協力をして取り組んでいただきたい。事業者からの丁寧な説明も必要。
- ・ 新しい料金プランの中には、色々なサービスが付与されているものも あるが、必ずしも利用者全員に対してメリットがあるとはいえないと

いうこともあるので、継続的に監視していくことも大切。

- 全体の料金の低廉化は望ましいことで、その観点からは、セット販売等による割引は決して否定すべきビジネスモデルではないが、セット販売により驚くほど支払額が安くなる場合もあるので、サービスそのものの本来の価値が消費者にとって分かりにくくなっているのが現状ではないかと思う。何を原資として安くしているのか等について、関係省庁が協力して注視してほしい。
- 適正な競争が可能なセット販売なのかどうかという点について、事業者や消費者を含む関係者一同で注視していかなければいけない。
- ・ セットで販売されているサービスの利用者に対してのみ利益が還元 されるのではなく、同じ携帯通信サービスを受けている利用者が、同様 に利益を享受できるようにすることで、本当の競争を実現して欲しい。
- ・ 他のサービスとの事業提携などの状況を踏まえて、隣接市場がモバイル市場に与える影響について総合的に判定してくことが望まれる。

(3) 対応の方向性

① 新事業法の適正な執行の確保

新事業法による規律は、指定された事業者²⁶と当該事業者から委託を受けた販売代理店を対象としており、両者においては、新事業法の遵守・徹底が求められる。総務省からの2019年6月及び9月の要請に基づき、主要事業者では、体制の整備、研修の実施、システムの整備などに取り組んできており、事業者においては、引き続き、新事業法の遵守のための体制の強化に取り組むことが必要である。また、販売代理店においても、必要な体制の整備、研修の実施等に取り組むことが必要である。

新事業法の規律を遵守した適正な運用の確保のためには、事業者及び販売代理店が新事業法の規律を十分に理解していることが重要である。総務省では、これまで事業者・販売代理店への個別の説明や販売代理店向けの説明会の実施などの取組を行ってきているが²⁷、実際の業務を行っていく上で新事業法の規律を十分に理解できているとはいえない事業者・販売代理店もあり得ることから、施行後の状況も踏まえつつ、更なる説明会の実施等の理解促進のための継続的な取組を行っていくことが求められる。

²⁶ MNOとその特定関係法人であるMVNO及び契約者数の割合が0.7%を超えるMVNOを指定して おり、当初指定を受けた事業者は、24社。

²⁷ 総務省において、事業者・販売代理店に対する個別の説明のほか、2019年9月9日に「改 正電気通信事業法の施行に伴う制度整備に関する代理店等説明会」を実施。

また、新事業法の規律による効果を利用者が享受するためには、利用者に よる新事業法の理念やその規律の内容についての十分な理解も重要となる。 このため、総務省、事業者その他関係者においては、利用者に向けた新事業 法の理念等について、適切に周知を行っていくことが望ましい。

更に、全ての事業者及び販売代理店が新事業法の規律を遵守することで、 モバイル市場における公正な競争を確保するため、総務省では、2019年10月 1日から各総合通信局等に設置された情報提供窓口を拡充し、新事業法第27 条の3等の違反事案の通報を受け付けており、その情報提供窓口に寄せられ た情報等も踏まえ、新事業法の規律に違反する事案がある場合には、速やか な改善が図られるよう厳格な執行を迅速に行っていくことが必要である。

② 販売代理店における適切な業務の確保

新事業法では、同一の利用者に対して事業者と販売代理店がそれぞれ利 益の提供を行う場合には、両者の利益の提供の額を合計した額が許容され る利益の上限を超えることを禁止しており、事業者に対しては、委託先の販 売代理店が上限を上回る利益の提供を行わないように指導する義務を科し ている28。事業者においては、①新事業法の規定の趣旨・内容に関する販売 代理店に対する十分な情報提供、②新事業法を遵守するための一般的な管 理体制の構築に関する販売代理店に対する指導等を徹底するとともに、③ 自らが行う利益の提供の額等の販売代理店への通知のための適切な体制整 備等の取組を強化することが必要である。

販売代理店は、利用者との接点として、また、地域の拠点として重要な役 割を担うものであり、そのネットワークの維持・活用を検討していくことが 重要である。その際、販売代理店の在り方を一様に定めていくのではなく、 各地域のニーズに対応した多様なサービス形態や、それぞれの販売代理店 の工夫や強みを活かしたビジネスモデルを構築していくことも考えられる。 また、販売代理店の業務に対する影響を与える要素の一つとして事業者に よる手数料体系があり、一部の事業者においては、その見直しを開始し、端 末の販売台数や新規契約数を中心とした体系から、通信契約の継続に係る 手数料に比重を移していく取組を実施している。販売代理店による業務運

²⁸ 事業者は、新事業法第27条の4において、届出媒介等業務受託者に対し「委託に係る業務 の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない」こととされ ており、その具体的な内容の1つとして、電気通信事業法施行規則第22条の2の18第1項第8 号において、新事業法第27条の3において準用する新事業法第27条の3第2項の規定を遵守 するために必要な措置が定められている。

営の維持・向上や新事業法の規定の遵守等を図るため、手数料体系について、 更に、サポートなどの利用者へのサービス提供に係る手数料をも重視した ものとしていくこと等の見直しを進めていくことが求められる。

③ 新事業法適合契約への移行促進

施行日前に締結された新事業法に適合しない契約(以下「既往契約」という。)については、新事業法に適合する契約(以下「新事業法適合契約」という。)への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者も存在するため、同じ条件での自動更新を可能としているが²⁹、既往契約の利用者が新事業法適合契約により有利となるにもかかわらず漫然と自動更新し続けることがないようにすることが必要である。総務省からの2019年9月の要請も踏まえ、各事業者においては、移行促進のための取組を実施しているところであり、引き続き移行促進のための取組を着実に実施することが求められる。また、移行の進捗の状況も踏まえ、移行促進のための取組の見直しを適切に行っていくことが求められる。

新事業法適合契約への移行の促進に関し、各事業者では、新事業法の趣旨を踏まえ、既往契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を行っているが、一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることが指摘されている。また、既往契約のうち残債免除を受けるための条件として指定端末の買換条件を有するものについては、施行日後も一定期間に渡り囲い込みが継続することも指摘されている。既往契約について、利用者の移行や自由な事業者選択を促進するため、事業者においては、利用者の混乱を招くことがないよう利用者への適切な周知を行うとともに、その条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要である。

総務省においては、報告徴収や事業者からのヒアリングを通じて、各事業者における既往契約の利用者の新事業法適合契約への移行の状況などを継続的に注視し、その状況に応じ、移行促進のための更なる対応の必要性について検討していくことが適当である。

④ 継続的な見直しの必要性

_

²⁹ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)附則第3条 第1項第1号。

新事業法の規律について、一部の事業者による潜脱的な行為が行われたり、事業者によって理解が異なったりすることとなると、公正な競争が損なわれることとなりかねない。そのため、総務省においては、新事業法の規律について事業者による潜脱的な行為や事業者間での理解の程度の差異が認められる場合には、公正な競争環境を維持する観点からも、そのルールの明確化や必要な見直しを迅速に行っていくことが必要である。

関係事業者による新事業法に適合した料金プランの提供等により、通信 料金と端末代金が分離され、違約金が低廉になる等の動きがある一方で、利 用者への還元については、固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手 段等とのセット販売による割引や特典の付与等の形態で行われているもの が多い。こうしたセット販売による割引等については、利用者への還元が一 部の利用者に対するものに留まっていること、料金体系が利用者にとって 分かりづらく不明確になっていること、他のサービスの拘束力を用いた利 用者の囲い込みの懸念があること等が指摘されている。各事業者において は、通信料金そのものの水準の低廉化による利用者に対する還元、料金体系 の一層の透明化など利用者にとって魅力的なシンプルで分かりやすい料金 プランの工夫や、利用者の過度の囲い込みという懸念への対応を図ること が求められる。総務省においては、通信料金そのものの水準の低廉化の状況 や料金プランの分かりやすさ、利用者の囲い込み等公正な競争を阻害する 要因の有無等について、これらの事業者の取組を継続的に注視していく必 要がある。その際、利用者の囲い込み等については、モバイル市場のみなら ず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても 確認していくことが適当である。

3. 行き過ぎた囲い込みの是正

(1) これまでの経緯等

利用者の自由なサービス選択を阻害する要因の一つである期間拘束を伴う通信契約等の行き過ぎた囲い込みについては、緊急提言を踏まえ、改正法により是正のための措置がとられたところ、中間報告書では、MNPやSIMロックなどその他の事業者の乗換えコストについて、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書で示されたモバイル市場の公正競争の促進のための方策に関する取組のフォローアップとして、MNPに係る利用者への強引な引止めの注視、中古端末のSIMロック解除への対応状況の注視等の必要性について提言した。

SIMロックについては、各事業者において、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正(2018年8月)による2019年9月からの中古端末のSIMロック解除の義務付けへの対応が行われている。また、一部の事業者で改正法の施行に合わせて提供が開始された回線契約者以外も対象とした残債免除プログラムに関し、販売する端末にSIMロックを設定することに関する問題が提起されたことを踏まえ、総務省では、同年10月に当該事業者に対する早急の対策を求める要請30を行った。各事業者では、当該要請を踏まえ、回線契約者以外の者に対して即日SIMロック解除に応ずることとした31。また、総務省では、同年11月に「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(以下「SIMロック解除ガイドライン」という。)32を改正し、SIMロック解除の原則無料化、回線契約者が割賦で端末を購入した場合の100日以内のSIMロックを含めた全てのSIMロックの即時解除の義務付け等を行った33。

(2) 意見

SIMロック解除

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- 100日間のSIMロック解除の猶予期間が、結果的に自社の通信サービス 利用者を優遇し、他社の利用者を自社の通信サービスに誘引する効果 を持ってしまっている点に問題がある。
- ・ 携帯端末以外の高額な耐久消費財では、盗難対策をした上で、SIMロックのような制限をかけずに流通している。携帯端末でも、購入者からデポジットを取ること等により、懸念されている事項の大半は解消されるのではないか。
- SIMロックは、盗難にあったときのリスク回避のために設定するという事業者側の都合によるものであり、未払いリスクのない一括購入者

_

^{30 「}割賦により端末を販売する際の販売手法に係る報告について(要請)」(2019年10月1日 総基料第148号)

³¹ 総務省からの要請を踏まえ、KDDI はプログラムを見直し、11月1日から、回線契約者を対象とし、プログラム利用料及び端末の再購入を条件としない新プログラムを提供。 ソフトバンクはプログラムを見直し、3月中旬から、プログラム利用料や端末の再購入を 条件としない新プログラムを提供予定。

^{32 2017}年1月に策定した「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」について、改正法の施行に伴い、2019年9月に改正して、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」部分を削除し、名称を「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」としていたもの。

³³ 回線契約者以外については改正時(2019年11月22日)から、回線契約者については2020 年4月6日から、中古端末のオンライン手続については同年10月1日から適用。

に対しても手数料を取って解除するというのは納得できない。

- 今回の法改正では通信と端末の分離を図ったが、一部の事業者では20 種類ものSIMがあり、通信と端末の紐付きが強いため、消費者が自由に 選択をして、通信と端末を組み合わせることが難しいのではないか。
- 現状、eSIM (embedded SIM) について、同じ回線を使用する事業者が 販売するiPhoneについてもSIMロック解除が必要となっているが、eSIM についてもSIMロックがかかっているとすると問題ではないか。

イ 事業者等の意見

- 店頭で、無料でSIMロック解除手続を行うと業者も含めて端末を大量に持ち込まれ、通常の業務が影響を受ける可能性があるため、店頭では有料とし、ウェブでは無料としている。(第18回会合:NTTドコモ)
- ・ SIMロック解除のウェブ受付時間は、一部の事業者では24時間対応を 行っているが、それ以外の事業者は、夜間・早朝にかけては受付を停止 している。海外の事例では、例えば、フランスのOrangeでは、直接SIM ロック解除のページに行き、IMEI番号とメールアドレスの入力だけで 簡単にSIMロックを解除できる仕様になっている。(第18回会合:楽天モ バイル株式会社(以下「楽天モバイル」という。))
- ・ SIMロックは、これまで販売代理店等における端末の盗難対策として 有効に機能しており、防犯上必要なもの。(第18回会合:NTTドコモ)
- ・ 端末代金の未回収リスクをなくすという観点からは、端末代金が完済 された場合にSIMロック解除することが基本的な考えだが、利用者利便 を図るため、事業者が未回収リスクを負う形で最低限の期間を設定し ている。(第18回会合: ソフトバンク)
- ・ 海外への持ち逃げに一定の歯止めをかけるという意味では、海外でも 端末を使えないようにするSIMロックは合理的。(第18回会合: KDDI)

2 MNP

- ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)
 - 各社のMNPのウェブ手続において、MNPの手続ページが探しにくいほか、 移行の理由を尋ねるアンケートが手続に組み込まれていることが手続 を一層複雑にしているのだと思う。事業者は、引き続き改善に向けて検 討をしてほしい。
 - ・ 店頭や電話でMNP手続を行う利用者に関して、引き続き、電話のつながりやすさや強引な引止めの実態について確認し、問題があるようであれば事業者に対応を求めていくことが必要。

イ 事業者の意見

・ MNPの予約番号の発行について、受付時間の制限を外し24時間対応に すべき。(第16回会合:楽天モバイル)

③ その他

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 解約時に、違約金の1,000円に加えて別の手数料がかかるということが利用者に認知されていない。利用者が実際いくら支払わなければならないのかという視点も重要。
- ・ 違約金を1,000円にした結果として、解約手数料、新規手数料の価格 の根拠について、金額の重さから疑問が湧いた。MNP手数料も新規事務 手数料も事業者によって異なるが、違約金を1,000円に一律にした中で、スイッチングコストは手数料を含めた総体なので、手数料の根拠を詰める必要がある。
- MN03社は他社購入端末の保証は受け付けていないので、端末単体で購入する者に対して、端末保証に差が出てくる。消費者保護の観点から、 行き場がなくなる人が出ないよう完全分離時代における端末補償の在り方を検討する必要がある。

(3) 対応の方向性

SIMロック解除

2019年11月のSIMロック解除ガイドラインの改正により、各事業者は、割賦で端末を購入した回線契約者に対する即時のSIMロック解除の実施、中古端末のオンライン手続の実施等が義務付けられるため、その実施に向けて、システムの整備などの準備を迅速に進めることが必要である。また、総務省においては、同年10月に行った要請に基づく事業者からの報告も踏まえ、事業者における対応状況や実際のSIMロック解除件数など、関連の状況を継続的に注視していくことが適当である。

SIMロック解除ガイドラインでは、「迅速かつ容易な方法」としてオンライン又は電話でのSIMロック解除手続の提供が義務付けられており、SIMロックが設定された端末を取扱うMNO及びMVNO各社は、オンライン又は電話でのSIMロック解除の受付をしているが、オンライン手続については、手続開始ページが見付けづらい、手続に必要な画面遷移が多い等、手続が煩雑であるという指摘がある。事業者においては、利用者の利便性を確保するため、よ

り容易で分かりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくこと が求められる。

今後、新事業法による通信料金と端末代金の完全分離により、従来のビジネスモデルでは想定されていなかった回線契約者以外の者への端末の販売等、様々な端末販売の形態が現れることが考えられる。そのような中で、事業者においては、その販売する端末の詐取や盗難防止に関して、SIMロックという利用者に負担を生じさせる方法以外の方法によることを含めて、見直しを検討していくことが求められる。

また、今後、新たにeSIMが普及し、更に、SIMカードがない携帯端末が出てくることも考えられるところ、eSIMにおいてもSIMロックが設定されることもあり得る。物理的なSIMの差替えが不要というeSIMの利点の1つを阻害するおそれもあることから、総務省においては、eSIMに係る状況についても注視していくことが求められる。

そのほか、一部の事業者においてはSIMの種類が複数あるため、端末の交換に伴いSIMの交換が必要になり、利用者が混乱している事例があるとの指摘もある。関係の事業者においては、利用者の利便性を確保し、その混乱が生じないよう、利用者に対する十分な周知その他の必要な対応を図っていくことが求められる。

② MNP手続

MNPについては、移行元事業者から予約番号を取得する必要があるが、これまで、電話のつながりづらさや予約番号の取得の際の過度の引止めが課題となってきたところ、総務省においては、引き続き、電話がつながりづらいことがないかや問題となる引止めが行われていないかについて注視していくことが必要である。

また、電話のつながりづらさや過度の引止めなどの問題に対応し、オンラインでのMNP手続の整備が行われてきたが、MNPの理由の入力や手続に必要な画面遷移が多い等の煩瑣な手続、受付時間の制限、一部の事業者における番号取得までの所要時間等が依然として事業者の乗換えコストとなっているとの指摘がある。事業者においては、利用者の利便性を確保するため、より容易で分かりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められる。

MNP手続には一定の金銭的コストがかかるため、それをどのような範囲の 主体で負担するのかについては様々な考え方があり、利用者全体ではなく、 MNPを利用する者が負担することとすべきとの考え方もある。MNPに係るコストの負担の在り方について、今後、継続して検討を進めていくことが求められる。

③ その他

改正法の具体的な規律の内容に関する議論においては、利用者の事業者の乗換えコストについて、違約金及びMNP手数料以外にも解約事務手数料や新規契約手数料等が存在すること等が指摘されている。総務省においては、MNP手数料を含む事業者変更の際にかかる金銭的なコストを総合的に確認していくことが求められる。

主要事業者が提供している端末補償サービスについては、回線契約者が端末を購入した際しか加入できず、かつ、回線契約を解除すると解約となるため、回線契約者以外の者が事業者から端末を購入する場合や、端末を購入した事業者以外の事業者に移行する場合には、利用したくても加入することができないこととなり、事業者の乗換えの妨げの一因となっているとの指摘がある。総務省においては、端末補償サービスに係る状況について、利用者による事業者の乗換えに与える影響という観点から、引き続き、注視していくことが求められる。また、メーカの修理対応期間の終了を知らずに携帯補償サービスに加入していた利用者が、端末の修理を受けられずトラブルになる事例が報告されているとの指摘もある。事業者においては、利用者の混乱を招かないよう適切な周知等の必要な対応を行うことが求められる。

4. 端末市場の活性化

(1) これまでの経緯等

携帯端末については、ハイエンド端末を中心に過度な端末購入補助が行われることにより、ハイエンド端末とローエンド端末の実売価格が接近し、市場メカニズムが有効に機能していないこと、また、同様の補助ができないMVNOとの競争上のイコールフッティングの問題が指摘されており、緊急提言を踏まえ、改正法により、通信料金と端末代金の完全分離が図られた。端末市場では、事業者による中低価格帯のものも含めた取扱端末の多様化の動きや34、量販店におけるSIMフリーの端末の取扱いの開始35等、多様化の動きが出てきている。

34 MNO3社の2018年下半期発売端末と2019年下半期発売端末の価格帯を比較すると幅広い 価格帯の端末が取扱われるようになってきている。

^{35 2019}年11月から、ビックカメラやヨドバシカメラ等の量販店において、SIMフリーの

中古端末については、中間報告書では、リユースモバイル関連ガイドライン 検討会におけるリユースモバイルガイドラインの策定の取組を踏まえ、総務 省において引き続き民間事業者の取組を支援することが適切であり、また、総 務省において中古端末の流通実態の把握を進め、必要に応じ、改善のための取 組を行うことが必要であると提言した。リユースモバイル関連ガイドライン 検討会では、2019年11月にリユースモバイルガイドラインを改正し、バッテリ 一状態の確認・結果の表示、販売後の不払い等によるネットワーク利用制限に ついての保証の推奨、リファービッシュ品についての確認事項の追加、事業者 間取引用の数値基準を含む詳細な格付基準の整備を行うとともに、2020年2月 からは、リユースモバイルガイドラインに準拠する事業者の認証制度36を開始 することとしている。総務省は、中古端末の流通実態に関して、公正取引委員 会とともに調査を行い、2019年10月にその結果を公表している。なお、調査の 結果、事業者の売却先となっている仲介事業者は購入した中古端末の多くを 海外に売却している状況であったが、事業者において、売却先の事業者に対す る販売先の制限、中古端末取扱事業者との取引の直接的・間接的な拒絶・差別 的取扱い、不当に高い価格での下取りが行われている実情は確認されなかっ た。

(2) 意見

① 多様な端末の流通

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- 通信契約による縛りは撤廃されたが、SIMロックと端末買換条件による端末による縛り等、実質的な囲い込みの懸念があるのではないか。
- ・ 改正法の議論では、端末・通信の分離のみならず、消費者への分かり やすい料金、スイッチングコストの引下げによる消費者選択の増加と いった点も議論してきたが、購入端末にSIMロックや端末の買換条件が ある端末購入プランは、スイッチングコストの引下げ、囲い込みを減ら すことには対応していない。
- 修理対応が終了した端末に対しても、知らずに端末補償サービスの代金をずっと払い続ける利用者もいる。

.

iPhoneの取扱いを開始(2019年11月19日発表)。

³⁶ リユースモバイル・ジャパンによる取組。なお、審査は、実地の確認を行った上で、外部有識者を中心とする審査委員会により行うこととしており、また、2年間の更新制とすることとしている。

イ 事業者等の意見

- 割引を受ける者と受けない者との間で不公平があるとの指摘を受けて、改正法の施行後は端末購入補助を縮減し、通信料金の引下げに取り組む。分離プランの導入に伴い、端末は原則定価で販売するとともに、利用者の購入に係る負担を軽減するため、粗利の削減等の努力を通じた端末価格の引下げに加えて、端末返却を条件に端末代金の一部を支払い不要とする「スマホおかえしプログラム」を2019年6月から提供している。更なる端末の低価格化については、通信料金を原資として行われる端末購入補助ではなく、メーカによる端末の低価格化や事業者による端末粗利の縮減等によって実現されるべき。(第13回会合:NTTドコモ)
- ・ 携帯端末を一般的な市場価格より低廉な価格で提供できていると考えており、これからも更に4万円以下のスタンダードのモデルをラインナップとしてそろえていきたい。(第19回会合:NTTドコモ)
- ・ 通信料金と端末代金の完全分離に対応し、端末について、物販として 供給し、料金を買いやすくすること自体は否定されるものではないと 考えており、通信市場と端末市場のそれぞれで競争が促進すれば、最終 的にはユーザの便益にもつながるものと考える。(第18回会合:ソフト バンク)
- ・ 韓国、アメリカでは既に一部で5Gの商用化が開始されており、中国では数多くの端末が既に発表され、ショップ等に5G環境と端末を実装して消費者が5Gを体験できるようになっている。こうした動きに日本が遅れをとることがないように配慮願いたい。(第16回会合:全携協)

② 中古端末の流通

- ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)
 - ・ 中古端末について、IMEIによる検索でネットワーク利用制限の状況 (残債の返済状況)が分かる仕組みとなっているが、全ての事業者が対 応しているわけではないこと、SIMロックと両方で制限をかけていることから、ネットワーク利用制限についても、妥当性を検討する必要がある。
 - ・ 個人間取引のプラットフォームには、かなりの数の中古端末が出回っており、出品時のルールはあるものの利用者情報の消去については、まだ取組が遅れているのではないか。端末に記録された情報は、端末の売主の情報に限られないため、意図しないところで自分の情報も一緒に

出回ることがないようにすることが必要。また、利用者情報の消去の困難性についての周知もしていくべき。

- ・ 端末市場の活性化を図るためには、中古市場における端末の適切な取 引が非常に重要であり、売り手も買い手も、適切なものが流通している という安心感があれば取引の活性化が促されるので、個人間取引にお いても、プラットフォーム事業者による適切な取組の実施が重要。
- 個人間取引について、どの利用者がどのプラットフォームを利用して も、必要な事項が記載されているような仕組みに整えていくために、出 品者が記載すべき事項、プラットフォーム事業者が点検することが望 ましい事項などについて、自主的対応の基準となるような考え方をど こかで整理することも必要になってくるのではないか。これらの取組 は、苦情対応などのコストを減らす意味で、プラットフォーム事業者に とってもビジネスモデル上有用なインセンティブにつながると思う。
- 中古端末取扱事業者の認証制度について、認証の管理をしてステータスを保持していくのは大変なので、しっかりと取り組んでいただきたい。また、中古端末の流通に関するトラブル対応の窓口を設置することも検討してはどうか。
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs)の作る責任、使う責任に基づき、利用者も廃棄・保管している端末に使われている希少な資源を無駄にしないよう、リデュース・リユース・リファービッシュ・リサイクルのそれぞれの取組の必要性を念頭に入れて欲しい。例えば、中古端末取扱事業者において、個人情報の上書き消去、証明書が発行されるような仕組みがあれば、使い終わった端末の回収が進むのではないか。
- 中古端末については、通信料金と端末代金の完全分離により端末購入 補助が最大2万円となり、端末の値段が上がってきているので、徐々に 中古端末が市場に流通し始めるのではないか。端末そのものの流通の みならず、再生端末、リファービッシュ端末、更には純正部品の流通も 期待される。

(3) 対応の方向性

① 多様な端末の流通の促進

新事業法による通信料金と端末代金の完全分離により、利用者が端末自体の本来の価値を基に自らのニーズに応じた端末を適切に選択することができるようになり、結果として、端末自体の魅力による本来あるべき競争が実現することが期待される。また、端末の取扱いについては、本来の利用者のニーズに対応し、中低価格帯の端末や中古端末など多様な端末が提供さ

れることや、値引き等に頼らない5G端末をはじめとする端末自体の魅力が 訴求されることなどが期待される。

総務省においては、改正法の施行後の端末市場の変化について継続的に注視していくことが必要である。特に、中低価格帯の端末や中古端末等の流通する端末の多様化や、2020年春に発売される予定の5G端末に係る状況等について、継続的に注視していくことが重要である。また、端末の販売・流通形態についても、改正法の施行も踏まえ、自社の回線契約者以外の者に対する端末販売、量販店によるSIMフリー端末の販売の拡大といった動きが見られることから、その変化について、継続的に注視していくことが求められる。

② 中古端末の流通の促進

中古端末の流通については、2018年のMNO3社の下取り・売却台数は約640万台、2018年度の中古端末取扱事業者の買取台数は約178万台、販売台数は約135万台となっており、その他にも、MVNOによる中古端末の取扱いや、個人出品が可能なプラットフォーム等を経由した個人間取引も広く行われるようになってきている。他方で、総務省による利用者アンケート³⁷によると、端末の処分方法として、56.9%の利用者が「自ら廃棄・保管」をしている実態が示されており、その流通の促進が課題となっている。

端末に対するニーズが多様化に対応し、廃棄されたり、退蔵されたりしている端末を有効に活用していくことが必要であり、また、資源の有効活用の観点からも、その推進が求められる。その際、中古端末の流通の形態は多様であり、そのままの形で再利用するリユース品としての利用、メーカ等による修理を行って再利用する修理品(いわゆるリファービッシュ品)としての利用、修理のための部品としての一部部品の活用や金属資源その他の素材としての再利用等の様々な利活用方法が考えられるため、端末の状態に応じて適切な形態による流通の促進が図られることが望ましい。

中古端末の流通の促進のためには、消費者が安心して端末を売買できる環境の整備が重要であり、利用者情報の消去、バッテリーに関する情報の表示等の利用者の中古端末の売買に対する不安に対応するリユースモバイルガイドラインの策定・運用は重要な取組である。また、中古端末の売買をしようとする利用者がリユースモバイルガイドラインに準拠している中古端末取扱事業者を容易に認知できることは、実際の売買においては不可欠と

³⁷ 電気通信事業分野における市場検証(2018年度)年次レポート。

もいえるものであり、認証制度の開始とその信頼性を確保するための確実な運用は重要である。そのような民間事業者による利用者が安心して中古端末の売買を行えるようにする取組については、その着実な実施と更なる強化が望まれる。総務省においては、その取組を引き続き支援していくことが適当である。

個人間の取引に関し、プラットフォーム事業者では、ネットワーク利用制限の表示やIMEIの表示等の出品に関するルールの策定・運用、出品される端末の検品等のサービスの提供等、それぞれのプラットフォーム事業者において工夫した取組が行われてきている。これらのプラットフォームを通じた中古端末の流通の促進のため、利用者が安心して取引を行うことができるよう、利用者が不測のトラブルに遭わないようにすることが重要であり、プラットフォーム事業者においては、出品者・購入者双方に対する適切な情報提供の実施や周知などの取組が行われることが望ましい。その際、利用者保護の観点から最低限必要な事項等について、プラットフォーム間に共通のものとして整理していくことも考えられる。

中古端末の流通の実態については、総務省において、公正取引委員会と協力した調査の実施・公表をしており、引き続き、両者で連携しながら、中古端末の流通の実態について調査し、必要に応じ、対応を行っていくことが求められる。また、中古端末に関しては、数年で消耗することが多いバッテリーなどの部品について、必要な修理部品が供給されないことにより、適切に修理することができず、結果として、その流通が阻害されているとの指摘もあり、そのような状況についても、注視していくことが望ましい。更に、多様化する中古端末の流通について、事業者による下取り、中古端末取扱業者による売買、個人間取引、MVNOによる取扱い等を含め、総合的に把握し、状況を注視していくことが望ましい。

5. 通信料金等の総額表示の促進

(1) これまでの経緯等

期間拘束のある料金プランについて一定の条件の下での最初の1年間等の期間を限定した割引が行われる中で、月ごとの支払額を提示するだけでは利用者が適切に拘束期間全体での自らの支払額を把握することが難しいとの指摘や、公正取引委員会調査の指摘³⁸ (2018年6月)を踏まえ、中間報告書では、

³⁸ 「携帯電話市場における競争政策上の課題について (平成30年度調査)」(2018年6月28日

事業者において、期間拘束を伴う料金プランについては、利用者が料金プランを選択する際の参考にできるよう契約時及び更新時の両方について、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を併せて示すことが適当とし、総務省において、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(2016年3月策定。以下「消費者保護ガイドライン」という。)の改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当と提言した。

中間報告書の提言を踏まえ、総務省では、2019年9月に消費者保護ガイドラインを改定し、同年10月から携帯電話サービスの提供条件の説明時等において拘束期間全体にわたる通信料金と端末代金の総額の目安を示す必要があることを位置付けた。具体的には、期間拘束のある携帯電話サービスの新規契約、変更契約又は更新契約を締結しようとしている利用者に対し、事業者のシステム改修等の準備状況等の特段の事情がない限り、少なくとも、①通信料金、②携帯電話端末、タブレット等のサービスの利用に不可欠な端末の売買代金及び③初期費用(事務手数料等)について、拘束期間全体にわたる総支払額の目安を明示することが適切とした。

消費者保護ガイドラインの改正を受け、MNO3社のうちNTTドコモ及びKDDIでは、2019年10月から、新たな料金プランについて、新規契約を締結しようとしている利用者に対する総額表示の運用が開始された。なお、ソフトバンクは、期間拘束のある料金プランを廃止したため、新規契約を締結しようとしている利用者に対する総額表示の運用は行われていない。

(2) 意見

ア 事業者等の意見

- 店頭での新規契約分の総額表示については2019年10月受付分より開始。自動更新分については、システム整備に時間を要することから、2020年1月送付分(2020年2月更新)より開始予定。WEBシミュレーションでの総額表示については現在検討中。(消費者保護WG第15回:NTTドコモ)
- 店頭での新規契約分の総額表示については2019年10月受付分より開

公正取引委員会)では、「MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持てないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性があること」から、「MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の総額費用の目安を消費者に示すことが望ましい」と指摘されている。

始。自動更新分については準備中。ウェブ掲載分については、システム整備に時間を要することから、2019年度内を目途に開始予定。(消費者保護WG第15回: KDDI)

・ 新料金プランでは期間拘束を撤廃したため、新規契約分の総額表示は 不要。期間拘束が残る既契約の自動更新時の総額表示については準備中。(消費者保護WG第15回:ソフトバンク)

(3) 対応の方向性

MNO各社では、新規契約を締結しようとしている利用者に対する総額表示について消費者保護ガイドラインに沿った運用を開始しているが、更新契約等を締結しようとしている利用者に対する総額表示はシステム改修等が必要となるため、2020年1月以降順次行うこととしている。MNO各社においては、期間拘束のある契約に関し、新規契約、変更契約及び更新契約を締結しようとしている利用者の全てに対する総額表示が速やかに実現されるよう、システム改修等の取組を早急に進めることが必要である。総務省においては、引き続き、各事業者の取組の状況を注視していくことが適当である。

6. 広告表示の適正化

(1) これまでの経緯等

広告表示に関しては、販売代理店の店頭広告、テレビCMやウェブ広告等について、一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン(条件付最安値)を強調したものや、「端末実質0円」、高額のキャッシュバック等を訴求するもの等の問題のある広告表示が行われているとの指摘があり、また、消費者庁において2018年11月に携帯電話事業者の広告表示について一部で実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される得る広告表示が見られることについて指摘³⁹されたことを踏まえ、中間報告書では、関係者において、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)で問題となるおそれのある広告等の不適切な広告が掲示されないよう自主的な取組を強化することが望ましく、具体的には、事業者による事前及び事後の対応、販売代理店への適切な指導等の着実な実施が期待され、関連事業者団体においては、現行の自主基準等の内容及びその運用について検討することが望ましいと提言した。

_

^{39 「}携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての不当景品類及び不当表示防止法上の考え方等の公表について」(2018年11月13日)。

消費者庁では、更に、2019年6月に、2018年11月の指摘の後の店頭広告の状況について、一部には支払総額や月額の支払金額が表示されるなど、一定の改善が見られる一方で、依然として安さを強調した販売価格の表示に比べ、その適用条件の表示は一般消費者が十分に認識できるような方法とは必ずしもなっていないものが見られるとの指摘をしている⁴⁰。

総務省では、2019年6月及び9月のMN0各社に対する要請において、景品表示 法等で問題となり得る店頭での広告表示が行われないよう、事前及び事後の 確認等の対応を進めるとともに、販売代理店に対する指導を適切に実施する よう求めた。

中間報告書の提言、消費者庁の公表、総務省の要請等を踏まえ、電気通信サービス向上推進協議会及び電気通信事業者協会では、自主的な取組の更なる強化を行っている。具体的には、電気通信サービス向上推進協議会及び電気通信事業者協会では、テレビ広告(特に条件付最安値表示)の審査に活用するため、消費者からの意見を反映するための消費者モニターを2019年度中に開始することとしている。また、電気通信サービス向上推進協議会では、各事業者による店頭広告に係る自主チェックの運用状況の監査を2019年10月から開始するとともに、2018年11月及び2019年6月の消費者庁の指摘を踏まえた店頭広告の適正化、テレビ広告での条件付き最安値訴求における制約条件の明確化、ウェブ広告での注釈の入れ方等を内容とした自主基準及びガイドラインの改定を2019年度中に行うこととしている41。

また、一部の事業者による端末の残債免除プログラムに係る広告に関しては、総務省では、2019年10月に、利用者に誤解を生じさせることがないよう必要な見直しを行うこと等について関係事業者に対する要請を行い、消費者庁では、携帯電話端末購入時の毎月の支払額や残債免除プログラムの表示について一般に向けた注意喚起等⁴²を行うなど、連携して対応を行ってきており、これらの要請等を受け、関係の事業者においては、残債免除プログラムの名称の見直しを含めた広告表示の見直しを迅速に実施している。

なお、2019年8月には、本研究会において、一部の販売代理店において、改正法の施行前に、施行後に禁止される端末と通信のセット割引の駆込みの利

⁴⁰ 「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について〜携帯電話端末の店頭広告表示と MNPにおける違約金の問題への対応〜」(2019年6月25日)。

⁴¹ 改定案について、2019年12月18日から2020年1月10日までの間、意見募集を行っている。

⁴² 「携帯電話端末の広告表示に関する注意喚起等について」(2019年9月26日)、「自分に合ったスマートフォンの買い方をしよう!」(2019年11月6日)。

用を煽る広告が掲示されている例があるとの指摘があり、関係事業者及び販売代理店において改善の対応が行われた。

(2) 意見

ア 構成員の意見(合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 電気通信サービス向上推進協議会の取組について、自主基準に違反した際の処置についても明確にしておくことで信頼が高まる。(第16回)
- 広告を見て契約した人に対して店舗でどういう説明をしているのか、 事業者が把握しておくべき。
- ・ 事業者によって取組の足並みがそろっていないこと自体が問題。足並 みがそろわないのであれば、例えば、他社の不適切な広告について相互 に監視していくことも考えられるのではないか。
- ・ 業界団体における取組としては、各社の状況を把握し、問題提起や改善の方向性を示していくことが必要ではないか。
- ・ 店頭広告の問題は日々販売代理店を訪問している各社の営業担当者 がきちんとチェックすれば解決するものであり、例えば、問題があった 場合に営業担当者に何らかのペナルティを科すという方法も考えられるのではないか。
- 打消し表示は非常に難しく、特に魅力的な条件がすり込まれてしまった場合に、その印象を打ち消すのは極めて困難であることに留意する必要がある。

(3) 対応の方向性

MNO各社をはじめとする事業者においては、現在、販売代理店が行う店頭広告について、事前の確認を行うとともに、必要に応じて事後の確認を行っているところ、消費者庁の見解等も踏まえ、利用者が誤解することのないよう、店頭掲示物の自主的な確認を強化するとともに、販売代理店に対する指導を適切に実施していくことが重要である。また、SNSやチラシなど店頭広告以外の販売代理店による広告に関しても、個別に問題となった事案も出てきており、利用者に誤解を与えることがないよう、販売代理店に対する指導を強化していくことが必要である。これらの取組を行うにあたっては、自主基準・ガイドライン違反等の問題となる広告表示が行われた場合における対応の在り方を含め、その実効性の確保のための仕組みについても検討することが望ましい。

電気通信サービス向上推進協議会においては、各事業者における事後の確認の内容の確認・監査、テレビ広告の審査における消費者モニターの導入等に

ついて、予定しているスケジュールに沿って実施していくほか、自主基準・ガイドライン違反があった場合の業界団体としての対応の在り方について検討を進めることが望ましい。また、各事業者における課題を共有しつつ、利用者の意識なども踏まえ、自主基準・ガイドラインの遵守のための業界としての取組や自主基準・ガイドラインの見直しについて、継続的に実施していくことが望ましい。

総務省においては、広告表示に係る2019年6月及び9月の要請を受けた各事業者の対応の状況を引き続きフォローアップしていくことが必要である。また、2019年10月に拡充された情報提供窓口に寄せられる不適切な広告表示に係る情報を踏まえ、関係する事業者・販売代理店に確認することにより自主的な取組が適切に実施されるよう、事業者・販売代理店と連携を行っていくことが求められる。

7. 改正法施行後の状況の評価・検証

(1) これまでの経緯等

改正法の施行後のモバイル市場の状況の評価・検証について、中間報告書では、従来から行われている市場の状況や事業者間関係に係るモニタリング及び消費者保護に係る規律の遵守状況に関するモニタリングに加えて、利用者料金その他の提供条件の状況やそれに関する利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析することが有用であり、専門家の意見も交えて、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省を含む関係者の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当と提言した。

総務省では、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」(2019年8月公表)において、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行うこととし、その評価・検証の結果を踏まえ、改正法に基づく措置について、不断に規律の見直しを行うこととする方針⁴³を示している。また、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」(2019年8月公表)において、中間報告書で挙げられた事項に関するモニタリングについては、電気通信市場検証会議の下で、市場検証に関す

⁴³ 「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に 関する基本的考え方」(2019年8月23日)

る取組の一環として実施することとしている。

本研究会においても、消費者保護WGと合同で、2019年8月及び11月に、改正法の施行前後の事業者等の取組の状況等⁴⁴、中古端末を含む端末市場の動向⁴⁵、SIMロック解除手続やMNP手続等の現状や、総務省が実施した利用者アンケートの結果等について確認し、議論を行った。

(2) 意見

ア 構成員の意見(合同会合での消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 評価・検証は、できるだけ永続的に続けていただきたい。専門家による検証が行われ、それがエビデンスという形になっていることは、今後の政策形成における合理性や国民の納得性を考える上で非常に重要な基礎になる。定量的なデータや個別調査について、制約や濃淡はあると思うが、継続して取組を続けるための枠組みや方法について積極的に検討することが必要。
- 政策が狙いどおりの効果を得られたかモニタリングする必要性については、例えばMNPの件数の推移や料金の推移といった評価すべき項目をあらかじめ決めて、それについての情報を積極的に集める努力が必要ではないか。制度のもたらす好ましい効果だけではなく、副作用の部分も拾い上げられるような指標を定めて、その準備をしていくための議論が必要。
- ・ 改正法による措置によって、端末購入補助を求めて事業者を乗り換えるような者が減ることから、一度MNPの数は減り、その後、よりシンプルで縛りのないサービスが普及していくことによって、MNPが安定的に増加していくことになるものと考えられるため、MNPについては、「真水のMNP」を見極めることが必要。
- ・ 意識調査は、時代に合わせて項目の追加や削除も行いながら、ぜひ継続的に実施してほしい。クロス分析を行っていくことで、どこに着目してどのように施策を行えば良いかが判明するだろう。

44 第16回会合(2019年8月29日。消費者保護WG第14回会合との合同会合。)では、MN03社、 楽天モバイル、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会及び電気通信サービス向上推進 協議会からのヒアリングを行うなどして、改正法の施行に向けた準備状況について議論し た。また、第20回会合(2019年11月20日。消費者保護WG第19回会合との合同会合。)では、 MN03社からのヒアリングを行うなどして、改正法の施行前後の取組及び利用者の新料金プ

ランへの移行促進に向けた取組について、フォローアップを行った。

⁴⁵ 第21回会合(2019年12月2日)では、リユースモバイル・ジャパンからのヒアリングを行うなどして、中古端末市場に関する状況を確認した。

- 各事業者の取組が広がっていくことで、時間はかかるかもしれないが、日本の携帯電話の利用者の不信感が徐々になくなってくのではないか。意識調査の結果も「高い、納得していない」ではなくて、「高いけど納得している」、「安いし納得している」という人が増えていくのではないかと期待。
- 意識調査は有用な調査であり、定期的に継続して実施することで、電気通信サービスのよりよい状況をつくり上げていくことができる。事業者にも活用してほしい。
- ・ 消費者にとって、理解しやすいこと、負担が小さいこと、選択肢が用意されていることが前提だが、5GやIoTサービスなど、通信サービスが大きく変化する状況において、事業者の企業努力によるビジネスモデル開発が阻害されないためにも、今後の政策形成においてはこうした意識調査によって明らかになる事実を踏まえた検討が必要不可欠である。
- ・ 事業者の企業努力による料金プランの開発・策定は消費者の便益に資するものである限り歓迎したいが、消費者が理解しやすく負担の小さい料金プランと、その精神に基づく事業者間のイコールフッティングの実現が必要。今後も消費者保護ルールやモバイル市場の競争環境について、それぞれモニタリングに基づく事実の確認と、両者が適切に連携した形での政策検討の継続が必要ではないか。
- 携帯電話の料金水準や料金プラン等について利用者の意識を把握することは、EBPMの観点からも極めて重要であり、貴重な検討材料となることから、大きな意義がある。今後は設問の設計や分析方法について細かなメンテナンスを重ねながら、原則として同じ設計による調査を継続的に実施して、政策の影響やそれに伴う事業者の取組を評価するための定点観測を行うことが強く期待される。
- ・ 施策を評価して、モバイル市場に関する知見を蓄えていくのは、その 先の施策の立案を考えていく上でも重要。改正法による施策について、 スイッチングコストに占める施策の影響度、具体的には、どれだけ事業 者乗換えが促されたのかを確認していくべき。
- ・ データによる検証を軸に据えることは重要。今後、評価・検証の結果 を踏まえ、その次の施策を検討するというサイクルができるといい。
- 利用者は、サービスの品質、ショップやコールセンターのサポート等も含めた総合的なサービスへの対価として通信料金を支払っており、今後、5G時代に向けてネットワークサービスが多様化していく中で、単純な価格の比較ではなく、事業者が提供するサービスの価値に見合っ

た料金が設定されているかという観点も重要。

イ 事業者等の意見

・ 今回の事業法の改正により目指す姿を実現していく過程において、市場の大きな変化が見込まれる。今後の市場状況の変化を絶えず注視するとともに、現場を担う販売代理店の声にも耳を傾けていただきたい。年度ごとの振り返りに限らず、必要に応じて臨機応変な規律の見直し等を柔軟かつ迅速に行っていただきたい。(第16回会合:全携協)

(3) 対応の方向性

改正法の施行後のモバイル市場に関する今後の評価・検証については、通信・端末の両市場の状況を含むモバイル市場の変革の進捗について、モバイル市場における公正競争の促進に関する関係者による取組の効果を含め、定性的・定量的に実施していくことが適当である。

具体的には、市場の状況について、総務省において報告規則や報告徴収で事業者等から報告を受けることとなっているデータ等の定量的なデータを活用した分析を行うことが重要である。その分析にあたっては、例えば、通信料金の水準、提供されるサービスの品質、サポートの内容など、多角的な観点から行うことが求められる。また、定性的なデータとして、事業者、販売代理店、業界団体のほかメーカなどの関係者からのヒアリングを通じて市場の動向を把握するとともに、アンケートによる利用者の意識調査などにより利用者の意識も確認することが適当である。更に、評価・検証を進めるにあたっては、国内のみならず海外における状況も参考としつつ、総合的に行うことが重要である。

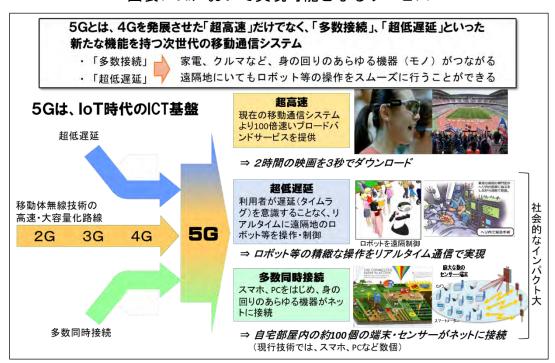
これらの評価・検証により、通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘因力に頼った競争慣行の根絶に向けた状況等のモバイル市場の変革の状況を把握するとともに、モバイル市場において公正な競争環境を阻害しうる新たな課題はないか、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における課題はないか等について継続的に注視し、新事業法による規律の運用・執行に関する課題やその見直しの必要性について不断に検討していくことが重要である。

第3章 事業者間の競争条件に関する事項

1.5G導入当初(NSA構成段階)における課題

(1) これまでの経緯等

5Gにおいては、4Gにおけるサービスを発展させた「超高速・大容量」に加え、遠隔地のロボット等の操作をスムーズに行う「超低遅延」、家電、車など身の回りのあらゆる機器がネットワークにつながる「多数同時接続」といった、多様なニーズに応じた付加価値の高い新たなサービスの提供が可能となる(図表1参照)。



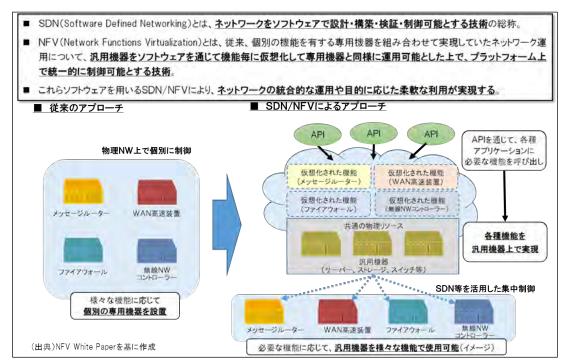
図表1 5Gにおいて実現可能となるサービス

※ 新世代モバイル通信システム委員会報告書(2018年7月)概要資料

そうした新たなサービスの提供を可能とするものとして、5Gにおいては、ネットワークの様態が変化する。ネットワーク仮想化技術、すなわち、ネットワークをソフトウェアで設計・構築・制御する技術 (SDN: Software Defined Networking)、ネットワークの機能を専用設備により実現するのではなく汎用的な設備を仮想化することにより実現する技術 (NFV: Network Function Virtualization)の導入により、設備の汎用化が進展するとともに、ネットワ

一クにおける機能実現において、ソフトウェアの果たす役割が一層高まることが想定される(図表2参照)。また、これにより、ネットワーク構築において、自らの設置する設備ではなく、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展することが想定される。

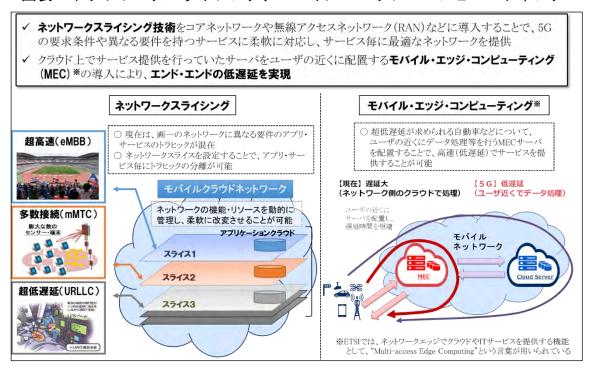
図表2 ネットワーク仮想化技術 (SDN・NFV)



※ 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 (第4回)(2019年1月30日)資料

また、ネットワークスライシング技術の導入により、コアネットワークや無線アクセスネットワークにおいて、スライスと呼ばれる要件の異なる仮想ネットワークを複数同時に構築することが可能となり、これにより、「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった要件の異なるサービスを複数同時に提供することが可能となる。また、データ処理等を行うサーバを利用者の近くに配置することで遅延時間を短縮するモバイル・エッジ・コンピューティングの導入により、エンド・エンドの「超低遅延」サービスの実現が可能となる(図表3参照)。

図表3 ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング



※ 新世代モバイル通信システム委員会報告書(2018年7月)概要資料

5Gについては、特定基地局の開設計画の認定が2019年4月に行われ、第二種 指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。) 各社は、図表4のとおり、2020年春のサービス開始を予定している。

図表4 二種指定事業者における5G商用サービス開始予定

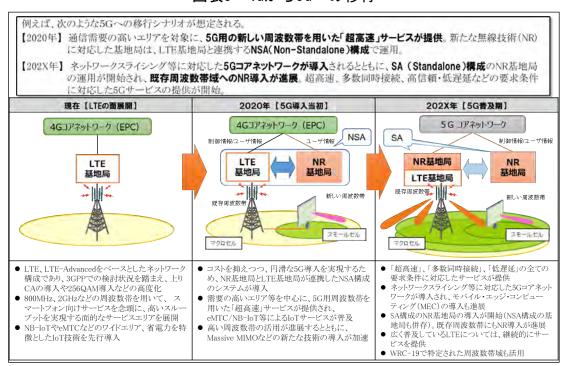
二種指定事業者	5G商用サービス開始予定		
NTTドコモ	2020年春に商用サービス開始予定		
KDDI	2020年3月より5Gサービスを正式に開始予定		
ソフトバンク	2020年3月予定 5G商用サービス開始 (超高速・大容量)		

※ 第17回会合(2019年9月11日)における各社説明資料より作成

5Gのネットワークについて、5Gサービス開始当初は、コストを抑えつつ、円滑な5Gの導入を実現するため、4Gのコアネットワークにより5Gの基地局と4Gの基地局を連携させて動作させる「NSA (Non-Stand Alone)構成」によりネットワークが運用されることが想定されている。これにより、需要の高いエリアを中心に5G基地局の整備がなされ、「超高速・大容量」等の5Gの特徴を活かしたサービスが提供されることが見込まれている。

その後、5Gサービスの普及期においては、4Gのコアネットワークから独立し

た5Gコアネットワークが導入され、5Gの基地局を単独で動作させる「SA (Stand Alone)構成」によりネットワークが運用されることが想定されている。これにより、「超低遅延」及び「多数同時接続」が更に強化され、これらを活用した本格的な5Gサービスの提供、また、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入が順次開始されることが想定されている(図表5参照)。



図表5 4Gから5Gへの移行

※ 新世代モバイル通信システム委員会報告書(2018年7月)概要資料

このように、5Gは、モバイル市場におけるサービス及びネットワークの様態に変化をもたらすものであるところ、そうした変化は、二種指定事業者とMVNOとの間の公正競争に大きな影響を及ぼすこととなることが想定される。

中間報告書では、5Gの進展に応じた新たなサービス提供が見込まれる中、予想される様々な動向を見据えつつ、将来生じることが想定される課題に関し、その対応方法や詳細な検討を行うべき時期等について、現時点で検討しておくことが適当と考えられるとし、こうした課題について、中間報告書の取りまとめ以降、議論を深めることとすることが適当である旨の指摘を行ったところである。

(2) 意見

本研究会において、5G時代における課題について、「5G導入当初(NSA構成段階)における課題」と「本格的な5G時代(SA構成段階)における課題」に区分した上で、前者について、論点として、「5Gについては、2020年春のサービス提供開始が見込まれるところ、MNOとMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても利用者への提供を円滑に開始できるようにすることが重要ではないか」、「MNOにおける5Gの利用者への提供予定(提供開始時期、利用者料金設定の考え方等)、MVNOへの開放予定(開放開始時期、設備改修等開放開始までのスケジュール、接続料設定の考え方等)を確認し、課題を抽出の上、適切な対応を促す必要があるのではないか」と示して討議を行った中で、二種指定事業者及びMVNO並びに構成員から次のような意見が示された。

① 二種指定事業者

- 2020年春の5G商用サービス開始と同時期にMVNOに5Gを提供する考え。既にMVNOに5Gに関する情報提供を実施している。従来の接続点により、回線容量単位での提供を予定。実際に同時期に実現できるかはMVNO側の準備次第。接続料は、当初はNSA構成であること、エリアが十分ではないことを考えると、LTE導入の際と同様、5GとLTEを合わせて算定するのではないかと考えている。(第17回会合:NTTドコモ)
- ・ 5G時代のMVNOの促進としては、L2接続やIoTプラットフォーム等の5Gネットワークを活用できる環境整備を計画している。MVNOには、2020年3月の商用サービスの開始当初から卸役務や相互接続により5Gを提供できるよう、標準プラン、約款等を準備していきたい。(第17回会合: KDDI)
- ・ 2019年11月から卸電気通信役務の標準プランのWebでの公表を開始。この公表内容を順次アップデートしていくことに加え、請求があれば個別に順次開示していく。5G (NSA) の接続料は、4Gユーザが利用する4Gトラフィック、5Gの制御に利用する4Gトラフィック、5Gの制御に利用する4Gトラフィックを識別できないため、4Gと一体的に算定する見通し。仮に、4Gと5Gとで別々に設定する接続料と、4Gと5Gを一体的に算定する接続料とを同時に設定する場合には、同じネットワークを利用するにもかかわらず、MVNOによって、別設定の場合の接続料が適用されるケースと、一体的に算定する接続料が適用されるケースとで、一物二価となってしまうため、公平性の観点から両立しない。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:KDDI)
- 5G商用サービスは2020年3月に開始予定。MVNOへの提供はこれと同時期を予定。5Gサービス開始当初はNSAで4Gコアネットワークをベースに大容量サービスを提供。(第17回会合:ソフトバンク)

- MVNOに提供予定の5Gサービスに関して、2019年12月2日時点での情報を当社HPに公開済。今後、決定事項については順次更新予定。NSA構成ではコアが同一であることから、4Gと5Gの一体的な提供が基本。4Gと5Gを別々に算定することについて、NSA構成では4Gと5Gが混在するためそれらを分計できるかどうか等の課題が想定される。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:ソフトバンク)
- ・ MNOがMVNOを利用して他のMNOのネットワークを利用する形態は、①各社が研究開発等競争環境にある中、他社のイノベーションをMVNOとして享受することは、イノベーション競争を阻害する、②MNOでありながら自らの電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに事業展開することは、電波の有効利用、設備競争を阻害する、③経営情報の漏えいにより公正競争が阻害され、円滑な情報提供の妨げになるおそれがあるといった問題があり、認められるべきではなく、制度整備が必要。楽天モバイルはNTTドコモのMVNOとして新規受付を継続する旨発表したが、本来は新規受付を停止し移行を促進すべきであり、遺憾。(第17回会合:NTTドコモ)
- ・ 目的外利用される情報は、接続料に係る情報や、5Gの提供開始時期や技術情報等が該当し、このような懸念は現時点においても既に発生。秘密保持契約(NDA)を締結しても、事業者が目的外利用の実態を把握し実効性を担保することは困難であるため、ガイドラインの規定整備のみでは根本的な解決には至らず、MNOと同一法人格又は資本関係のあるMVNOに対して、接続応諾義務の撤廃や例外規定を設ける等の制度整備が必要。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:NTTドコモ)
- ・ 情報の目的外利用については、NDAなどの一般的な規律により情報漏えいの阻止の担保は可能であり、MVNOとの契約において適切な情報管理について定めている。また、MVNOとの協議においてMNO間の設備競争を阻害するような情報提供はないと考えており、改めてガイドラインで規定する必要はない。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:KDDI)
- ・ 現時点においては、他の二種指定事業者を含めて情報の目的外利用やそれによる問題が生じたことはない認識。問題が顕在化しているわけではないことから、情報の目的外利用については、現行ガイドラインの内容で担保できていると考える。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:ソフトバンク)

② MVN0

- 各MNOが、2020年春の商用サービス開始と同時期にMVNOに5Gを提供することを表明したことは歓迎。MVNOにおいても検討や準備に半年程度必要

と想定されることから、提供条件や技術仕様等の情報が早急に提供されることを要望。

NSA構成では制御やデータ転送に4G設備が利用されるため、4Gの接続点や課金方式を踏襲する考え方は、5Gを積極的に利用するMVNOにとって一定の合理性がある。一方、5Gによるコスト増を懸念して4Gのみの提供を希望するMVNOが存在することも考えられ、5G導入による接続料や網改造料への影響等について適切な情報開示を要望する。(第18回会合:一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO委員会」という。))

・ MNOのシェアを勘案すると、MNOの小売部門においてMVNOの情報が利用できない仕組み(ファイアウォール)の整備、人的教育等や情報管理体制のレベルをガイドラインで規定すべき。本来、望ましいのは禁止行為規制の対象となっていないKDDI、ソフトバンクについて事業法30条第1項の指定により適正な競争関係を確保せしめることであり情報の目的外利用の禁止についても同条第3項第1号で担保すべき。(第19回会合終了後書面質問に対する回答: MVNO委員会)

③ 構成員

- NSA構成として5Gと4Gが共存する中、4Gと5Gの原価をどのように考えていくのか、整理が必要。
- ・ 5Gサービス開始当初、MVNOのユーザの大半は5Gを利用可能な端末を持っておらず、5Gの恩恵を被ることができない。MVNOは従来から低廉な料金によりサービスを提供してきたという観点からは、MVNOの利用者は、5Gを使いたいという意見よりも、もう少し低廉な料金にしてほしいという意見の方が強いのではないか。4Gへの移行の際も、3Gのサービスで良いと考えるユーザが多くいた。4Gで満足のユーザにコストを負担させて5Gをスタートするのはどうなのか。
- ・ 適正な料金の考え方は非常に難しいが、利用者に対してできるだけ情報 提供することが大切。明確なルールが示されるということ自体が、最終的 には利用者への説明にもなるのではないか。
- ・ これから2020年に向けてサービスが明確になっていくところで、検討も 丁寧にやっていっていただき、そこに合う施策を検討いただきたい。
- ・ MVNOにとって、5Gのみを抜き出して接続料を算定する場合、初期の需要が小さいことから、高額になるリスクがある。後発組にとってはメリットがあるかもしれないが、基本的には、MVNOにとって、MNOと同時期に開始できる方が、メリットが多いように感じる。よって、4Gと5Gの一体型の接続料になるのではないか。NSAにおける投資水準は4Gにおける投資水準と

それほど変わらない水準で推移しそうだとMNOから聞いている。何らかの形でキャップをかける等、接続料の水準については現状維持が図られるような方策をとった上で、4Gと5G一体型の接続料にすべき。価値判断の問題ではあるが、単体での値段をつけようとすると、異常に高額となってしまうことがあるので、広く薄くという方が良いのではないか。

- 早期の情報提供についても早めに意識合わせをお願いしたい。
- ・ 5Gサービスを提供する以上は普及させていかなければ意味がない。ただし、MNOとMVNOを含めた競争の確保とサービスの普及について、きちんと優先順位を決めない限り、その関係を捉え切れないのではないか。
- ・ 4Gと5Gを一体として算定するのは、データ伝送交換機能のうち回線容量 単位接続料だけなのか、それとも、回線数単位接続料、SIMカード提供料 も含むのか、明確にする必要がある。
- ・ 4Gと5Gが一体となった接続料と4G単独の接続料の差額の検証について、 4G単体の接続料に関する厳密なデータ収集は難しいのではないか。また、 差額の多寡によって総務省の対応が変わるとなると、それが5G設備投資 に対する阻害要因となる可能性がある。
- 5Gという新しいサービスの開始が、MNOに対してMVNOが遅れるようなことがあれば、MNOとMVNOの競争状態に大きく影響を与えることになるので、 適宜必要な情報をMNOが事前に提供するよう、総務省において、速やかに 要請等を行うことは重要。
- ・ 4番目のMNOが登場してきており、それがどこまで計画どおりサービス提供ができるかは大きな要素。競争政策を考える上では、その辺をウォッチしていく必要がある。
- ・ 情報漏えい等は既に発生しているのか、5Gだからこそ想定されるものなのか。既に発生していることだとすると、MNOに対する何らかの規制が望ましいのか、あるいはMVNOの情報管理の課題のようにも見えるので、MVNOに何らかの約束をしてもらう、契約をきっちりするという形で解決できるものなのか。
- ・ 経営情報の漏えいにより、公正競争が阻害され、円滑な情報提供の妨げになるおそれがあるとの指摘については、何らかの手当てが必要なように思う。MVNOは複数のMNOと接続することが可能だが、何らかの形で情報を他社に漏らすことがあり得るとしたら、ファイアウォールをMVNOに課さないと競争法上問題になると思う。MNO側ではどうしようもないので、制度設計上、何らかの縛りをかけることが必要だと思う。
- ・ 秘密保持は法律的には非常に難しい。まず秘密を漏えいさせたかどうかの立証が難しい。立証できれば損害賠償等により対応できるが、立証でき

ず、しかも対象が特許ではなくノウハウである場合、それを法律的にどうやってカバーするか、法律的にはなかなか難しい。5Gで、お互いに知られては困るアイデアを出し合って新しいビジネスを作っていく中で、逃げられて漏らされてしまった場合、アイデアがものになっていないので、法律的にはなかなか難しい。

- ・ 他のMNOの系列であるMVNOを受け入れることでいいのかどうか。契約や5Gの開発において、他のMNOの系列でない社と系列である社が全く同じ扱いでいいのかという問題提起。MNOは誰にでも開放しなければいけないことと矛盾するようだが、考えなければいけない問題。ただ、解決策はすぐには出てこない。
- ・ 規律をMVNOの立場で考えるのか、MNOの立場で考えるのか整理が必要。 NTTドコモに対する禁止行為を、どこに話の軸を移して規制をかけていく かということになろうかと思う。もしMNOに対する規律という立場で考え ればという限定付きだが、極論として、NTTドコモ以外のMNOに対する禁止 行為というのが入り得る。また、それ以外の方法もあろうかと思う。ただ、 立法することにならざるを得ないのかもしれないので、ある程度の下調 べ、慎重な検討を前提としなければ、話を進めてはいけないと考える。
- ・ 電波の有効利用については、MNO各社がそれぞれ説明責任を負っていることを理解した上で、他のMNOのネットワークの利用に関して、設備投資上の影響がないこと、イノベーションを阻害していないということが分かるように、各MNOにおいて自身の潔白を説明できるような材料を総務省に提供して欲しい。

(3) 対応の方向性

① MVNOへの機能開放時期

5Gサービスについて、二種指定事業者は2020年春に利用者への提供を開始する予定であるところ、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても同時期に利用者への提供を開始できるよう、二種指定事業者からMVNOに対して5Gサービスの提供に係る機能開放が行われることが適当である。

この点、二種指定事業者各社は、利用者への提供開始と同時期にMVNOに対して機能開放を行う方向である旨表明しており、適切な対応と評価できる。

ただし、MVNOにおいて5Gサービスの提供を円滑に開始できるようにするためには、二種指定事業者において、5Gサービスの提供に必要な情報(例:具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、接続料、接続点、接続点に

おける技術的条件等)を極力早期にMVNOに対して提供することが重要と考えられ、とりわけ、個別協議、設備改修又はネットワーク試験等、機能開放に先立ちMVNOにおいて何らかの対応を要する事項がある場合は、そうした対応をMVNOが十分な余裕を持って実施できるようなスケジュールで情報提供することが重要と考えられる。

二種指定事業者による情報提供の状況については、図表6のとおり、一部事業者においては一定の情報提供を行っている(2019年12月現在)ものの、総じて、今後、必要な情報提供を行う旨を表明するに留まっており、現時点では、必ずしも十分な情報提供が行われているとはいえない。

図表6 二種指定事業者によるMVNOに対する情報提供の状況

二種指定事業者	2019年9月時点	2019年12月時点	
NTTドコモ	・ 2019年9月10日に、提供開始予	・ 左記のとおり情報提供を実施	
	定時期、提供種別(提供単位)、	済み。	
	接続点、接続環境における技術	・ MVNOからの要望に応じて対面	
	的条件について情報提供を実施	等で協議を実施している。	
	済み。	・ 引き続き、MVNOに対し提供開始	
	・ 接続料、提供エリア、最低提供	に向けた情報提供を適切に行っ	
	単位、データ通信速度、USIMカー	ていく。	
	ド等については順次公開予定。		
KDDI	・ 技術等詳細を詰めている段階	・ 2019年11月から卸電気通信役	
	であり、2019年秋以降、できるだ	務の標準プランのWeb公表を開	
	け早く情報提供を行うよう準備	始。順次アップデートしていく	
	中。	ことに加え、請求があれば個別	
		協議にて順次開示していく。	
		・ 網改造の有無等はMVNOからの	
		具体的な要望次第で変動。なお、	
		網間インターフェイスの条件は	
		2019年11月から情報を開示して	
		いる。	
ソフトバンク	・ 細かい条件は2019年秋以降で	・ MVNOに対して提供予定の5Gサ	
	きるだけ早い段階で提示できる	ービスに関する情報について、	
	よう検討中。	2019年12月2日時点の情報をホ	
		ームページに公開。今後、決定事	
		項については順次更新する予	

定。
・ MVNO側の準備の要否は確認中
だが、現時点で大きな課題はな
い想定。

2019年12月18日、二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、二種指定事業者が利用者向けに5Gサービスの提供を開始するのと同時期に、MVNOにおいても利用者向けに5Gサービスの提供を円滑に開始することができるよう、総務省において、本研究会における議論状況を踏まえて、二種指定事業者に対し、

- ア 自らが利用者向けに5Gサービスの提供を開始するのと同時期にMVNO に対して5Gサービスの提供に係る機能開放を行うこと、
- イ MVNOによる利用者向け5Gサービスの提供が円滑に行われるよう、5G サービスの提供に必要な情報(例:具体的な機能開放時期、提供エリア、 通信速度、接続料、接続点、接続点における技術的条件等)をMVNOに対して速やかに提供すること、
- ウ イに関連し、個別協議、設備改修又はネットワーク試験等、機能開放 に先立ちMVNOにおいて何らかの対応を要する事項がある場合は、そう した対応をMVNOが十分な余裕を持って実施できるようなスケジュール で情報提供すること

について、要請を行ったところであり、引き続き、総務省において、二種指 定事業者の対応を注視していくことが適当である⁴⁶。

② 接続料の設定方法

5G導入当初におけるデータ伝送交換機能の接続料(回線容量単位接続料、回線数単位接続料及びSIMカード提供料)の設定方法について、二種指定事業者3社からは、4Gに係る原価、利潤及び需要と5Gに係る原価、利潤及び需要をそれぞれ一体として算定し、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用したい旨の意向が示されている。

MVNO委員会からは、NSA構成においては、4Gにおける接続点や接続料の設

_

⁴⁶ 要請を実施した 2019 年 12 月 18 日以降、各社において情報の更新を順次実施している (NTT ドコモ:12 月 20 日、KDDI:2020 年 1 月、ソフトバンク:2020 年 1 月 27 日)が、具体的な提供開始時期等、情報提供が行われていない事項もあり、必ずしも十分な情報提供が行われているとはいえない。

定方式を踏襲する考え方は、5Gを積極的に利用するMVNOにとって一定の合理性がある一方で、5Gによるコスト増を懸念して4Gのみの提供を希望するMVNOが存在することも考えられるとして、5G導入による接続料や網改造料への影響等について適切な情報開示を要望するとの意見が示されている。

5G導入当初は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局が連携して動作するNSA構成であり、5Gサービスと4Gサービスが一体的に運用されること、また、5Gサービスがまずは4Gサービスを発展させた「大容量・超高速」から開始されるところ、両者は当面同質のサービスと見ることできることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することには一定の合理性があるものと考えられる⁴⁷。

ただし、5G導入当初においては、基地局等5Gに係る設備整備により原価及び利潤が相当程度増加することが見込まれる一方、5Gに係る需要(回線容量、回線数)の増加は小さいと考えられることから、4Gに係る原価、利潤及び需要を単独で算定し、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する接続料の水準は高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性がある。

総務省においては、中間報告書の指摘を踏まえ、2019年度に適用される接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会への報告を行い、委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとしている。

5G導入当初における接続料については、まずは、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することを認めつつ、当該方法により設定された接続料について、総務省において、接続料の検証過程において、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べてどの程度差が生じるのか検証を行うことが適当である。その結果、差額の程度が大きくMVNOの経営に大きな影響を及ぼしていると判断される場合は、4G単独の接続料の設定を要請する、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)の改正により4Gに係るデータ伝送交換機能をアンバンドル化することにより、4G単独の接続料の設定を義務化

⁴⁷ なお、3Gから4Gへの移行の際も3Gに係る接続料と4Gに係る接続料を一体として設定する 方法が採用されている。

するといった取組を行うことが適当である。

そうした検証を可能とするために、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する接続料について、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べどの程度差額が生じるのか、それが今後どのように推移していくのかが分かるデータを推計し、接続料の届出と同時に、総務省に情報提供するよう、二種指定事業者に対し、要請を行うことが適当である。

また、5G導入による接続料や網改造料への影響等について、MVNOに対しても適切に説明がなされるよう、総務省において、二種指定事業者に要請を行うことが適当である。

③ MNOによる他のMNOネットワークの利用、情報の目的外利用の防止等

NTTドコモから、MNOのネットワークを、他のMNOがMVNOとして、又は他のMNOのグループ会社がMVNOとして利用することについて、イノベーション競争を阻害する、MNOが自らの電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに事業展開することは電波の有効利用や設備競争を阻害する、経営情報の漏えいにより公正競争が阻害され、円滑な情報提供の妨げになるおそれがあることから、認められるべきではなく、制度整備が必要である旨の意見が示されている。

本件については、事業法第32条に規定する接続応諾義務48に関し、MNOによる他のMNOネットワークの利用について、接続請求を拒否できる場合に該

○電気通信事業法(抄)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の 電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたとき は、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。
- ○電気通信事業法施行規則(抄)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的 又は経済的に著しく困難であること。

⁴⁸ 接続応諾義務関係規定は次のとおり。接続請求を拒否できる場合については、MVNOガイ ドラインにおいて更に具体的に記載されている。

当するか否かの観点からの検討を要する。

その際、これまで競争政策においては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する「設備競争」と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する「サービス競争」の双方が促進されてきたところ、MNOによる他のMNOネットワークの利用については、「サービス競争」を進展させる面がある一方で、場合によっては「設備競争」の阻害につながる面もあることから、両者のバランスを図る観点からの検討が必要である。

この点、MNOによる他のMNOネットワークの利用については、「電気通信市 場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009年10月16日情 報通信審議会答申。以下「接続ルール答申」という。)において一定の整理 が行われている。接続ルール答申においては、MNOは「有限希少な電波の割 当を受けて行う事業であり電波の有効活用が求められること」等から「あく までもMNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とす る」とされ、「両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を 図るべきものとすることについては、慎重に判断することが必要」とした上 で、「競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)を実現するような利用 形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべき」であり、一概 に「接続拒否事由に位置付けることまでは必要ない」とされた。その上で、 「過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のト ラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備し たネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形 態」については、「クリームスキミングが助長され、収益性が低い地域での ネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競 争促進の大きな阻害要因となる。このため、このような形態が接続協定方式 で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当すると整 理することが適当」とされた49。

接続ルール答申における整理の趣旨を踏まえれば、MNOのネットワークを、他のMNOがMVNOとして利用することについても、同様の考え方で整理することが適当であり、まずは、総務省において、NTTドコモが指摘するMNOによる他のMNOネットワークの利用形態について、設備競争の阻害(電波の有効利用の阻害やイノベーションの阻害等(例:収益性が低い地域における基地局

⁴⁹ 接続ルール答申「第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備」参照。

整備の懈怠)) につながる具体的な事案が生じているのか、注視していくことが適当である。

MNOのネットワークを、他のMNOが利用することの問題点の一つとしてNTT ドコモが指摘する経営情報の漏えいについては、接続又は卸電気通信役務の提供に関して入手した他のMNO又はMVNOにおける新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況その他の情報(以下「接続等関連情報」という。)の目的外利用が行われた場合、その入手先のMNO又はMVNOを狙い打ちした対抗サービスの提供、営業活動、利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされる可能性がある。

接続等関連情報の目的外利用については、既に事業法第30条において、市場支配力を有する二種指定事業者に対し、接続に関して知り得た情報を接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない旨の義務が課せられており、現在NTTドコモが当該義務の対象となっている。また、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2002年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。)において、MNOが接続等関連情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、事業法第29条の業務改善命令の対象となり得る旨、また、MVNOが接続等関連情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外利用する場合についても当該業務改善命令の対象となり得る旨規定されている50。

(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)

第三十条 (略)

二 (略)

 $4 \sim 6$ (略)

なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を 自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な 実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めら

⁵⁰ 関係規定は次のとおり。

[○]電気通信事業法(抄)

^{2 (}略)

³ 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の 電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の 目的のために利用し、又は提供すること。

[○]MVN0に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン (2002年6月総 務省総合通信基盤局策定) (抜粋)

5G時代においては、MNO及びMVNOの双方が新しい技術を導入しつつ新しいサービス展開を進めていくことが想定されるところ、モバイル市場における公正競争の更なる確保に向けて、MNO及びMVNOにおける接続等関連情報の目的外利用の防止を徹底することが適当である。

そのため、MVNOガイドラインにおいて、MNO及びMVNOは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ、それを怠ることにより、事業の運営が適正かつ合理的ではないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、業務改善命令の対象となり得る旨規定した上で、具体的な措置の例として、接続等関連情報の区分ごとにアクセス権限を設定する、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び日時を記録する、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程を作成する、当該規程を遵守させるための研修を実施する等、接続等関連情報を適切に管理するといった措置が挙げられる旨を規定することが適当である。

2. 本格的な5G時代(SA構成段階)における課題

(1) これまでの経緯等

4Gから5Gへの移行は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局を連携させて動作させる「NSA構成」のネットワークから、4Gのコアネットワークから独立した5Gのコアネットワークにより5Gの基地局を単独で動作させる「SA構成」のネットワークへと段階的に行われることが想定されており、それに伴い、ネットワークの仮想化、スライスの導入、クラウド等他者設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等、公正な競争関係の確保に影響を与える環境変化が進展していくことが想定される。

(2) 意見

本研究会において、「こうした環境変化の進展とその対応について、二種指定制度における規律の観点から、アンバンドル機能、接続料の算定方法等、生じ得ることが想定される課題について、現時点で検討しておく点がないか確認する」と示して討議を行った中で、二種指定事業者及びMVNO並びに構成員から次のような意見が示された。

れるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる(共同ガイドライン(15頁)を参照)。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

① 二種指定事業者

- 5Gは今後の技術であり時期や具体的なサービス設計等は未定。研究開発等の創意工夫を行っているところであり、多様なプレイヤーとの競争環境にある。イノベーションの創出、国際競争力の観点から、将来技術に画一的で硬直的な規制を課す議論を先回りで行うべきではない。MVNOからの各種要望については、真摯に協議を実施し、様々な観点から実現方法を検討していく。(第17回会合:NTTドコモ)
- 5G基盤の整備が急務。公益社団法人移動通信基盤整備協会(以下「JMCIA」という。)の共用対策の活用等、事業者間の設備共用が重要。柔軟・迅速なサービス提供を実現する仮想化やスライシングの実証を推進中。多くの選択肢からネットワークを選択しやすい環境が実現し、無線リソースが潤沢化し、ネットワークを選択する側の優位性が拡大。新たな技術の浸透や市場環境の変化を踏まえ、指定設備制度の規制の在り方の検討が必要。(第17回会合: KDDI)
- ・ 2021年度以降にSA方式に対応する5Gコアを導入する予定。SA構成の5Gネットワークについて、現段階ではまだ標準化に向けた十分な議論ができていない認識であり、新たな接続形態等についてコメントすることは難しい。(第19回会合終了後書面質問に対する回答: KDDI)
- SA構成になると低遅延や同時接続等は帯域ベースでの単価はそぐわない形になり、別の議論。

仮想化・スライシングによりネットワーク提供形態は多様化。新たな事業展開として、ネットワークのプラットフォーム化が進展し、ネットワークをAPI(Application Programming Interface)によりコントロールする形態になる。5Gコアネットワークにより提供形態が多様化すると、既存のアンバンドル機能等の考え方は実態にそぐわなくなる可能性がある。多様なビジネスモデルを創出可能な柔軟な制度、接続の複雑化を回避するための標準的な接続構成の整理を要望。(第17回会合:ソフトバンク)

・ SA構成の5Gネットワークについては2021年度中の構築、ネットワークスライシング機能等については2024年度までの導入を目指し検討中。5Gは、高度で多様なサービスを実現できる可能性がある一方で、ネットワークの利用形態が複雑化する懸念もあり、安定的かつ安全なネットワーク運用が課題であり、MVNOへの機能開放においても、慎重な議論が必要。具体的には、APIを利用した形態による機能開放については、外部からネットワークを一定程度コントロールできることで多様性が増す一方で、通信品質の維持や外部に機能を開放することによるセキュリティのリスク等が増大する懸念がある。コアネットワーク構築による機能開放について

は、MNOがコアネットワークを管理しない場合、無線容量設計や提供する SLA(Service Level Agreement)などに基づくアドミッション管理・制御を適切に行うことが難しくなり、通信障害やサービス品質の低下等のリスク、またセキュリティリスク等の様々な重大なリスクを生じる懸念がある。そのため、それらの課題を整理しつつ、まずは必要性・重要性の高い機能について、標準的な提供形態を整理することが適切。また、コスト負担の在り方(MNOとしてはコスト回収できること)については、既存の接続料規則等によらない新たな考え方(例えば卸を前提とした考え方)の整理が必要になる。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:ソフトバンク)

- ・ 都市部は設備競争だが、地方では鉄塔等の共用が有効。JMCIAが取り組むトンネル、地下街等の共有も考えている。総務省のガイドラインを踏まえて進めていくが、具体的にはこれから。(第17回会合:KDDI)
- ・ 設備共用はビジネスベースでメリットがある場合は否定しない。ルーラルなエリアでの共用は採算が取れる場合であれば賛同することもある。 ただ、具体的な方針はない。(第17回会合:NTTドコモ)
- ・ 鉄塔の共用は、ビジネスベースでの実験で一部実施している。ルーラル の整備のネックは光ファイバ。NTT東西の加入ファイバがないところをど う整備していくかが課題。(第17回会合:ソフトバンク)

② MVN0

· SA構成では4Gとは別の考え方が必要というMNOの意見に賛同。

MVNOは、低価格帯のサービスを中心に成長し、競争により消費者の利益向上に貢献。引き続き競争を加速するには、より高い付加価値(eSIM、IoT、その他の高付加価値ソリューション)を有するサービスを提供できるようにすることが重要。

4Gではコアネットワークと無線アクセスネットワークの不可分性が高く一体的にMVNOに提供されてきたが、SA構成の5Gネットワークでは、コアネットワークの仮想化により、その不可分性が薄れる。また、アプリケーションに応じた柔軟な通信品質の制御・確保が可能となる。

コアネットワークとの間に接続点を置く水平分業的ネットワークではスライスの特徴を活かすことができない。MNOから提供される広範かつ標準化されたAPIを通じ、スライスを活用して利用者のニーズに応じた高い付加価値を備えたサービスを実現する仮想通信事業者(ライトVMNO)の実現を要望する。API等が円滑に、かつ適正な料金で提供されるよう、「包括

的検証」で提言されている卸役務における新たな規律⁵¹の適用も視野に検 討を進めるべき。

コアネットワークを自らが有し、自らスライスを運用しMNOの無線アクセスネットワークと接続する仮想通信事業者(フルVMNO)の実現を要望する。今後、様々な周波数帯、5G、4G、Wi-Fi等の特性の異なる様々無線技術から構成される多数の無線ネットワークを高度に利活用する通信サービス(ヘテロジニアス・ネットワーク)の実現が期待されるところ、フルVMNOはこれを実現し、イノベーションに貢献する存在。フルVMNOの実現に向けて、事業者間接続として無線アクセスネットワークのアンバンドル機能化が望ましい。

ライトVMNOとフルVMNOの実現に向けては、「包括的検証」で提言されている卸役務における新たな規律の適用のほか、MNOに対するサービス開放インセンティブ付与、グループ内MVNOの不当な優遇の禁止等、間接的な規律による民民の協業の後押しがあることが望ましい。イノベーションの保護・促進の観点からは、情報の目的外利用の禁止の全ての二種指定事業者に対する義務付け、eSIMの利用促進、APIの標準化推進等、「MNOロック」の解消を進めるべき。(第18回会合:MVNO委員会)

③ 構成員

- ・ MNOとMVNOの競争環境の整備は、MNOによる基盤整備が大前提。事業者間での設備共用や他社設備の利用、連携をいかに促進していくか、そういった投資インセンティブ、共用インセンティブを加速することが重要。
- ・ 接続は物理的に線がつながっているというものだが、UNIでシグナリングがやりとりされるのとソフトウェアとしてはほとんど同じ。セットアップ時や実際に接続したときに、1秒、あるいは1回いくらと原理的にはコストをはじけて、そのコストに見合った接続料を設定できるのではないか。現状の接続というのが物理的接続を想定しているというところを、どう見直していくのかが重要。
- ・ 接続料に関して、従来は設備があったため、原価の算定はやりやすかったが、サービスそのものとなると、コストとして何を考えるのかが難しい問題。従量制料金を設定するとしても、単位や金額の設定は難しい。特に事業者とユーザの間の調整は今後大きな問題となるので慎重に検討すべき。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申では、指定設備を用いた卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である旨指摘されている。

53

・ 接続料の算定には不確定要素が大分入ってきて、ビジネスとして業務形態やサービスによって変わる可能性もあるので、どれくらい差分があるかなどと絡めて判断していかざるを得ないのではないか。

(3) 対応の方向性

MVN0に期待される役割

モバイル市場においては、MVNOの契約数は増加傾向にあるものの、その市場シェアは12.5%(2019年9月30日時点)で、直近1年間の純増数はMNOのそれを下回っている状況であり、MVNOも含めた多様な主体により、利用者に対して多様なサービスが低廉な料金で提供されることが期待されるところである。

SA構成の5Gネットワーク時代においては、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティングといった新たな技術の活用により、「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった、5Gの特徴を活かした多様なニーズに応じた付加価値の高い新たなサービスの提供が可能となる。

MVNOは、MVNO委員会からの説明にもあるとおり、これまで、いわゆる「格安スマホ」、「格安SIM」と呼ばれるように、主に低価格のサービス提供を中心に、モバイル市場における競争の促進、利用者利便の向上に貢献してきたが、本研究会が検討の視点として掲げたとおり、事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保、利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保、技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保の観点からは、5G時代においては、MVNOは、低価格のサービス提供のみではなく、5Gの特徴を活かし、自動車、医療、農業、観光、エンターテインメント、安心・安全、電子商取引、生産現場等の幅広い分野を対象とし、二種指定事業者では手の届かない専門的な分野においても従来よりも付加価値の高いきめ細かなサービスを提供する等、より高度で多様なサービスを提供することが期待されるところである。

5G時代における二種指定事業者とMVNOの公正競争の確保は、そうしたMVNOに期待される役割を十分踏まえた上で進められることが適当である。

② APIを利用する形態による機能開放の実現

現在、MVNOに対する機能開放は、MVNOが専用設備を調達し、それを二種指定事業者のコアネットワーク上の設備に電気的に接続する形態によって実

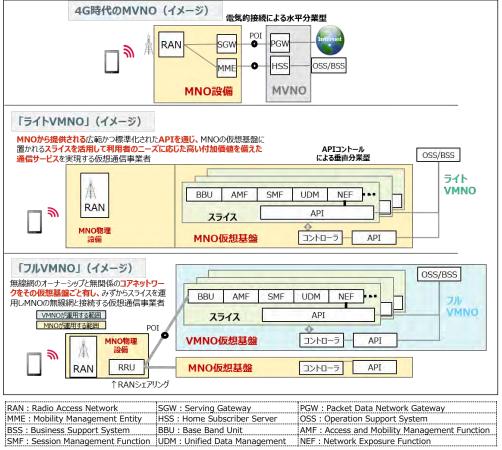
現されている。具体的には、例えばデータ伝送交換機能の開放は、MVNOが、4Gコアネットワークと外部ネットワークを接続する設備であるP-GW (Packet Data Network Gateway:中継系交換設備)を調達し、それを二種指定事業者のS-GW (Serving Gateway:端末系交換設備)に電気的に接続(L2接続)することによって実現されている。

他方、SA構成の5Gネットワークにおいては、コアネットワークにおける各機能が、現在のP-GWのような専用の設備により実現されるのではなく、ネットワーク仮想化技術により、汎用的な設備を用い、ソフトウェアを中心として実現されるようになることが見込まれている。

こうしたネットワークにおいて、MVNOへの機能開放は、現在のようなMVNOの専用設備をMNOのネットワークに接続する形態ではなく、コアネットワーク上の機能をコントロールするためのAPIをMVNOが利用する形態によって実現されることが可能となるとの指摘がある。

また、こうした形態による機能開放が、5Gコアネットワークにより実現可能となる機能全体について、より広い範囲で行われることによって、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング等の新たな技術の活用による「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴を活かした新たなサービスの提供を、より高いサービス設計の自由度を持って行うことが可能となるとの指摘がある。

MVNO委員会では、こうしたサービスを提供する仮想通信事業者を「ライト VMNO」と呼び、その実現を求めている(図表7参照)。



図表7 ライトVMNO・フルVMNO

※ 第18回会合(2019年9月20日)におけるMVNO委員会提出資料から総務省作成。

機能のアンバンドル化においては、①他の事業者から要望があること、② 技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与える ことのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの 4つのアンバンドル要件を満たす必要があるとされている⁵²ところ、これま で専用設備を接続する形態による機能開放の場合は、二種指定事業者側に おいて一定の網改造を要することとなり、その費用負担に関して特に③の 要件の充足が課題となってきた。

しかしながら、APIを利用する形態による機能開放の場合は、APIの共通化が図られれば、機能開放は、ソフトウェアの開発により実現されることになり、その場合、網改造よりも安価で行われることが期待されるところであり、新たな機能開放が行われやすくなることが想定される。

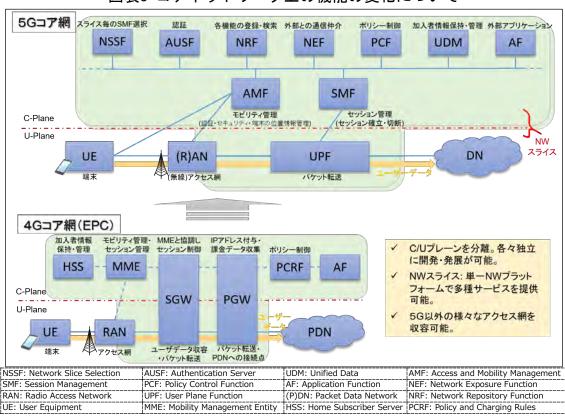
本格的な5G時代においては、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観

56

^{52 「}MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」

点から、MVNOにおいて、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング等の新たな技術の活用により、「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴を十分に活かした付加価値の高い新たなサービスの提供を行うことができるようにすることが重要であり、そのためには、MVNOへの機能開放は、コアネットワーク上の機能をコントロールするためのAPIを利用する形態によって実現されることが適当である。その際、MVNOにおいて、より高いサービス設計の自由度を得ることができるよう、5Gコアネットワークにおいて実現される機能全体を対象に、極力広い範囲での機能開放が行われることが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要がある。

また、MVNOが、共通の仕様により効率的に各二種指定事業者のネットワークを利用できるようにするためには、APIの共通化を促進することが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要がある。



図表8 コアネットワーク上の機能の変化について

※3GPPにおける標準から総務省作成。

③ コアネットワーク構築による機能開放の実現

SA構成の5Gネットワーク時代において、コアネットワークにおける各機

能が、専用の設備により実現されるのではなく、ネットワーク仮想化技術によって汎用的な設備を用いてソフトウェアによって実現されるようになると、現在よりもコアネットワークの構築を効率的に行うことができるようになり、二種指定事業者ではなく、MVNOにおいても自らコアネットワークの構築を行うことが可能となることが想定される。

これにより、MVNOは、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング等の新たな技術の活用による「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴を活かした付加価値の高い新たなサービス提供を、二種指定事業者に依存することなく、サービス設計の高い自由度が確保された状態で行うことが可能となるものと考えられる。

これにより、例えば、海外事業者とのローミング協定の締結やローカル5G のネットワークとのハンドオーバーといったネットワーク間の連携を、二種指定事業者の意向によらずに実現することが可能となる、コアネットワークに独自の付加価値を自由に持たせることが可能となるといったメリットも期待されるところである。

MVNO委員会では、こうしたサービスを提供する仮想通信事業者を「フルVMNO」と呼び、その実現を求めている(図表7参照)。

二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、SA構成の5Gネットワーク時代においては、MVNOが、5Gの特徴を活かした付加価値の高い新たなサービスを、二種指定事業者に依存することなく、サービス設計の高い自由度が確保された状態で提供できるよう、MVNOがコアネットワークを自ら構築し、それを二種指定事業者の基地局設備に接続する形態によっても機能開放が実現されることが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要がある。

④ 規律対象について

二種指定制度では、電気通信回線設備の接続応諾義務を背景に、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する設備を設置する事業者に交渉上の優位性を認め、当該事業者の設置する電気通信設備について、他の事業者の設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき設備として指定し、他の事業者の設備との接続に関し、適正原価・適正利潤による接続料の設定等の規律を課している⁵³。

_

⁵³ 二種指定制度の関係規定は次のとおり。

[○]電気通信事業法(抄)

設備の接続が規律の対象となっていることに関し、SA構成の5Gネットワーク時代においては、前述のとおり、MVNOへの機能開放は、現在のような設備を接続する形態ではなく、APIを利用する形態によって実現されることにより、MVNOは、5Gの特徴を活かした新たなサービスの提供を行うことが可能となるとの指摘がある。

APIを利用する形態による機能開放であっても、MVNOの設備と二種指定事業者の設備との間で、二種指定事業者のコアネットワークの機能をコントロールする制御信号の伝送は行われることになると考えられるが、現在の、

(第二種指定電気通信設備との接続)

- 第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。
- 2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、前項(第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
 - 一次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。
 - イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的 条件
 - ロ 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ~ホ (略)

- 二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。
- 三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種 指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比し て不利なものであるとき。
- 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。 $4\sim9$ (略)

MVNOの調達するP-GWを二種指定事業者のコアネットワーク上のS-GWに接続するデータ伝送交換機能とは異なり、MVNOの設備と二種指定事業者の設備との間でユーザデータ信号の伝送が行われなくなることも想定される。

二種指定制度は、二種指定事業者の設備と他の事業者の設備の電気的な接続を規律の対象としているが、上述のとおりSA構成の5Gネットワーク時代においては接続の様態に変化が生じる結果、場合によっては、現行の二種指定制度の規律(例:適正原価・適正利潤による接続料設定義務等)の対象とならない形態が生じる可能性がある。

また、これに加え、二種指定事業者自らが設置する設備が規律の対象となっていることに関し、5Gコアネットワークでは、ネットワークの仮想化技術の導入を背景に、自らの設置する設備ではなく、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展することが想定され、機能実現のための設備の大部分を他者の設置する設備が占めるようになることも想定される。こうした場合、多くの機能開放が現行の二種指定制度の規律の対象とならない可能性がある 54 。

総務省においては、二種指定事業者とMVNO間の公正な競争環境を引き続き確保するため、SA構成の5Gネットワークの構築を注視し、上記のような形態についても二種指定制度の規律の対象となるような制度の在り方について、検討を深める必要がある。

⑤ 接続料の設定方法について

接続料は、電気通信事業法の規定により、適正原価・適正利潤により設定することとされている。接続料の算定方法としては、二種接続料規則において、開放される機能ごとに、設備に係る管理運営費である「原価」に、設備に係る資金調達コストである「利潤」を加えたものを、回線容量や回線数といった「需要」で除すことにより設定することとされている。

5Gにおいて、設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、ネットワークスライシングによるサービス提供が行われると、機能と設備の結びつきが弱まってくるものと考えられ、そうした場合、「原価」及び「利潤」について、機能ごとの設備の管理運営費や資金調達コストをどのように算定するのかといった課題が生じることが想定される。また、二種指定事業者におい

⁵⁴ 現在でも二種指定事業者が他者の設置する設備を使用して機能を実現することは行われており、その場合、他者の設置する設備に係る使用料を接続料の原価に計上した上で、MVNOに対し、自らの設置する設備と合わせて機能開放を行っているケースが存在する。

て、例えば地方における基地局設備、あるいは、地下設備において設備共用が行われることが想定されるところ、そうした場合、共用設備に係る管理運営費や資金調達コストを二種指定事業者ごとにどのように按分するのかといった課題が生じることが想定される。

また、「需要」については、「超高速・大容量」、「多数同時接続」又は「超低遅延」といったサービスがネットワークスライシングにより提供されるときに、何を「需要」とすることが適当なのかといった課題が生じることが想定される。

本格的な5G時代における接続料の設定方法について、設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、ネットワークスライシングによるサービス提供といった、コアネットワークの整備状況や、APIの利用による機能開放についての進展を見据えつつ、適時適切に見直しを行っていくことが必要である。

⑥ 検討の着実な実施

上記のような課題に係る検討は、二種指定事業者が、どのような5Gコアネットワークを構築しようとしているのか、SA構成の5Gネットワークへの移行をどのようなスケジュールで進めようとしているのか、5Gコアネットワークをどのように活用し、どのようなサービス展開を行おうとしているのか等を把握しつつ進める必要があると考えられるが、図表9のとおり、二種指定事業者は、これらをまだ明らかにしていない。

5Gコアネットワークの構築、SA構成の5Gネットワークへの移行の過程において、ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入によるサービス提供等、モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、上記のような課題に係る検討を適切な時期を行い、適切な時期に必要な措置を講じないと、MVNOへの機能開放に支障が生じ、二種指定事業者とMVNOとの公正な競争関係が損なわれることになる可能性があると考えられる。

二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、総務省において、二種 指定事業者から5Gコアネットワークの構築、SA構成の5Gネットワークへの 移行に関する情報の提供を適時に受けつつ、上記のSA構成の5Gネットワー ク時代におけるMVNOへの機能開放に係る課題について、適切に検討を進め ていくことが必要であり、具体的に、総務省において、各社における5Gサービス提供開始の状況を踏まえ、2020年春以降、検討を深めていくことが適当である。

図表9 SA構成の5Gネットワークへの移行に係る各社の説明

二種指定事業者	各社の回答(※)					
NTTドコモ	・ SA方式の5Gについては将来技術であり、時期や具体的なサービ					
	ス設計等は未定であり、機能開放についての詳細は分かりかね					
	る。					
	・ また、イノベーションの創出、国内ベンダを含めた国際競争力					
	強化の観点から、将来技術に対して画一的で硬直的な規制を課す					
	ような議論を先回りして行うべきではない。					
KDDI	・ 2021年度以降にSA方式に対応する5Gコアを導入する予定だが、					
	詳細は控えさせていただく。					
ソフトバンク	・ SAに関しては現在検討中であり詳細未定だが、2021年度中の構					
	築を目指して検討しており、ネットワークスライシング機能等に					
	ついては2024年度までに導入する方向で検討中。					

^{※ 5}Gコアネットワークの整備はいつ頃開始され、いつ頃までにSAが導入される予定なのか、現時点でのスケジュール感について質問したもの。

3. eSIMの普及への対応

(1) これまでの取組等

現在、二種指定事業者においては、タブレット端末やスマートフォンと連携したウェアラブル端末向けにeSIMに対応したサービスを実施している(図表10参照)。MVNOにおいては、株式会社インターネットイニシアティブ (以下「IIJ」という。)がスマートフォン向けに実施している。

eSIMについては、搭載端末が今後増加することが見込まれており(図表11及び図表12参照)、海外では既に多くの通信事業者がeSIMに対応したサービスを提供している。今後、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、訪日外国人が日本国内における通信契約をeSIMにより簡便に行うといったニーズが高まることに加え、eSIMによる2回線目の利用等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられる。

eSIMに対応したサービスは、MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスす

るための情報 (SIMプロファイル) のSIMへの書込み (SIMプロビジョニング) をオンラインで遠隔操作により行うための機能 (RSP: リモートSIMプロビジョニング機能) により実現される (図表13参照)。RSPがMVNOに開放されることにより、加入者管理装置 (HLR/HSS) を自ら有さないMVNOでも、自社の利用者の携帯端末に内蔵されたeSIMに書き込まれているSIMプロファイルの変更を行うことが可能となる。

図表10 二種指定事業者におけるeSIMに対応したサービスの提供状況

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
 ワンナンバーサービス (スマホ連携サービス※(500円/月でのオプション契約)) 「対応端末】 ・ Apple Watch ・ ワンナンバーフォンON 01 (スマホ向け子機) ・ カード型eSIMを用いたデータ契約 「対応端末】 ・ dtab Compact d-01J ・ dtab d-01K ・ dtab Compact d-02K 	 ナンバーシェア (スマホ連携サービス (350円/月でのオブション契約)) [対応端末] ・Apple Watch LTEデータブリペイド (1500円/GBでデータ利用可能) [対応端末] ・iPad ・4G LTE対応タブレット・PC (eSIM搭載機種) IoT世界基盤 (順客のグローバル展開を推進するビジネスブラットフォーム) [対応機種] ・コネクティッドカー用の車載通信機等 海外データeSIM powered by GigSky (海外で利用可能なプリペイド型のデータ通信契約) [対応機種] ・iPhone 11 Pro, iPhone 11 Pro Max, iPhone 11, iPhone XS, iPhone XS Max, iPhone XR (iOS12.1.1以降) 	 Apple Watchモバイル通信サービス (スマホ連携サービス (350円/月でのオブション契約)) [対応端末] Apple Watch 4Gデータブリベイド (1500円/GBでデータ利用可能) [対応端末] IPad

※電話番号をスマートフォンとアクセサリ端末で共有して、アクセサリ端末での音声通話・データ通信を可能とするサービス

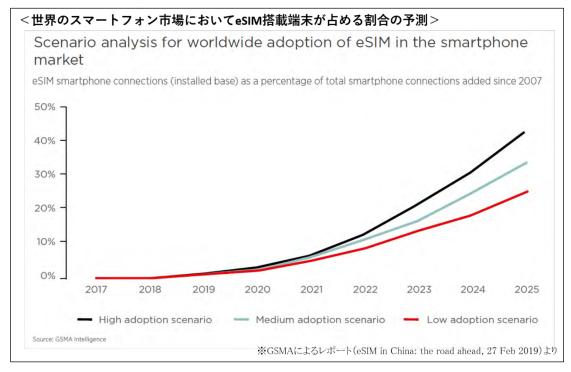
金額はいずれも税別

図表11 主なeSIM搭載端末

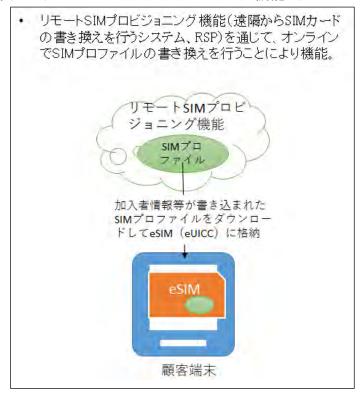
メーカー	OS	端末名	形状
MS	Win10	Surface Pro LTE Advanced	Laptop
Lenovo	Win10	Yoga C630	Laptop
ASUS	Win10	T103HAF	Laptop
Planet Computers	Android	Gemini PDA 4G	Smartphone
Apple	iOS12.1	iPhone XS	Smartphone
	iOS12.1	iPhone XS Max	Smartphone
	iOS12.1	iPhone XR	Smartphone
	iOS12.1	11インチiPad Pro	Tablet
	iOS12.1	12.9インチiPad Pro(第3世代)	Tablet
	WatchOS 5.3	Apple Watch Series 4	Wearable
	iOS12.1	iPad mini(第5世代)	Tablet
	iOS12.1	iPad Air(第3世代)	Tablet
google	Android	Pixel 3(海外版)※技適無し	Smartphone
	Android	Pixel 3 XL(海外版)※技適無し	Smartphone
	Android	Pixel 4, Pixel 4 XL	Smartphone
ZTE	-	ワンナンバーフォン ON01	Feature Phone
Huawei	Android	dtab Compact d-01J	Tablet
	-	Huawei Watch 2 ※技適無し	Wearable
Samsung	Tizen	Gear S2 ※技適無し	Wearable
	Tizen	Gear S3 ※技適無し	Wearable
	Tizen	Galaxy Watch ※技適無し	Wearable

※ HP等の公表資料より作成

図表12 eSIMのグローバルの普及状況・見込み



図表13 リモートSIMプロビジョニング機能(イメージ)



(2) 意見

本研究会において、eSIMの普及への対応について、「日本国内のMNOにおいても、eSIM対応サービスの提供の一層の充実が期待されるところ、MNOとMVNOとの公正競争の促進及び利用者利便向上の観点から、MVNOが同様のサービスを行うことができるよう、適切な機能開放について、検討を行うことが必要ではないか」と示して討議を行った中で、二種指定事業者及びMVNO並びに構成員から次のような意見が示された。

① 二種指定事業者

・ eSIMはウェアラブル端末等で利用している。HLR/HSSを保有するMVNOが eSIMサービスを提供しており、MVNO各社が自らの戦略に基づき創意工夫 で行うことが重要。HLR/HSS連携機能は複数事業者に順次提供開始予定。 eSIMに係る課題として、プロファイルは顧客情報等の機密情報であり、漏 えいするとクローンSIMの作成が可能となる等セキュリティ上の重要な リスクが存在する。HLR/HSSではセキュリティ上のチェックをNTTドコモ が実施しており、そういった監視体制が必要。(第17回会合:NTTドコモ)

- ・ eSIMは、プリペイド型データ通信サービスや全世界IoT端末向け等限定的な用途で提供。主に日本の端末やモジュールを海外に持っていく場合に違うキャリアのサービスを利用できるようにするコンセプト。MVNOとしては、自らeSIMサーバを用意してRSPを行う方法と、MNOからeSIMサーバの提供を受けてRSPを行う方法がある。前者は一部MVNOが実施している。後者は今後の要望を踏まえて検討。(第17回会合: KDDI)
- ・ 上記の方法のいずれにおいても、機密情報であるプロファイルを取扱う ことに対してのセキュリティ上の懸念が生じないような対処を行うこと が必要。(第19回会合終了後書面質問に対する回答: KDDI)
- ・ RSPは未対応(スマートWatch等のみ対応。)。MVNOとしては、自らeSIMの プラットフォームを用意する方法と、MNOのeSIMのプラットフォームを使 用する方法があるが、今後当社における提供が実現した場合、MVNOの要望 に応じて協議。(第17回会合:ソフトバンク)
- ・ 現在サービス提供中のスマートWatch等では、SIMベンダのプラットフォーム提供サービスを利用し、RSP機能を実現しているが、同仕組みはスマートフォンへの流用が不可能。また、SIMベンダとの契約上、同サービスの第三者への提供は制限されているため提供可否について自社では判断ができない。

データ通信についても、犯罪利用への対策として、自主的な取組として、 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務 の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話 不正利用防止法」という。)と同等の本人確認対応を実施しており、した がって海外訪日者への提供の検討においても、犯罪利用への対策も含め た本人確認の取扱いを適切に実施すべき。また、SIMに設定される通信や ユーザの識別情報等に関するセキュリティ面での課題があると想定。

上記のとおり様々な課題が想定されることも踏まえ、拙速に議論がな されないことを要望。(第19回会合終了後書面質問に対する回答:ソフト バンク)

② MVN0

- 一部端末においてeSIMを搭載している。対応端末のラインアップを拡充予定。(第18回会合: 楽天モバイル)
- ・ eSIMは、多くのプレイヤーに利益をもたらす。既存のSIMカードと同等のセキュリティを提供可能。また、特にローミングにおいて、料金請求プロセスの完全性を提供する。端末利用者にとって、複数のSIMカードを管理することなく、複数契約の簡潔な管理が可能となる。企業にとって、容

易に物理的アクセスのできない場所にある端末の契約管理が遠隔から可能になる。代理店にとって、業務の簡素化・共通化が可能となる。事業者にとって、SIMカードの流通コストがなくなることで、コネクテッドカー、ウェラブル、コネクテッド家電等の新領域に進出することが容易となるだけではなく、新しい契約方法やマーケティングが可能となる。端末製造者にとって、部品の実装スペースの削減によるデバイスの小型化、開口部がなくなることによる温度差や振動といった環境要素に対する強靭化、サプライチェーンの改善が期待できる。

フルMVNOは独自のSIMカード発行が可能であり、IIJがコンシューマ向けeSIMサービスを2019年7月に開始。対象端末はeSIM搭載のiPhone、iPad、Microsoft Surface Pro等。契約はオンラインで完結するフローを実現。今後、訪日外国人向けプリペイドeSIMサービス等の展開を計画。RSPは、APIをMVNOに提供する等、利用者がオンラインで契約を完結できる仕組みであることが必要。MNOがeSIMサービスを利用者向けに展開する場合は、同時にMVNOにRSPを開放すべき。

MVNOが提供可能なeSIMはデータ通信に限られる。音声通話が可能な携帯電話の非対面販売において郵便等による本人確認を求める携帯電話不正利用防止法に、オンラインで完結する本人確認手法を認める改正を進めてほしい。

書面交付義務は電磁的手段をデフォルトとする等。オンラインで契約が完結可能であるeSIMの特性を踏まえた消費者保護ルールの策定が行われることが望ましい。(第18回会合: MVNO委員会)

③ 構成員

- リモートSIMプロファイリング環境の提供に関して、日本では特に音声 サービスについては、本人確認をしっかりやらなければならないが、訪日 外国人に向けて日本のサービスが悪い印象になりかねないよう、本人確 認の方法も合わせて検討すべき。
- ・ 消費生活相談の現場で、SIMカードの苦情が入ってきている。将来的に eSIMを大勢が使うようになれば、ユーザにとってもいい仕組みであり、大 変期待している。MVNOもeSIMを十分に検討できるように、早目に情報を共 有していただきたい。
- eSIMに関しては急速な展開が見られつつあるので、早目に立てる必要がある。特に、本人確認は犯罪防止という観点が非常に強い。警察庁等と本人確認の方法を相談しながら新しい対応を考えていった方がいい。
- eSIMは、特に外国人が来日したときに、非常に簡単な本人確認で済ませ

るということがある。他方、日本人がeSIMを使うときには厳格ということだと、なかなか普及しないということもある。そういったこと全体を考えて、本人確認をどうするのかというのは、改めて考え直す時期ではないか。

- 厳格な本人確認が求められるようになった背景も踏まえつつ、犯罪利用 対策や簡易な方法というのを少し真剣にぜひ考えていただく必要がある。 余りにも利便性だけということになってしまうと、元の木阿弥となって しまう。
- ・ HSS/HLR連携機能については、費用面での課題があり現在1社しか使っていないが、色々なMVNOで問題なく使われることで競争が促進される。

(3) 対応の方向性

MVNOによるeSIMに対応したサービスを実現するためには、IIJのように、自らHLR/HSSを構築し自らRSPを導入する方法のほか、二種指定事業者の導入するRSPの開放を受ける方法が考えられる。前者について、HLR/HSS連携機能は、2016年にMVNOガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」として位置付けられたところであるが、費用面での課題等により、現在のところ1社(IIJ)しか自社構築を行っていない状況にある。

後者のRSPの開放については、HLR/HSSを自ら構築しなくてもeSIMに対応したサービスの実施が可能となるものであり、MVNO委員会から、「MNOが今後eSIMサービスを利用者向けに展開する場合は、同時にMVNOにRSPを開放してほしい」との要望が示されている。

他方で、二種指定事業者からは、RSPの開放について、例えば、SIMに書き込まれるプロファイルが外部に漏えいすると、クローンSIMの作成が可能となり、仮にクローンSIMによりネットワーク認証が行われてしまうと、名前や電話番号に留まらず、メールの内容、ネットでの購入履歴、決済関連情報といった秘匿性の高い情報が漏えいしてしまう可能性があるため、セキュリティが十分確保される方策を講じる必要があるといった課題があることから、慎重な検討が必要である旨の意見が示されている。

世界的なeSIMの普及に伴い、訪日外国人が日本国内における通信契約を eSIMにより簡便に行うといったニーズが高まることに加え、eSIMにより2回線 目の契約を行う等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられることから、日本国内のMNOにおいても、スマートフォン向けのeSIM対応サービスの提供が 期待されるところである。

また、世界的なeSIMの普及動向を踏まえれば、MVNOにおけるeSIMに対応したサービスの提供を可能にすることは、MNOとMVNOとの公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要である。二種指定事業者がRSPによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう、MVNOに対してRSPの機能開放が行われることが適当である。

他方で、MVNOへの開放に当たっては、セキュリティの確保等、検討すべき課題があることも事実であり、こうした点を含めて具体的な機能開放の在り方について更なる検討が進められるべきであると考えられ、まずは、二種指定事業者とMVNOとの協議を促進するため、MVNOガイドラインにおいて、「開放を促進すべき機能」55に位置付けることが適当である。また、二種指定事業者とMVNOとの協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況について報告を求め、注視することが適当である。

4. 接続料算定の適正性・透明性の向上等(中間報告書の指摘への対応)

(1) これまでの取組等

中間報告書において、事業者間の競争条件に関する事項として、接続料算定の適正性・透明性の向上、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証、音声卸料金の適正性の確保、MVNOによる多様なサービス提供の実現(セルラーLPWAの提供)、MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与及び二種指定制度の全国BWA事業者への適用の各事項について、対応の方向性を示した。これを踏まえ、総務省において、これまで次の取組が行われている。

① 接続料算定の適正性・透明性向上

ア 適正性の向上(将来原価方式の導入)

⁵⁵ MVNOガイドラインにおいて、アンバンドル機能の要件(①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること)の全てを満たさない機能でも、④を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、②・③を満たす可能性がある場合には、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定めることとされている。なお、④には、具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当するとされている。。

二種指定制度では、接続料の算定方法として、原価、利潤及び需要の予測値に基づいて算定する将来原価方式を用いることができることとされている第一種指定電気通信設備制度(以下「一種指定制度」という。)とは異なり、原価、利潤及び需要の実績値に基づいて算定する実績原価方式のみが採用されているところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の原価等の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘がある。

こうした課題について、中間報告書では、将来原価方式は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となりキャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には予見性の一層の向上も期待されるものであるとし、二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から将来原価方式により算定が行われるべく必要な制度整備に速やかに着手すべきである旨、具体的な算定方法の在り方については専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ集中的に議論を行うことが適当である旨及び接続料算定の早期化について併せて検討すべきである旨指摘を行った。

本指摘を踏まえ、2019年4月24日以降、総務省「接続料の算定に関する研究会」(座長:辻正次大阪大学名誉教授、神戸国際大学経済学部教授)において、二種指定制度における将来原価方式による接続料算定の在り方について、二種指定事業者及びMVNOからの意見も聴取しつつ、集中的に検討が行われ、同年9月17日に取りまとめられた同研究会第三次報告書では、将来原価方式による接続料算定の対象機能、将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度、予測値の算定方法、予測と実績の乖離の調整方法、実績値等の算定時期及び接続料算定の精緻化の各検討課題について、対応の方向性が示された。

これを踏まえ、総務省では、二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保に向けて、データ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から

将来原価方式により算定するものとすることとし、所要の規定整備を行うため、二種接続料規則の改正案について、2019年9月27日、情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に諮問した。その後、二度の意見募集を経て、同年12月24日、同審議会において諮問のとおり改正することが適当と認められるとの答申がなされ、2020年1月29日、当該各改正案が公布及び施行された。

イ 透明性の向上

中間報告書では、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスの一層の透明性の向上を図るため、総務省において、2019年度に適用される接続料から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である旨、接続料の算定方法の検討に際しては、提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である旨の指摘を行った。

これを踏まえ、総務省では、2019年度に適用される接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会への報告を行い、委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとした。

具体的に、2019年度に適用される接続料の算定根拠について、2019年6月19日に同委員会への報告が行われ、委員からは、原価の算定及び需要の算定を中心に指摘がなされた。同年7月12日には、将来原価方式に係る接続料の算定方法の検討の場である「接続料の算定に関する研究会」にも、同委員会での委員からの指摘も含めて報告が行われた。その結果、同年9月17日に取りまとめられた同研究会第三次報告書では、当該報告も踏まえ、接続料算定の精緻化について、原価及び需要の算定の実態を把握の上、二種指定事業者間の比較により検証し、所要のルール整備について検討することが適当である旨の指摘が行われている。

② 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

中間報告書では、全国BWA事業者の電気通信設備について、特定移動端末 設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波 利用の連携の結果であるときであっても、二種指定設備として指定すべき であり、総務省において、速やかにそのための手続を進めるべきである旨、 2020年度から開始できるよう手続を進めることが適当である旨、全国BWA事 業者のネットワークの状況等を踏まえ、全国BWA事業者は音声伝送を行っていないことへの対応、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われていることへの対応等関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である旨の指摘を行った。

総務省においては、本指摘を踏まえ、全国BWA事業者の電気通信設備の指定に係る告示改正案、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備、複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備のための電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)及び二種接続料規則等の改正案について、2019年6月21日、情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に諮問した。その後、二度の意見募集を経て、同年8月23日、同審議会から諮問のとおり改正することが適当と認められるとの答申がなされ、同年9月27日、当該各改正案が公布され、同年12月24日に施行された。

③ 音声卸料金の適正性の確保

中間報告書では、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの 等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない 水準とする必要がある旨、実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準 について、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当である 旨指摘を行った。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(2019年12月17日)では、指定設備卸役務について、接続との代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを作成した上で、当該ベンチマークと実際の卸料金水準のとの乖離について検証するといった措置について検討することが適当である旨指摘されており、接続では代替困難な可能性があるものとして、音声卸役務が挙げられている。

4 その他

中間報告書では、「ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」として、MNOの低廉な料金プランやMNOのグループ内のMVNOの料金プランについて、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるような回線容量の確保等に関し、どのような場合に問題になるのか等の検討が必要である旨、接続料等と利用者料金収入の比較検証を行うことが適当である旨指摘を行っている。また、「MVNOによる多様なサービスの実現(セルラーLPWAの提供)」として、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要があ

る旨、セルラーLPWAの特性が十分発揮されるネットワーク開放が適正な条件の下で早期に実現するよう確保する方策について議論を行うことが適当である旨の指摘を行っている。また、「MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与」として、周波数割当てに係る審査に当たっては、HLR/HSS連携機能の開放等MVNOへのネットワーク提供の多様性の観点からも実施することが必要である旨、電波の利用状況調査においては、より一層MVNOへのネットワーク提供に資する継続的な取組が行われているかの検証等、評価、公表方法について引き続き検討を進めていく必要がある旨等の指摘を行っている。総務省においては、2019年4月10日の特定基地局の開設計画の認定に際し、MVNOに対する卸電気通信役務の提供等による特定基地局の利用を促進するための計画を有していることを審査するとともに、その実績を将来の電波の割当てにおいて審査の対象とすることとした。また、携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価項目に「電波の割当てを受けてない者等(MVNO)に対するサービス提供」を設け、調査・評価を実施している。

(2) 意見

構成員

・ 音声卸に関して、近年では、音声サービスの利用者層というのはある程度限られていたり、音声サービスそのものを利用されない方が増えてきているという状況ではあるが、重要な課題であるので、今後も継続的にこの問題に対応していくことが必要。

(3) 対応の方向性

将来原価方式の導入により、2020年度に適用される接続料から、接続料の適正性の向上が図られ、二種指定事業者とMVNOの公正競争が一層促進されることが期待されるが、予測値の算定方法について、二種接続料規則では、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられていることについて、MVNOガイドラインにおいて、予測と実績の乖離が大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなること等の理由から、予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められるとされている。

総務省では、中間報告書の指摘を踏まえて、透明性向上の観点から、接続料

の算定根拠についての審議会への報告を開始したところであり、MVNOガイドラインにあるよう、この枠組みにより予測値の算定方法の適正性についての検証を行い、その結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である。

全国BWA事業者の二種指定については、やはり2020年度に適用される接続料から、全国BWA事業者と携帯電話事業者が一体となって実施している「電波利用の連携」に関する接続料の設定が行われることが見込まれる。こうした複数事業者の二種指定設備の連携により実現される機能に係る接続料について、両者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する方法が整備されたところであるが、とりわけ、全国BWA事業者に係る原価、利潤及び需要が適正に算定されているか、上記の枠組みにより、毎年度繰り返し検証が行われることが適当である。

音声卸料金の適正性については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申において指摘が行われているとおり、接続との代替性の検証、卸料金水準の適正性の検証等について、検討が行われていくことが適当である。

そのほか、中間報告書で指摘した事項について、「包括的検証」を踏まえた 取組の状況を注視した上で、他の状況変化も踏まえつつ、引き続き必要な検討 が行われることが適当である。

第4章 モバイル検討会報告書フォローアップ

モバイル市場の公正競争の促進のための方策に関し、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会(以下「モバイル検討会」という。)において検討を行い、2018年4月に取りまとめられた報告書で対応の方向性を示した論点がある。

本研究会では、「モバイル検討会で対応の方向性が示された事項について、着 実に実施されているか。これらの事項について、更に見直しを行うことが必要と 考えられる点はないか」として、関係事業者等からその後の対応の状況などにつ いての報告を受けて整理し、それを踏まえた討議をしてきた。

2019年4月に取りまとめた本研究会の中間報告書では、一定の取組が進んでいた事項を含めて、全ての項目について、引き続き、取組を注視していくことが適当としており、取りまとめ以降の取組状況は、図表14のとおりである。

各項目において、省令やガイドライン改正を踏まえて、各事業者とも取組を実施しており、例えば、「(12)中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応」に関して、2019年4月時点では、NTTドコモのみが対応しており、KDDI及びソフトバンクが「対応予定」としていたが、KDDIは2019年9月から、ソフトバンクは同年8月から対応を開始している。

今後も総務省において、状況を注視するとともに、更なる取組の必要性が認められる場合は、積極的に検討を進めていくことが適当である。

図表14 モバイル検討会報告書の提言に関する総務省の対応と事業者の取組状況

本石	※※少の七寸	事業者の取組状況						
事項 	総務省の対応	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク				
1. ネットワーク提供条件の								
(1)ウェブによるMNP手 続の実現·強引な引止 めに関する実態把握	 ・指導を実施⁵⁶(2018 年6月) ・ガイドライン改正 (2018年8月) ・コールセンターの混雑状況等の調査を 実施 	・指導前(2006年10 月)から実現	・2019年5月から実施	・ 2019年5月から実施				
(2)MVNOが確保する 帯域幅の柔軟な変更の 可能性に関する検討	・要請を実施 ⁵⁷ (2018 年6月)	・現時点でMVNOからの具体的な要望なし(関連として、期間短縮や手続の簡略化等の要望あり)・実現に当たっては課題あり・MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討	・現時点でMVNOからの具体的な要望なし・MVNOからの具体的な要望は体的な要望に体がままずき協議に応じる	・期間短縮や手続の 簡素化を実施(2017 年11月、2018年8 月)				
(3)SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握	・実態把握を実施 (2018年6月)	・ベンダからSIMカード の調達等に約3か月 を要する	・SIMカードの在庫状況 に応じて最短1週間 から最長3ヶ月程度 で提供	・ベンダからSIMカード の調達等に約3か月 を要する				
(4)HLR/HSS連携機能 の提供に係るMVNOの 負担額の根拠等の MVNOへの十分な説明	・指導を実施 ⁵⁸ (2018 年6月)	・提供申込みを承諾した事業者に対し、指導前(2016年9月)から説明を書面にて実施	・MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる ・ 一部MVNOと協議中	・現時点でMVNOから の具体的な要望なし				
(5) MNOの迷惑メール フィルタで受信拒否メー ルとして扱われないため の基準のMVNOへの提 示	・指導を実施 ⁵⁸ (2018 年6月)	・基準の提示を2018 年10月から実施	・基準の提示を2018 年7月から実施	・基準の提示を2018 年9月から実施				
(6)キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	・要請を実施 ⁵⁷ (2018 年6月)	・現時点でMVNOからの具体的な要望なし・実現に当たっては課題あり・MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討	・現時点でMVNOから の具体的な要望なし ・MVNOからの具体的 な要望に基づき協議 に応じる	・現時点でMVNOから の具体的な要望なし				
(7)一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	・KDDIに対して指導を 実施(2018年6月)	・2016 年 夏 より全 MVNOへ提供	・2018年11月より全 MVNOへ提供	・2018 年 4 月 より全 MVNOへ提供				
(8)一部端末において 緊急通報時にGPS情報 の提供が不可となる事 案についての要因の究 明等へのMNOの協力	・要請を実施(2018年 6月)	・現時点でMVNOから の具体的な要望なし ・MVNOからの具体的 な要望に基づき真摯 に対応	・現時点でMVNOからの具体的な要望なし・MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる	・現時点でMVNOからの当該事象の報告や問い合わせ等なし・MVNOからの具体的な要望に基づき調査に協力・当社のネットワーク側での制限はなし				

⁵⁶ MNOにおいて2019年5月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

⁵⁷ 今後MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて検討し、総務省に報告することとしている。

⁵⁸ MNOにおいて措置を講じ、2018年度のものは2019年3月末までに、2019年度のものは2020年3月末までに総務省に報告することとしている。

		事業者の取組状況					
事項	総務省の対応	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク			
(9)MNOからMVNOへの 端末の提供に関する協 議状況の実態把握	・電気通信市場検証 会議において確認を 実施し、年次レポート を公表(2018年8 月)	(MNOからの市場シェアの高い端末の提供が関連MVNOでないMVNOでは実できていない)					
事項	総務省の対応	テレ	- コムサービス協会MVNO委員	昌会			
(10)LINEの年齢認証に 関する機能提供が実現 しない要因に関する実 態把握	・実態把握を実施*(2018年6月) ※年齢認証主体と年齢認証に係る情報伝達の仕組み等に要因があると考えられる	MVNOユーザにおけるLINE年齢認証実現に向けて検討を実施(2018年7月 ~)					
2. 中古端末の国内流通				1			
(11)下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正 (2018年8月)	・販売制限していない	・販売制限していない	・販売制限していない			
(12)中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正 (2018年8月) 〈施行:2019年9月~ 〉	・2019年2月20日から対応開始	・ <u>2019年9月1日から</u> 対応開始	・ <u>2019年8月21日か</u> <u>ら対応開始</u>			
(13)中古端末に関する 民間の取組の後押し	・リュースモバイル関連ガイドライン検討会にオブザーバとして参加(2018年7月~)	-	-	-			
(14)MNOによる盗品等 に関する迅速かつ明確 な情報公開	・指導を実施(2018年 6月)	・2018年12月19日に 対応	・指導前(2012年9 月)より対応	・指導前(2010年1 月)より対応			
3. 利用者の自由なサート	ニュー・						
(15)利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	 指導を実施⁵⁹(2018 年6月) 改正法に基づく省令 改正(2019年9月) 	・2019年3月から実施	・2019年3月から実施	・2019年3月から実施			
(16)利用期間拘束の 自動更新の有無による 提供条件の格差の縮 小の検討	 KDDI及びソフトバンクに対し要請を実施(2018年6月) 改正法に基づく省令改正(格差を設けることを禁止)(2019年9月) 	_	 2019年10月1日(一部プランは9月13日) から実施 	・ソフトバンクブランドは 2019年9月13日か らワイモバイルブラン ドは同年10月1日か ら実施			

-

⁵⁹ MNOにおいて2019年3月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

***	W 75 () 0 ± 1 ± ±			
事項	総務省の対応	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(17)残債免除等施策 の提供条件に関する利 用者への説明の徹底を 求めるガイドラインへの 対応	・ガイドラインを改正 (2018年8月、 <mark>2019</mark> <u>年9月</u>)	・2019年6月1日から 残債免除施策による 販売方法を導入 ・再加入条件なし	 ガイドライン改正を踏まえ対応 2019年1月より、再加入条件を撤廃 2019年9月30日をもつて既存の改正法不適合プログラムは終了 	 ・社内へ再周知を行い、説明の徹底を図っている ・2018年11月より、再加入条件を撤廃 ・2019年9月12日をもって既存の改正法不適合プログラムは終了
(18)過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金ブランの例の案内	 指導を実施⁵⁹(2018 年6月) 	 ・2018年5月から利用 実態に基月から利用 実態にプラン全 がの案のショップでは、料金 ・2018年9月イト ・2018年9月イト ・2018年9月イト ・2018年1月が ・2018年1月が ・2018年1月に実進 ・2018年1月に実進 ・2019年4月15日 ・2019年4日 ・2019	・「ピタットプラン」、「フラットプラン」を2017年7月から導入・2019年2月15日からお客様とントである。 ・2019年2月15日からお客様とントでである。 ・2019年2月15日からお客様とントでである。 ・2019年2月15日からお客様とントがよりである。 ・2019年2日からは、 ・2019年2日できるフローに変更	・利用実績に応じた料 金ブランの案内を 2019年3月22日か ら実施
(19)利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	・指導を実施 ⁵⁹ (2018 年6月)	(同上)	・店頭での説明やHP 等での案内の強化に 努める。なお、今後も お客様のニーズや市 場動向を踏まえ、対 応の是非を検討	・各種相談窓口について、2019年3月までに毎月メールで実施している請求確定通知を用いて告知
(20)月途中の解約時 の日割計算の実施可 能性に関する検討	・要請を実施(2018年 6月)	・日割計算は公平性 確保の観点等により 実施していない	・今後もお客様のニー ズや市場動向を踏ま え、対応の是非を検 討	・日割計算の実施は 考えていない
(21)MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるとするガイドラインへの対応	 ソフトバンクに対し指導を実施(2018年6月) ガイドラインを改正(2018年8月) ガイドラインの遵守を要請(2019年6月、9月) 	・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・社内及び全販売代理店に対して周知・指導を実施(2019年6月20日) ・社内及び全販売代理店に対して改めて周知・指導を実施(2019年9月11日)	 ・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・全代理店に対して、全国の営業部門から個別に周知(2019年7月22日) 	・2018年6月の行政 指導を真摯に受け止 め、ご報告した再発 防止策に基づき、対 応を実施
(22)MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(23)MVNOの音声通話 付きサービスの初期契 約解除制度の対象化	省令を改正(2018年7月)ガイドラインを改正(2018年9月)	-	-	-

事項	総務省の対応	テレコムサービス協会MVNO委員会
(24)MVNOやその業界 団体におけるサービス 内容のわかりやすい周 知	-	・MVNOサービスの利用に当たってのチェックポイントを改定し、公表・周知 (2018年6月~)

※中間報告書以降の取組を赤字下線で示している。

その他(事業者の取組を注視すべき旨指摘された事項)

- 1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係
- 電気通信事業者協会が策定したAndroid端末における緊急速報の共通受信仕様の運用状況の注視
- 5G関係機能のMVNOへの提供に関する協議状況の注視
- MNOとMVNOとの販売連携に関する協議状況の注視
- ・ 050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの緊急通報に必要な位置情報の伝達に係る協議状況の注視

第5章 おわりに

今般、モバイル市場における競争環境に関し、現時点での喫緊の課題と考えられる事項を中心に検討を行い、その全体像について最終報告書として取りまとめた。

総務省、関係事業者及び団体その他の関係者には、緊急提言、中間報告書に盛り込んだ事項に加え、最終報告書に盛り込んだ事項についても、必要な取組を早 急に実施することを期待する。

その際には、第1章において「検討の基本的視点」として掲げた「事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保」、「利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保」、「技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保」の3つの視点を十分に踏まえつつ、具体的な取組について検討を行うことを期待する。

モバイル市場においては、今後も技術の急速な進展、それに伴う料金・サービスや利用者のニーズの多様化、事業者間連携の状況の変化等、市場環境が急速に変化し続けることが想定される。モバイル市場において、引き続き、多様なサービスが低廉な料金で提供されるよう、市場環境の変化を適時に把握しつつ、継続的な議論が行われることを期待する。

参考資料

- 1. 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」概要
 - 開催要綱
 - 開催状況
- 2. 各種資料

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」開催要綱

1 目的

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 事業者間の競争条件について
- (2) 利用者料金その他の提供条件について
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3)座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4)座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。
- (5)座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催する ことができる。
- (6) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定める ところによる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1)本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2)本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

(別紙)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」構成員等 (敬称略、五十音順)

(座長代理) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

大橋 弘 東京大学 公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授

北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー

佐藤 治正 甲南大学 マネジメント創造学部 教授

関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

(座長) 新美 育文 明治大学 名誉教授

西村 暢史 中央大学 法学部 教授

西村 真由美 公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会代表

(オブザーバ) 公正取引委員会

消費者庁

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」開催状況

日程	開催内容
第1回会合 2018年10月10日	 事務局説明 (モバイル市場の競争環境に関する主要論点(案)) ヒアリング (慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 黒坂達也特任准教授) 意見交換
第2回会合 2018年10月18日	・ ヒアリング等 (モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 津坂徹郎エ グゼクティブディレクター、長田三紀構成員、西村真由 美構成員、MVNO委員会、楽天モバイル、インターネット イニシアティブ、ケイ・オプティコム、日本通信)
第3回会合 2018年11月14日	・ ヒアリング (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、全携協)
第4回会合* 2018年11月26日	 事務局説明 (モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(案)) 意見交換
第5回会合 2018年12月26日	・ ヒアリング (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning、リユースモバイル関連ガイドライン検討会)
第6回会合* 2019年1月17日	事務局説明 (モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(案) に対するパブリックコメントの結果、中間報告に向けた その他の論点)意見交換
第7回会合 2019年1月22日	事務局説明(これまでの議論を踏まえた検討の方向性(案))意見交換
第8回会合 2019年2月1日	事務局説明(これまでの議論を踏まえた検討の方向性(案)②)意見交換
第9回会合	• 事務局説明

2019年2月22日	(モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書 骨子(案)) ・ 意見交換
第10回会合 2019年3月14日	 ヒアリング (電気通信サービス向上推進協議会、電気通信事業者協会 消費者支援委員会、リユースモバイル関連ガイドライン検討会) 事務局説明 (モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書(案)、電気通信事業法の一部を改正する法律案) 意見交換
第11回会合 2019年4月19日	事務局説明(モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書(案)に対するパブリックコメントの結果)意見交換
第12回会合* 2019年5月21日	事務局説明(改正電気通信事業法施行に向けた検討事項)意見交換
第13回会合* 2019年5月30日	 ヒアリング (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、楽天モバイル、IIJ、オプテージ、全携協、電気通信事業者協会、MVNO委員会、(一社)テレコムサービス協会FVNO委員会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟) 意見交換
第14回会合* 2019年6月11日	事務局説明(モバイル市場の競争促進に向けた制度整備、利用者利益の保護に向けた制度整備)意見交換
第15回会合* 2019年6月18日	事務局説明 (モバイル市場の競争促進に向けた制度整備、利用者利益の保護に向けた制度整備)意見交換
第16回会合* 2019年8月29日	・ 事務局説明 (改正電気通信事業法の施行に伴う関係省令等の整備) ・ ヒアリング

	(消費者庁、電気通信サービス向上推進協議会、電気通
	信事業者協会、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天
	モバイル、全携協)
	• 意見交換
	事務局説明
## 4 7 F7 A A	(今後の検討について)
第17回会合	・ ヒアリング
2019年9月11日	(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
	• 意見交換
	• 事務局説明
	(通信料金と端末代金の分離と端末購入プログラム)
第18回会合	・ ヒアリング
2019年9月20日	(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、
	MVNO委員会)
	• 意見交換
	• 事務局説明
笠10回合合	(SIMロック解除に関するル―ルの見直しについて、5G
第19回会合	時代におけるネットワーク提供に係る課題についての検
2019年10月21日	討)
	• 意見交換
	• 事務局説明
	(改正電気通信事業法の施行前後の取組状況、モバイル
第20回会合※	市場に関する最近の動向等)
2019年11月20日	・ ヒアリング
	(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、消費者庁)
	• 意見交換
	• 事務局説明
	(中古端末市場の動向、SIMロック解除に関するガイド
第21回会合	ラインの改正等、これまでの議論を踏まえた検討の方向
	性②)
2019年12月2日	・ ヒアリング
	(リユースモバイル関連ガイドライン検討会)
	• 意見交換
第22回会合	• 事務局説明
第22回云百 2019年12月17日	(最終報告書骨子 (案))
2019年12月17日	• 意見交換

笠22日合合	• 事務局説明
第23回会合	(最終報告書 (案))
2019年12月25日 	• 意見交換
	• 事務局説明
第24回会合	(モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書
2020年2月18日	(案)に対するパブリックコメントの結果)
	• 意見交換

[※] 第4回会合及び第6回会合、第12回から第16回会合、第20回会合は、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWGとの合同開催。



各種資料

全体概要

- 2
- 2018年10月、「モバイル市場の競争環境に関する検討会」(座長:新美育文明治大学名誉教授)を設置・検討を開始。
- 2019年1月、「緊急提言」取りまとめ。
 - ▶ 通信料金・端末代金の完全分離、過度な期間拘束の是正に係る電気通信事業法改正
- 2019年4月、「中間報告書」取りまとめ。
 - ➤ モバイル接続料における将来原価方式の導入等に係る省令等改正
- 2020年2月、「最終報告書」取りまとめ。
- ✔ 検討に当たっては、3つの基本的視点を設定。

✓ 「利用者料金その他の提供条件」と「事業者間の競争 条件」の2つの論点に分けて検討・取りまとめ。

利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保

事業者間の公 正な競争の促 進による利用 者利益の確保

技術進歩の成 果を利用者が 享受できる環境 の確保

「利用者料金等」に関する事項

- 改正事業法の適切な執行
- 行き過ぎた囲い込みの是正
- 端末市場の活性化

等

「事業者間の競争条件」に関する事項

- 5G時代における課題への対応
- eSIM普及への対応
- 接続料の適正性・透明性の向上 等

最終報告書の全体概要

3

「利用者料金その他の提供条件」に関する事項

1 改正事業法の施行

- 違反事案に対する迅速かつ適切な措置
- 利用者の改正法適合プランへの移行促進
- 代理店の手数料体系の見直し
- 固定通信サービス等のセット販売等の動向を注視

②行き過ぎた囲い込みの是正

• SIMロック解除・MNPのウェブ手続の簡素化、手数料の在り 方を継続検討

③端末市場の活性化

- 流通する中低価格帯や中古端末の多様化を注視
- 中古端末の民間事業者団体の取組の継続支援 (認証制度(2020年2月開始予定))
- MVNO・個人間取引を含む中古端末の流通促進方策の検 計

4通信料金と端末代金の総額表示

• 総額表示を実現(更新契約等について20年1月以降順次)

⑤広告表示の適正化

• 事業者や事業者団体による広告表示適正化の取組を 継続支援

⑥施行後の状況の評価・検証

改正法前後の改善状況を評価・検証※ 市場検証会議の下で実施予定

「事業者間の競争条件」に関する事項

①5G導入当初における課題

- MNOと同時期(2020年春)のMVNOによる円滑な5Gサービス開始に向け、MVNOへの着実な情報提供、5Gの接続料に与える影響の検証等を確保(要請等)
- MNOによる他のMNOネットワークの利用について、ネットワーク整備の懈怠等が生じていないか引き続き注視

②本格的な5G時代における課題

• 5G時代におけるネットワーク仮想化技術等の進展に対応し、 5Gの特徴を活かした新サービスをMVNOにおいても提供で きるよう、APIの利用による効率的なネットワーク利用の方策 について、来年春以降検討を深化

③eSIM※の普及への対応

※ eSIM:遠隔で加入者情報の書換えが可能な、端末組込型のSIM

- 現在IoT端末やタブレット端末等に利用されているeSIMについて、今後の更なる普及を見据え、MVNOにおいてもeSIMの利用が可能となるよう、事業者間協議を促進
- ④接続料算定の適正性・透明性の向上等 (中間報告書の指摘への対応)
- 2020年4月以降、将来原価方式の導入等により接続料の体系が大きく変化することを踏まえ、接続料の検証を着実に実施
- 90 ・ 音声卸料金の適正性について、「包括的検証」の指摘を踏まえ、接続との代替性、卸料金水準の適正性を検証

モバイル市場の競争環境に関する研究会

構成員等

(座長)	新美 育文	明治大学 名誉教授
(座長代理)	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	大橋 弘	東京大学 公共政策大学院·大学院経済学研究科 教授
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
	佐藤 治正	甲南大学 マネジメント創造学部 教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
	西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会「「研究会代表
(オブザーバ)	公正取引委員:	会、消費者庁

(敬称略)

議論の経緯

2019年 2018年

第1回 第2回 第3回 第4回※ 第6回※ 第7回 第8回 第11回 第12回※ 第5回 第9回 第10回 (11/26)(10/10)(10/18)(11/14)(12/26)(1/17)(1/22)(2/1)(2/22)(3/14)(4/19)(5/21)事務局説明 ヒアリング② ヒアリング③ 緊急提言(案)ヒアリング④ 緊急提言 討議① 中間報告書 改正法施行に 討議② 中間報告書 中間報告書 向けた検討① 2020年 ヒアリング① 骨子(案) (案) 2019年

第20回※ 第21回 第13回※ 第14回※ 第15回※ 第19回 第16回※ 第17回 第18回 第22回 第23回 第24回 (6/18)(5/30)(6/11)(10/21)(12/2)(8/29)(11/20)(9/11)(9/20)(12/17)(12/25)(2/18)ヒアリング⑤ 改正法施行に 改正法施行に ヒアリング⑥ ヒアリング⑦ 検討の ヒアリング・⑨ 検討の ヒアリング® 最終報告書 最終報告書 最終報告書 向けた検討② 向けた検討③ 方向性① 方向性② 骨子(案) (案)

※「消費者保護ルールの検証に関するWG」との合同会合

本研究会の指摘に関する主な取組の進捗状況

5 2020 年1月 2020年4月 2019年10月 年内 (定期的に市場動向をモニタリング) 電気通信事業法の改正 改正法施行 既存の販売代理店の届出期限 (随時受付) 通報窓口の開設 開設 11/22 SIMロック解除ガイドライン の改正 全面適用 ガイドライン施行 パブコメ開始 (端末単体購入者へのルール適用) 2/21 10/10 11/1 3月中旬 残債免除プログラムの 見直し 新プログラム プログラム 新プログラム 新プログラム 提供開始予定 提供開始 提供開始予定 名称変更 (KDDI) (ソフトバンク) (KDDI) (ソフトバンク) 12/24 モバイル接続料の見直し (将来原価方式の導入) 審議会省令等諮問 接続約款 新方式導入 パブコメ 答申 省令等 の届出 公布 12/24 二種指定制度の適用 UQ及びWCPの二種 (UQ及びWCP) 接続約款制度適用 指定等 、指定の公示等公布) の届出 11/28 2月頃 9/1中古端末SIMロック 中古市場活性化 民間ガイドライン改定 認証制度 解除の義務化開始 91 開始予定

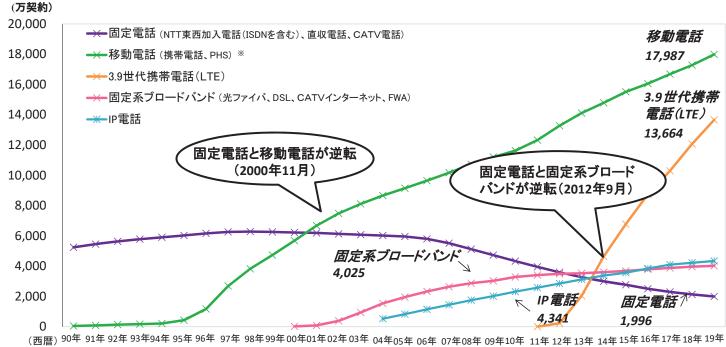
第1章関係

電気通信サービスの契約数の推移

(2019年3月31日時点)

7

移動電話の契約件数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、15年間で約3倍に増加(17,987万件)。



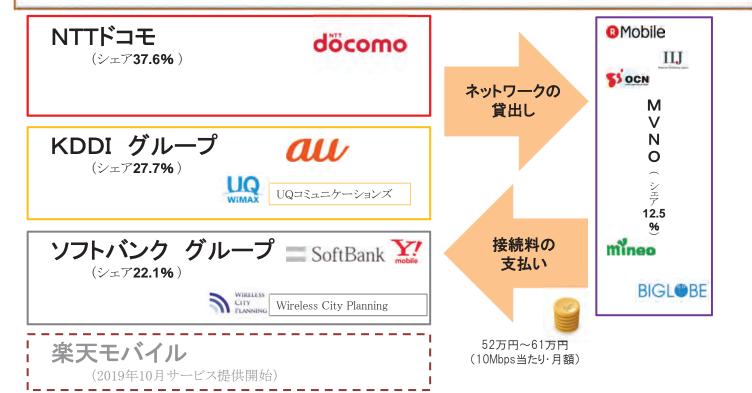
2013年度第2四半期以降は、グループ内取引調整後の契約数。 ただし平成27年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなくなり、携帯電話の契約数については単純 合算とグループ内取引調整後の数値は同数となっている。

注1:数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される場合と表示されている増減率等については一致しない場合もある。以下同じ。 注2:携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。

出典:電気通信事業報告規則に基づく報告

(2019年9月30日時点)

- □ 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収れんしている。 MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは、12.5%。
- □ 楽天モバイル株式会社が2019年10月からMNOとしてサービス提供開始。



MVNOサービスの契約数の推移

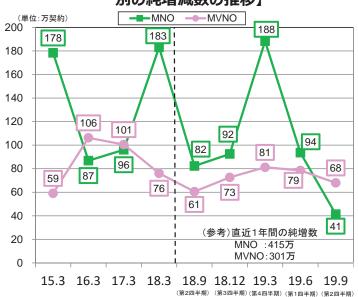
(2019年9月30日時点)

9

- □ MVNO サービスの契約数は、全体で2,298万(前期比+3.0%、前年同期比+15.0%)、SIMカード型で1,428万(前期比+4.0%、前年同期比+20.9%)とともに増加傾向。
- □ 直近1年間の純増数は、MNO(415万)がMVNO(301万)を上回っている。

【MVNOサービスの契約数の推移】 2,151 1,998 2,070 2,230 2,298 (万件) 2000 1,840 1,687 1,764 1800 1,5861,636 1600 1,427 1.346 1400 1,269 1,163 1200 1,073 1,006 1000 800 1,235 1,373 1,127 1,428 1,299 600 1,070 1,181 1,026 849 923 969 400 725 769 639 575 200 16.3末 16.9末 17.6末 16.6末 17.9末 18.3末 ■MVNO契約数(SIM力・ - 「型)■MVNO契約数(SIMカ

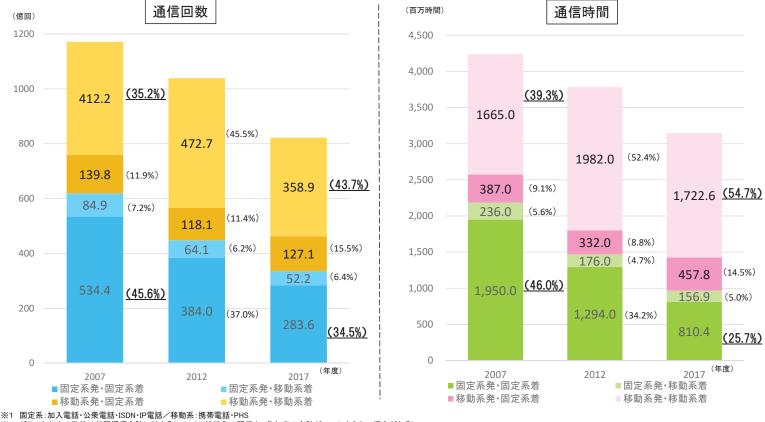
【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO 別の純増減数の推移】



※1 SIMカード型の契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。※2 2015年12月末以前は青色グラフがMVNO契約数全体を示す。

a2

- □ 音声通信トラフィック全体としては、2007年から2017年までの10年間で減少傾向にある。
 - 通信回数・通信時間とも固定系間通信が減少傾向・移動系間通信が増加傾向にある。



グラフ右()内の数値は相互通信合計に対するシェア(四捨五入の関係上、各年度の合計が100%にならない場合がある)

(出典)総務省「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」

データ通信トラヒックの推移

(GB)

20.0

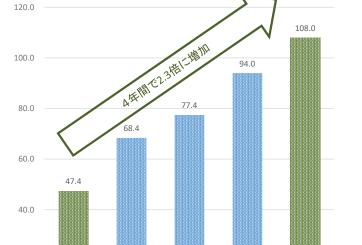
0.0

11

□ データ通信トラフィックについては、移動通信・固定ブロードバンドともに近年急速に増加している。



(出典)総務省「我が国の移動通信トラヒックの現状(令和元年6月分)」より作成。 (各年3月に移動通信事業者5者が計測したトラフィック量から移動通信契約 1件あたりの月間トラフィック量を推計。)



固定ブロードバンド※1契約1件あたり

(出典)総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」より作成。 (各年5月に協力ISP5社のブロードバンド契約者のトラヒックと、協力ISP5社 の契約者数のシェアから、我が国のブロードバンド契約1件あたりの月間 トラヒック量を推計(※2)。)

2016.5

※1 FTTH、DSL、CATV、FWA

2015.5

※2 2017年5月分から協力ISP9社の契約者トラヒックと契約者のシェアからの推計を掲載。

2017.5

2018.5

2019.5

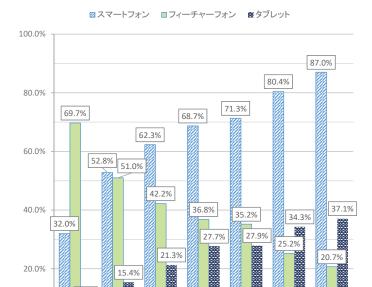
13

携帯電話(スマートフォン)出荷台数の推移

(万台) ■フィーチャーフォン ■スマートフォン 4.500 4.181 3.941 4,000 3.788 3.764 3,659 3.649 3 457 3,500 3,000 2.500 2.000 1,500 1,000 500 (年度) 0 2010 2011 2012 2013 2014 2015

(出典)株式会社MM総研「国内携帯電話端末出荷概況」 (各年度通期の総出荷台数等からグラフを作成)

モバイル機器等の利用率



(出典)総務省「平成30年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」 (「経年 モバイル機器等の利用率(全年代)」のグラフ形式を変えて引用。)

2015

2014

消費支出における通信費(二人以上世帯のうち勤労者世帯)

8.1%

2013

2012

0.0%

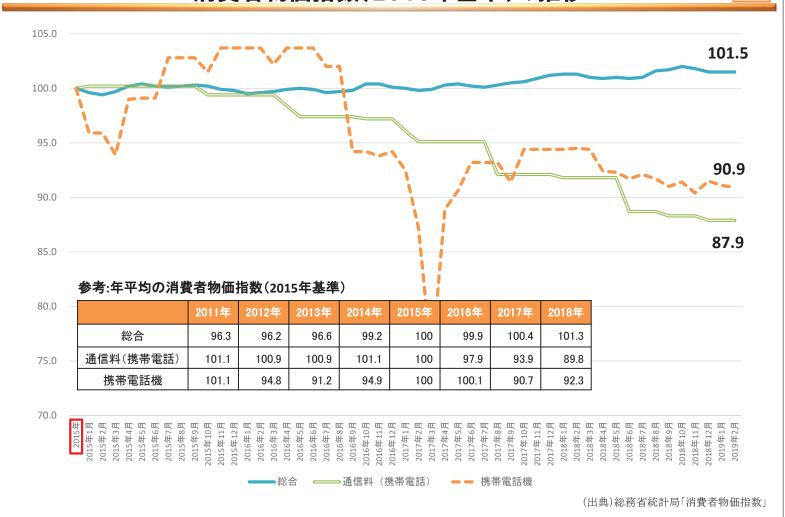
消費支出における通信費の推移(月平均) 2018年の消費支出(月平均) (円) (円) (単位:円) 341,896 25,000 325,743 消費支出総額 18,497 300,000 その他の消費 (5.7%)上下水道料 20,000 通信費 支出56,553 (通信料+通信機器+ 5,249 (1.7%) 食料 80.306 インターネット接続料) (17.9%)10年間で ガス代等 (25.5%) 約1.4倍 13,650 5,953 (1.9%) 移動電話通信料 (4.2%)15,000 電気代 200,000 10.570 (3.4%) 消費支出総額 10,529 家事·家事用品 (3.1%) 31万5, 314円 11,593 (3.7%) 交通35,100 10,000 保健医療 (11.1%)6,029 12.074 (3.8%) 100,000 (1.8%)被服及び履物 教養娯楽 2,837 5,000 13,666 (4.3%) 28,264 (0.9%)教育 3,126 住居 18,209 (9.0%)インターネット接続料 19.132 (0.9%)(5.8%)843(0.3% 固定電話通信料 1,454(0.4%) n n 通信料等 2000年2001年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年1月~9月 18 644 (5.9%)13,970 (4.4%)

坐期(年度)ごとの推移(単位·円)

※ 2000年及び2001年はインター

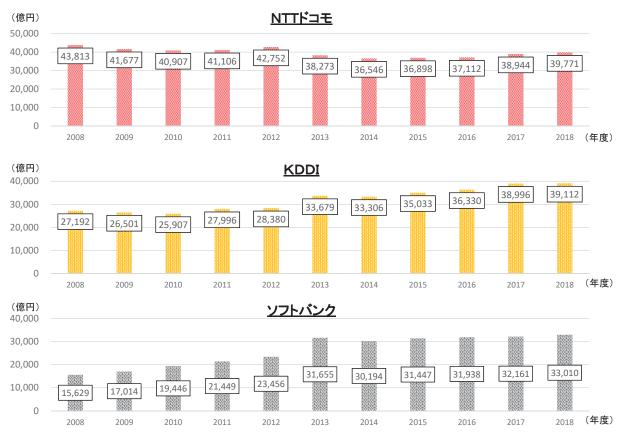
十两(十尺/ことの)[2]9(十四:11)											
	2014年度		2014年度 2015年度		2016年度 2		2017	2017年度		2018年度	
	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)								
消費支出	306,651	324,032	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135	311,990	324,576	325,704
移動電話通信料 (消費支出に 占める割合)	12,174 (3.97%)	12,661 (3.91%)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)	13,834 (4.43%)	13,896 (4.28%)	13,589 (4.17%)

固定電話通信料 1.453円 (0.5%) インターネット接続料 2,782円 (0.9%) 移動電話通信料 13,970円 (4.4%) 440円 (0.1%) 通信機器 計(通信費) 18,644円 (5.9%)



携帯電話事業者3社の売上高の推移

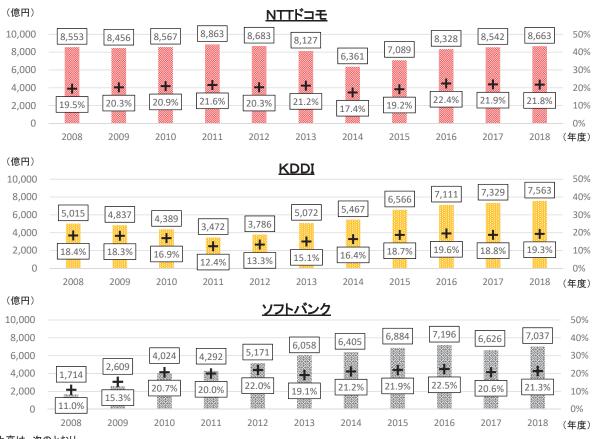
15



注) 使用した売上高は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業に係るもの(固定等含む)。 【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルカイントに係るもの(固定等含む)。 【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度から2016年度までは国内通信事業に係るもの(固定等含む)、2017年度以降はコンシューマ事業及び法人事業に係るもの(固定等含む)。

出典:各社決算資料



注)使用した売上高は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業に係るもの(固定等含む)。

【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメントに係るもの(固定等含む)。

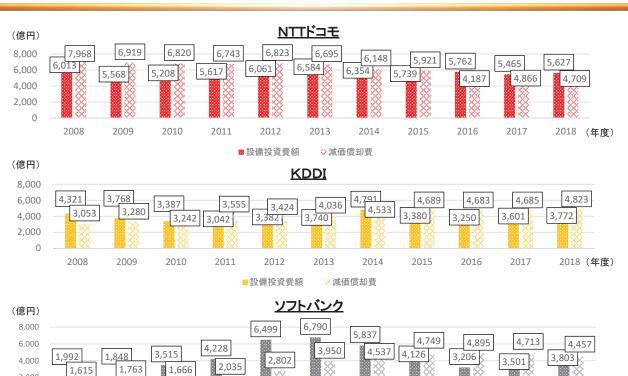
【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度から2016年度までは国内通信事業に係るもの(固定等含む)、

2017年度以降はコンシューマ事業及び法人事業に係るもの(固定等含む)。

出典:各社決算資料

17

携帯電話事業者3社の設備投資額及び減価償却費の推移



注) 使用した設備投資額及び減価償却費は、次のとおり。

2008

2,000

器設備投資費額 ♀減価償却費

2013

2014

2015

2016

2017

2012

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度~2016年度は通信事業に係るもの(固定等含む)。

2010

2017年度は、設備投資額は通信事業に係るもの(固定等含む)、減価償却費は連結に係るもの。

【KDDI】 2018年度までの設備投資額及び2010年度までの減価償却費は移動通信事業に係るもの。

2009

2011年度以降の減価償却費はパーソナルセグメントに係るもの。

【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度から2016年度までは国外通信事業に係るもの(固定等含む)、2017年度以降は、設備投資額は連結に係るもの、減価償却費はコンシューマ事業及び法人事業に係るもの(固定等含む)。

2011

出典:各社決算資料

2018 (年度)

携帯電話事業者3社のARPU等の推移



- 注1) 各社ごとの基準で算出、公表されているもの。同一の計算方法で算出されたものではない
- 注2) KDDIについては指標としてARPA (Average Revenue per Account:モバイル契約者1人当たりの月間売上高)を使用しているが、ここでは便宜上ARPUとして記載。
- 注3) 四捨五入表示のため、各ARPUの合計の数値と合計のARPUの数値が合わない場合がある。
- 注4)
- ドコモはスマートARPU、KDDIは付加価値ARPU、ソフトバンクはサービスARPUも含む。 KDDIの2012年度以降のARPUは「パーソナルセグメント」の「au通信ARPU」を使用。音声ARPUからは割引適用額を控除。 KDDIの2012年度以降のARPUは
- ソフトバンクの2011年度までのARPUは、通信モジュールを含む。 注6)

出典:各社決算資料

グループ化・寡占化 への対応

NGNのアンバンドル

卸役務の事後届出制

•登録更新制の導入

卸制度の整備

電気通信事業に関する制度の概要とその変遷

19

一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩 和(現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃)する一方で、消費者保護ルールを充実。



料金低廉化・サーヒ 『ス多様化◐️タ️めの公正競争ルールの整備・強化

市場支配力の濫用を禁止

禁止行為規制※の導入

※特定の事業者に対する不当に

優先的・不利な取扱いの禁止等

NTT東西の業務範囲拡大

•接続会計の導入

NTTの再編成

•LRICの導入

ローカルループ、ダー

バのアンバンドル(※3)の義務化

•持株、地域会社(東•西)、 長 距離会社(コム)に再編

やすくして多様な

事業者による自由

な事業展開を促進

の規律

固定系の公正競争

NTT東西の業務規

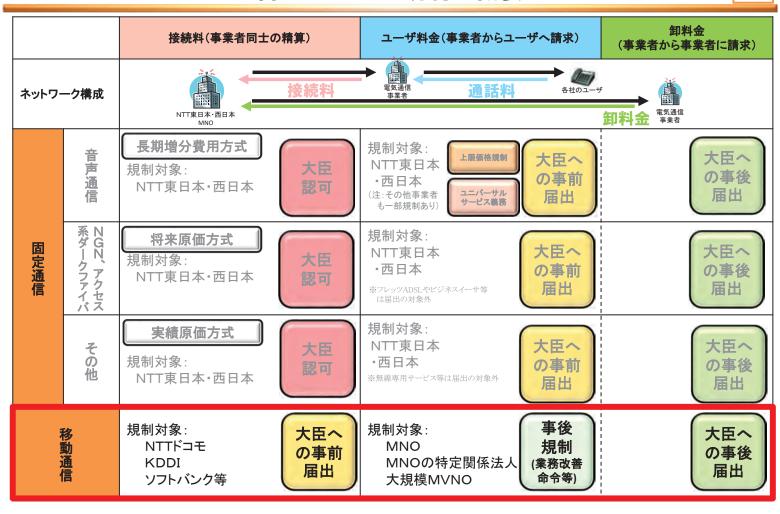
ルールの強化

•機能分離の導入

制手続の緩和

21

料金・サービス規制の概要



モバイル市場の公正競争促進に関する従前の取組

(1)料金その他の提供条件の適正化

- ニーズに応じた料金プランの導入
 - ▶ ライトユーザ向け料金プラン等の導入の要請(2015年)など
- 期間拘束(2年縛り・4年縛り)の見直し
 - ▶ 違約金及び2年経過後の通信料金の支払のない解約の実現の要請(2018年)など

→スイッチングコストの抜本的な引下げが 行われていない

(2)端末販売の適正化

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化
 - ▶ ガイドラインの制定(2016年)、 合理的な負担額の明確化(2017年)など
 - →規律が及ばない販売代理店による独自 値引きが横行
- 中古端末の流通促進
 - ▶ 下取り端末の流通・販売制限の禁止(2018年)など

→通信料金と端末代金の 区分が不分明



端末購入を条件とした、行き過ぎた 割引・キャッシュバック等を禁止。

(3)MVNO促進(接続料の適正化)

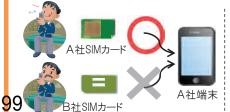
- 接続料の算定方法の見直し
 - ▶ 原価からの営業費の除外(2010年)、当年度精算の導入 (2014年)、利潤の算定方法の厳密化(2017年)など





(4)SIMロック解除の推進

- SIMロック解除に応じることを義務づけ (中古端末を含む)
 - ▶ ガイドラインの制定(2014年)、解除が可能となるまでの期間の短縮(2017年)、中古端末の対象への追加(2018年。 2019年9月から解除可能。)など



<SIMロック解除可能な時期>

一括払いの場合 即日 割賦払いの場合 100日経過後

(1)料金その他の提供条件の適正化

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

■ 利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの導 入の必要性を指摘

MNOにおいて、2GBや5GB上 限等の料金プランを提供開始

2015年 「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた 方向性(7月)

■ 期間拘束が自動更新されないプランの導入を提言

MNOにおいて、期間拘束が自 動更新されないプランを提供開始

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」 取りまとめ(12月)

■ ライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの導入を要請

MNOにおいて、1GB上限等の 料金プランを提供開始

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 期間拘束契約を契約満了時点又はそれまでに違約金及び25 か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう指導 (2018年6月)
- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プラ ンの例を利用者に案内を行うよう指導(2018年6月)
- MNOにおいて、2019年3月に更 新月を迎える 契約から順次対応
- MNOにおいて、2019年3月まで に対応

2019年

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(1月)

改正電気通信事業法の施行(10月)

■ 行き過ぎた期間拘束を禁止

指定事業者※において、違約金 を1,000円とする料金プラン等を提 供開始

※ MNO、MNOの特定関係法人及び一部MVNO

(2)端末販売の適正化

23

2007年 「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)

■ 端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計を推進

→「電気通信事業会計規則」改正(2007年9月)

2015年

2016年

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスク フォース」取りまとめ(12月)

■ 行き過ぎた端末購入補助の適正化

→ 「端末購入補助ガイドライン」策定(2016年3月)

・端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末価格・通信料金の 割引等を禁止

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォロー アップ会合」取りまとめ(11月)

■ 端末購入者に求める合理的な額の負担を明確化

→ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」 策定(2017年1月)

2018年

[モバイル市場の公正競争促進に関する検討会]報告書 (4月)

販売店に対する端末価格等の実質的指示の禁止

→「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」 改正(2018年8月)

2019年

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(1月)

改正電気通信事業法の施行(10月)

■ 通信料金と端末代金の完全分離

- → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を 改正(2019年10月)し、「Ⅱ スマートフォンの端末購入補助 の適正化に関するガイドライン」部分を廃止
- → 「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライ ン|策定(2019年10月)



100

(3)MVNO促進(接続料の適正化)

2000年

電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)

- 第二種指定電気通信設備制度の創設
 - ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
- →「電気通信事業法」改正(2001年6月)
- ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
- → NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、<u>WCP(2019年)</u>、<u>UQ(同年)</u>を指定

2007年 日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)

■ データ接続料(帯域幅単位)の届出開始

2009年 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)

- 接続料算定方法の整備
 - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
 - ・原価から営業費を除外
- 接続会計の導入
 - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入
- →「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」 策定(2010年3月)
- →「電気通信事業法」改正(2010年12月)、 「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)

2011年 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)

- 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%)
- →「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)

2014年 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)

- ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化 (アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法)
- →「電気通信事業法」改正(2015年5月)。 「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)

2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

- 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化
- →「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)

2017年 「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)

- データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等)
- →「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)

2019年 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(4月)及び「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(9月)

- 全国BWA事業者指定に係る制度改正
- データ伝送交換機能における将来原価方式導入
- →「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2020年1月)

→「電気通信事業法施行規則」等改正(2019年9月)

(4)SIMロック解除の推進の経緯

25

2007年

「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)

■ SIMロック解除を法制的に担保することについて2010年に向け て検討するよう提言

2010年

「携帯電話のSIMロックの在り方に関する公開ヒアリング」(4月)

事業者による自主的なSIMロック解除を推進

→ 「SIMロック解除ガイドライン」策定(2010年6月)

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

- 事業者がSIMロック解除に応じるよう義務づけ
- → 「SIMロック解除ガイドライン」改正(2014年12月)

2016年

2017年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ **会合」取りまとめ**(11月)

- SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮

 - (180日 → 100日(一括で購入する場合は支払いが確認できるまでの期間))
- → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指 針|策定(2017年1月)

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 事業者が中古端末のSIMロック解除に応じるよう義務づけ
- → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指 針」改正(2018年8月)

→ 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関

するガイドライン」改正(2019年11月)

- 分割購入から100日以内に信用確認措置に応じた場合の
- SIMロック解除手続の原則無料化
 - ※ 通信契約のない者は、2019年11月22日、通信契約がある者は、2020年4月6日から適用
- 中古端末のオンライン手続義務付け

※ 2020年10月1日から適用

101

2019年

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(第18回、9月)

- SIMロック即時解除義務づけ

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

27

- □ 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- □ ただし、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務等の役務については、一定の規制。
- □ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象:電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)

光IP電話(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、 基本料金額が一定の条件のもの)



具体的な規制内容

契約約款を作成し、総務大臣に届出

指定雷気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東日本・西日本)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

・フレッツ光・フレッツ I SDN・ひかり電話 等



保障契約約款を作成し、 総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話



プライスキャップ規制の対象

102

全ての電気通信役務

競争事業者の

- •電話(通話)
- FTTH
- · ADSL
- ISDN
- 専用サービス
- P電話(OAB~J-IP電話^{*1}及びO5O-IP電話)
 ※1 基礎的電気通信役務に該当するOAB~J-IP電話を除く

携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

基礎的電気通信役務(契約約款届出対象役務

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ女定的な提 供が確保されるべき電気通信役務)

競争事業者の

電話

(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

・加入電話に相当するOAB~J-IP電話

(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

指定電気通信役務

(保障契約約款届出対象役務) (ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、 それらの設備を用いて提供するサービスであって、 他の電気通信事業者による代替的なサービスが 十分に提供されない電気通信役務)

NTT東日本・西日本の

- FTTH <フレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- 専用サービス < 一般専用サービス 等>
- OAB~J- I P電話 <ひかり電話>※2
- その他 <フレッツ I SDN 等>

※2 ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、 基礎的電気通信役務にも該当 NTT東日本・西日本の加入電話に相当するOAB~J-IP電話(基本料) (加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの) NTT東日本・西日本の【ユニバーサルサービス交付金制度の補てん対象】

- ・加入電話(加入者回線アクセス、緊急通報)
 - 第一種公衆電話※3(市内通話、離島特例通話、緊急通報)
 - ※3 戸外における最低限の通信手段として設置(市街地においては500m四方に1台、それ以外の地域においては1km四方に1台設置。)されている公衆電話(全国で10.9万台)

特定電気通信役務

(プライスキャップ規制対象役務)

(指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

NTT東日本・西日本の

- •加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ISDN(加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話)
- 公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

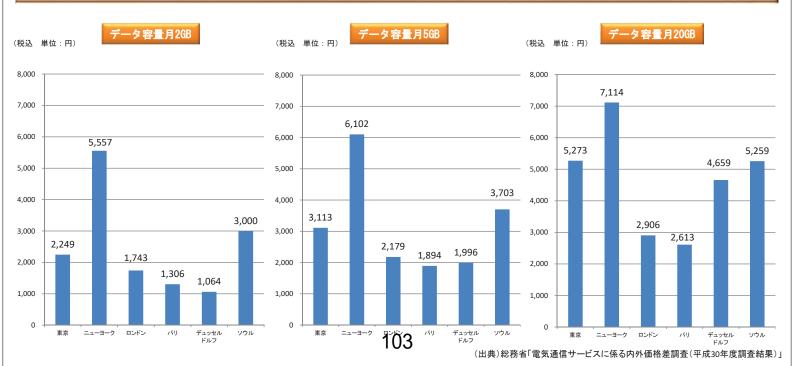
NTT東日本・西日本の

その他 <フレッツADSL 等>

2018年度 携帯電話通信料の国際比較①-1 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)

29

- □ シェア上位3事業者(サブブランドを含む)が提供する料金プランのうち、最も安いポストペイド型の一般利用者向けのもの(新規契約の場合)について、通話時間・データ通信量等の利用モデル(※)に係る月々の支払額を比較。
 - (※)日本の利用実態を基にしたモデル(通話は月65分、メールは利用月108通、データ通信量は月2GB/月5GB/月20GB)で比較。
- □ 東京の支払額は、2GB、5GBでは中位の水準、20GBでは高い水準となっている。



2018年度 携帯電話通信料の国際比較①-2 スマートフォン(MNO:最も安いプラン)の過去3年間の推移



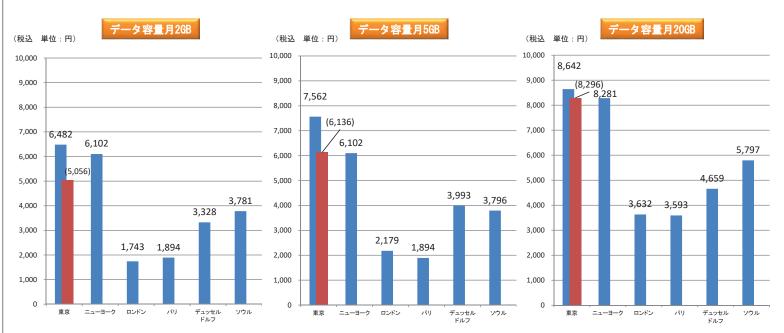
(注) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

(出典)総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成30年度調査結果)」

2018年度 携帯電話通信料の国際比較②-1 スマートフォン(MNO:シェア1位の事業者)

31

- □ スマートフォン(MNO)について、各都市における最もユーザシェアの高い事業者(メインブランド) の料金プランで比較。
- □ 東京の支払額は、2GB、5GB及び20GBのいずれにおいても高い水準となっている。



(注)東京は、長期利用した場合、グラフの金額から最大648円(データ容量月2GB・利用年数15年以上の場合)又は最大864円(データ容量月5GB又は20GB・利用年数15年以上の場合)の割引が適用される。また、東京は、参考値として令和元年(2019年)6月の料金プランを用いて算出した支払額を赤色棒グラフ及び()内の数値で併記している(通話は月65分、メールは利用月**16月4**)。

(出典)総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成30年度調査結果)」

2018年度 携帯電話通信料の国際比較②-2 スマートフォン(MNO:シェア1位の事業者)の過去3年間の推移



- (注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。
- (注2) 各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。

69.71

(米ドル)

80

67.16

低頻度

- (注3)シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。 (注4)データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。 (注5)2014年度は12月時点の通信料金を調査している。 (注6)2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(15GB)プランで比較。
- (注7) 東京は、参考値として令和元年(2019年)6月の料金プランを用いて算出した支払額を掲載(通話は月65分、メールは利用月108通。)

(出典)総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成30年度調査結果)」

中頻度

携帯電話通信料の国際比較(2017年 OECD調査)

(米ドル)

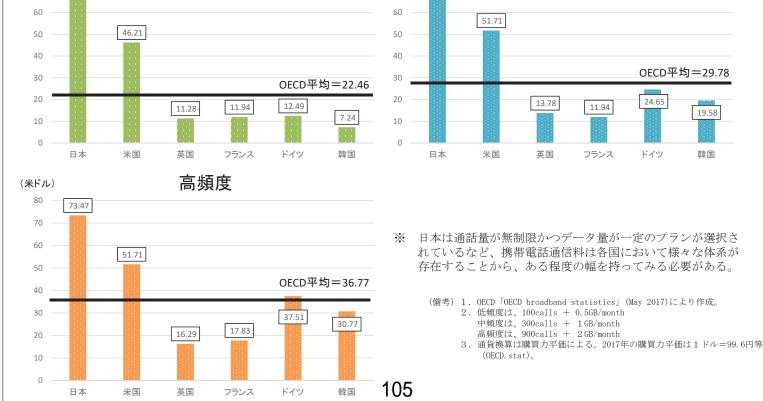
80

70

33

19.58

韓国



■ モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、 電気通信事業法の一部を改正(2019年5月17日公布、10月1日施行)。

モバイル市場の競争の促進

- 事業者間の競争が不十分
 - 大手3社による寡占(シェア9割)
 - 端末代金と通信料金が一体化し、 利用者に分かりにくく不公平。
- 競争を促進するための基本 的なルールを整備
- 通信料金と端末代金の完全 分離、期間拘束などの行き過 ぎた囲い込みの是正のための 制度を整備。

代理店への届出制度の導入

- 代理店への指導は一義的に は事業者に委ねられ、行政の 現状把握が不十分
- 代理店の業務の適正性の確 保に資する制度を整備
- <u>代理店に届出制度を導入</u>することで、代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・代理店の 勧誘の適正化

- モバイル・FTTH等の苦情・相談 は高い割合で推移
- 受 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サーヒ、ス」は2.4万件(8位)(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))
- 利用者の利益の保護のための ルールを強化
- <u>自己の名称等を告げずに勧</u> <u>誘する行為等を抑止</u>すること で、利用者利益の保護を強化。

改正内容(1) モバイル市場の競争の促進

35

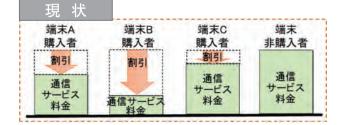
- 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
- **モバイル市場の競争を促進**するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状•課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く 前提である<u>利用者による適切かつ自由なサービス選</u> 択が阻害。

- ① 通信料金と端末代金の分離の不徹底
 - 購入する端末により通信料金が異なる※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して事業者・サービスを比較することが困難。
 - ※ 利用者間の不公平感も惹起。
- ② 行き過ぎた囲い込み
 - 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、利用者を過度に囲い込み。

<想定される料金プランの見直しイメージ>



改正法による措置

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・販売代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。

- ① 通信料金と端末代金の完全分離
 - <u>端末の購入等を条件とする通信料金の割引等</u>の利益の提供※を約すること**を禁止**。
 - ※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。
 - → 通信料金単体での比較・競争を促進。
- ② 行き過ぎた囲い込みの禁止
 - 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止。
 - → 利用者による自由な事業者乗換えを促進。
- > 違反した場合は業務改善命令の対象

見直し後

兄但し仮			
端末A	端末B	端末C	端末
購入者	購入者	購入者	非購入者
低廉化	低廉化	低廉化	低廉化
通信	通信	通信	通信
サービス	サービス	サービス	サービス
料金	料金	料金	料金

改正内容(2) 販売代理店への届出制度の導入

○ 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、**販売代理店についての事前届出制度を導入する**。

現状•課題

<u>販売代理店への指導</u>は一義的には事業者に委ね られており[※]、行政の現状把握が不十分。

■ 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する 手段がない。

(現在は、一部のみ電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により把握)

販売代理店の契約関係のイメージ



※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、<u>行</u>政が販売代理店を直接把握するための制度を整備。

- 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。
 - ※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

- ① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
- ② 取り扱う通信サービスの事業者名等
- ③ 直接の委託元(電気通信事業者又は販売代理店) の名称等
- ④ 取り扱う通信サービスの区分 等
- 販売代理店の迅速・的確な把握により、法の規定* の適切な履行の監督及びこれらの違反に係る業務 改善命令の円滑な執行を担保。
 - ※ 既存の規定:提供条件の説明義務、不実告知等の禁止 新たな規定:改正内容(1)及び(3)

改正内容(3) 事業者・販売代理店の勧誘の適正化

37

○ 電気通信事業に関する利用者の苦情・相談が多数生じていることに対応し、<u>利用者の利益の保護のための</u> ルールを強化する。

現状 課題

近年、モバイル・FTTH分野に関する利用者からの 苦情・相談は高い件数で推移。

- 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。
 - ・勧誘主体等について誤解を与える勧誘
 - 勧誘目的であることを明示しない勧誘

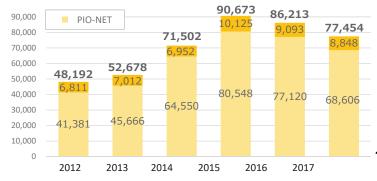
【苦情の例】

「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」 「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」

→ 利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害

電気通信サービスに係る苦情相談件数

(全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省)



改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

- 電気通信事業者又は販売代理店について、通信 サービスの勧誘に先立って「<u>自己の氏名若しくは名</u> <u>称</u>」又は「<u>勧誘である旨</u>」を告げずに勧誘する行為 を禁止。
- > 違反した場合は業務改善命令の対象

利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正



利用者利益の保護を強化

- □ **モバイル市場の競争の促進**及び**電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護**を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律(2019年5月10日成立、同月17日公布)が**同年10月1日に施行**。
- □ 対象役務は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タフ・レット、モハ・イルルータ)
- □ 対象事業者は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(合計24社)及び販売代理店

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。違反した場合は業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする**通信料金の割引を禁止**
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限2万円に制限

(先行同型機種の買取価格を下回ることも不可。)

- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
 - → 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末 → 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
 - → 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
 - → 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割 までの利益提供可
- ※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供について も同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1.000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するどうかを利用者が選択可能
- ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
- ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
- ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも 3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

端末購入補助の適正化等の取組に係る情報提供窓口

39

- □ 2019年10月1日の改正電気通信事業法の施行に伴い、端末購入補助の適正化の取組に係る情報提供窓口を拡充し、①上限を超える端末の値引き等、②不当な囲い込み、③不適切な広告表示について、情報提供を受け付けている。
- □ 総務省、各総合通信局及び総合通信事務所のウェブページにおいて、当該窓口を周知(一部掲載準備中)。

情報提供の対象

✔ 端末の値引き等

- 通信契約及び端末購入を条件として、2万円を超える端末の値引きやキャッシュバック等の利益の提供が行われる場合
- ・ 通信の新規契約を条件として、2万円を超えるキャッシュ バック等の利益の提供が行われる場合
- ・端末とセットで購入する際の通信料金が、端末とセットで購入しない場合よりも有利になっている場合等

✔ 不当な囲い込み

- ・ 2年間を超える期間の拘束がある契約
- 違約金が1,000円を超える期間の拘束がある契約 等

✔ 不適切な広告表示

・ 値引きやキャッシュバックの条件が書いていなかった、書い てあったが文字が小さくてわかりづらかった 等

情報提供先の一覧

店舗の所在地 連絡先 北海道総合通信局 北海道 mobileprice hokkaido@soumu.go.jp 東北総合通信局 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 mobileprice tohoku@soumu.go.jp 関東総合诵信局 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 mobileprice kanto@soumu.go.jp 信越総合通信局 新潟、長野 mobileprice shinetsu@soumu.go.jp 北陸総合通信局 富山、石川、福井 mobileprice hokuriku@soumu.go.ip 東海総合通信局 岐阜、静岡、愛知、三重 mobileprice_tokai@soumu.go.jp 近畿総合通信局 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 mobileprice_kinki@soumu.go.jp 中国総合通信局 鳥取、島根、岡山、広島、山口 mobileprice chugoku@soumu.go.ip 四国総合通信局 徳島、香川、愛媛、高知 mobileprice shikoku@soumu.go.ip 九州総合通信局 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 mobileprice_kyushu@soumu.go.jp 沖縄総合通信事務所 148 mobileprice_okinawa@soumu.go.jp



総務省で情報提供の内容を確認 違反が疑われる事例への適切な対処 【メールの内容(端末の値引き等)】【添付ファイル※】

① キャリア:××株式会社

② 端末名: XPhone

③ 割引額: 45,000円

④ 実施時期: 2020/2/15

⑤ 実施店舗:○○ショップ▲▲店

⑥ 備考:他社からのMNPでXPhoneを購入 した人に対して、45,000円の

キャッシュバックを行ってい



【メールの内容(広告表示)】

① キャリア: □□株式会社

② 実施時期: 2020/2/15

③ 実施店舗: OOショップ××店

④ 備考:ポスターの下部に割引の適用 条件の記載はあったが、文字

が小さくわかりづらかった。



※ 店頭のポスターの写真を撮ったもの等。

携帯電話事業者に対する要請(2019年6月20日)

- □ 施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備等を実施するよう携帯電話事業者4社に要請(6月20日)。
- 衆総・参総附帯決議:「改正法施行までの期間・・・改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切 なサービス選択が阻害されることのないよう、事業者に対して、必要な措置を講ずること」

要請の主な内容

- **1.** 施行前に不適正な販売が行われないよう、**現行の規 律**(※)**を導守**すること
 - ※ 端末購入補助ガイドライン、景品表示法(広告適正化)
- 2. 施行前に改正法の趣旨に反する販売が行われないよ う、旧料金プランや販売手法等を整理・縮小すること
 - ・ 料金プランや販売手法等の見直しを至急実施
 - ・ 改正法の趣旨に反するものは至急整理・縮小
- **3.** 施行後に既存の利用者が恩恵を受けられるよう、**新プ** ランへの移行の円滑化のための措置を講ずること
 - ・ 既存の利用者が改正法の施行後に新料金プランへ円滑に 移行できるために必要な措置
 - ・ 既存の利用者に対する料金プランの移行についての周知
- 4. 改正法の円滑な施行のため、体制の整備及びシステ **ム面の準備**を行うこと
 - ・ 関係部署及び窓口の体制の充実・強化
 - ・ 改正法対応のための情報システム改修等を優先的に実施109

- 5. 利用者によるニーズに応じたサービス選択を確保す るため、**契約期間全体での総額表示の実現に向けた 準備**を進めること
 - 拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末 代金の総額の目安を示す取組の準備(法施行に併せて関 係のガイドライン(消費者保護ガイドライン)を改正予定)
- **6.** 代理店の届出制度を円滑に導入するため、**届出制** 度の導入に向けた代理店への周知·指導を実施する لح
 - ・ 代理店に対する届出の要請
 - ・ MVNOに対する届出制度の周知
- **7.** 1~6の実施状況のフォローアップのため、**必要な事** 項の報告を行うこと
 - ・ 講ずる措置や関係する契約数等の数値を月次で総務省 へ報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

携帯電話事業者に対する要請(2019年9月6日)

□ 改正法の施行に向けた準備等を加速させる取組を実施するよう携帯電話事業者4社に再度要請(9月6日)。

要請の主な内容

1. 適正な規律の遵守

- ・ 適正な店頭での広告表示の確保
- ・ 改正法の施行までの適正な端末の販売の遵守の徹底
- ※ 景品表示法(広告適正化)、「携帯電話端末の店頭広告表示等の 適正化について(2019.6.25 消費者庁)」、端末購入補助ガイドライン

2. 改正法及び関係省令等の**円滑な施行に向けた準備**

- ・ 駆け込み契約、端末購入を煽るような不適切な広告の防止
- ・ 改正法に適合したプランの速やかな準備・公表、利用者へ の周知
- ・ 利用者を混乱させることながないよう、改正法施行前後での 端末販売手法に関して利用者に適切に周知

3. 改正法の適正な運用のための代理店における適切な 業務執行のための体制の整備

- ・ 改正法に適合する料金プランへの移行の促進、改正法の正 確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など販売店の管理体 制の見直し
- ・ 販売中心の手数料体系の見直しに関し、方向性やスケ ジュールについて検討

4. 新料金プランへの利用者の円滑な移行に向けた 取組

(1) 利用者の円滑な移行を促進するための計画の策定

- 改正法に適合しない料金プランの契約数等を踏まえ、改 正法に適合する料金プランへの移行を促進するため、具 体的な施策(手法、範囲、実施時期等)を含む改正法に適 合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定・実施
- (2) 利用者の円滑な移行を阻害しない旧端末サポートプロ グラムの運用の実施
- 旧端末購入サポートプログラムに係る機種変更の条件に ついて、対象となる機種の範囲や変更後の端末の代金の 支払い方法など利用者の事業者の選択を過度に抑制す ることとならないように留意

5. フォローアップのための報告及び公表

・ 講じる措置及び改正法に適合する料金プランへの利用者 の移行の計画を策定の上、総務省に報告 → 総務省にお いて公表・有識者会合での検証

堆帯亜託車業老2社の料全プラン

оп #8*±*г / **13**

	捞	帝電話争耒有3位(り科金ノフノ	2020年2月18日現在 43
			ソフト	バンク
	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク	Y!mobile
法施行前の料金プラン	,			
分離プラン	 分離ブラン提供中(19.6.1) ①多段階型(ギガライト) 2,980円(16B)~5,980円(76B) ②定額型(ギガホ) 6,980円(306B) 	・ 分離ブラン提供中(17.7.14) ①多段階型 (新ピタットプラン) 2,980円 (1GB) ~5,980円 (7GB) ②定額型 (auプラットプラン7プラス・auプラットプラン20・auプラットプラン25 Netflixパック・auデータMAXプラン※1) 5,480円 (7GB) 、6,000円 (20GB) 、7,150円 (25GB) 、8,980円 (データ容量上限なし)	・ 分離ブラン提供中(18.9.6) ①多段階型(ミニモンスター) 3,980円(16.8)〜8,480円(506B) ②定額型(ウルトラギガモンスター+) 7,480円(506B)	・ 分離プラン未対応 ○定額型(S~L) 2,980円(20B)、 3,980円(6GB)、 5,980円(14GB)
	※期間拘束ありのプランの料金	※期間拘束ありのプランの料金	※期間拘束ありのプランの料金	※期間拘束ありのプランの料金
端末との セット型プラン	・ 新規受付終了(19.5.31)	・ 新規受付終了(19.9.30)	・ 新規受付終了(19.1.31)	・ 新規受付終了(19.9.30)
10月以降の料金プラン	,			
	・ 改正法適合プランを提供開始 (19.10.1~)	 改正法適合プランを提供開始 (19.10.1~**²) 	・ 改正法適合プランを提供開始 (19.9.13~)	・ 分離プランを提供開始(19.10.1~)
料金水準	⇒ 期間拘束なしのプランの料金水準を引下げ - 期間拘束なしのプランと期間拘束ありのプランの値 差が1,50円−117回 - dカードで支払った場合、期間拘束なしのプランを期間拘束ありのプランと同水準に引下げ	 期間拘束なしのプランの料金水準を引下げ 期間拘束なしのブランと期間拘束ありのブランの値差が1,500円→170円 	 ⇒ 期間拘束なしのプランは旧期間拘束ありのプランと同水準に引下げ 旧期間拘束なしのプランと旧期間拘束ありのプランの値差は2,700円 	⇒ 期間拘束なしのブランは旧期間拘束ありブラン以下 の水準に引下げ ・ 旧期間拘束なしのブランと旧期間拘束ありのブラン の値差は2,500円 - 現行のレブランは受付停止し、Rブランを新設(4,680 円(14(B))
	⇒ 期間拘束ありのブランは法施行前ブランの 料金を据置き	 → 一部の期間拘束ありのプランは法施行前プランの料金から引下げ - データ容量上限なしのプランは料金水準を約2割引下げ 	⇒ 期間拘束ありのブランは廃止	⇒ 期間拘束ありのプランは廃止
違約金の水準	・ 9,500円 ⇒ 1,000円	・ 9,500円 ⇒ 1,000円	・ 9,500円 ⇒ 期間拘束契約を廃止(違約金を抗	, 效廃)
既往契約の 移行促進	・ 法施行前ブランから改正法適合ブランへの変 更時の違約金留保 (ただし、法施行前ブランの拘束期間内に解約 する場合の違約金は9,500円)	・ 法施行前プラン(期間拘束あり)から改正法適 合プラン(期間拘束あり)への変更時の違約金 免除	・ 法施行前プランから改正法適合プランへの変 更時の違約金免除	・2年以上契約又は機種変更と同時に改正法 適合プランへ変更時の違約金免除
残債免除プログラム	36回割賦で端末の返却を条件に割賦残債を 最大1/3免除(19.6.1~) 回線契約の継続利用条件はなし	・ 36回割賦で端末の返却を条件に割賦残債を 最大1/3免除(19.11.1~) ⇒ 回線契約の継続利用条件を撤廃	・ 48回割賦で端末の返却・新機種購入を条件 に割賦残債を最大1/2免除(19.9.13~) ⇒ 回線契約の締結の条件を撤廃 ⇒ プログラム利用料あり (390円×24回)	_

主要MNOのスマートフォンの個人用プランの料金

								(月額、税抜。2020年2月18日現在)	
	会社名	NIT	T ドコモ		KDDI			ソフトバンク		
	云杠名	N I			KUUI		Ž	ワトバンク	Y!mobile	
	プラン名	ギガライト	ギガホ	新auピタットプランN	auフラットプラン 7プラスN ^{※1} 等	auデータMAXプランPro ^{※2}	ミニモンスター	ウルトラギガモンスター + * 1	スマホベーシックプラン S、M、R	
	音声通信	かけ放題オプション	1,700円	通話定額 (国内通話かけ放題)		1,700円	定額オプション (国内通話 かけ放題)	1,500円	スーパー	
	オプション ^{※3}	5 分通話無料 オプション	700円	通話定額 ライト (1回5分以内の 国内通話かけ放題)		700円	準定額オプション (1回5分以内の 国内通話 かけ放題)	500円	だれとでも 1,000円 定額	
	用途	段階制定額	定額	段階制定額		定額	段階制定額	定額	定額	
	~1GB	2,980円 (3,150円)		2,980円 (3,150円)			3,980円		_	
	~2GB	3,980円		4,480円 (4,650円) 5,980円 (6,150円)	4 480円			5,980円		
	∼3GB	(4,150円)			_				2,680円	
温	~4GB	4,980円					7,480円			
鬒	~5GB	(5,150円)			(6.150円) 5,					_
通話基本料+デ	~7GB	5,980円 (6,150円)	_			5,480円 (5,650円)				
#[~9GB				_] -		_	3,680円	
	\sim 14GB					_				4,680円
夕通信料※4、	~20GB				6,000円 ^{※6} (6,170円)		8,480円			
4 5	~25GB	-		-	7,150円 ^{※7} (7,320円)				_	
	~30GB		6,980円 (7,150円)		_					
	~50GB		_	1				7,480円		
	無制限	-	-	-	-	7,480円 (7,650円)	-	-	_	
	追加		円/1GB		0円/0.5GB、1,000円		550円/0.5	GB、1,000円/1GB	500円/0.5GB	
合語	定期契約有※8	2,980円 ~7,680円	6,980円 ~8,680円	2,980円 ~7,680円	5,480円 ~8,650円	7,480円 ~9,180円	-	-	-	
	定期契約無	3,150円 ~7,850円	7,150円 ~8,850円	3,150円 ~7,850円	5,650円 ~8,820円	7,650円 ~9,350円	3,980円 ~9,980円	7,480円 ~8,980円	2,680円 ~5,680円	

-7,030(1) -7,0

主要MVNOのスマートフォンの個人用プランの料金①

日類 税抜 2020年2月18日現在)

45

								(月額、税抜。202	0年2月18日現在)
	会社名	楽天	モバイル	UQ⊐ミュ≡	ケーションズ	IIJ		NTTコミュニケーション	ζ
	プラン名	スーパーホーダイ**1	組み合わせプラン ^{※2}	 データ高速プラン 	スマホプラン	タイプD、タイプ	A *3	音声対応 SIMカード ^{※4}	
					通話パック (60分/月) 500円	通話定額オプション (誰とでも3分、 家族と10分) **5	600円	10分かけ放題 ^{※6} トップ3かけ放題 ^{※7}	850円 850円
	音声通信 オプション	-	楽天でんわ 10分かけ放題*1 850円	-	かけ放題 (10分/回) 700円 かけ放題 (24時間いつでも) 1,700円	通話定額オブション (誰とでも10分、 家族と30分)** ⁵	830円	かけ放題ダブル ^{※6、7}	1,300円
	用途	Ţ	定額	定	額	定額		定額	
	\sim 500MB		1,250円					_	
	∼1GB	_			_	-		1,180円	
	~2GB	2,980円						_	
基	∼3GB		1,600円 (3.1GB)	980円	1,980円	1,600円※	9	1,480円	
通	\sim 5GB	_	2,150円		_	-		_	
話料	∼6GB	3,980円				2,220円**	9	1,980円	
±	∼9GB				2,980円	_		_	
Į	\sim 10GB	_	2,960円			_		2,880円	
基本通話料 +データ通信料※	~12GB		_	_		3,260円※	9	_	
信料	\sim 14GB	5,980円	_		3,980円			_	
* 8	~20GB	_	4,750円					4,400円	
	~24GB	6,980円	_		_	_		_	
	~30GB	_	6,150円					5,980円	
	追加	300円/100MB、 550円/500MB、 980円/1GB	-	200円/100MB	、500円/500MB	200円/100MB、1,500 2,300円/1GB、3,000円/2G 5,400円/5GB、9,400	B、4,100円/3GB、	500円/500MB	
	合計	2,980円 ~6,980円	1,250円 ~7,000円	980円	1,980円 ~3,980円	1,600円 ~4,090円	3	1,180円 ~7,280円	

※1「楽天でんわ」アプリからの10分以内の国内通話が無料。10分を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※2 「楽天でんわ」アプリからの通話は10円/30秒。※3 「みおふぉんダイアル」アプリからの通話は10円/30秒。※4 「OCNでんわアプリ」からの通話は10円/30秒。※5 「みおふぉんダイアル」使用時。同一顧客ID内の契約電話番号を「家族」と表記。一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※6 「OCNでんわアプリ」からの10分以内の国内通話が無料。10分を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※7 「OCNでんわアプリ」からの通話料上位3番号への通話が無料。上位3番号以外への通話は通話従量料金(10円/30秒)が発生。※8 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が受食情時最大空00kbps (組み合わせプラン、データ高速プラン、11)タイプA、タイプD、音声対応SIMカード)表大300kbps (スマホプラン)又は最大1Mpbs (スーパーホーダイ)に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。※9 大容量プラインを付加することで毎月の基本データ容量を追加可能(月額3,100円で20GB/月、月額5,000円で30GB/日、日前50GB/日前50GB/日、日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50GB/日前50G

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。各社とも家族割(家族で加入した場合に家族内通話に係る通話料を割引(一部事業者では月額料金から一定額を割引))、学割(学生が加入した場合に学生本人やその家族の月額料金から一定額を割引)、そのほか 期間限定キャンペーンなどの割引あり。

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。家族割(家族で加入した場合に月額料金から一定額を割引)、そのほか期間限定キャンペーンなどの割引あり。

月額、税抜。2020年2月18日現在)

								(月額、柷五	友。2020年2月18日現在)
	会社名		オプテージ		ビッグローブ			LINEモバイル	
	プラン名	Aプラン※¹ (デュアルタイプ)	Dプラン※¹ (デュアルタイプ)	Sプラン*¹ (デュアルタイプ)	タイプD、タイプA	* 2	LINEフリー*3	コミュニケーション フリー※3	MUSIC+*3
	音声通信 オブション	mineoでんわ10分が 通話定額30 (月間最大30分間が 通話定額60 (月間最大60分間が	かけ放題) *5	850円 840円 1,680円	・3分かけ放題 ^{※6} ・通話パック60 ^{※7} ・10分かけ放題 ^{※6} ・通話パック90 ^{※7}	600円 830円	10分電話かけ放題オプション※8 880円		880円
	用途		定額		定額			定額	
	~500MB	1,310円※10	1,400円 ^{※10}	1,750円 ^{※10}	-		_		
	∼1GB				1,400円		1,200円	_	_
	~2GB	_	_	_	_				
基本	~3GB	1,510円	1,600円	1,950円	1,600円		_	1,690円	2,390円
基本通話料	\sim 5GB	_	_	_	_			2,220円	2,720円
話	∼6GB	2,190円	2,280円	2,630円	2,150円			_	_
+	∼7GB	_	_	_	_			2,880円	3,280円
デー	~10GB	3,130円	3,220円	3,570円	_			3,220円	3,520円
包	∼12GB	_		_	3,400円		_		
夕通信料	~14GB				-				
料※	~20GB	4,590円	4,680円	5,030円	5,200円			_	-
9	~24GB	_	_	_	-				
	~30GB	6,510円	6,600円	6,950円	7,450円				
	追加		150円/100MB		300円/100M	В	'	.,000円/1GB(ソフトバ 00円/1GB、3,000円/3	
	合計	1,310円 ~8,190円	1,400円 ~8,280円	1,750円 ~8,630円	1,400円 ~8,280円		1,200円 ~2,080円	1,690円 ~4,100円	2,390円 ~4,400円

※1 「mineoでんわ」アプリからの通話は10円/30秒。※2 「BIGLOBEでんわ」アプリからの通話は9円/30秒。※3 「いつでもでんわ」アプリからの通話は10円/30秒。※4 一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※5 一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金(20円/30秒)が発生。※6 「BIGLOBEでんわ」アプリからのそれぞれ3分以内、10分以内の通話が無料。超過した場合、通話従量料金(9円/30秒)が発生。※7 「BIGLOBEでんわ」アプリからの通話がそれぞれ最大60分、最大90分無料。超過した場合、通話従量料金(9円/30秒)が発生。※8 「いつでもでんわ」アプリからの10分以内の通話が無料。超過した場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※9 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大200kbps(オプテージAプラン、Dプラン、Sプラン、ビッグローブタイプA、タイプD、LINEモバイルLINEフリー、コミュニケーションフリー、MUSIC+)に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。※10 最大2ヶ月間利用可能な「お試し200MBコース」(データ容量200MB、1,000円/月)も提供。※11 月に10回まで追加可能。※12 月に3回まで追加可能

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。家族割(家族で加入した場合に月額料金から一定額を割引)、そのほか期間限定キャンペーンなどの割引あり。

携帯電話事業者による割引の例①

					(税抜。2019年12月現在)
害	割引/値弓	lŧ	サイト コモ	KDDI	ソフトバンク
		施策	はじめてスマホ割	①ケータイ→auスマホ割 ②ケータイ→auスマホ割プラス	1 GB専用割引
	路/=		1,000円/月(最大12ヶ月間)	①1,000円/月又は1,700円/月(加入翌月から12ヶ月間)②2,000円/月(加入翌月から12ヶ月間)、1,000円/月(加入翌月から13ヶ月目以降・永年)	1,000円/月
	通信 料金	条件	・FOMAからXiへの契約変更、フィーチャーフォン向けプランから対象料金プラン(ギガホ・ギガライト)への変更又は他社3G回線からのMNP等を行うこと・契約変更又は料金プラン変更の場合には、利用中端末が特定機種であり、かつ18ヶ月以上利用していることが必要。	auケータイ (3G) を契約中又は他社フューチャーフォンからMNPする者について、 対象料金プランへ加入し、かつスマートフォンへ機種変更(SIMカードの変更を伴う 機種持込み含む。)を行うこと	
		備考	-	①加入する通話定額サービスによって割引額が異なる。	4 G対応のフィーチャーフォンの利用者も対象
		施策	はじめてスマホ購入サポート	初スマホ割(3G)	-
		割引	10,000円~90,000円	16,500円~38,500円	
3Gか		条件	FOMA又は他社 3 G回線からXiへの移行及び対象機種を購入すること	自社3G契約を契約中かつ自社で購入した3G対応端末を16ヶ月以上利用している者について、対象機種を購入すること	-
らの移 行		備考	-	-	
17		施策	-	ケータイとりかえ割	-
		割引		15,000円~35,000円	
	端末代金	条件	-	機種変更又は端末増設時に次の条件を満たしていること ・3Gサービスを24ヶ月以上利用していること ・変更前機種(最新購入機種)の端末利用用間が24ヶ月目以上であること ・対象のフィーチャーフォン(4G)を購入すること	-
		備考		-	
		施策	-	iPhone 8おトク割	-
		割引		50,000円	
		条件	-	機種変更時に次の条件を満たしていること ・auスマートフォン (3G)、又はau Vol.TE非対応のスマートフォンをご利用中 であること ・変更前機種(最新購入機種)の端末利用期間が16ヶ月目以上であること	-
		備考		「初スマホ割 (3G)」との併用は不可。	
		施策	みんなドコモ割	家族割プラス	みんな家族割+
家族	通信料金	割引	各回線ごとに500円/月(2回線)又は1,000円/月(3回線以上)	各回線ごとに500円/月(2回線)又は1,000円/月(3回線以上)	各回線ごとに500円/月(2回線)、1,500円/月(3回線)又は2,000円/ 月(4回線以上)
割引	料金	条件	家族グループ内で、音声通話が可能な料金プラン契約回線が2回線以上あること	家族グループ内で2回線以上カウント対象料金プランに加入していること	割引対象プランに加入し、かつ家族グループ内で2回線以上カウント対象料金プランに加入していること
		備考	-	auデータMAXプラン Netflixパックは2回線で1,000円/月割引。	-

(税抜。2019年12月現在)

			. =		(柷菝。2019年12月現在)
			N⊤Tド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
		施策	ドコモの学割	auの学割	SoftBank学割
		割引	1,000円/月(ギガライト)又は1,500円/月(ギガホ)(最大12ヶ月間)	500円/月(6ヶ月間)、1,020円/月(6ヶ月間)又は2,400円/月(12ヶ月間)	980円/月(6ヶ月間)
		条件	・25歳以下の者について、新規契約又はFOMAからXiへの契約変更を行うこと・契約変更の場合には、利用中端末が特定機種であり、かつ18ヶ月以上利用していることが必要	25歳以下の者について、新規契約又は機種変更(SIMカードの変更を伴う機種特込み含む。)の際に、対象の料金プランに加入すること	5歳以上22歳以下の者について、新規契約(MNP含む。)、番号移行、機種変更又は3G 契約から4G契約への変更を行い(USIM単体契約を含む。)、かつ対象料金プランに加入す ること
学割	通信料金	備考	3G契約からの移行を含む施策	加入プランに応じて割引額、割引期間が興なる	・3 G契約からの移行を含む施策。 ・加入プラン・年齢によって、容量無制限(最大12ヶ月)、1GB増量(12ヶ月)の特典あり
		施策	-	au の学割U15先行受付キャンペーン	-
		割引		1,000円/月(2020年1月利用分のみ)	
		条件	-	15歳以下の者について、新規契約又は機種変更 (SIMカードの変更を伴う機種持込み含む。) の際に、新ぬビタットブランNに加入すること	-
		備考		2020/1/9まで受付。2020/1/10より「auの学割(U15)」を受付開始予定。	
		施策	おしゃべり割60	新カケホ割60	-
シニア	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	割引	700円/月(最大12ヶ月間)	1,000円/月	
シニア 向け 割引	通信 料金	条件	「はじめてスマホ割」の適用対象者であって、満60歳以上の者かつ対象料金ブラン(ギガホ・ギガライト)及び対象音声オプション(かけ放題オプション・5分通話無料オプション)に加入すること	満60歳以上の者について、対象機種・対象料金ブラン・対象音声オブションに加入するごと	-
		備考	-	-	
		施策	ドコモ光セット割	auスマートバリュー	おうち割光セット
固定	通信	割引	100円/月~3,500円/月	500円/月又は1,000円/月	500円/月又は1,000円/月
回線	料金	条件	対象固定サービスと携帯電話等をセットで利用すること	対象固定サービスと携帯電話等をセットで利用すること	対象固定サービスと携帯電話等をセットで利用すること
		備考	加入した携帯電話の料金ブランにより割引額が異なる	加入した携帯電話の料金ブランにより割引額が異なる	加入した携帯電話の料金ブランにより割引額が異なる
		施策	ギガ木割	スマホ応援割Ⅱ	1年おトク割
		割引	1,000円/月(最大6ヶ月間)	1,000円/月(最大 6 ヶ月間)	1,000円/月(12ヶ月間)
		条件	対象料金ブランに加入すること	新規契約又は機種変更(SIMカードの変更を伴う機種持込み含む。)の際に対象料金プラン	新規契約 (MNP含む。)、番号移行、機種変更又は3G契約から4G契約への変更を行い
			733411112777100117770000	に加入すること	(USIM単体契約を含む。)、かつ対象料金プランに加入すること
		備考		に加入すること -	(USIM単体契約を含む。)、かつ対象料金プランに加入すること -
		備考施策	-		(USIM単体契約を含む。)、かつ対象料金ブランに加入すること - ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム
	通信		-	-	-
その他	通信料金	施策	-	- 通話定額ライトスタートキャンペーン	- ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム
その他	通信料金	施策割引	-	- 通話定額ライトスタートキャンペーン 200円/月(最大12ヶ月間)	- ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム 1,000円/月(24ヶ月間)、各種手数料無料
その他	通信料金	施策割引条件		- 適話定額ライトスタートキャンペーン 200円/月(最大12ヶ月間) 通話定額ライトに加入すること	- ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム 1,000円/月(24ヶ月間)、各種手数料無料
その他	通信料金	施策割引条件備考	-	- 適話定額ライトスタートキャンペーン 200円/月(最大12ヶ月間) 通話定額ライトに加入すること	- ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム 1,000円/月(24ヶ月間)、各種手数料無料 ワイモバイルの対象機種からソフトバンクへ番号移行すること -
その他	通信料金	施策割引条件備考施策	- - - ハーティ割引	- 通話定額ライトスタートキャンペーン 200円/月(最大12ヶ月間) 通話定額ライトに加入すること - スマイルハート割引	- ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム 1,000円/月 (24ヶ月間)、各種手数料無料 ワイモバイルの対象機種からソフトバンクへ番号移行するごと - ハートフレンド割引
その他	通信料金	施策割引条件備考施策割引	- - - - - - - - - 200~370円/月、各種手数料一部無料、各種サービスを60%割引等	- 適話定額ライトスタートキャンペーン 200円/月(最大12ヶ月間) 適話定額ライトに加入すること - スマイルハート割引 370円/月又は170円/月、通話料・SMS送信料割引(カケホ系、通話定額系以外)	- ワイモバイルからソフトバンクへの番号移行プログラム 1,000円/月(24ヶ月間)、各種手数料無料 ワイモバイルの対象機種からソフトバンクへ番号移行すること - ハートフレンド割引 200円/月、各種手数料無料、各種オブションを60%割引

出典:各社HP

携帯電話事業者による割引の例③

49

(税抜。2019年12月現在)

			チェイエス	KDDI	ソフトバンク
		施策	端末購入割引	auケータイデビュー割	-
		割引	10,000円~20,000円	20,000円	
		条件	新規契約(MNP含む。)を行い、対象機種を購入すること	MNPを行い、対象機種(スマートフォン(4G))を購入すること	-
	l I	備考	-	-	
その他	端末	施策	-	mamorino得割	-
		割引		mamorino4 : 5,000円 mamorino Watch : 20,000円	
		条件	-	新規契約(MNP含む。)時に以下の対象料金プランに加入すること ・ジュニアケータイプラン(対象機種:mamorino4) ・mamorino Watchブラン(対象機種:mamorino Watch)	-
		備考		-	

携帯電話事業者による主なセット販売の現状①

50

				(税抜。2019年12月現在
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
	施策	ドコモ光	①auひかり等 ②auスマートポート	①SoftBank 光 ②SoftBank Air
	特典	月額100円~3,500円の割引(携帯電話の通信料金)	月額500円~2,000円の割引(携帯電話の通信料金)	月額500円~1,000円の割引(携帯電話の通信料金)
インターネッ ト回線	条件	ドコモ光を契約すること - 契約期間2年(自動更新)、契約解除料8,000円(マンション)又は 13,000円(戸建て)	①auびかり等を契約すること - 契約期間3年(自動更新)、契約解除料15,000円 (戸建て) - 2年(自動更新)、契約解除料9,500円 (戸建て、一部マンション、UR向けブラン) 又は7,000円 (マンション、UR向けブラン (上記以外)) - 契約期間なし	①SoftBank 光を契約すること - 契約期間 5年(自動更新)、契約解除料15,000円 - 2年(自動更新)、違約金9,500円 - 契約期間なし
		- 契約期間なし	②auスマートボートを契約すること契約期間2年(自動更新)、契約解除料9,500円契約期間なし	②SoftBank Airを契約すること - 契約期間 2年(自動更新)、契約解除料9,500円
	備考	携帯電話の料金ブランや利用データ量に応じて割引額が異なる	①契約解除料はいずれもauひかり(au one net)の場合。他のインターネット回線に関する契約期間、契約解除料は、インターネット回線提供事業者による②契約期間なしの場合、割引は適用されない ①・②携帯電話のデータ通信契約に応じて割引額が異なる	①・②携帯電話のデータ通信契約に応じて割引額が異なる
	施策	-	ホームプラス電話	おうちのでんわ
固定	特典		月額830円の割引(ホームプラス電話利用料金)	月額480円の割引(おうちのでんわ利用料金)
電話	条件	-	Wi-Fiルータを利用しており、かつホームプラス電話を契約すること	おうちのでんわを契約すること
	備考		-	-
	施策	-	auでんき	おうちでんき
電気	特典		利用料金の1%~5%をポイントで還元(電気料金)	最初の2年間は月額100円、3年目以降は月額50円の割引(携帯電話の通信料金)
-624	条件	-	auでんきを利用していること	おうちでんきを利用すること - 契約期間1年(自動更新)、契約解除料500円
	備考		毎月の電気料金に応じて還元額が異なる	割引は各回線に適用
	施策	-	①中電ガス for au ②関電ガス for au ③東電ガス for au	-
ガス	特典		③利用料金の2%をポイントで還元(ガス料金)②利用料金を3%割引(ガス料金)③毎月一律102ポイントを還元	
37	条件	-	①auでんき及び中電ガスを利用していること ②auでんきを含む関西電力の提供する電気及び関電ガスを利用していること ③auでんき及び東電ガスを利用していること	-
	備考			

注)携帯電話の契約とセットで割引になるか、携帯電話の契約がないと契約できないサービスについて記載。

携帯電話事業者による主なセット販売の現状②

出典:各社HP

				(税抜。2019年12月現在
		N T T ドコモ	KDDI	ソフトバンク
	施策	ドコモ医療保険	auの生命ほけん	ソフトバンクかんたん保険
	特典	携帯電話契約者のみ加入可	月額200円の割引(最大60か月間。携帯電話の通信料金)	携帯電話契約者のみ加入可
	条件	-	au生命ほけんに加入すること	-
/== #A	備考	-	-	-
保険	施策	-	au自動車ほけん	-
	特典		500円から1,000円に割引額が拡大(「eサービス(証券不発行)割引」)	
	条件	-	au自動車ほけんに加入すること	-
	備考		割引適用は初年度のみ	
	施策	-	Wi-Fiルータ	-
端末	特典		月額500円~1,000円の割引(Wi-Fiルータの基本使用料)	
(Wi-Fiルータ 等)	条件	-	auスマートパリューに加入し、かつWi-Fiルータを契約すること	-
	備考		携帯電話のデータ通信契約に応じて割引額が異なる	
	施策	Amazonプライム	Netflix	Yahoo!プレミアム
	特典	年会費4,900円が無料(1年間。Amazonプライム)	月額料金800円が無料(Netflixベーシックプラン)	月額料金462円が無料(Yahoo!プレミアム)
	条件	対象料金プランを契約すること	対象料金プランに加入すること	Yahoo!プレミアムの自動ログインの設定を行うこと
	備考	-	プランによってはビデオパスも利用可能	Yahoo!プレミアムの特典は、Yahoo!ショッピング利用時のポイントを10倍還元
コンテンツ	施策	-	Apple Music	-
	特典		月額料金980円が無料(6ヶ月間。Apple Music)	
	条件	_	auのスマートフォン(4G LTE)で対象のブランを契約しており、かつApple Music に申込むこと	-
	備考		初回申込時のみ	
	施策	①dカード ②dカード GOLD	au住宅ローン	-
その他	特典	①・② 月額170円の割引(携帯電話の通信料金) ② 毎月、携帯電話料金等の10%をポイントで還元等	最大60ヶ月間、500円/月のキャッシュバック	
	条件	① dカード又はdカードGOLDに加入し、かつ定期契約なしの対象料金ブラン契約で、利用料金の支払方法をdカード又はdカードGOLDに設定すること ② dカードGOLDに加入すること	au住宅ローンを利用すること	-
	備考	-	114 -	

携帯電話事業者による主なセット販売の現状③

52

		N T Tドコモ	KDDI	(枕坂。2019年12月現在) ソフトバンク
	施策	-	au家族でんき割	-
	特典		月額1,000円または2,000円の割引(最大12か月間。KDDIサービス利用料金総額)	
その他	条件	-	次の条件を全て満たしていること。 (1) 「auでんき」に新規加入また加入済みで、「家族割プラスJカウント対象の料金プランに加入中のau回線で、「auでんきボイントで割引」に申込むこと (2) 同一の「auスマート「リュー」グループで、「家族割プラスJカウント対象の料金プランに家族之入以上で加入すること (3) (2)のグループに(1)のau回線が含まれていること (4) 「家族割プラスJカウント対象の料金プランに加入中の回線が、スマートフォンの場合、「au PX」(D利用規約に同意していること (5) 受付期間内にグループ内のいずれか1回線が、au取扱店の店頭でキャンペーンにエントリーしていること	-
	備考		- 「auでんき」加入時期及び「家族割プラス」かウント対象回線数により割引額が 異なる - 受付期間: 2019年12月20日~2020年3月31日	

注)携帯電話の契約とセットで割引になるか、携帯電話の契約がないと契約できないサービスについて記載。

残債免除プログラムによる端末販売

出典:各社HP

53

「スマホおかえしプログラム」(NTTドコモ)

「アップグレードプログラムNX」*¹(KDDI)

※1 2019年11月1日より提供開始

対 : 通信契約の利用者

プログラム利用料 :なし 換 要 件 : なし

24か月 36か月 Oか月 当該端末の返却 端末の割賦払い 割賦残債 の免除 SIMロック (100日)

「トクするサポート」*2 (ソフトバンク)

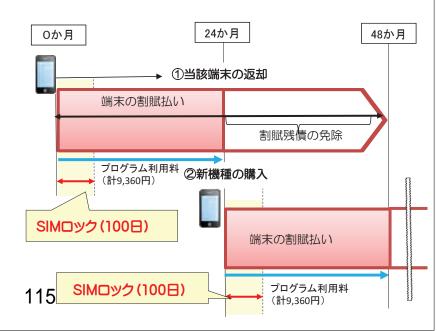
※2 2019年10月10日に「半額サポート+」から名称変更

対 象:通信契約の利用者

通信役務の利用者以外

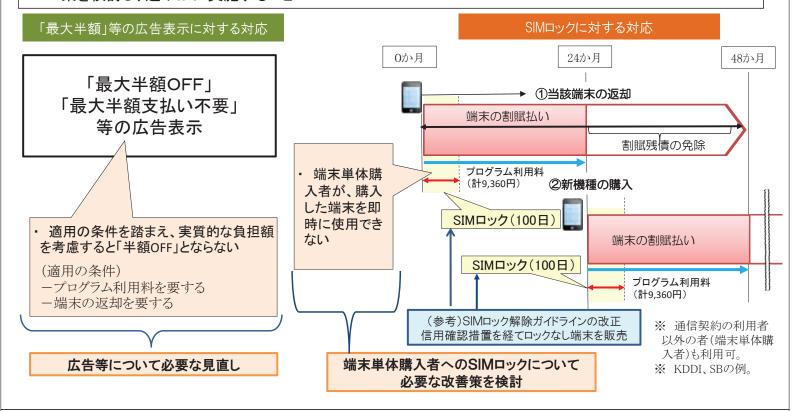
プログラム利用料 : 390円/月

件 要 : あり



販売手法の見直しに係る要請の概要

- 残債免除プログラムに関して、KDDI及びソフトバンクに対して次の措置を要請【10月1日】
- ▶ 端末の購入代金について、実質的な負担額をプログラム加入者が誤解しないよう、名称を含め、広告等 について必要な見直しを行うこと
- ▶ 端末単体購入者が購入した端末を即時に使用できるようにするとともに、SIMロックについて必要な改善 策を検討し、速やかに実施すること



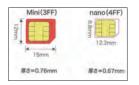
各事業者の残債免除プログラムの実施状況

			(2019年11月20日現在)
	NTTドコモ	KDD1	ソフトバンク
プログラムの名称	スマホおかえしプログラム	アップグレードプログラムNX	トクするサポート
概要	○36回割賦で最大12回分の分割支払金を免除	○36回割賦で最大12回分の分割支払金を免除	○48回割賦で最大24回分の分割支払金を免除
回線契約の要否	○必要(プログラム加入時のみ)	○必要(プログラム加入時のみ)	○必要なし
残債免除を受ける条件	○プログラム利用料:なし ○残債免除時に端末を返却すること ○端末返却(回収)時に査定基準を満たしていること ○dポイントクラブ会員であること	○プログラム利用料:なし ○残債免除時に端末を返却すること ○端末返却(回収)時に査定基準を満たしていること	○プログラム利用料:月額390円(非課税)×24回 ○残債免除時に端末を返却すること ○残債免除時に指定端末を購入すること ○端末返却(回収)時に査定基準を満たしていること
SIMロック	〇加入時に購入した端末について、100日後にSIMロック解除可能	〇加入時に購入した端末について、100日後にSIMロック解除可能	○加入時に購入した端末について、100日後にSIMロック解除可能(残債免除時に購入した端末も同様) ○回線契約者以外は加入時からSIMロック解除可能
提供開始日	○2019年6月1日	○2019年11月1日	○2019年9月13日 (回線契約のない者は同年9月26日)
端末補償サービス	○自社端末補償サービス及び自社を通じて提供する AppleCare※について、自社回線契約者以外利用不可 ○回線契約を解約した場合には補償サービスも解除	○自社端末補償サービス(自社を通じて提供するAppleCare ^{※1} を含む。)について、自社回線契約者以外利用不可 ○回線契約を解約した場合には補償サービスも解除	○自社端末補償サービス(自社を通じて提供するAppleCare ^{※1} を含む。)について、自社回線契約者以外利用不可 ○回線契約を解約した場合には補償サービスも解除
対象機種※2	OiPhone 11、iPhone 11 Pro、iPhone 11 Pro MAX、iPhone Xs(64GBを除く)、iPhone Xs MAX、iPhone XR OXperia 5、Galaxy Note10+、AQUOS zero2、Xperia 1、Galaxy S10、Galaxy S10+、Galaxy S10+(Olympic Games Edition)、AQUOS R3、HUAWEI P30 Pro、Xperia XZ3、Galaxy Note9、HUAWEI P20 Pro、arrows NX、V30+、Xperia XZ1 Compact、M	OiPhone 11, iPhone 11 Pro, iPhone 11 Pro MAX, iPhone Xs, iPhone Xs MAX, iPhone XR OGalaxy note10+, Xperia 5, Xperia 8, Galaxy S10+, Galaxy S10, Xperia 1, AQUOS R3, TORQUE-G04	OiPhone 11、iPhone 11 Pro、iPhone 11 Pro MAX、iPhone Xs、iPhone Xs MAX、iPhone XR、iPhone X、iPhone 8、iPhone 8、iPhone 8 Plus、iPhone 7、iPhone 6s(32GB)、iPhone 6(32GB)、iPhone SE OGoogle Pixel 4、Google Pixel 4 XL、Google Pixel 3a、Google Pixel 3a XL、Google Pixel 3a XL、Google Pixel 3。 Google Pixel 3 XL OXperia 5、Xperia 1、AQUOS R3、arrows U、LG K5O、AQUOS R2 compact、HUAWEI Mate 20 Pro、Android One S5、Xperia XZ3、AQUOS zero、シンプルスマホ4、DIGNO J、HUAWEI nova lite 2、Xperia XZ2、AQUOS R2、HUAWEI Mate 10 Pro、Android One S3、Xperia XZ1、AQUOS R compact、Xperia XZs、DIGNO G、HTC U11、AQUOS Xx3 mini、DIGNO F、DIGNO U、シンプルスマホ3
備考	-	-	○12ヶ月目までのプログラム利用料を全額支払い、13ヶ月目から48ヶ月目までの間に残債免除を受けずに指定端末を購入した場合、支払済の利用料相当額をPayPayボーナス等で還元 ○前倒し利用料(390円×24ヶ月目までの残月数)を一括で支払うことで13ヶ月目から24ヶ月目に買替えが可能(25ヶ月目までの分割支払金は必要)

- □ SIMカードとは、携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用するもの。
- □ 大手携帯電話事業者は、端末にSIMロックをかけて販売しており、利用者が携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用不可。

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が 通信サービスを受けるためのICカードで、 携帯電話端末に差して利用。
- 電話番号などの情報が記録されており、 携帯電話端末をネットワークに接続する際 の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを差して販売するのが一般的。



※ SIMカードにはサイズが複数 あり、端末によって対応してい るサイズが異なる。

(出典:日経コミュニケーション2015年2月号)

SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等) 特定のSIMカードが差し込まれた場合にの み動作するよう端末を設定 すること。
- 携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロック がかかった端末は使用できない。
- 海外渡航時に現地国のSIMに差し替えて 使用することができない。



SIMロック解除件数の推移

■ SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している(1四半期当たり平均22%増)。

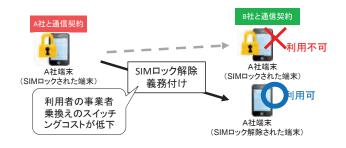


59

- 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(2018年1月10日策定)において、利用者が現在の端末を 乗換え先事業者でも使用可能とし、スイッチングコストを低減させるため、SIMロック解除を義務付け。
- 11月22日にガイドラインを改正し、①分割購入から100日以内に信用確認措置に応じた場合のSIMロック即時解除義務付 け、②SIMロック解除手続の原則無料化及び③中古端末のオンライン手続義務付け
 - ①及び②:通信契約のない者は、2019年11月22日、通信契約がある者は、2020年4月6日から適用
 - :2020年10月1日から適用

SIMロック解除の義務付け

- 携帯電話事業者に対して、<u>原則として自らが販売した全て</u> の端末(中古端末を含む。)についてSIMロック解除に応じる よう義務付け。
- ただし、次の場合は、例外。
 - ① 端末の割賦代金等を支払わない行為や端末の詐取を目 的とした役務契約等の不適切な行為)を防止するために、 事業者が最低限必要な期間SIMロックを維持する場合
 - ② SIMロック解除が請求された端末が不正に取得されたもの 又は代金が支払われないものと確認された場合



SIMロック解除に関するルール

購入時

- 一括購入:SIMロック解除端末引渡し(支払確認後)
- 分割購入:SIMロック解除端末引渡し(信用確認措置実施後)



購入者

購入時以外

- 一括購入:即時解除
- · 分割購入:
 - ① 購入から100日以内:即時解除(信用確認措置実施後)
- ② 購入から101日以降:即時解除
- ③ 前回SIMロック解除時から101日以降:即時解除



インターネットや電話等の



迅速かつ容易な方法

信用確認措置: 2ヶ月分の保証金支払い、2ヶ月分の前払い、 クレジットカード等の自動的な支払い方法 等(総務省の確認)

※ 手数料無料(購入時以外に店舗で手続を行う場合を除く。)

各事業者のSIMロック解除の実施状況①

								(2019年12月現在)
			NTTドコモ	KD	DI		ソフトバンク	
			解除請求者が自社で 購入した端末 (中古端末)*1	契約者が自社で 購入した端末	契約者以外が自社で 購入した端末 ^{※2、3} (中古端末)	契約者が自社で 購入した端末	解除請求者が自社で 回線契約を伴わずに 購入した端末 ^{※ 3、4、5}	契約者以外が自社で 購入した端末 (中古端末)
1	解除可能	な主体	○ 契約中の契約者本	○ 契約中の契約者本人	○ 制限なし	○ 契約中の契約者本 人	○ 回線契約のない端末購入者	○ 制限なし
		店舗	 解除可(2011年4月1日以降発売の一部端況び2015年5月1日以降発売の端末に限る。) 手数料3,000円/台 一度に2台まで(1日の受付回数の制限のした) 終日(各店舗の営業時間内) 	月23日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台	〇 1日2台まで	○ 解除可(2011年8 月17日以降発売の一 部端末及び2015年5 月1日以降発売の端 末に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 台数制限なし ○ 終日(各店舗の営 業時間内)	17日以降発売の一部 端末及び2015年5月 1日以降発売の端末 に限る。) 〇 手数料3,000円/台 (端末購入と同時は無 料) 〇 台数制限なし	○ 解除可(2011年8月 17日以降発売の一部 端末及び2015年5月 1日以降発売の端末 に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 1日2台まで ○ 終日(各店舗の営 業時間内)
2	解除方法	電話	○ 解除可 (2015年5 月1日以降発売の端末かつ契約中に限る。)○ 手数料3,000円/台 ○ 台数制限なし ○ 9時~21時	〇 解除不可		〇 解除不可		
		イン	 解除可(2015年5月1日以降発売の端末に係る。) 手数料無料 台数制限なし 24時間(My docomo: dアカウントが必要) 	月23日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料無料 ○ 台数制限なし ○ 9時~21時 (My au)	○ 解除不可	○ 解除可(2015年5 月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料無料 ○ 台数制限なし ○ 9時~21時 (MySoftBank・ MyY!mobile)	○ 解除不可	

※1 契約者以外が自社で新品の端末を一括で購入する場合、販売員が予めSIMロックを解除の上、引渡し(運用対処)

- ※2 2019年10月1日から10月31日までの間に割賦で端末を購入した回線契約者以外の者については、直営店(13店舗)において、端末の割賦代金の2月分の預り金を支払うことで端末購入日から100日以 内にSIMロック解除が可能
- ※3 契約者が自社で端末を購入し、SIMロック解除の申請をする際には既に契約を解約している場合を含む。
- ※4 Y!mobileは自社の回線契約がない者に端末販売せず。
- ※5 端末購入当初は自社と回線契約を締結していなかった者が、後日自社と回線契約を締結した場合を含む。

各事業者のSIMロック解除の実施状況②

60	١.
OL	,

									(2019年12月現在)
			NTT	ドコモ	KI	DDI		ソフトバンク	
			解除請求者が自社で 購入した端末	解除請求者以外が 自社で購入した端末 (中古端末) ^{※1}	契約者が自社で 購入した端末	契約者以外が自社で 購入した端末 ^{※2、3} (中古端末)	契約者が自社で 購入した端末	解除請求者が自社で 回線契約を伴わずに 購入した端末 ^{※ 3、4、5}	契約者以外が自社で 購入した端末 (中古端末)
3	解除条件	日数制限	 ○ 分割払いの場合 ・購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) ・前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能) 		○ 分割払いの場合 ・購入から100日以 上経過していること (101日目から解除 可能) ・前回SIMロック解 除受付日から100日 以上経過している場 合、解除可能(101 日目から解除可能)	○ 分割払いの場合 ・購入から100日以 上経過していること (101日目から解除 可能)	○ 分割払いの場合 ・購入から100日以 上経過していること (101日目から解除 可能) ・前回SIMロック解 除受付日から100日 以上経過している場 合、解除可能(101 日目から解除可能)	○ 分割払いの場合 ・クレジットカード 支払いは日数制限な く解除可能 ・その他の支払い方 法については、購入 から100日以上経過 していること(101 日目から解除可能)	○ 分割払いの場合 ・購入から100日以上 経過していること (101日目から解除可能)
			○ 一括払いの場合 ・ 支払いが確認できる ※ 分割支払い金を一括				○ 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること) ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様		
		その他	○ ネットワーク制限等がか:○ SIMロック解除機能の搭		○ ネットワーク制限等がか;○ SIMロック解除機能の搭;		○ ネットワーク制限等がかっ○ SIMロック解除機能の搭		
4	4 SIMロック解除開始 時期		○ 2011年4月1日開始	○ 2019年2月20日開始	○ 2015年5月1日開始 (実運用は、2015年4月 23日から180日経過後)		○ 2015年11月25日開 始	○ 2019年9月26日 (一括購入の場合) ○ 2019年10月1日 (上記以外)	○ 2019年8月21日開始
5	5 対応機種		○①発売したスマートフォンの全機種数 ②うち SIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロッ ク解除対応機種数 <2017年> ①20機種 ②20機種 ③20機種 <2018年> ①24機種 ②24機種 ③24機種 <2018年(2018年) ①21機種 ②15機種 ③15機種		○①発売したスマートフォンの全機種数 ②うち SIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロッ ク解除対応機種数 <2017年> ①18機種 ②18機種 ③18機種 <2018年> ①116機種 ②16機種 ③16機種 <2019年(10月末まで)> ①117機種 ②17機種 ③317機種		 ①①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種 数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> ①11機種 ②17機種 ③17機種 <2018年> ①25機種 ②19機種 ③19機種 <2019年(10月末まで)> ①15機種 ②13機種 ※ソフトバシクとYImobileの機種の合算 		
6	6 MVNOでのSIMロッ ク端末の利用		ī.	「能	可能(2017年8月1日以	降発売の端末に限る。)	可能(2017年8月1日以降発売の端末に限る。)		

- ※1 契約者以外が自社で新品の端末を一括で購入する場合、販売員が予めSIMロックを解除の上、引渡し(運用対処)。
- ※2 2019年10月1日から10月31日までの間に割賦で端末を購入した回線契約者以外の者については、直営店(13店舗)において、端末の割賦代金の2月分の預り金を支払うことで端末購入日から100日以 内にSIMロック解除が可能。 ※3 契約者が自社で端末を購入し、SIMロック解除の申請をする際には既に契約を解約している場合を含む。 ※4 Y!mobileは自社の回線契約がない者に端末販売せず。

- ※5 端末購入当初は自社と回線契約を締結していなかった者が、後日自社と回線契約を締結した場合を含む。

各事業者のSIMロック解除の実施状況③

61

_										(2019年12月現在)
			UQ⊐ミュニ′	ケーションズ		ビッグ	ローブ		LINE	モパイル
			解除請求者が自社で 購入した端末	解除請求者以外が自社で 購入した端末 (中古端末)		解除請求者が自社で 購入した端末	解除請求者以外が自社で 購入した端末 (中古端末)		解除請求者が自社で 購入した端末	解除請求者以外が自社で 購入した端末 (中古端末)
1	解除可能な	主体	○ 契約中の契約者本人 ○ 解約後の契約者本人	○ 制限なし	00	契約中の契約者本人 解約後の契約者本人	○ 制限なし	00	契約中の契約者本人 解約後の契約者本人	○ 制限なし
	解除方法	店舗	○ 解除不可		0	解除不可		0	解除不可	
2		電話	○解除可(2015年5月以降販売したSIMロック解除機能に対応している端末に限る。解約済の契約者は、解約後100日以内に限る。)○手数料3,000円/台○台数制限なし○9時~21時	○ 解除可(2015年5月以降販売したSIMロック解除機能に対応している端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台○ 台数制限なし○ 9時~21時	00	手数料なし		0	解除不可	
		オンライン	○ 解除可(2015年5月以降販売したSIMロック解除機能に対応している端末に限る。また、回線契約を解約済の契約者は、解約後100日以内に限る。) ○ 手数料無料○ 台数制限なし○ 24時間(my UQ mobile)	〇 解除不可	0	解除不可		000	解除可 手数料無料 台数制限なし 24時間 (マイページ)	○ 解除可○ 手数料無料○ 台数制限なし○ 24時間(問合せページ)

注1 楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージはSIMロックなし。 注2 手数料は税抜表記。

62

各事業者のSIMロック解除の実施状況④

								(2019年12月現在)	
			UQ⊐≋ュニク	ケーションズ	ピッグ	ロープ	LINE	モ ベイル	
			解除請求者が自社で 購入した端末 解入した端末(中古端末)		解除請求者が自社で 購入した端末	解除請求者以外が自社で 購入した端末(中古端末)	解除請求者が自社で 購入した端末	解除請求者以外が自社で 購入した端末(中古端末)	
3	解除条件	日数制限	○ 分割払いの場合 ・購入から100日以上 経過していること (101日目から解除可能) ・前回SIMロック解除 受付日から100日以上 経過している場合、 解除可能(101日目から解除可能)	○ 分割払いの場合 ・購入から100日以上 経過していること (101日目から解除可 能)	○ 分割払いの場合 ・購入から101日以上経過後、解除申込可能		○ 分割払いの場合 ・ 購入から100日以上経過していること(101日目 から解除可能)		
	THE SKIT		○ 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能 ・ UO購入サポート等が適用されている場合は、 100日以上経過していること(101日目から解除 可能)。 ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様		○ 一括払いなし		○ 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能 ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様		
		その他	○ ネットワーク制限等がかかっていないこと ○ SIMロック解除機能の搭載端末であること		○ SIMロック解除依頼時、料金の滞納がないこと。		○ SIMロック解除機能の搭載端末であること		
4	SIMロック解 期	除開始時	○ 2017年3月25日開始	○ 2019年9月1日開始	○ 2017年11月17日開始	〇 2019年9月1日開始	○ 2018年7月19日開始	○ 2019年8月14日開始	
5 対応機種				種数 ③うちSIMロック解 機種	○①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIM ロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解 除対応機種数 <2017年> ①24機種 ②4機種 ③4機種 <2018年> ①15機種 ②2機種 ③2機種 <2019年(10月末まで)> ①9機種 ②0機種 ③0機種		M ○①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIM ロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除 対応機種数 <2017年> ①18機種 ②0機種 ③0機種 <2018年> ①19機種 ②1機種 ③1機種 <2019年(10月末まで)> ①24機種 ②2機種 ③2機種		

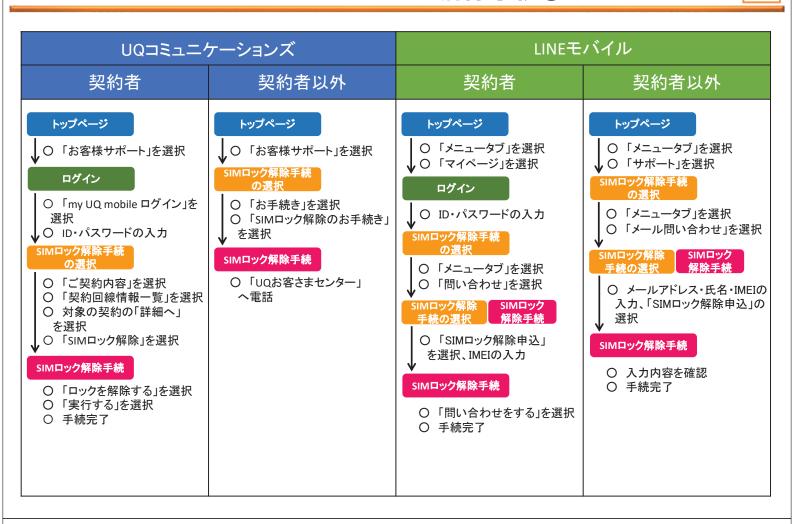
注1 楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージはSIMロックなし。

ウェブでのSIMロック解除手続①

63

ソフトバンク NTTドコモ **KDDI** トップページ トップページ トップページ O 「My docomo」を選択 . ○ 「My au」を選択 ○「My Softbank」を選択 SIMロック解除手続 ログイン ログイン ○ 「My auでログイン」、「ログイン」を ○「契約内容・手続き」を選択 〇「ログイン」を選択 選択 ○「SIMロック解除」の手続を選択 ○ 携帯電話番号又はIDとパスワード ↓ O ID・パスワードの入力 ✔ を入力 SIMロック解除手続 SIMロック解除手続 ログイン の選択 ○「スマートフォン・携帯電話」を選択 〇 暗証番号の入力 ○ メニューを選択 〇「ご契約内容/手続き」を選択 ○「ご注意・ご確認事項」の確認 〇 「契約・オプション管理」を選択 ○「お問い合わせ/お手続き」から 【,○ セキュリティコードの入力 〇「SIMロック解除手続き」を選択 「SIMカードに関するご案内」を選択 ○ 「SIMロック解除のお手続きはこち SIMロック解除手続 ら」から「SIMロック解除のお手続き」を SIMロック解除手続 O 必要情報(IMEI)の入力・注意事項 選択 の確認 O 必要情報(IMEI)の入力 セキュリティ 〇「手続き内容」の確認 〇 入力内容と機種名を確認 〇 手続完了 〇 手続完了 ↓ ○ 暗証番号の入力 SIMロック解除手続 ○「対象機種」の選択・「注意画面」の 確認 ○「選択内容」の確認・解除の理由の 選択 ○ ^{手続完了}120

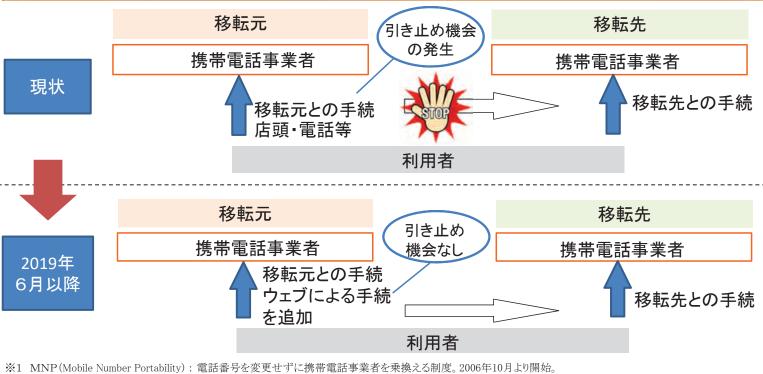
65



MNO3社のSIMの種類

				(2019年1	1月現在
	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	Y!mobile	
種類	① nano:1種類 ② micro:1種類 ③ 標準(mini):1種類 ※ 法人專用、MVNO向けSIMは除く (計3種類)	① nano :3種類 ② micro :2種類 ③ 標準 :1種類 ※ 法人専用、LPWA向け、MVNO向けSIMは除く (計6種類)	(1)自社販売端末用 ① nano :12種類 ② micro :4種類 ③ 標準(USIM) :3種類 (2) 他社販売端末用SIM:1種類 ※ 法人専用、MVNO向け、M2M、固定ルータ 等の特殊用途の端末向け等SIMは除く (計20種類)	① nano :4種類 ② micro :1種類 ③ 標準(USIM):1種類 (計6)	種類)
種類の説明	SIMのサイズごとに一種類ずつ	SIMのサイズごとに、通信方式 (4GLTE、3G)、音声方式(音声の 有無、VoLTE・非VoLTE)、機能 (NFCの有無)の別によって区分	SIMのサイズごとに、端末 (iPhone、Android等)、通信方式(4 GLTE、3G)、音声方式(音声の有無、 VoLTE・非VoLTE)、特定の海外キャ リアへのローミングの有無、機能 (NFCの有無)の別によって区分	SIMのサイズごとに、端末 (iPhone、Android等)、機能(I の有無)の別によって区分	NFC
端末に応じたSIMの	の種類の例(nanoの場合)				
iPhone 11		au Nano IC Card 04 LE	iPhone 専用 nano USIM カードA(C2)	4G音声 < nano > USIMカード n101、n111 ※ 他社販	反売端末
iPhone 5s		au Nano IC Card	iPhone 専用 nano USIM カードA(C)	4G音声 <nano> USIMカード n141</nano>	
AQUOS R3 Xperia 1	nano SIM		NFC nano USIMカード		
Xperia Z5		au Nano IC Card 04	スマートフォン NFC nano USIMカード	4G音声 <nano> USIMカード</nano>	
Galaxy Note 10+		au runo le curu o-	他社販売端末用SIM ※ 他社販売端末	n101、n111	
Google Pixel 3					
Google Pixel 4	※ Google Pixel 4は、他社販売端末	※ Google Pixel 3/4は、他社販売端末	nano USIMカード	※ いずれも他社販引	売端末

- □「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、移転元事業者による引き止め機会のないMNP *1を可能とすべく、ウェブによるMNP手続を実現することが有効である旨指摘された。
- □ 当該指摘を受け、2018年8月28日、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を改正※2。



「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン(2004年5月28日策定)」の一部を改正し、名称を変更。

MNP件数の推移

67

■ MNP[※]の利用数は、2008年度から2013年度まで増加していたが、2014年度には減少し、 近年は横ばい。2018年度は506万番号となっている。



注)MNP (Mobile Number Portability): 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗り換える制度。2006年10月より開始。

出典:電気通信事業報告規則等に基づく報告(2013年度以前の数値は任意のアンケートに基づく報告値)

			(2019年12月現在)	
	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク	
(1)店頭受付状況				
受付時間帯	終日	終日	終日	
文山 时间中.	※各店舗の営業時間内	※各店舗の営業時間内	※各店舗の営業時間内	
	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	
手数料	※2019年9月30日以前に提供の料金プランを契約 中の場合、2,000円(税抜)			
開始年月日	2006年10月24日	2006年10月24日	2006年10月24日	
(2)電話受付状況				
受付時間帯	9時~20時	9時~20時	9時~20時	
	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	
手数料	※2019年9月30日以前に提供の料金プランを契約 中の場合、2,000円(税抜)	※ナンバーシェアサービス(1の電話番号を用いて2の端末で発着信できる付加サービス)の副回線用電話番号のMNPの場合は6,000円(税抜)		
開始年月日	2006年10月24日	2006年10月24日	2006年10月24日	
(3)ウェブ受付状況				
受付時間帯	9時~21時30分	9時~20時	9時~20時	
	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	
手数料	※2019年9月30日以前に提供の料金プランを契約 中の場合、2,000円(税抜)			
開始年月日	2006年10月24日	2019年5月30日	2019年5月28日	

(注)KDDIのナンバーシェアサービスのMNP手続は電話受付のみ

各事業者のMNP手続の受付状況②

日子未有の間は「小心の人」がから									
				(2019年12月現在)					
	UQコミュニケーションズ	インターネットイニシアティブ	楽天モバイル	NTTコミュニケーションズ					
(1)店頭受付状	(1)店頭受付状況								
受付時間帯									
手数料	-	_	_	_					
開始年月日									
(2)電話受付状									
受付時間帯	9時~21時		9時~20時	10時~19時(日曜・祝日・年末年始を除く)					
手数料	3,000円 (税抜)	_	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)					
開始年月日	2015年10月1日		2014年10月29日	2014年12月1日					
(3)ウェブ受付	 		<u>'</u>						
受付時間帯		終日	終日	終日					
手数料	-	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)					
開始年月日		2015年2月12日	2014年10月29日	2014年12月1日					

各事業者のMNP手続の受付状況③

			(2019年12月現在)
	オプテージ	ビッグローブ	LINEモバイル
(1)店頭受付状況			
受付時間帯			
手数料	-	_	_
開始年月日			
(2)電話受付状況			
受付時間帯	9時~21時	9時~18時	
手数料	3,000円(税抜)	3,000円(税別)	_
開始年月日	2014年6月3日	2014年7月1日	
(3)ウェブ受付状況			
受付時間帯	auプラン/ドコモプランの場合 9時~21時 ソフトバンクプランの場合 10時~19時		終日
手数料	3,000円(税抜)	_	3,000円 (税抜)
開始年月日	2014年6月3日		2016年9月5日

ウェブでのMNP手続の手順①

KDDI

71

NTTドコモ トップページ 〇「My docomo」を選択 MNP手続の選択 ○「契約内容・手続き」を選択 ○「携帯電話番号ポータビリティ予約 (MNP) 」の手続を選択 ログイン 〇 暗証番号の入力 MNP手続 〇 「Mv docomo I (ウェブ手続)を選択 ○「解約お手続き」を選択 〇 注意事項の確認 〇 手続内容の選択 〇 手続内容の確認 〇 手続完了

トップページ

, 〇 「My au」を選択

ログイン

- 〇「au IDでログイン」、「ログイン」 を選択
- O IDとパスワードを入力

MNP手続の選択

- 〇 「スマートフォン・携帯電話」を選択
- 〇「ご契約内容/手続き」を選択
- 〇 「お問い合わせ/お手続き」から 「MNPご予約」を選択

MNP手続

- 〇 携帯電話番号の入力
- . 注意事項の確認

セキュリティ

.〇 暗証番号の入力

MNP手続

- 〇 「メールアドレス」を入力(任意)
- 転出理由と転出先を入力、確認
- 注意画面への同意
- 重要事項説明書への同意、「予約番 号を発行する24^{選択} 〇 手続完了

トップページ

〇「サポート」を選択

ソフトバンク

MNP手続の選択

- 〇「MNP・解約」を選択
- ○「My SoftBankでお手続き」を選択

ログイン

〇 携帯電話番号と暗証番号の入力

MNP手続

- ○「転出費用に了解して進む」を選択
- ○「サービスの注意事項に了解して進 む」を選択
- 〇「MNPの注意事項に了解して進む」 を選択
- 〇 ソフトバンクからの案内の希望の有 無を選択し、「MNPのお手続を進める」 を選択
- アンケート(転出理由含む。)に回答 し、「MNPのお手続きを進める」を選択
- 必要情報を確認し、「MNPのお手続 きを進める」を選択
- 〇 予約番号発行
- 〇 手続完了

73

NTTコミュニケーションズ インターネットイニシアティブ 楽天 トップページ トップページ トップページ 〇「メニュー」を選択 〇「会員専用ページ」を選択 ○「マイページ」を選択 ○「会員サポート」を選択 ○ 「メンバーズステーションへ」を選択 ログイン ログイン ログイン O ID・パスワードの入力 〇「会員ログイン」を選択 〇「SIM電話番号でログイン」を選択、 O ID・パスワードの入力 電話番号・パスワードの入力 MNP手続の選択 〇「解約の手続き」を選択 MNP手続の選択 MNP手続の選択 、〇「MNP転出」を選択 ○「メニュー」を選択 〇 「mioモバイル/mioモバイルプラス MNP手続 ↓○「MNP予約番号発行・確認」を選択 会員ページ」を選択 〇 「MNP予約番号の発行・確認」を選択 MNP手続 〇 携帯電話番号を選択 〇 注意事項の確認 〇 注意事項の確認 MNP手続 〇 手続内容の確認 〇 アンケート(解約理由含む。) 〇 手続完了 〇 「サービスコードの選択 IでMNP転出 への回答 する番号の対象プラン・番号を選択し 〇 申込内容の確認 「次へ」を選択 〇 手続完了 ○ 申込内容の確認、「申し込む」を選択 〇 手続完了

ウェブでのMNP手続の手順③



(税抜。2019年12月現在)

				(税抜。2019年12月現在)			
	NTTドコモ	KD	DI	ソフト	バンク		
名称 (月額)	ケータイ補償サービス	故障紛失サポート	故障紛失サポート with Apple Care Services & iCloud ストレージ	あんしん保証 パックプラス	あんしん保証 パックwith Apple Care Services		
	(330~1,000円) ※ iPhoneについてはAppleCare+ for iPhone も加入可能。	(380円又は630円) ※ Galaxy Foldは1,190円	(707円~1,190円)	(650円)	(890~1,190円)		
対象端末	OiPhone O Android Oフィーチャーフォン	○Android ○フィーチャーフォン	OiPhone	○Android ○フィーチャーフォン	OiPhone		
補償内容注	○配送交換又は店頭交換○故障修理○紛失盗難補償等	○配送交換 ○故障修理 ○紛失盗難補償 等 ○紛失盗難補償 等 ※ AppleCareサービスの製品保証を4年間提供。		〇配送交換 〇故障修理 〇紛失盗難補償 等	○配送交換 ○故障修理 ○紛失盗難補償 等 ※ AppleCareサービスの製品保証を加入期間中提供。 ※ 故障修理時には修理代金相当のポイントを付与。		
対象者	○自社回線契約者のみ ※ 回線契約を解約した場合には補償サービスも 解除	〇自社回線契約者のみ ※ 回線契約を解約した場合には補信	賞サービスも解除	○自社回線契約者のみ ※ 回線契約を解約した場合には補償サービスも解除			
加入条件	〇機種購入日から14日以内のサービス加入	○機種購入時のサービス加		〇機種購入日のサービス加入			
備考	○修理時には追加料金(サービス非加入時より割引)が必要となる場合あり。 ○その他、データ復旧サービス(有償)の割引等を提供。	○修理時には追加料金(サー要となる場合あり。 ○その他、データ復旧サービ		○修理時には追加料金(サー要となる場合あり。 ○その他、データ復旧サービビス等を提供。	ービス非加入時より割引)が必ス(無償)、遠隔サポートサー		

注 端末に係る補償に関する内容を記載。

端末補償サービスに関するMNO3社の対応状況

2019年12月現在

75

NTTドコモ **KDDI** キャリア・メーカにおいて既に修理の受付を終了している端末に関する取扱い 加入継続 ■ 端末補償 加入継続 【Android端末又はフィーチャーフォン】 サービスの 加入継続 [iPhone] 扱い 最長4年間の有期サービスであり、その期間 内にメーカが修理受付を終了することはない。 なお、4年間の有期サービス終了後は、メー カの対応に準じる。 【Android端末又はフィーチャーフォン】 ■ 修理·交換申 交換については、原則、交換を申し込まれた 端末修理受付を行う代わりに機種変更の価格 込があった場 端末と同一機種に交換。在庫枯渇等により、 修理を申し込まれた端末がAndroid端末又は を特別に割引。 同一機種への交換が困難な場合は、別途自 フィーチャーフォンであった場合は、同一機種 合の対応 又は同等以上の別機種に交換。 社が指定する機種に交換。 [iPhone] メーカにて修理受付停止が発表された後、自 ■ 利用者への 修理終了時期を自社HPで周知。 修理終了時期を自社HPで周知。 機種交換について規定するサービス規約を自 機種交換について規定するサービス規約を 社HPで修理受付の停止及び自社指定機種を 案内 自社HPで周知。(Android端末又はフィー 社HPで周知。 特別価格で機種変更可能な旨を周知。 チャーフォン) 個別にSMSを送信し、HPの情報に加えて故障 メーカ修理終了となる場合、利用者に個別の メーカ修理終了となる場合、利用者に個別の 案内は行っていない。 案内は行っていない。 時に店舗への来店を案内。 交換用在庫が用意できない場合、交換申込を 交換用在庫が用意できない場合、交換申込 受けた際に自社指定機種と交換する旨を案内 を受けた際に同等以上の自社指定機種と交 換する旨を案内。(Android端末又はフィー チャーフォン) 顧客情報の削除

■ 回線契約解 約後の顧客 情報の扱い 必要な保存期間経過後、法令やプライバシー ポリシーに基づき、顧客情報を削除。

※端末補償サービスは、回線契約解約に伴い解約。

回線契約を解約した場合であっても、割賦契 約が継続していれば顧客情報は削除されない。

※顧客情報は一括して管理しており、回線契約、端末補償サービス、割賦契約等の各種情報が紐づいている。

• 必要な保存期間経過後、法令やプライバシーポリシーに基づき、顧客情報を削除。

※端末補償サービスは、回線契約解約に伴い解約。

 回線契約を解約した場合であっても、割賦契 約が継続していれば顧客情報は削除されない。

※顧客情報 126 て管理しており、回線契約、端末補償サービス、割賦契約等の各種情報が紐づいている。

必要な保存期間経過後、法令やプライバシー ポリシーに基づき、顧客情報を削除。

※端末補償サービスは、回線契約解約に伴い解約。

回線契約を解約した場合であっても、割賦契 約が継続していれば顧客情報は削除されない。

※顧客情報は一括して管理しており、回線契約、端末補償サービス、割賦契約等の各種情報が紐づいている。

				_						(2019年12月現
	N	TTド=	i E		ı	KDDI		ソフトバンク (Y!mobile含む。)		ック む。)
	2018年 下半期発売		2019年 下半期発売		2018年 下半期発売		2019年 下半期発売	2018年 下半期発売		2019年 下半期発売
12万円~	iPhoneXS Max Google Pixel 3 XL		• iPhone 11 Pro Max		iPhone XS Max Galaxy Note9		iPhone 11 Pro Max Galaxy Fold	iPhone XS Max iPhone XS		iPhone 11 Pro Max
~12万円	iPhoneXS Galaxy Note9	1	iPhone 11 Pro Galaxy Note10+		iPhone XS		• iPhone 11 Pro	Google Pixel 3 XL Xperia XZ3	1	iPhone 11 Pro
~11万円			Galaxy S10+ (OlympicEdition)		Xperia XZ2 Premium					Google Pixel 4 XL Xperia 5
~10万円	iPhoneXR Xperia XZ3 Google Pixel 3				iPhone XR Xperia XZ3			iPhone XR Google Pixel 3 AQUOS zero		
~9万円			HUAWEI P30 Pro				• iPhone 11 • Xperia 5			• iPhone 11
~8万円			iPhone11 Xperia 5				TORQUE G04	Android One X5		Google Pixel 4
~7万円								• iPhone 7		
~6万円							Xperia 8	・ シンプルスマホ4・ かんたんスマホ・ LG Q Stylus		
~5万円								Android One S5		Xperia 8
~4万円	AQUOS sense2 LG it		LG style2 L-01L		AQUOS sense2 LG it		HUAWEI P30 lite Premium			HUAWEI P30 lite
~3万円			AQUOS sense3				• Galaxy A20	HUAWEI nova lite 2 DIGNO J Android One S5		· LG K50
~2万円			Galaxy A20							

iPhone販売価格の推移

77

※1 下半期は7月~12月。 ※2 価格は発売時の価格。

		7	8	XR	11
発売	日	2016.9.16	2017.9.22	2018.10.26	2019.9.20
定価	発売時	¥82,296 (32GB)	¥88,776 (64GB)	¥98,496 (64GB)	¥87,120 (64GB)
(日本)	現時点	¥43,560 (32GB)	¥58,520 (64GB)	¥75,240 (64GB)	¥87,120 (64GB)
定価	発売時	\$649.99 (32GB) (¥70,200)	\$699.99 (64GB) (¥75,600)	\$749.99 (64GB) (¥81,000)	\$699.99 (64GB) (¥75,600)
(米国)	現時点	\$349.99 (32GB) (¥37,800)	\$449.99 (64GB) (¥48,600)	\$599.99 (64GB) (¥64,800)	\$699.99 (64GB) (¥75,600)

- ※1 価格は全てNTTドコモの直販価格。
- ※2 定価(米国)は全てVerizonの直販価格。※3 2019年10月25日現在の為替レート(1ドル=108円)を用いて計算。

		Xperia XZ2	Xperia XZ3	Xperia 1	Xperia 5
発売	日	2018.5.31	2018.11.9	2019.6.14	2019.11.1
定価	発売時	¥94,608	¥98,496	¥103,032 ▲¥1	¥87,912
(日本)	現時点	_	¥90,288	¥103,752	¥87,912
		Galaxy S7	Galaxy S8+	Galaxy S9+	Galaxy S10+
発売	5日	2016.5.19	2017.6.8	2018.5.18	2019.6.1
	発売時	¥93,960	¥118,584	¥111,456 ▲¥8	496 ¥102,960

※1 価格は全てNTTドコモの直販価格。

現時点

定価 (日本)

(2019年11月現在。 税込。)

¥102,960

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(NTTドコモ) 7						
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
10万円~			・ iPhoneX 64GB, 115,800円, 11/3発売 ・ Galaxy Note8 SC-01K, 117,000円, 10/26発 売 ・ Galaxy S8+ SC-03J, 109,800円,6/8発売	・ iPhoneXS Max 64GB, 131,400円, 9/21発売 ・ iPhoneXS 64GB, 119,400円, 9/21発売 ・ Xperia XZ2 Premium SO-04K, 104,400円, 7/27発売 ・ Galaxy Note9 SC-01L, 117,000円, 10/25発 売 ・ Galaxy S9+ SC-03K, 103,200円, 5/18発売 ・ JOJO L-02K, 116,400円, 3/23発売 ・ Google Pixel 3XL, 121,800円, 11/1発売	• iPhone11 Pro Max 64GB, 126,000円, 9/20 発売 • iPhone11 Pro 64GB, 115,200円, 9/20発売 • Galaxy Note10+ Star Wars Special Edition 156,240円,12/13発売 • Galaxy Note10+ SC-01M, 110,160円, 10/18発売 • Galaxy S10+(OlympicEdition) SC-05L, 106,200円, 7/24発売	
。 8~10万円	iPhone6s Plus 16GB, 92,400円, 9/25発売 iPhone6s 16GB, 86,400円, 9/25発売 Xperia 25 Premium SO-03H, 86,400円, 11/20発売 Xperia 25 SO-01H, 86,400円, 10/29発売 Xperia 24 SO-03G, 86,400円, 6/10発売 GALAXY S6 Edge SC-04G, 86,400円, 4/23 発売 GALAXY S6 SC-05G, 86,400円, 4/23発売 AQUOS ZETA SH-01H, 86,400円, 10/29発売 元 AQUOS ZETA SH-03G, 86,400円, 5/28発売 元 arrows NX F-02H, 85,200円, 12/4発売 ARROWS NX F-04G, 86,400円, 5/28発売 NEXUS 5X, 86,400円, 10/22発売	 iPhone6s Plus 32GB, 92,400円, 9/21発売 iPhone6s 32GB, 89,400円, 9/21発売 iPhone7 Plus 32GB, 89,400円, 9/16発売 Galaxy S7 SC-02H, 87,000円, 5/19発売 Xperia X Performance SO-04H, 83,400円, 6/24発売 AQUOS ZETA SH-04H, 82,200円, 6/10発売 arrows NX F-01J, 81,000円, 12/2発売 	 iPhone8 Plus 64GB, 93,000円, 9/22発売 iPhone8 64GB, 82,200円, 9/22発売 Xperia XZ Premium SO-04J, 87,000円, 6/16発売 Galaxy S8 SC-02J, 87,000円, 6/8発売 AQUOS R SH-03J, 82,800円, 7/7発売 arrows NX F-01K, 81,600円, 12/8発売 	 iPhoneXR 64GB, 91,200円, 10/26発売 Xperia XZ3 SO-01L, 91,200円, 11/19発売 Xperia XZ5 SO-03K, 87,600円, 5/31発売 Galaxy S9 SC-02K, 92,400円, 5/18発売 AQUOS R2 SH-03K, 88,800円, 6/8発売 HUAWEI P20 Pro HW-01K, 96,000円, 6/15 発売 V30+L-01K, 91,800円, 1/25発売 M Z-01K, 85,800円, 1/25発売 Google Pixel 3, 91,200円, 11/1発売 	Xperia 1 SO-03L, 95.400円, 6/14発売 Galaxy S10+ SC-04L, 93.600円, 6/1発売 Galaxy S10 SC-03L, 92.800円, 6/1発売 AQUOS R3 SH-04L, 82.800円, 6/1発売 HUAWEI P30 Pro HW-02L, 82.800円, 9/13 発売	
	Xperia Z5 Compact SO-02H, 78,600円, 11/13発売 Xperia A4 SO-04G, 72,000円, 6/18発売 AQUOS Compact SH-02H, 73,800円, 12/4 発売 Disney Mobile on docomo DM-01G, 77,400 円, 5/29発売	 iPhone7 32GB, 76,200円, 9/16発売 Xperia XZ SO-01J, 75,600円, 1/2発売 arrows SV F-03H, 62,400円, 7/6発売 Disney Mobile on docomo DM-02H, 62,400円, 7/6発売 Disney Mobile on docomo DM-01H, 75,000円, 1/29発売 	Xperia XZ1 Compact SO-02K, 72,000円, 11/17発売 Xperia XZ1 SO-01K, 79,800円, 11/10発売 Xperia XZs SO-03J, 79,200円, 5/26発売 V20 Pro L-01J, 78,600円, 2/17発売	• Xperia XZ2 Compact SO-05K, 73,200円, 6/22発売	・ iPhone11 64GB, 79,200円, 9/20発売 ・ Xperia 5 SO-01M, 79,920円, 11/1発売	
4~6万円 ·	Galaxy Active Neo SC-01H, 54,600円, 11/1/発売 - AQUOS EVER SH-04G, 50,400円, 6/19発 売 - arrows Fit F-01H, 52,800円, 10/7発売	 PhoneSE 16GB, 52,800円, 3/31発売 Xperia X Compact SO-02J, 58,800円, 11/2 発売 AQUOS EVER SH-02J, 48,000円, 11/4発売 	 iPhoneSE 32GB, 47,400円, 3/31発売 Disney Mobile on docomo DM-01J, 54,000円, 2/9発売 らくらくスマートフォン4 F-04J, 54,600円, 2/10発売 	・ Disney Mobile on docomo DM-01K, 56,400 円, 2/9発売	Xperia Ace SO-02L, 45,000円, 6/1発売 Google Pixel 3a, 43,200円, 6/7発売 らくらくスマートフォン me F-01L, 40,200円, 2/15発売	
2~4万円		・ MONO MO-01J, 30,000円, 12/9発売	Galaxy Feel SC-04J, 33,600円, 6/15発売 AQUOS sense SH-01K, 28,200円, 11/10発売 arrows Be F-05J, 26,400円, 6/1発売 MONO MO-01K, 23,400円, 11/30発売	・ Galaxy Feel2 SC-02L, 39,000円, 11/9発売 ・ AQUOS sense2 SH-01L, 29,400円, 12/14 発売 ・ arrows Be F-04K, 31,200円, 5/25発売 ・ LG style L-03K, 37,200円, 6/22発売 ・ らくらくスマートフォン me F-03K, 36,000円, 2/28発売	• AQUOS sense3 SH-02M, 28,800円, 11/1 発売 • arrows Be3 F-02L, 30,600円, 6/7発売 • LG style2 L-01L, 36,000円, 7/12発売	
0~2万円			120		• Galaxy A20 SC-02M, 19,440円, 11/1発売	

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~			・ iPhone X(64GB), 118,666円, 11/3発売 ・ Galaxy Note8 SCV37, 110,000円, 10/26発 売	 iPhone XS(64GB), 119,111円, 9/21発売 Phone XS Max(64GB), 131,111円, 9/21発売 Galaxy Note9 SCV40, 120,000円, 10/25発売 Xperia XZ2 Premium SOV38, 100,000円, 8/10発売 Galaxy S9+ SCV39, 104,000円, 5/18発売 	• iPhone 11 Pro Max(64GB), 130,000円, 9/20 発売 • iPhone 11 Pro(64GB), 118,000円, 9/20発売 • Galaxy Fold SCV44, 223,200円, 10/25発売 • Galaxy Note10+ SCV45, 108,000円, 10/18 発売 • Xperia 1 SOV40, 104,000円, 6/14発売 • Galaxy S10+ SCV42, 106,444円, 5/23発 売
8~10万円	・ iPhone6s Plus (16GB), 89,888円, 9/25発売	・ iPhone 7 Plus(32GB), 86,000円, 9/16発売 - XPERIA X Performance SOV33, 86,000円, 6/24発売 - Galaxy S7 edge SCV33, 91,000円, 5/19発 売	iPhone 8(64GB), 84,666円, 9/22発売 iPhone 8 Plus(64GB), 95,555円, 9/22発売 isai V30+ LGV35, 82,000円, 12/22発売 Xperia XZI SOV36, 84,000円, 11/10発売 HTC U11 HTV33, 80,000円, 7/14発売 AQUOS R SHV39, 80,000円, 7/7発売 Galaxy S8+ SCV35, 92,000円, 6/8発売 Galaxy S8+ SCV35, 84,000円, 6/8発売	・ iPhone XR(64GB), 91,111円, 10/26発売 ・ Xperia XZ3 SOV39, 92,000円, 11/9発売 ・ AQUOS R2 SHV42, 88,000円, 6/8発売 ・ Xperia XZ2 SOV37, 88,000円, 5/31発売 ・ Galaxy S9 SCV38, 88,000円, 5/18発売	・ iPhone 11(64GB), 84,000円, 9/20発売 ・ Xperia 5 SOV41, 82,472円, 10/25発売 ・ AQUOS R3 SHV44, 92,000円, 5/25発売 ・ Galaxy S10 SCV41, 94,444円, 5/23発売
6~8万円	- iPhone6s(16GB), 78,000円, 9/25免売 - Galaxy A8 SCV32, 71,000円, 12/18発売 - Xperia Z5 SOV32, 78,000円, 10/29発売 - TORQUE G02 KYV35, 61,000円, 7/16免売 - Xperia Z4 SOV31, 78,000円, 6/14発売 - AQUOS SERIE SHV32, 76,000円, 6/5発売 - HTC J butterfly HTV31, 73,000円, 6/5発売 - isai vivid LGV32, 72,000円, 5/29発売 - Galaxy S6 edge SCV31(32GB), 75,000円, - 4/23発売 - INFOBAR A03 KYV33, 67,000円, 2/20発売 - AQUOS SERIE mini SHV31, 63,000円, 1/29 発売	・ iPhone 7(32GB), 73,333円, 9/16発売 ・ isai Beat LGV34, 64,000円, 11/18発売 ・ Xperia XZ SOV34, 68,000円, 11/2発売 ・ AQUOS SERIE SHV34, 78,000円, 6/10発 売 ・ HTC 10 HTV32, 73,000円, 6/10発売	・ AQUOS R compact SHV41, 72,000円, 12/22発売 ・ TORQUE G03 KYV41, 74,000円, 6/30発売 ・ Xperia XZs SOV35, 78,000円, 5/26発売		• TORQUE G04 KYV46, 74,000円, 8/30発売
4~6万円	DIGNO rafre KYV36, 53,000円, 12/11発売 URBANO V02 KYV34, 53,000円, 7/18発売 BASIO KYV32, 55,000円, 2/13発売	・ iPhone SE(16GB), 52,666円, 3/31発売 - BASI02 SHV36, 55,000円, 8/分発売 - Qua phone PX LGV33, 48,000円, 7/1発売 - AQUOS U SHV35, 49,000円, 6/24発売	・ rafre KYV40, 40,000円, 2/24発売 ・ AQUOS SERIE mini SHV38, 45,000円, 2/3 発売	• BASIO3 KYV43, 46,000円, 1/19発売	 Xperia 8 SOV42, 53,672円, 10/25発売 Galaxy A30 SCV43, 40,000円, 6/6発売 URBANO V04 KYV45, 54,000円, 2/8発売 AQUOS Sense 3 Plus サウンド SHV46, 41,890円,12/12発売
2~4万円	・ miraie KYL23, 36,000円, 1/30発売	URBANO V03 KYV38, 35,000円, 12/9発売 AQUOS U SHV37, 35,000円, 11/18発売 Qua phone KYV37, 20,000円, 2/5発売 AQUOS SERIE mini SHV33, 30,000円, 1/23	AQUOS sense SHV40, 30,000円, 11/2発売 Qua phone QX KYV42, 30,000円, 7/14発売 miraie f KYV39, 30,000円, 1/20発売	- AQUOS sense2 SHV43, 30,000円, 11/9発 売 LG it LGV36, 30,000円, 11/9発売 - HUAWEI P20 lite HWV32, 30,000円, 6/15発 売 - Qua phone QZ KYV44, 30,000円, 2/23発売 - HUAWEI nova 2 HWV31, 30,000円, 1/26発 売	 Galaxy A20 SCV46, 23,563円, 10/25発売 HUAWEI P30 lite Premium HWV33, 30,000 円, 8/8条売 AQUOS sense2 かんたん SHV43, 30,000円, 6/14発売 AQUOS Sense 3 SHV45, 33,381円,11/2発売
0~2万円					

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(ソフトバンク)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
10万円~			・ iPhone X(64GB), 121,333円, 11/3発売	 iPhone XS(64GB), 126,666円, 9/21発売 iPhone XS Max(64GB), 138,666円, 9/21発売 売 Google Pixel 3 XL(64GB), 110,666円, 11/1発売 Xperia XZ3, 110,222円, 11/9発売 	• iPhone 11 Pro(64GB), 117,777円, 9/20発売 • iPhone 11 Pro Max(64GB), 132,000円, 9/20 発売 • HUAWEI Mate 20 Pro, 112,000円, 1/11発 売 • Google Pixel 4 XL(64GB), 103,854円, 10/25 発売 • AQUOS R3, 105,333円, 5/24発売 • Xperia 5, 105,600円, 10/25発売 • Xperia 1, 126,222円, 6/14発売	
8~10万円	- iPhone 6s(16GB), 86,666円, 9/25発売 - iPhone 6s Plus(16GB), 98,666円, 9/25発売 - Galaxy S6 edge(32GB), 81,777円, 5/29発売 売 - AQUOS Xx2, 86,222円, 11/20発売 - Xperia Z5, 81,777円, 10/29発売	・ iPhone 7(32GB), 81,555円, 9/25発売 ・ iPhone 7 Plus(32GB), 92,444円, 9/25発売 ・ STAR WARS mobile, 90,666円, 12/2発売 ・ AQUOS Xx3, 86,222円, 6/10発売 ・ Xperia XZ, 86,222円, 11/2発売 ・ Xperia X Performance, 86,222円, 6/24発売	・ iPhone 8(64GB), 87,333円, 9/22発売 ・ iPhone 8 Plus(64GB), 98,222円, 9/22発売 ・ HTC U11, 90,666円, 7/7発売 ・ AQUOS R, 86,222円, 7/7発売 ・ Xperia XZ1, 86,222円, 11/10発売 ・ Xperia XZs, 81,333円, 5/26発売	 iPhone XR(64GB), 98.666円, 10/26発売 HUAWEI Mate 10 Pro, 99.555円, 5/18発売 Google Pixel 3(64GB), 91.111円, 11/1発売 AQUOS zero, 92.444円, 12/21発売 AQUOS RZ, 86.222円, 6/8発売 Xperia XZ2, 95.111円, 5/31発売 	• iPhone 11(64GB), 82,666円, 9/20発売	
6~8万円	Nexus 6P(32GB), 72,888円, 11/6発売 AQUOS Xx2 mini, 68,444円, 12/25発売 AQUOS Xx, 75,111円, 6/26発売 Xperia Z4, 75,111円, 6/12発売	・ シンプルスマホ3, 66,222円, 9/9発売	• AQUOS R compact, 70,666円, 12/22発売 • AQUOS Xx3 mini, 70,666円, 2/3発売		 Google Pixel 4(64GB), 79,854円, 10/25発売 Google Pixel 3a XL, 62,666円, 5/17発売 AQUOS R2 compact, 76,000円, 1/18発売 	
4~6万円	・ AQUOS CRYSTAL 2, 57,333円, 7/17発売	・ iPhone SE(16GB), 52,666円, 3/31発売	・ AQUOS ea, 44,000円, 7/14発売 ・ iPhone 6(32GB), 47,777円, 6/15発売	・ シンプルスマホ4, 55,111円, 7/20発売	 Google Pixel 3a, 52,888円, 5/17発売 LG G8X thinQ, 50,400円, 12/6発売 AQUOS sense3 plus, 46,472円, 12/20発売 	
2~4万円	- DIGNO U, 32,888円, 2/27発売	・ DIGNO F, 35,111円, 6/24発売	・ DIGNO G, 28.444円, 7/7発売	 HUAWEI nova lite 2, 28.444円, 7/6発売 DIGNO J, 28.444円, 7/6発売 Android One S5, 28.444円, 12/21発売 AQUOS sense basic, 28.444円, 2/16発売 Android One S3, 28.444円, 1/26発売 	- LG K50, 28,444円, 7/5発売 - arrows U, 28,444円, 6/28発売 - AQUOS sense3 basic, 30,109円, 11/15発売 - DIGNO BX, 28,363円, 11/15発売	
0~2万円				・ キッズフォン, 17,333円, 4/13発売		

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~					
8~10万円					
6~8万円	・ Nexus 5X(16GB), 69,600円, 10/20発売	・ AQUOS Xx-Y, 60,000円, 1/15発売	 iPhone SE(32GB), 60,000円, 3/25発売 iPhone 6s(32GB), 72,000円, 10/6発売 Android One X1, 64,800円, 6/30発売 Android One X2, 62,400円, 12/7発売 	 iPhone 7(32GB), 67,200円, 12/20発売 Android One X3, 62,400円, 1/25発売 Android One X4, 62,400円, 6/7発売 Android One X5, 76,800円, 12/13発売 	
4~6万円	・ AQUOS CRYSTAL Y, 43,200円, 7/9発売	 iPhone 5s(16GB), 50,400円, 3/4発売 AQUOS CRYSTAL Y2, 45,600円, 2/5発売 507SH, 48,000円, 7/29発売 Nexus 6P, 48,000円, 12/30発売 	• Android One S1, 45,600円, 2/24発売 • Android One S2, 45,600円, 3/10発売	 Android One S3, 45,600円, 1/18発売 Android One S4, 45,600円, 2/1発売 P20 lite, 42,000円, 6/15発売 かんたんスマホ、55,200円, 8/9発売 Android One S5, 49,200円, 12/21発売 LG Q Stylus, 50,400円, 12/29発売 	・ Xperia 8, 49,091円, 10/25発売
2~4万円	 Spray, 31,200円, 2/19発売 DIGNO C, 28,800円, 2/27発売 LUMIERE, 24,000円, 10/24発売 	- DIGNO E, 36,000円, 6/10発売	• nova lite for Y!mobile, 24,000円, 10/12発売		 P30 lite, 36,000円, 8/8発売 Libero S10, 26,181円, 11/8発売 Android One S6, 32,727円, 12/19発売 Android One S7, 36,000円, 12/19発売
0~2万円					

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(楽天モバイル)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~				・Mate 20 Pro, 105,880円 ,11/30発売	・Galaxy Note10+, 115,273円,11/26発売
8~10万円			- GRANBEAT, 84,800円,02/28発売 - Mate 10 Pro, 89,800円,11/30発売	- CAT S60, 89,800円 ,01/13発売 - U12+, 89,800円 ,07/26発売 - FIND X, 99,880円 ,11/02発売	AQUOS zero SH-M10, 89,980円,04/09発売 Reno 10x Zoom, 99,880円,07/13発売 Galaxy S10+, 90.728円, 11/26発売
6~8万円	・Mate S, 79,800円 ,12/26発売	・Mate9, 60,800円 ,12/17発売	P10, 65,800円,06/09発売 P10 Plus, 72,800円,06/09発売 iPhone6S Plus 64GB, 72,800円,09/02発売 iPhone6S Plus 128GB, 79,800円,09/02発売	・AQUOS R compact, 67,800円 ,01/26発売 ・P20, 69,800円 ,06/15発売 ・R17 Pro, 69,880円 ,12/14発売	・AQUOS R2 compact SH-M09, 69,800 円 ,02/21発売
4~6万円	Xperia J1 Compact, 54,800円,04/23発売 honor 6 Plus, 45,800円,06/19発売	・VAIO Phone Biz, 54,800円,04/23発売 - P9lite, 59,800円,06/18発売 - P8max, 59,800円,07/17発売 - AQUOS Mini SH-Mo3, 49,800円,07/22発売 - honor8, 42,800円,09/28発売 - ZenFone3 Ultra, 59,800円,12/04発売	- AXON7, 59,800円,02/10発売 - iPhone6S 16GB, 56,800円,09/02発売 - honor 9, 53,800円,10/12発売 - ZenFone4, 56,800円,11/08発売 - iPhoneSE 16GB Brand New, 41,800円,12/29 発売	・iPhoneSE 64GB, 46,800円,04/14発売 - Zenfone 5 (ZE620KL), 52,800円,05/19発売 • iPhoneSE 32GB Brand New, 44,800円,09/12 発売 - Essential Phone, 49,800円,09/13発売 • nova 3, 54,800円,10/05発売	・Reno A 128GB, 49,819円 ,10/01発売 ・AQUOS sense3 plus, 44,364円, 11/26発売
2~4万円	ZenFone2, 35,800円, 04/23発売 P8 Lite, 28,600円, 06/19発売 ZenFone2 Laser, 22,800円, 08/08発売 ZenFone Selfie, 37,800円, 09/16発売 arrows RM02, 29,800円, 10/29発売 Desire626, 27,800円, 10/29発売 AQUOS PHONE SH-RM02, 39,800円, 10/29 発売	P9, 29,980円,06/18発売 - arrows M03, 32,800円,07/28発売 - ZenFone3, 39,800円,10/07発売 - ZenFone Max, 27,800円,11/05発売 - SH-M04, 29,800円,11/2/15発売	· ZenFone3Laser, 27,800円,02/10発売 · Nova lite, 21,800円,02/25発売 · Nova, 37,980円,02/25発売 · P10 lite, 29,800円,06/09発売 · arrows M04, 34,800円,07/21発売 · iPhoneSE 16GB, 39,800円,11/22発売 · AQUOS SH-M05, 29,800円,12/01発売	• Nova lite 2, 25,980円,02/09発売 • Moto GSs, 28,800円,03/04発売 • Zenfone 4 Selfie, 29,800円,03/04発売 • Zenfone Max Plus, 29,800円,03/09発売 • U11 life, 39,800円,03/20発売 • P20 lite, 31,980円,06/15発売 • AQUOS sense plus SH-M07, 32,800 円,06/22発売 • LG Q Stylus, 39,800円,12/08発売 • AX7, 29,880円,12/14発売 • AQUOS sense2 SH-M08, 29,800円,12/27発売	* nova lite 3, 26,880円,01/31発売 * P30 lite, 32,880円,05/24発売 * arrows RX, 29,819円,10/01発売 * Galaxy A7, 38,000円,10/01発売 * Xperia Ace, 29,819円,10/01発売 * AQUOS sense3 lite SH-M12, 35,273 円,10/01発売 * A5 2020, 26,182円,11/26発売
0~2万円	Ascend G620S, 9,980円,08/26発売 Liquid Z330, 12,000円,07/21発売	・ZenFone Go, 19.800円,05/18発売 ・BLADE E01, 12.800円,06/30発売 ・Y6,8,900円,07/17発売 ・ZenFone3 Max, 19.800円,01/15発売	- BLADE E02, 16,800円 ,09/26発売 - ZenFone Live, 17,800円 ,11/08発売	・ Zenfone4 Max, 19,800円 ,02/10発売	

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~					
8~10万円					
6~8万円				iPhone 7 32GB,62,900円.12/12発売	
4~6万円		iPhone 5s 16GB.54,000円.7/15発売 DIGNO L , 48,000円.7/28発売 ZenFone3 Deluxe,55,800円,10/28発売 ZenFone3 Ultra,59,800円,12/9発売	iPhone SE 32GB,55,000円,3/25発売 ZenFone4,56,800円,10/5発売 ZenFone4 Selfie Pro.42,800円,10/5発売 iPhone 6s 32GB,55,300円,10/13発売		XPERIA 8.50,400円,10/25発売
2~4万円		arrows M03,38.800円,7/28発売 LG X screen,34.800円,10/7発売 ZenFone3,39,800円,10/14発売 IDOL4、34.800円,11/22発売 HUAWEI P9 lite PREMIUM,28,900円 11/25発売 AQUOS L,34,900円,12/8発売 SHINE LITE,21,800円,12/16発売	BLADE V770.26.500円.2/24発売 DIGNO W 34,900円.3/3発売 AQUOS L2.28,900円.6/2発売 HUAWEI PIO lite.31,300円.6/16発売 DIGNO V .31,300円.7/14発売 arrows M04 PREMIUM.28,900円,10/26発売 AQUOS sense.,28,900円,11/22発売	HUAWEI nova2,28,900円,1/26発売 DIGNO A,28,900円,3/1発売 HUAWEI P20 lite ,28,900円,6/15発売 R17 Neo,36,100円,11/22発売 AQUOS sense2,33,700円,11/22発売	おてがるスマホ01,34,100円.2/7発売 HUAWEI nova lite3,29,300円.2/15発売 Galaxy A30,29,300円.6/14発売 HUAWEI P30 lite,29,300円.8/3発売 OPPO A5 2020,28,800円.11/1発売 AQUOS sense3,32,400円,11/3発売 Galaxy A20,21,600円,11/15発売
0~2万円		ZenFone2 Laser,18,000円,7/14発売 ZenFoneGo,19,800円,8/8発売 ZenFone3 Laser,19,800円,11/26発売			

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(川」)

		1891	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	フィアマアルス「主気人」	65
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~				OPPO Find X, 109,800円, 11/9発売 HUAWEI Mate 20 Pro, 109,800円, 11/30発売 ROG Phone, 119,500円, 11/30発売	・iPhone XS 64GB(中古),109,800円,7/4発売
8~10万円				・HTC U12+, 92,000円, 7/26発売	・iPhone XR 64GB(中古), 81,800円, 7/4発売 ・OPPO Reno 10x Zoom, 94,800円, 7/12発売 ・ROG Phone II, 99,800円, 12/12発売
6~8万円			ONKYO GRANBEAT, 79,800円, 6/1発売 HUAWEI P10, 61,160円, 6/9発売 HUAWEI P10 Plus, 68,160円, 6/9発売 ASUS ZenFone AR, 79,800円, 6/23発売 ASUS ZenFone 4 Pro, 79,800円, 10/27発売 HUAWEI Mate 10 Pro, 79,800円, 10/27発売 CAT S60, 69,800円, 12/1発売	 Dura Force Pro, 69,800円, 4/13発売 ASUS ZenFone 5Z, 64,800円, 6/15発売 HUAWEI P20, 62,800円, 6/15発売 OPPO R15 Pro, 67,800円, 9/28発売 OPPO R17 Pro, 67,800円, 12/21発売 	 AQUOS R2 compact SH-M09, 64,800円, 2/21発売 AQUOS zero SH-M10, 79,800円, 4/12発売 HUAWEI P30, 69,800円, 7/2発売 iPhone 8 64GB (中古), 62,800円, 7/4発売 ASUS ZenFone 6 (6GB RAM), 64,800円, 8/23発売 ASUS ZenFone 6 (8GB RAM), 79,800円, (ミッドナイトブラック) 8/23発売、(トワイライトシルバー)8/30発売
4~6万円	・HUAWEI Mate 7, 40,800円, 10/8 発売		 ASUS ZenFone Zoom S, 52,800円, 6/23発売 MOTOROLA Moto Z2 Play, 49,800円, (ルナグレー/ファインゴールド)6/29発売、(ニンバス)7/14発売 ASUS ZenFone 4, 56,800円, 9/22発売 HUAWEI honor 9, 49,800円, 10/12発売 MOTOROLA Moto X4, 52,800円, 10/27発売 ASUS ZenFone 4 カスタマイズモデル, 44,800円, 11/22発売 	- AQUOS R compact SH-M06, 59,800円, 2/9発売 - CAT S41, 59,800円, 4/13発売 - ASUS ZenFone 5, 48,800円, 5/25発売 - HTC U11, 54,800円, 7/26発売 - Essential Phone Ph-1, 46,000円, 9/11発売 - HUAWEI nova 3, 49,800円, 10/12発売 - MOTOROLA moto Z3 Play, 54,800円, 10/12発売	Xperia XZ Premium, 59,800円, 3/22発売 Xperia Ace, 49,800円, 10/11発売 HUAWEI nova 5T, 49,800円, 12/12発売 AQUOS sense3 plus SH-M11, 49,800円, 12/25発売
2~4万円	・HUAWEI P8lite, 28,600円, 7/7 発売 ・ASUS ZenFone2 Laser, 27,800 円. (ブラック/ ホワイト/レッ ド)8/20発売 (ゴールド/ バーブル) 11/12発売	- HUAWEI GR5, 32.800円, 2/16発売 - ASUS ZenFone MAX, 27,800円, 3/18発売 - HUAWEI P9 lite, 27,800円, 6/17発売 - Alcatel IDOL3, 22,800円, 10/24発売 - ASUS ZenFone 3, 38,800円, 10/24発売 - arrows M02, 29,800円, 10/29発売 - ASUS ZenFone 3 Laser, 27,800円, 11/24発売 - Alcatel IDOL4, 34,800円, 11/24発売 - Alcatel SHINE LITE, 21,800円, 12/13発売 - Alcatel SHINE LITE, 21,800円, 12/13発売 - AQUOS SH-M04-A, 32,800円, 12/21発売	・HUAWEI nova, 34,800円, 3/3発売 ・MOTOROLA Moto G5 Plus, 32,800円, (ルナグレー/ファインゴールド)4/7発売、(オックスフォードブルー)7/14発売 ・ASUS ZenFone 3 Laser, 31,160円, 6/1発売 ・ZTE Blade V8, 34,800円, 6/1発売 ・ZTE Blade V8, 34,800円, 6/1発売 ・ZTE Blade V8, 34,800円, 6/1発売 ・ CAT S40, 39,800円, 6/1発売 ・HUAWEI P10 lite, 30,160円, 6/9発売 ・ arrows M04, 32,800円, 7/20発売 ・ MOTOROLA Moto G5s Plus, 36,800円, 10/6発売 ・ MOTOROLA Moto G5s, 24,800円, (ルナグレー/ファインゴールド)10/27発売、(オックスフォードブルー)11/22発売 ・ AQUOS sense life SH-M05, 29,800円, 12/15発売 ・ ASUS ZenFone 4 Selfie, 26,800円, 12/15発売	- HUAWEI nova lite 2, 21,800円, 2/9発売 - ASUS ZenFone Max Plus (M1), 27,800円, 4/13発売 - ASUS ZenFone 5Q, 37,800円, 5/25発売 - MOTOROLA Moto G6, 26,800円, 26,800円 - MOTOROLA Moto G6 Plus, 35,800円, 6/8発売 - HUAWEI P20 lite, 27,800円, 6/15発売 - AQUOS sense plus SH-M07, 36,800円, 6/22発売 - HTC U11 life, 36,800円, 7/26発売 - OPPO R15 neo (408), 29,800円, 8/31発売 - OPPO R15 neo (408), 29,800円, 8/31発売 - OPPO R15 neo (408), 29,800円, 10/12発売 - ASUS ZenFone Max (M1), 21,800円, 10/12発売 - OPPO AX7, 29,800円, 12/21発売 - AQUOS sense 2 SH-M08, 29,800円, 12/25発売	- AQUOS sense2 SH-M08, 29,800円, (フレンチビンク)1/17発売 - HUAWEI nova lite 3, 22,800円, 2/1発売 - ASUS ZenFone Max (M2), 24,800円, 3/22発売 - ASUS ZenFone Max Pro (M2), 32,800円, 3/22発売 - MOTOROLA moto g7 power, 24,800円, 6/14発売 - MOTOROLA moto g7, 29,800円, 6/14発売 - MOTOROLA moto g7, 29,800円, 6/14発売 - MOTOROLA moto g7 plus, 35,800円, 6/14発売 - HUAWEI P30 lite, 29,800円, 7/2発売 - iPhone SE 16GB(中古), 24,800円, 7/4発売 - iPhone 7 32GB(中古), 24,800円, 7/4発売 - OPPO Reno A, 34,800円, 10/18発売 - OPPO A5 2020, 24,800円, 11/12売売 - AQUOS sense3 SH-M12, 29,800円, 11/27発売 - arrows M05, 32,800円, 12/20発売 - ASUS ZenFone Max (M2) 64GBモデル, 25,800円, 12/20発売 - ASUS ZenFone Max Pro (M2) 64GBモデル, 35,800円, 12/20発売
0~2万円		・ASUS ZenFone Go, 19,800円. (ブラック/ ホワイト/ブルー)3/31発売、(レッド/ピン ク)6/17発売	・ ASUS ZenFone 3 Max, 19,800円, 1/26発売 ・ VAIO Phone A, 19,800円, 4/7発売 ・ ASUS ZenFone Live, 16,800円, 7/14発売	BLU GRAND X LTE, 3,980円, 4/13発売 - MOTOROLA Moto E5, 16,800円, 6/8発売 - Wiko VIEW, 9,800円, 8/22発売 - NichePhone-S 4G, 12,800円, 10/12発売 - ASUS ZenFone Live (L1), 16,800円, 12/21発売	

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~					*iPhone XS Max(64GB), 100,800円, 11/1発売
8~10万円				·iPhone 7 Plus(128GB), 89,400円, 2/15発売 ·HUAWEI Mate 20 Pro, 99,600円, 12/10発売	·iPhone XS(64GB), 97,200円, 11/1発売 •AQUOS zero SH-M10, 96,000円, 4/9発売
6~8万円				*iPhone 7(128GB), 78,000円, 2/15発売 *iPhone 8(64GB), 67,800円, 12/17発売 *iPhone 8 Plus(64GB), 79,200円, 12/17発売 *iPhone 8 Plus(64GB), 79,200円, 12/17発売 *HUAWEI P20, 65,400円, 6/22発売 *AQUOS R Compact SH-M06, 67,800円, 3/29発売	*HUAWEI nova 5T, 51,600円, 11/29発売 *iPhone XR, 64,800円, 11/1/発売 *HUAWEI P30, 74,400円, 8/9発売 *ZenFone 6, 67,200円, 9/10発売 *AQUOS R2 Compact SH-M09, 75,000円, 2/21発売
円4~6万円			*HUAWEI P10, 59,400円, 6/15発売 *ZenFone 4, 56,400円, 11/10 発売 *ZenFone 4 Selfie Pro, 43,200円, 11/10 発売	*iPhone 6s (16GB), 49,800円, 5/15発売 *HUAWEI nova 3, 49,800円, 10/10発売 *ZenFone 5, 52,800円, 6/22発売 *AQUOS sense plus SH-M07, 43,200円, 6/22発売	Xperia Ace,44,880円, 10/11発売
2~4万円	•arrows M02, 32,400円, 11/14発売	-HUAWEI P9 lite, 27,800円, 9/1発売 -arrows M03, 31,800円, 9/1発売	*HUAWEI nova, 37,800円, 3/3発売 *HUAWEI P10 lite, 27,600円, 8/3発売 *ZenFone 3, 39,600円, 2/1発売 *ZenFone 3 Laser, 27,800円, 2/1発売 *AQOUS sense lite SH-M05, 33,000円, 112/1発売 *arrows M04, 31,800円, 7/20 発売 *DIGNO V, 28,800円, 9/1発売	+HUAWEI P20 lite, 29,400円, 6/22発売 +HUAWEI nova lite 2, 22,800円, 2/15発売	*arrows M05, 32,880円, 12/18発売 - AQUOS sense3 SH-M12, 36,000円, 11/29発売 - iPhone SE(16GB),30,600円, 2/21発売 - HUAWEI nova lite 3, 24,000円 2/21発売 - HUAWEI P30 lite, 32,4000円, 8/9発売 - ZenFone Max Pro(M2), 35,400円, 5/24発売 - ZenFone Max (M2), 22,800円, 8/8発売 - AQUOS sense 2 SH-M08, 33,000円, 1/25発売
0~2万円		*ZenFone Go, 19,800円, 9/1発売	*HUAWEI nova lite, 19,800円,6/1発売 *ZenFone Live,18,000円,8/3発売	-ZenFone 4 Max, 19,800円, 3/29発売 -ZenFone Max(M1), 19,800円, 12/10発売 -ZenFone Live(L1), 16,800円, 12/21発売	

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(ビッグローブ)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~					
8~10万円			•ZenFone 4 Pro, 90,000円, 12/19発売		•BlackBerry KEY2, 83,040円, 4/4発売
6~8万円			·P10, 64,800円, 6/6発売	+HUAWEI P20, 69,600円, 6/13発売 +AQUOS R compact SH-M06, 68,400円, 1/25発売	*HUAWEI P30, 77,760円, 11/1 発売 *ZenFone 6, 69,600円, 12/2発売 *AQUOS R2 compact SH-M09, 69,600円, 4/4発売 *iPhone 7 128GB, 68,400円, 1/7発売
4~6万円	-AQUOS SH-M01, 47,520円, 8/3発売	- iPhone 6, ¥54,720, 11/1発売 - iPhone 6 Plus, ¥64,720, 11/1発売 - AQUOS mini SH-M03, ¥49,920, 7/27発売 - moto X Play, ¥44,160, 3/9発売	·iPhone 6s 128GB, 68,400円, 12/4発売 ·iPhone 6s 32GB, 56,400円, 11/17発売 ·ZenFone 4, 51,600円, 10/10発売 ·iPhone SE 128GB, 50,400円, 11/17発売 ·iPhone SE, 45,120円, 1/19発売 ·ZenFone 4 Selfie Pro, 42,720円, 10/10発 売 ·iPhone SE 32GB, 40,800円,11/17発売	-iPhone 7 32GB, 56,400円, 12/20発売 -HUAWEI nova 3, 54,720円, 10/3発売 -ZenFone 5, 52,800円, 5/23発売	
2~4万円	- ZenFoneSelfie, 37,680円, 10/19発売 - ZenFone2 ZE551ML, 35,760円, 8/3発売 - arrows M02, 33,120円, 10/19発売 - ZenPad8,0 Z380KL, 29,760円, 10/19発売 - ZenFone2Laser ZE500KL, 27,600円, 9/7 発売 - Aterm MR04LN, 22,392円, 8/3発売	- ZenFone3, ¥39,600, 10/7発売 - arrows M03, ¥35,760, 7/27発売 - Moto G4 Plus, ¥35,760, 7/27発売 - AQUOS SH-M04, ¥33,120, 12/14発売 - HUAWEI P9 lite, ¥29,760, 6/17発売 - ZenFone 3 Laser, ¥27,600, 11/25発売 - ZenFone Max, ¥27,600, 3/9発売 - HUAWEI T2 7,0 Pro, ¥24,960, 7/27発売 - Aterm MR05LN, ¥23,280, 9/1発売	*moto G5s Plus, 38,640円, 10/10発売 •nova, 37,680円, 22/1発売 •ZenPad 3 8.0, 36,720円, 5/11発売 •arrows M04, 35,760円, 7/19発売 •moto G5 Plus, 35,760円, 4/3発売 •AQUOS sense lite, 33,120円, 12/4発売 •MediaPad M3 Lite 8.0, 29,760円, 9/4発売 •P10 lite, 29,760円, 6/6発売 •ZenFone 3 Max ZC553KL, 27,600円, 4/12 発売 •VAIO Phone A, 24,960円, 4/12発売 •ZenFone 4 Max,23,280円, 12/8発売 •moto G5, 23,280円, 12/8発売 •nova lite, 20,880円, 2/21発売	*AQUOS sense plus SH-M07, 39,600円, 6/20発売 *moto G6 Plus. 38,640円, 6/13発売 *HUAWEI P20 lite, 29,760円, 6/13発売 *ZenFone Max Plus(M1), 29,760円, 2/19 発売 *Nova lite 2, 25,920円, 2/9発売 *ZenFone Max (M1), 22,800円, 11/13発売	-AQUOS sense3 SH-M12, 36,000円, 12/2 発売 -OPPO Reno A, 35,760円, 12/2発売 -ZenFone Max Pro (M2), 35,760円, 4/4発売 -AQUOS sense2 SH-M08, 33,120円, 1/17 発売 -moto g7, 30,720円, 7/24発売 -HUAWEI P30 lite, 28,800円, 11/1発売 -HUAWEI MediaPad M5 Lite 8.0, 26,880円, 12/2発売 -HUAWEI nova lite 3, 26,880円, 4/4発売 -OPPO A5 2020, 26,640円, 12/2発売
0~2万円		-HUAWEI Y6, ¥15,840, 6/9発売 -Liquid Z330, ¥12,720, 6/9発売	-ZenFone Live, 19,680円, 7/19発売 -ZenFone 3 Max, 19,680円, 1/13発売 -PIXI4, 10,080円, 4/3発売	·moto E5, 17,760円, 6/13発売 -ZenFone Live (L1),16,800円, 11/17発売	-jetfon, 16,800円, 7/24発売

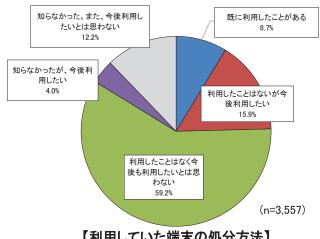
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10万円~					
8~10万円					•Reno 10×Zoom, 99,880円, 7/17発売
6~8万円			-HUAWEI P10, 65,800円, 6/8発売	·HUAWEI P20, 69,800円, 6/15発売	-HUAWEI P30, 77,800円, 8/9発売 -R17 Pro, 69,880円, 4/10発売 -ZenFone 6 128GB, 69,500円, 8/29発売
4~6万円		・AQUOS mini SH-M03, 49,800円, 9/5発売	•ZenFone4 Selfie Pro, 43,800円, 9/22発売	•ZenFone 5, 52,800円, 5/18発売	·nova 5T、54,500円、11/29発売
2~4万円		*arrows M03, 32,800円, 9/5発売 *arrows M02, 29,800円, 9/5発売 *ZenFone3, 39,800円, 10/7発売 *HUAWEI P9 lite, 28,800円, 9/5発売	*Blade V8, 26,800円, 11/28発売 *ZenFone4 MAX, 25,800円, 12/12発売 *ZenFone4 Selfic, 29,800円, 12/26発売 *ZenFone4 Selfic, 29,800円, 12/26発売 *AVAIO Phone A, 24,800円, 4/6発売 *arrows M04, 32,800円, 7/20発売	*ZenFone 5Q, 39,800円, 5/18発売 *iPhone SE 32GB, 30,800円, 7/19発売 *HUAWEI P20 lite, 31,980円, 6/15発売 *HUAWEI nova lite 2, 25,980円, 2/9発売	*iPhone 6s 32GB, 33,800円, 3/27発売 *HUAWEI P30 lite, 32,880円, 8/9発売 *HUAWEI nova lite 3, 26,880円, 2/1発売 *R15 Neo, 25,880円, 4/10発売 *ZenFone Max (M2, 35,500円, 3/20発売 *ZenFone Max (M2), 26,500円, 3/20発売 *AQUOS sense2 SH-M08, 34,800円, 1/21発 売 *moto g7, 30,800円, 6/7発売 *Reno A, 35,800円, 10/18発売 *OPPO A5 2020, 26,800円, 11/29発売 *AQUOSsense3, 35,800円, 11/29発売 *arrowsM05, 35,800円, 12/20発売
0~2万円		*Blade V7lite, 19,800円, 9/5発売 *Blade E01, 13,800円, 9/5発売 *Zenfone Go, 19,800円, 9/5発売	・GRAND X LTE, 12,480円, 7/3発売 ・HUAWEI nova lite, 19,900円, 2/22発売	•moto E5, 18,500円, 6/8発売	*ZenFone Live(L1),17,800円, 1/19発売

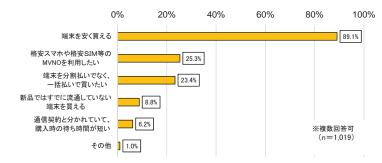
中古端末の流通に係る分析(利用者アンケート)

89

【移動系通信における中古端末の流通に関する認知度・利用意向】

【中古端末を利用したい理由】



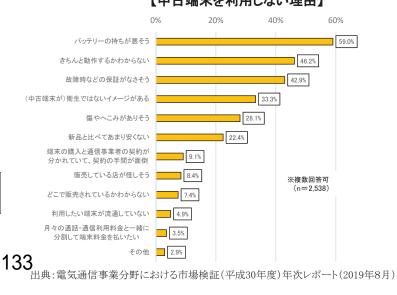


【利用していた端末の処分方法】

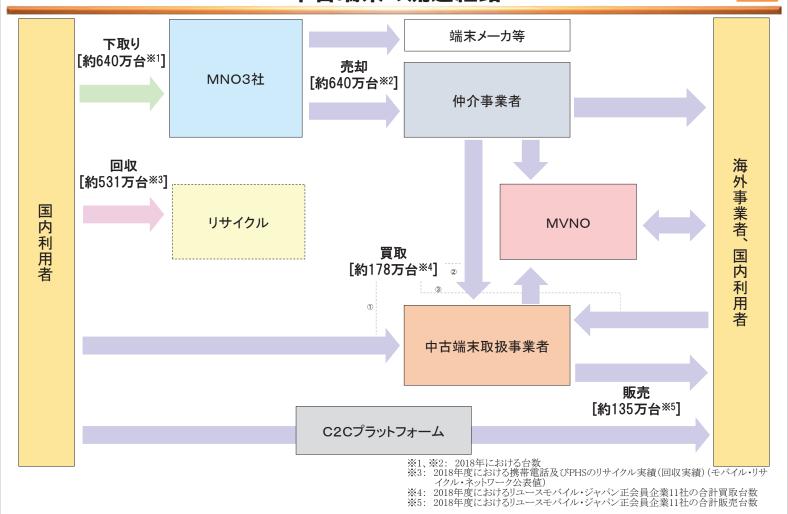
他人(家族等)に譲渡 その他 4.1% 2.7% 携帯雷話事業者 による買い取り リサイクルショップに売却 3 2% フリマアプリやネットオ-自ら廃棄・保管 クションで売却 56.9% 1.8% 携帯電話事業者 による無償引き取り 10.0%

(n=3.331)

【中古端末を利用しない理由】



中古端末の流通経路



使用した/たった堆帯電託端末内のデ カ治土(センロマショップの対応) 01

使用しなくなった携帯電話端末内のナータ消去(キャリアショップの対応)					
			(2019年12月現在)		
	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク		
①データ消去(②以外)					
リサイクル品として回収の場合 (再資源化)	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処 理(※1)	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処 理(※1)	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処 理(※1)		
下取りの場合	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内(データ消去を条件に下取りを実施)	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内 ・下取り後、KDDIにおいてデー タ消去を実施(※2)	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内 ・下取り後、ソフトバンクにおい てデータ消去を実施(※3) ・委託先においてデータ消去を 実施		
契約者からの依頼の場合 契約者以外からの依頼の場合	・来店者自身によるデータ消去実施を案内	・来店者自身によるデータ消去 実施を案内	・来店者自身によるデータ消去実施を案内		
②モバイルFeliCa ICチップ内のデータ消去	<u> </u>				
リサイクル品として回収の場合 (再資源化)	・店舗内のDOCOPY利用を含め、 来店者自身によるICチップ内 データ消去実施を案内(※4) ・データ消去後、店員が破砕処 理(※1)	・来店者自身によるICチップ内 データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 ・データ消去後、店員が破砕処 理(※1)	・来店者自身によるICチップ内 データ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処 理(※1)		
下取りの場合	・店舗内のDOCOPY利用を含め、 来店者自身によるICチップ内 データ消去実施を案内(※4) (データ消去を条件に下取りを 実施)	・来店者自身によるICチップ内 データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 ・下取り後、KDDIにおいてデー タ消去を実施(※2)	・来店者自身によるデータ消去実施		
契約者からの依頼の場合	・店舗内のDOCOPY利用を含め、 来店者自身によるICチップ内	・来店者自身によるICチップ内 データ消去実施を案内	・来店者自身によるICチップ内		
契約者以外からの依頼の場合	データ消去実施を案内(※4)	・店員が店頭ツールで消去	データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去		

- ※1:破粋により発火のおそれがある端末(電池内蔵型)の場合は、専門の処理業者が解体・機能破壊を実施。(NTTドコモは、ホームボタン付きiPhone・iPadは破砕処理を実施。)
- ※2:下取り端末について、KDDIが店舗外の別施設でデータ消去ツールを使って消去を実施。
- ※3:来店者自身によるデータ消去が確認できない場合に実施。

^{※3:}来店者自身によるデータ消去が確認できない場合に実施。

★4・データ消去方法は、次の2パターンを案内。①端末操作により、各電子マネーを一個ずつ削除。②店舗内のb ★2017(データの移行やバックアップ、消去を行うための専用機器)により削除。なお、DOCOPYで削除できるのはドコモ 端末のみ。(2019年10月)

- ◆ 「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」**は、バッテリー状態の確認結果の表示等を追加した「リユースモバイル ガイドライン」の改訂版を策定し、2019年11月28日に公表。
- ◆ 改正版の公表に合わせ、ガイドライン遵守を担保するための事業者の認証制度を導入(実施主体は、「リユースモバイル・ジャパン」)。

リユースモバイルガイドライン

初版(2019年3月8日公表)

- 中古端末の外装についての**格 付基準**(5段階)を規定
- 中古端末内の利用者情報の 処理方法を規定
- **法令遵守**等について規定 (古物営業法等)



リユースモバイル事業者認証制度



- ガイドラインに適合しているか等について認証
- 外部有識者等による審査(実地の確認も実施)
- 2年間の更新制 (更新審査あり)
- 2019年12月半ばより受付、2020年2月 より認証付与

改訂版(2019年11月28日公表)

- <u>バッテリー状態の確認</u>・結果の表示を推奨。
- 販売後の不払等による**ネットワーク利用制限についての保証**を、動作保証とは別につけることを推奨。
- リファービッシュ品(メーカ等の修理品)<u>について</u>中古端末取扱事業者が確認・表示すべき事項(メーカ保証の有無等)等を明示。
- 事業者間取引用の詳細な格付基準を整備(5段階→11段階)



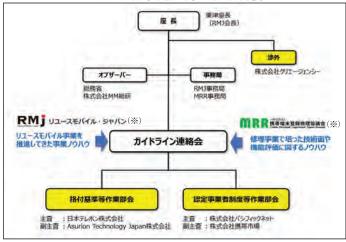
■審査基準

- □「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか□ 会社概要(リユースモバイル事)
- □ 会社概要 (リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等)
- □ 社内における統制環境を整備 し、管理体制が整っているか
- ※ 商品化センター(本社)、代表 直営店(直営店がある場合の み)、代表FC店(FC店がある場 合のみ)のそれぞれの拠点が対象

(参考)リユースモバイル関連ガイドライン検討会

93

リユースモバイル関連ガイドライン検討会



(参考) 国内の端末の売上高



※ 新品の端末売上高の推移は、NTFコモ(端末機器販売)、KDDI(端末販売収入、修理収入等)、 ソフトバンク(物販等売上)を合算したもの。 出典:各社決算資料、HP



※ リユースモバイル・ジャパン (RMJ)会員 報3 5018年度30は 10社、2017年度20から2018年度20までは、計3 5度10は8社)のデータを合計したもの。2019年度は、計高企出典:1日経産業新聞(2019年6月26日掲載)

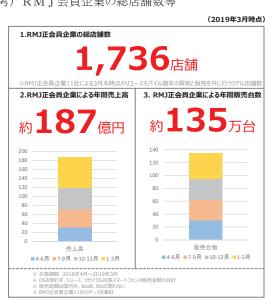
(※)中古端末関連団体の概要

○リュースモバイル・ジャパン (RMJ): 中古端末を販売する事業者の団体。中 古端末の認知度向上に向けた広報活動や、会員企業向けのガイドライン (適切なデータ消去方法等)策定等を実施。

加盟事業者: ㈱携帯市場、㈱ゲオ、㈱TSUTAYA、ブックオフコーポレーション㈱ など全**26**社(2019年11月時点)

○携帯端末登録修理協議会(MRR): 端末修理業者及び関連事業会社で構成される団体。会員企業向けの登録申請手続きサポート、特性試験サポート、修理部品の品質ガイドラインの策定等を実施。総務省がオブザーバ。加盟事業者: Asurion Technology Japan(株)、㈱オークネット、大手携帯電話事業者、国内端末メーカなど全56社(2019年11月15日時点)

(参考) RM J 会員企業の総店舗数等



(参考) リユースモバイル事業者認証審査委員会 委員

	氏 名	所属
委員長	新美 育文	明治大学名誉教授•弁護士
	北俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
禾昌	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
委員	西村真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 I T研究会代表
	粟津 浜一	RMJ会長

(オブザーバ) 総務省(総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課)

MVNOが扱う中古端末

				(2019年12月現在)
	J:COM	楽天モパイル	オプテージ	IIJ
取扱時期	• 2017年1月~2019年2月	• 2017年9月~2019年8月	• 2018年5月~	• 2019年7月~
取 扱 機 種	 iPhone 6s(メーカ認定整備済製品) [2017年1月~2017年11月] iPhone 6s(登録修理業者整備品) [2018年2月~2018年10月] iPhone 7 [2018年10月~2019年2月] 	 iPhone SE [2017年9月~2019年8月] iPhone 6s [2017年9月~2019年8月] iPhone 6s Plus [2017年9月~2019年8月] 	 iPhone 6s [2018年5月~2019年9月] iPhone XS [2019年11月~] iPhone XS MAX [2019年11月~] 	 iPhone SE [2019年7月~] iPhone 7 [2019年7月~] iPhone 8 [2019年7月~] iPhone XR [2019年7月~] iPhone XS [2019年7月~] iPad Pro(11インチ) [2019年11月~] iPad Pro(12.9インチ) [2019年11月~]
端末の類型	メーカ認定整備済製品(iPhone 6s)登録修理業者整備品(iPhone 6s、iPhone 7)	• メーカ認定整備済製品	• メーカ認定整備済製品	• リユース品(「リユースモバイルガイドライン」外装評価S又はA)
調達元	メーカ認定整備済製品: 古物商許可を得ている業者登録修理業者整備品: 登録修理業者	• 仲介事業者	• 仲介事業者	• 「リユースモバイルガイドライン」に 準拠した端末販売事業者
販売ルート	• 主として訪問販売	オンライン店頭	・オンライン	・オンライン
保証期間	 メーカ認定整備済製品:1年間(メーカ保証) 登録修理業者整備品:180日間(自社保証) 自社利用者に対し、ネットワーク利用制限について永久保証 	1年間(メーカ保証) 最大3年間(中古端末も対象となる自然故障等に対応した自社保証プログラム(「つながる端末保証 by 楽天モバイル」(500円/月))に加入の場合) 136	• 1年間(メーカ保証)	・30日間(自社保証)・ネットワーク利用制限については永久保証

主なC2Cプラットフォームにおける中古端末の扱い

				(2019年12月現在)
		ヤフオク!	メルカリ	ラクマ
出品	に関する規定	ヤフオク!ガイドラインヤフオク!ガイドライン細則	□ 出品ガイド□ 中古スマホ取引ガイド	□ 利用規約 □ 出品禁止リスト
		【契約関係】 ・ 契約者の名義変更が可能であること	【契約関係】 契約中でないこと 解約前のプリペイド携帯電話でないこと	【契約関係】 ・ 契約者名義を「使用者本人の名義へ変更すること」を前提としないこと
	出品の際に遵守が求められ	【ネットワーク利用制限関係】 • 利用制限がされていないこと • ネットワークの利用状況が「○」であること	【ネットワーク利用制限関係】 ・ ネットワーク利用制限がされていないこと ・ 端末残債の完済が明確に証明されていること ・ ネットワークの利用状況が「○」であること	【ネットワーク利用制限関係】 ・ 利用制限がされていないこと
	る事項	【端末利用制限関係】 ・ 端末が初期化されていること	【端末利用制限関係】 ・ 端末が初期化されていること ・ アクティベーションロックが解除されていること	【端末利用制限関係】
		【その他】 ・ 不正に入手されたものを出品しない ・ IMEIの記載	【その他】 ・ 端末からSIMカードを除去すること	【その他】 • 通話が可能であること
規定合の	違反があった場対応	□ 出品時にIMEIが入力されていない商品については、場合により、運営側で削除。	□ 状況に応じ、運営側で出品者のアカウントロック等を実施。	 □ ネットワーク利用制限がされていることがわかる出品を検知した場合、運営側で商品削除や出品者のアカウントの停止等を実施。 □ 購入した端末がネットワーク利用制限がされていたという申し出があった場合、運営側で取引内容を確認の上、場合により、アカウント停止等を実施。
その	他	_	□ 売却された商品の検品・配送を行うサービス(「あんしんスマホサポート)を出品者・購入者ともに利用可。料金は1,880円を販売利益から相殺。	■ 全国共通料金の配送サービス(「かんたんラクマパック」)を選択した場合、紛失補償サービス(「ラクマあんしん補償」)による商品代金の補償が可能。

携帯電話の料金プランの理解促進(拘束期間における利用者の負担総額の目安の表示)

97

- □ 「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」中間報告書において、期間拘束のある契約の締結時に、 利用者が負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにするため、携帯電話事業者においては、単月の支払額のみでなく、拘束 期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を併せて示すことが適当とされたことから、総務省において消 **費者保護ガイドラインを改定し、この旨を義務化(10月1日より運用開始)。**
- NTTドコモ・KDDIは総額表示を開始。ソフトバンクは期間拘束ありの料金プランを廃止したため総額表示の対応は不要。(なお、期間拘束 のある旧契約を更新する際にも総額表示が必要であるが、これについては各社とも対応を準備中。)
- □ 報告書においては、期間拘束のある契約の全てについて速やかに総額表示が実現されるよう、総務省において各社の取組を注視 **することが適当**とされた。

拘束期間における支払総額の目安の提示のイメージ

Webシミュレーション結果における 支払総額表示

く現状のWebシミュレーション結果画面(例)



- 他社から乗りかえ
- 端末〇〇
- 1年間のみの割引
- 学割(3か月のみ)

(お支払い金額)

初月 4,500円/月

2~3か月目 3,500円/月

4~12か月目 5,480円/月

13~24か月目 6,480円/月

25~37か月目 6,480円/月

38か月目以降 4,480円/月

※初月のみ手数料3,000円が発生

以下の条件で2年間の期間拘束契約を締結した場合を ■想定

- 通信料金(4,480円/月)
- 1年間割引(通信料金から1年間1,000円/月割引)
- 学割(通信料金から3か月間1,980円/月割引)
- 端末代金(総額:72,000円、36回割賦払いで 2,000円/月)
- 手数料(初月のみ3,000円)

支払総額の追記

138,580円 2年間総額: (内訳)

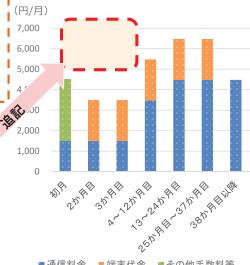
通信料金総額:107,520円 (割引総額: ▲17,940円)

端末代金総額: 46,000円 その他手数料等: 3,000円

26,000円

<現状の説明資料における支払額イメージ(例)> (円/月)

契約時の説明資料における支払総額表示



■通信料金
■端末代金
■その他手数料等

総額表示への各社の対応(NTTドコモ)

7. 定期契約期間全体での総額表示



- 契約時にお客さまにお渡しする契約書面へ「定期契約期間のお支払総額」を2019年10月受付分より記載
- 自動更新時は、契約期間満了のご案内メールへ「自動更新後の定期契約期間のお支払総額」のリンクURLを2020年1月送付分(2020年2月更新)より記載

契約時

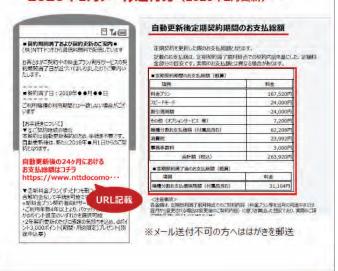
2019年10月受付分~

項目	料金
料金プラン	167,520円
スピードモード	24,000円
割引適用額	-24,000円
その他(オプションサービス 等)	7,200円
機種分割お支払価格(付属品含む)	62,208円
消費税	23,992円
事務手数料	3,000円
合計額 (税込)	263,920円
定期契約満了後のお支払総額(概算)項目	料金
機種分割お支払価格残額(付属品含む)	31,104円

※料金シミュレーションにおける総額表示については実施に向けて検討中

自動更新時

2020年1月メール送付分 (2020年2月更新) ~



© 2019 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved

出典:第15回会合・株式会社NTTドコモ資料より抜粋

総額表示への各社の対応(KDDI)

3

99

1. 総額表表

1. 総額表示の対応(2/3)

■店頭での総額表示イメージ ガイドラインに沿った通信、端末、初期費用毎の表示に加え、 各項目の詳細総支払額も表示し、料金プランへの理解を促進



© 2019 KDDI

Tomorrow, Together

1. 携帯電話の料金プランの理解促進のための取組

4

①拘束期間全体での総額表示

新規

契約期間のない新しい料金プラン※を提供

➡ 総額表示の対応は不要

既存

契約更新時に総額表示対応を実施

※準備が整い次第実施予定



出典:第15回会合・ソフトバンク株式会社資料より抜粋

広告表示の適正化

101

- 販売代理店の店頭広告等において、一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン(条件付最安値)を 強調した広告が行われている。特に、「端末実質0円」や高額のキャッシュバック等を訴求する広告表示がみられる。
- □「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」報告書では、利用者が誤認することのないよう消費者庁の見解も踏まえ、携帯電話事業者による店頭掲示物等の自主的な確認の強化、業界団体による自主基準の改訂や自主基準違反に係る措置の検討等が行われることが適当とした。
- □ また、総務省において、2019年10月から不適切な広告等に関する情報提供窓口を設置したことから、当該窓口に寄せられる不適切な広告表示に係る情報を踏まえ、事業者と連携していくことが適当とした。

携帯電話事業者(MNO)による主な取組

- ①事前チェック(2018年12月から実施済)
 - ▶ 店頭掲示物:原則として携帯電話事業者の指定する様式に限定する(指定外の広告については、事前チェックを徹底)。
 - ▶ 販売代理店のSNS広告:端末売価訴求及び還元訴求を 禁止する等事前のルールを定める。
- **②事後チェック**(2019年度上期中に実施)
 - ▶ 店頭掲示物及びチラシ:電気通信事業者による自主的な確認を行い、不適切事例の是正及び再発防止を図る。
 - ▶ その結果について、業界団体(電気通信サービス向上推進協議及び電気通信事業者協会)へ報告する。

139

業界団体(電気通信サービス向上推進協議会)による取組

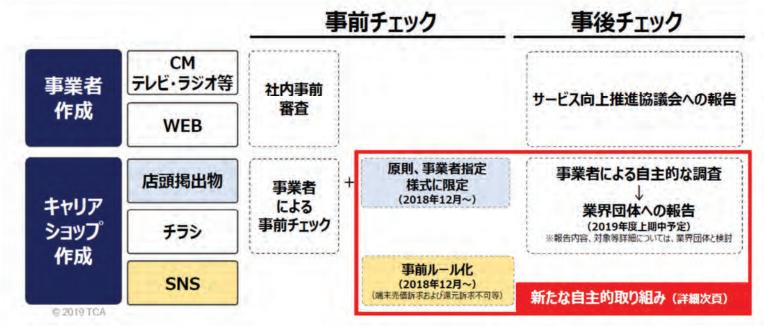
- ①広告チェック体制への消費者モニターの導入(2019年度内)
- ▶ 全国向けテレビ広告及び新聞広告の事後審査に消費者 目線を採り入れる体制を整備する。
- ②次の課題に関し、自主基準等の改訂を準備中(2019年度内)
 - 店頭掲示物:キャッシュバック等に関する注記の在り方等。
 - テレビCM等の条件付最安値表示:料金の安さの強調による制約条件の分かりづらさ等。
 - ▶「○○放題」の標記:「放題」に制限がついている場合に 消費者に誤認を与えない表示等。
 - ▶ ウェブ広告:強調表示と注釈表示との近接性等。
- ③携帯電話事業者による店頭広告に関する事後チェックの取組結果の報告を受け、外部から監査する。



出典:第14回会合・電気通信サービス向上推進協議会資料より抜粋

携帯電話事業者による広告表示適正化の取り組み (電気通信事業者協会) TCA

- ✓ 各事業者では、広告表示の事前審査に取り組んできた
- ✓ 店頭広告の適正化に向けて、各事業者の自主的取り組みを強化していく



出典:第8回会合・電気通信事業者協会資料より抜粋

103

店頭広告に関する携帯電話事業者の新たな自主的取り組み

TCA

目的

事業者の自主的取り組みを中心とした、キャリアショップ店頭広告の 適正化

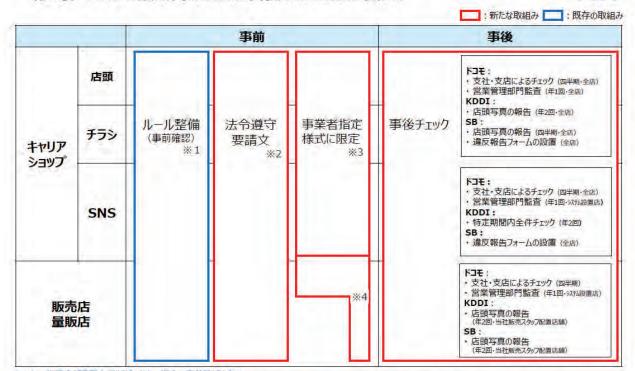
実施 概要 *1

	事前チェック (2018年12月~)	事後チェック(2019年度上期中予定)	
店頭掲出物	事業者が指定する様式に基づく広告の 掲示、及びその徹底事業者の指定外の広告の場合、事前 チェックを必須	事業者が実施する店頭確認及び、 不適切事例の是正、及び再発防止確認結果について、業界団体※2への 報告 (報告内容、対象等詳細については、業界	
チラシ	・ 事業者による事前チェック (従前より実施)	団体と検討)	
SNS	訴求内容の事前ルール化 (端末売価訴求および還元訴求不可等)	=	
	主的な取り組みがベースのため、各社差分あり 上推進協議会 広告表示WGを想定		

© 2019 TCA

(参考) MNOの販売代理店の広告表示適正化の取組み

TCA



※1:代理店が運用上判断がつかない場合に事前確認を行う

※2:総務省・消費者庁要請を踏まえ、景品表示法等の遵守を要請(発出日 ドコモ: 7/5 KDDI: 7/22 SB: 7/19)

※3:ドコモのみチラシについても実施/SNSは3社とも価格訴求禁止の掲載ルールを制定 ※4:SBは販売店についても実施/SNSについてドコモは販売店・量販店にも/SBは販売店にも、価格訴求禁止の掲載ルールを制定

16

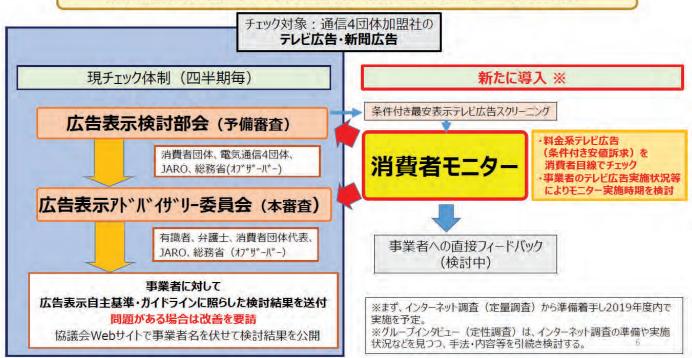
出典:第14回会合・電気通信事業者協会資料より抜粋

広告表示適正化への取組①(電気通信サービス向上推進協議会)

105

広告チェック体制における消費者モニターの導入

広告表示チェック体制の強化(消費者モニターの導入)



2. 「電気通信サービスの広告表示自主基準及びガイドライン」 改定検討

①店頭における広告表示の課題

- ✓ いわゆる「キャリアショップ」での「条件付き最安値表示」「キャッシュバック」等の店頭広告における注釈不備など。
- ✓ 消費者庁による「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する 店頭広告表示についての景品表示法上の考え方 等の公表について はども昨年11月にあった。

②条件付き最安値表示(テレビ広告他)の課題

- ✓ 料金の安さがことさら強調され制約条件などが分かりづらい(注釈量が多い、注釈が小さい、レイアウトや配色・背景などの 状況で注釈が読みづらい、表示料金以外に別途発生する料金があるのに記載がないあるいは分かりづらいなどなど)テレ ビその他広告があるとの指摘。
- ✓ テレビ広告やWeb動画広告などで音声および文字で安さや優位性が強調されている際に、制約条件など打消し表示が 文字のみで表示されかつ小さい、あるいは表示されていても音声の強調タイミングと離れているなど。 (参考:消費者庁 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書、打消し表示に関する実態調査報告書)

③Web広告(Webサイト)の課題

✓ Webサイト(ホームページ等)で注釈にたどり着くまで画面スクロールを要するなど本体(強調)表示から離れている、重 要な注釈がアコーディオンパネルの中にあり気づきにくい、バナー広告内の強調表示に対する注釈(打消し表示)がリンク 先に記載されている場合でリンク先の注釈が認識しづらいなど、必要な注釈が見落とされることがあるなど。

(参考:消費者庁 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書、打消し表示に関する実態調査報告書)

上記各課題に対し、「電気通信サービスの広告表示自主基準及びガイドライン(第12版)」の改定について検討を行 う。

出典:第8回会合・電気通信サービス向上推進協議会資料を一部修正の上、抜粋

広告表示適正化への取組③(電気通信サービス向上推進協議会)

107

3. 事業者による店頭広告チェックのオーディット

①事業者による掲出物のルール強化・徹底

移動体通信事業者3社(4ブランド)の店頭(いわゆる「キャリアショップ」の)広告掲示ルールの見直しによる広 告表示適正化が2018年12月に3社一斉に行われた。(ドコモ、KDDI、ソフトバンク各社による取り組み)

②事業者による掲出状況の事後チェック

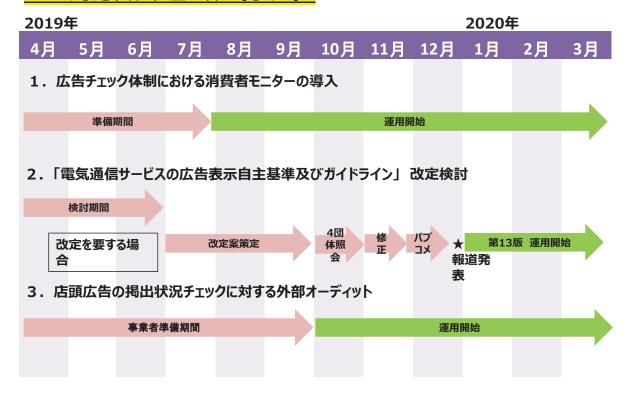
事業者は上記①適正化が維持されるように定期的に事後チェック(店頭掲出状況確認)を実施する。チェック 方法などは事業者で検討中。

③事業者の事後チェック内容の報告を受ける

上記②事後チェックについて通信4団体を通じ電気通信サービス向上推進協議会はチェックの内容および結果 の報告を受ける。事業者の事後チェックが適切に機能しているかを外部から監査する。報告内容の詳細は事業 者と検討を進める。報告内容の概要を事業者名を伏せて同協議Webサイトで公開予定。

※事業者の店頭事後チェックの結果、店頭広告の掲出状況への懸念が再び発生することが予想されるような場 合は、電気通信サービス向上推進協議会においても事業者の事後チェックとは別のチェック方法について導入を 検討する。

4. 対応スケジュール(予定)



出典:第8回会合・電気通信サービス向上推進協議会資料を一部修正の上、抜粋

109

								広告表示に	係る事前・事	後の確認につ	いて												
						キャリアショップ					併売店					量販店							
		NTTF⊐€		店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告 (メール)	左記以外の広告	店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告 (メール)	左記以外の広告	店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告 (メール)	左記以外の広告					
ルール整 備		業務マニュアル	等の有無	有	有	有	有	無	有	有	有	有	無	有	有	有	有	無					
	指定フォーマ小関係	指定フォーマットの有無		有	有(価格及び条 件表示)	指定フォーマットは 無いが価格訴求 禁止	有(使用は任意、 価格訴求は指定 フォーマットでのみ 可)	無	有(使用は任意)	有(使用は任意)	指定フォーマットは 無いが価格訴求 禁止	指定フォーマットは 無いが価格訴求 禁止	無	有(使用は任意)	有(使用は任意)	指定フォーマ小は 無いが価格訴求 禁止	指定フォーマットは 無いが価格訴求 禁止	無					
	7712416	指定フォ	ーマ小の作成者	本社営業部門・プ ロモーション部門	本社営業部門・ブ ロモーション部門	-	本社営業部門・ブ ロモーション部門	_	本社営業部門・ブ ロモーション部門	本社営業部門・ブ ロモーション部門	-	-	-	本社営業部門・ブ ロモーション部門	本社営業部門・ブロモーション部門	-	-	-					
		法務部門	等のチェックの有無	有(全件・随時)	有(全件·随時)	-	有(全件・随時)	-	有(全件·隨時)	有(全件・隨時)	-	-	-	有(全件·隨時)	有(全件・随時)	-	-	-					
事前確認			承認の有無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無					
		指定フォーマット を利用しての広 告	承認権者	-	-	-	営業部門の事前 確認	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-					
	事前承認		法務部門等の関与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			それ以外の広	& h P N O C				承認の有無	有(全件·隨時)	有(全件・随時)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	有(全件·隨時)	有(全件·隨時)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	有(全件・随時)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	無(業務マニュア ルに記載のルー ル順守)	有(全件・随時)
		それ以外の広告	承認権者	本社営業部門の 事前確認	本社営業部門の 事前確認	-	営業部門の事前 確認	本社営業部門の 事前確認	-	-	-	-	本社営業部門の 事前確認	-	-	-	-	本社営業部門の 事前確認					
			法務部門等の関与	必要に応じて有	必要に応じて有	-	必要に応じて有	必要に応じて有	-	-	-	-	必要に応じて有	-	-	-	-	必要に応じて有					
		ルート営業によ	る確認	随時(全店)	隨時(全店)	随時(全店)	隨時(全店)	随時(全店)	隨時(全店)	隨時(全店)	随時(全店)	随時(全店)	随時(全店)	随時(全店)	随時(全店)	随時(全店)	随時(全店)	随時(全店)					
		確認	◎範囲·頻度	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店·年4回	全店·年4回	全店·年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回	全店•年4回					
	営業担当に よる定期的 確認	ŧ	館の方法	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認	実地確認					
		抜打ち	事前連絡の別	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)					
		確認	®範囲∙頻度	全店·年1回	全店·年1回	全店·年1回	全店·年恒	全店•年1回	無	無	無	無	無	システム設置店・ 年1回	システム設置店・ 年1回	システム設置店・ 年1回	システム設置店・ 年1回	システム設置店・ 年1回					
事後確認	監査担当に よる定期的 監査	1	医查方法	実地監査	実地監査	実地監査	実地監査	実地監査	-	-	-	-	-	実地監査	実地監査	実地監査	実地監査	実地監査					
		抜打ち	事前連絡の別	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	-	-	-	-	-	事前連絡(訪問 スケジュール調整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)	事前連絡(訪問 スケジュール調 整)					
		程制	®範囲 ・ 頻度	一部店舗を無作 為抽出・週1回	無	無	無	無	一部店舗を無作 為抽出・週1回	無	無	無	無	一部店舗を無作 為抽出・週1回	無	無	無	無					
	委託による外 部確認	·	童認方法	実地確認	-	-	-	-	実地確認	-	-	-	-	実地確認	-	-	-	-					
		抜打ち	事前連絡の別	抜打ち	-	-	-	-	抜打ち	-	-	-	-	抜打ち	-	-	-	-					
		内部通報窓口	の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無					
										1 /	12												

広告表示に係る事前・事後の確認について	-	望認について	の確	事後	前.	事	係る	示に	告表	広
---------------------	---	--------	----	----	----	---	----	----	----	---

							広告家	表示に係る事前	・事後の確認に	ついて						
						キャリアショップ				(H 8	危店			量利	瓦店	
		KDDI		店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告(メール)	左記以外の広告	店頭広告	チラシ	SNS	左記以外の広告	店頭広告	チラシ	SNS	左記以外の広告
ルール <u>型</u> 備		業務マニュアルキ	写の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		指定フォ	ーマ外の有無	有	有	無 掲載ルールについて 規定(価格訴求禁 止)	有	無	無 掲載ルールについて 規定	無 掲載ルールについて 規定	無 掲載ルールについて 規定	無	無 掲載ルールについて 規定	無 掲載ルールについて 規定	無 掲載ルールについて 規定	無
	指定フォー マット関係	指定フォー	-マットの作成者	本社営業本部販売 促進部門	本社営業本部販売 促進部門	-	本社営業本部販売 促進部門	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		法務部門	『のチェックの有無	有 (本社CS部門内の 専門部署でチェック) (全件・随時)	有 (本社CS部門内の 専門部署でチェック) (全件・随時)	-	有 (本社CS部門内の 専門部署でチェック) (全件・随時)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			承認の有無	有(全件・随時)	有(全件・随時)	-	有(全件・随時)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事前確認		指定フォーマット を利用しての広 告	承認権者	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	-	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事前承認		法務部門等の関与	必要に応じて有	必要に応じて有	-	必要に応じて有	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Т нужао		承認の有無	有(全件·随時)	有(全件·随時)	無(価格訴求を禁 止)	有(全件・随時)	有(全件・随時)	申請ベースで実施 (全件・随時)	申請ベースで実施 (全件・随時)	無(価格訴求を禁 止)	申請ベースで実施 (全件・随時)	申請ベースで実施 (全件・随時)	申請ベースで実施 (全件・随時)	無(価格訴求を禁 止)	申請ベースで実施 (全件・随時)
		それ以外の広 告	承認権者	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	-	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	-	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査	-	本社営業本部販売 促進部門の事前審 査
			法務部門等の関与	必要に応じて有	必要に応じて有	-	必要に応じて有	必要に応じて有	必要に応じて有	必要に応じて有	-	必要に応じて有	必要に応じて有	必要に応じて有	-	必要に応じて有
		ルート営業によ	る確認	随時(全店)	随時(全店)	無	無	無	随時(販売スタッフ入 店店舗)	随時(販売スタッフ入 店店舗)	無	無	随時(弊社販売ス タッフ入店店舗)	随時(弊社販売ス タッフ入店店舗)	無	無
		確認	範囲·頻度	全店•年2回	全店•年2回	-	-	-	主要店舗・年2回	主要店舗・年2回	-	-	弊社販売スタッフ入 店店舗・年2回	弊社販売スタッフ入 店店舗・年2回	-	-
	営業担当に よる定期的 確認	Ą	認方法	本社営業本部販売 促進部門または ショップスタッフにお いて店頭写真を撮 影、本社営業本部販 売促進部門にて確 認	本社営業本部販売 促進部門または ショップスタッフにお いて店頭写真を撮 影、本社営業本部販 売促進部門にて確 認	-	-	-	下期報告分より、以 下実施 本社営業本部販売 促進部門または販 売成等スタッフにおいて 店頭写真を撮影いて本 社営業本部販売促 進部門にて権認	下期報告分より、以 下実施 本社営業本部販売 促進部門または販 売取写真を撮影、本 社営業本部販売促 進部門にて権認	-	-	下期報告分より、以 下実施 弊社販売スタッフが 店頭写真を贈売、促 社営業本部販売・促 進部門にて確認	下期報告分より、以 下実施 弊社販売スタッフが 店頭写真を観光を 社営業本部販売促 進部門にて確認	-	-
		抜打ち・	事前連絡の別	事前連絡	事前連絡	-	-	-	事前連絡	事前連絡	-	-	事前連絡	事前連絡	-	-
事後確認		確認	範囲·頻度	-	-	=	-	-	=	=	-	-	-	-	-	-
	監査担当に よる定期的 監査	5	适 方法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		抜打ち	事前連絡の別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		確認	範囲·頻度	-	-	全店•不定期	-	-	-	-	全店•不定期	-	-	-	-	-
	要託による 外部確認	Ħ	認方法	-	-	特定期間内全件確認	-	-	-	-	特定期間内全件確認	-	-	-	-	-
		抜打ち・	事前連絡の別	-	-	抜打ち	-	-	-	-	抜打ち	-	-	-	-	-
		内部通報窓口	の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

広告表示に係る事前・事後の確認について

						キャリア	ショップ		以百衣	示に係る事	引・尹牧の唯		売店					量	版店		
		ソフトバンク						その他の広告					I	その他の広告			1	1		その他の広告	
				店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告 (POP)	(webサイト・TV・ラ ジオ・新聞・情報 誌等)	左記以外の広告	店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告 (POP)	(webサイト・TV・ラ ジオ・新聞・情報 誌等)	左記以外の広告	店頭広告	チラシ	SNS	その他の広告 (POP)	(webサイト・TV・ラ ジオ・新聞・情報 誌等)	左記以外の広告
ルール整 備		業務マニュアル	等の有無	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	(SB作成時のみ) 制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	(SB作成時のみ) 制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	(SB作成時のみ) 制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	(SB作成時のみ) 制作ルール有 (グリエイティブガ イドライン)	(SB作成時のみ) 制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)	(SB作成時のみ) 制作ルール有 (クリエイティブガ イドライン)
		指定フォ	ーマ外の有無	有	有	指定フォーマット は無いが価格訴 求禁止	有	無	無	有	有	指定フォーマット は無いが価格訴 求禁止	有	無	無	無	無	無	無	無	無
	指定フォー マット関係	指定フォ・	ーマットの作成者	営業部門で作成、本社営業企 画部門で完成	営業部門で作成、本社営業企 画部門で完成	-	営業部門で作成、本社営業企 画部門で完成	-	-	営業部門で作成、本社営業企 画部門で完成	営業部門で作成、本社営業企 画部門で完成	-	営業部門で作成、本社営業企 画部門で完成	-	-	-	-	-	-	-	-
		法務部門領	拳のチェックの有無	必要に応じて一 部(今年度第3四 半期の早い時点 で全件必須にす る予定)	必要に応じて一 部(今年度第3四 半期の早い時点 で全件必須にす る予定)	_	必要に応じて一 部(今年度第3四 半期の早い時点 で全件必須にす る予定)	-	İ	必要に応じて一 部(今年度第3四 半期の早い時点 で全件必須にす る予定)	必要に応じて一 部(今年度第3四 半期の早い時点 で全件必須にす る予定)	İ	必要に応じて一 部(今年度第3四 半期の早い時点 で全件必須にす る予定)	-	İ	İ	-	-	-	-	-
			承認の有無	有(全件・随時)	有(全件·随時)	-	有(全件・随時)	-	-	有(全件・随時)	有(全件・随時)	-	有(全件・随時)	-	-	無	無	-	無		
事前確認		指定フォーマット を利用しての広 告	承認権者	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認	-	本社営業企画 部門の事前確認	-	-	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認	-	本社営業企画 部門の事前確認	-	-	-	-	-	-		
	事前承認		法務部門等の関与	無	無	-	無	-	-	無	無	-	無	-	-	-	-	-	-	-	
	91919100		承認の有無	無(禁止)	無(禁止)	-	無(禁止)	有(全件・随時)	有(全件・随時)	無(禁止)	無(禁止)	-	無(禁止)	有(全件・随時)	有(全件・随時)	一部有 (SB作成時のみ) (全件・随時)	一部有 (SB作成時のみ) (全件・随時)	-	一部有 (SB作成時のみ) (全件・随時)	一部有(SB作成 時のみ)(全件・ 随時)	一部有(SB作成 時のみ)(全件・ 随時)
		それ以外の広 告	承認権者	-	-	-	-	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認		-	-	-	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認	-	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認	本社営業企画 部門の事前確認
			法務部門等の関与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	必要に応じて	必要に応じて	-	必要に応じて	-	-
		ルート営業によ	る確認	随時(全店)	随時(全店)	-	随時(全店)	-	-	随時(全店)	随時(全店)	-	随時(全店)	-	-	随時(全店)	随時(全店)	-	随時(全店)	-	-
		確認	8範囲·頻度	全店•年4回	-		全店•年4回	-	-	全店•年2回	-	-	全店•年2回	-	-	調整中	-	-	調整中	-	-
	営業担当に よる定期的確 認	ş	童認方法	店舗からの報告 を受けた店頭写 真の本社営業企 画部門による確 認	-	-	店舗からの報告 を受けた店頭写 真の本社営業企 画部門による確 認	-	-	店舗からの報告 を受けた店頭写 真の本社営業企 画部門による確 認	-	-	店舗からの報告 を受けた店頭写 真の本社営業企 画部門による確 認	-	-	調整中	-	-	調整中	-	-
		抜打ち	事前連絡の別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	調整中	-	-	調整中	-	-
		確認	8範囲·頻度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無作為抽出·年 4回	-	-	無作為抽出·年 4回	-	
事後確認	監査担当に よる定期的監 査	1	验查方法	-	-	-	-	-	-	=	-	-	=	=	-	本社内部監査 部門による実地 確認	-	=	本社内部監査 部門による実地 確認	=	=
		抜打ち	事前連絡の別	-	-	-	=	-	=	-	-	-	-	-	-	抜打ち	-	-	抜打ち	-	-
		確認	8範囲•頻度	全店•年2回	-	-	全店•年2回	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委託による外 部確認	Ē	首認方法	外部委託による 実地確認	-	-	外部委託による 実地確認	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-
		抜打ち	事前連絡の別	抜打ち	-	-	抜打ち	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		内部通報窓口	の有無	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置	違反報告フォー ム設置

□ 消費者庁は、携帯電話等の端末の販売に関する店頭広告表示について、景品表示法上問題となるおそれのある表示を類型化し、公表(平成30年11月13日)。

消費者庁において携帯電話等の店頭広告及び消費者相談の実態を把握・整理

景品表示法上問題となるおそれのある表示 景品表示法上問題となるおそれのある表示として、 9つの問題類型に抽出整理

<表示例>
特別価格!!
connect BASE
CaaPhone C2

端末の分割払い
実賃負担金

特段の条件なく、「実質負担金0円」でスマートフォン端末を購入できるかのように表示

【実際の適用条件】

- 指定の<u>有料オプション</u> サービスである「端末 補償サービス」への<u>加</u> 入
- 2年以内に途中解約すると、 割賦支払金額の残額が自 己負担

事業者は景品表示法に違反しないよう上記考え方に 基づき広告表示を行うこと 安い販売価格のための適用条件を明瞭に記載 せず「詳しくは店員に」として、口頭での説 明に委ねる広告

- ① 「詳しくは店員に」という 記載を見ても、店員に確認 しなかった(41.7%)
- ② 店員の説明を理解できな かった(27.8%)
- ③ ②のうち、説明を理解 できないまま契約を締結 (38.7%)
- ④ 消費者が望む改善の方向:
 - 簡潔で明瞭に条件を 記載して欲しい(47.6%)
 - 店員に詳しく聞かなく ても済むようにして欲 しい(45.8%)



113

「詳しくは店員に」と表示するのではなく、適用条件を分かりやすく表示すること

自分に合ったスマートフォンの買い方をしよう

皆様へのアドバイス

① スマートフォン購入時は毎月の支払額だけでなく総額を確認しよう

割賦販売契約(分割払)で購入する場合、総額に対する割賦の回数で毎月の支払額は変わります。

② 割賦利用の購入プランで、残債免除特典を利用する場合は、 購入済スマートフォンの返却が必要です

そのため、引き続きスマートフォンを使いたい場合は、**新たな端末購入**が必要です。

加えて、当初に購入した社から指定された端末の購入が条件とされるなど、さらに条件がある場合があります。

③ 自分の買い替え期間を意識しよう

例えば、**2年程度で最新機種への買い替えを行うのか、より長く使い続けるのかといった期間**を意識しましょう。

第20回モバイル研究会 消費者庁提出資料

114

(参考)携帯電話事業者からの端末購入について

携帯電話事業者から端末を購入する場合に「割賦払で2年間の支払の後、残債(未払分)が免除され る という特典を受けるための条件等は、以下の①及び②に大別できる。(2019年11月1日現在)

(注) 端末の購入は携帯電話事業者を介さずに、メーカー等から直接購入することも可能。

(仮定) 比較の都合上、端末代金を100,800円として計算。実際にはオプション費用が発生する場合がある。

	残債免除特典	割賦回数	毎月支払額	総支払額	条	件
1	24回割賦後 (購入2年後)に	36回(3年) 割賦	2,800円	,	購入·使用端末 <u>返却</u>	新たな端末購入 (購入は自由)
2	残債免除特典利 用 	48回(4年) 割賦(プログラム 利用料付)			購入・使用端 <u>末</u> <u>返却</u>	新たな端末購入 (当初に購入した社 の指定端末の購入 が必須)
参考	残債免除特典を利 (一括又は割賦払で残	J用せず 債免除を利用しない)	10 (3年又は4年以上買い替え 月当たり負担額は上記特	えをしない場合、	購入・使用端末 返却不要	新たな端末購 入不要

※購入・使用した端末は中古市場で有価での売却が可能。

(参考) 年齢階級別の携帯電話の平均使用年数

(出典) 内閣府「消費動向調査」中「主要耐久消費財の買替え状況(平成30年4月~平成31年3月)」(平成31年3月調査)

世帯主が29歳以下の世帯	2.6年
世帯主が30~39歳の世帯	2.9年
世帯主が40~49歳の世帯	3.2年
世帯主が50~59歳の世帯	3.8年
世帯主が60~69歳の世帯	4.7年
世帯主が70歳以上の世帯	5.8年

現状では、全世帯の平均使用年数は4年弱以上。

第20回モバイル研究会 消費者庁提出資料

改正法により講じた措置の評価・検証

115

- 改正法の施行後、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に 関する基本的考え方」に基づき、**継続的に、必要なデータの収集等を行い、それを基にして評価・検証**を行う。
- 評価・検証の結果を踏まえ、措置の見直しの必要性を検討していく。

定量的なデータ

- <施行前>
- ・ 契約数の状況
- <施行後>
- ・ 改正法に適合した料金プランの状況
- ・ 契約数の状況
- ARPUの状況
- 端末販売台数の状況
- 端末代金の値引き等の状況
- 端末の平均利用期間の状況
- 既往契約の移行の状況

個別調査

- 店頭における対応
- ・ 中古市場の状況 等

利用者アンケート

・ 意識の変化 等

事業者ヒアリング

• 電気通信事業者、販売代理店、端末メーカ 等



評価・検証

- <施行前>
- 駆け込みの状況
- <施行後>
- 〇 新法の遵守状況
- 〇 通信市場の状況
 - 市場の動き
 - ・ 通信料金の動向
- 〇 端末市場の状況
 - 市場の動き
 - ・ 端末販売の動向
- 既往契約の移行の状況



MNO各社の取組状況

1 法施行前の取組①

	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
(1) モバイル指針(の遵守状況		
これまでの取組	〇 遵守徹底	〇 遵守徹底	〇 遵守徹底
	○ 幹部会議、全国の営業部門責任者会議等で の情報連絡(19.6.20~)	○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で法改正の趣旨を踏まえた準備を徹	○ 社内の関係する全部門に対して、メールにより周知(19.6.20)
要請(6/20)を受けた取組	○ 本社・支社の営業部門に対して、メールや WEB会議で周知(19.6.20)	底するよう周知(19.7.12)	〇 経営層へ会議にて周知(19.7.23 ※要請前に も5月に報告済)
	○ 全代理店に対して、文書やシステムなどにより周知・指導(19.6.20)	〇 全代理店に対して、全国の営業部門から個別に周知(19.7.12~)	_
	○ 本社·支社の営業部門に対して、メールや WEB会議で周知(19.9.11)	○ 営業統括部門に対して、社内会議にて、改 めて遵守徹底するよう周知(19.9.18)	○ 経営層へ会議にて改めて周知(19.9.3)
要請(9/6)を受けた取組	○ 幹部会議での情報連絡(19.9.25~)	○ 社内の関連部門に対して、説明会で遵守徹 底するよう周知(19.9.27)	
	○ 全代理店に対して、文書やシステムなどにより周知・指導(19.9.11)	_	_

1 法施行前の取組②

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(2) 改正法の趣旨に反	する料金プランの整理縮小		
分離型プランの提供	○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト等)の提供開始(19.6.1)	○ 分離型プラン(auピタットプラン・auフラット プラン)の提供開始(17.7.14)	○ 分離型プラン(「ウルトラギガモンスター+」、「ミニモンスター」)の提供開始(18.9.6)
	○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了	○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了	○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了
	・「月々サポート」(スマホ・スマホ以外: 19.5.31)	・提供無し	【ソフトバンク】 ・ 4G LTE 定額プログラム(iPad)、みまもり ケータイ3基本料無料プログラム、モバイルシアター購入割引、シェア用基本料割引(スマホ:提供なし、スマホ以外:19.9.12)
通信役務・端末購入			【Y!モバイル】 ・ 提供なし
を条件とした通信料 金の割引に関する取	○ 通信役務の利用及び端末購入を条件とした た通信料金の割引の新規受付終了	○ 通信役務の利用及び端末購入を条件とした た通信料金の割引の新規受付終了	○ 通信役務の利用及び端末購入を条件とし た通信料金の割引の新規受付終了
組等	・提供無し	- 毎月割(スマホ:19.8.31、スマホ以外: 19.9.30)	【ソフトバンク】 ・ 月月割、ガラケータダで機種変更プログラム、ガラケー通話し放題割(19.9.12)
			・ 月月割、タブレットずーっと割、はじめてタ ブレット割、Pocket WiFi 機種変更サポート、 新規初月割引(19.9.12)
			【Y!モバイル】 ・ 月額割引、月額割引(F)(スマホ・スマホ 以外(19.9.30)

1 法施行前の取組③

	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
	○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引きの新規受付終了	○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引きの新規受付終了	○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引きの新規受付終了
	・「端末購入サポート」(19.5.31)	・「アップグレードプログラムEX」等(19.9.30)	・「半額サポート」(19.9.12)
	○ 改正法に適合した端末購入プログラムの 提供	〇 改正法に適合した端末購入プログラムの 提供	○ 改正法に適合した端末購入プログラムの 提供
通信役務・端末料金を条件とした端末代金の値引き等に関す	通信役務の利用者を対象に端末代金の 一部の支払いを不要とするプログラム(「スマホおかえしプログラム」)の提供開始 (19.6.1)	・ 通信役務の利用者以外も対象に端末代金の一部の支払いを不要とするプログラム (「アップグレードプログラムDX」)の提供 (19.10.1~19.10.31)	通信役務の利用者以外も対象に端末代金の一部の支払いを不要とするプログラム (「半額サポート+」)の提供開始(19.9.13) 端末返却、新機種購入、プログラム利
る取組	※ 端末返却が条件	※ 端末返却、新機種購入、プログラム利	用料の支払いが条件
	※ 端末は定価販売を基本とし、自らの粗利	用料の支払いが条件	※ 10月10日から「トクするサポート」へ名称
	削減等による価格引下げ	通信役務の利用者を対象に端末代金の 一部を不要とするプログラム(「アップグ レードプログラムNX」)の提供開始(19.11.1)	変更
		※ 端末返却が条件	

1 法施行前の取組④

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
行き過ぎた期間拘束の禁止に関する取組	NTTドコモ ○ 違約金1,000円超等の条件の期間拘束プランの新規受付終了 ・「ギガホ」・「ギガライト」(19.9.30以前に提供していたもの)(19.9.30) ・「データプラス」、「ケータイプラン」、「キッズケータイプラン」(19.9.30以前に提供していたもの)といったフィーチャーフォン及びタブレットに係る料金プラン(19.9.30)	KDDI	ソフトバンク

1 法施行前の取組⑤

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
行き過ぎた期間拘束 の禁止に関する取組	○ 改正法に適合した料金プランの提供開始 ・「ギガホ」・「ギガライト」(19.10.1) ・「データプラス」、「ケータイプラン」、「キッズケータイプラン」といったフィーチャーフォン及びタブレットに係る料金プラン(19.10.1)	○ 改正法に適合した料金プランの提供開始 ・「2年契約N」に対応する料金プラン* ※「au データMAXプラン Netflixパック」 (19.9.13~)、「新auピタットプランN」、「auフラットプランアプラスN」、「auフラットプラン 20N(シンプル)」、「auフラットプラン 25NetflixパックN」(シンプル)、「auデータ MAXプランPro」(19.10.1) ※「タブレットデータシェアプラン」、「タブレットプラン」(19.11.1)	○ 改正法に適合した料金プランの提供開始 【ソフトバンク】 ・ ウルトラギガモンスター+、ミニモンスター、スマホデビュープラン、ケータイ通話プラン、ケータイ1GBプラン、ケータイ100MBプラン (19.9.13~) 【Y!モバイル】 ・ スマホベーシックプランS/M/R、ケータイ ベーシックプランSS、データベーシックプラン S/L、Pocket WiFi プラン2(ベーシック) (19.10.1)

1 法施行前の取組⑥

	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
(3) 改正法の趣旨に反	する販売手法等の整理・縮小		
施行までの間の法改 正の趣旨に反する料 金プランの販売促進	○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の増額等は、実施していない ○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト等)の提供に当たり全国向けのWEB会議にて周知を実施(19.4.15)	○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部 より説明会で煽りの禁止・店頭広告表示の適 正化等について、周知(19.7.12)(重出) ○ 同周知に基づき、全代理店に対し、各営業 部門より、個別に指導・監督(19.7.12~)(重 出)	○ 改正法の趣旨に反する料金プランへの追加の販売促進は、実施していない ○ 社内営業部門への周知(19.6.20) ○ 代理店に対して、改正法の趣旨について説明(全国6か所(札幌・東京・名古屋・大阪・広島・福岡))で実施(19.7.18~19.8.31)
3G契約に係る改正法の趣旨に反する料金プランへの移行の推奨	○ 3G音声プラン(「カケホーダイ&パケあえる」 (19.5.31)、それ以外(19.9.30)の新規受付終了 ○ 3Gデータ通信プラン(「データプラン」、「ユビキタスプラン」)の新規受付終了予定 (20.3.31) ○ 3Gの提供終了予定(26.3.31) ○ マイグレーションの円滑化を超えて、囲い込みを目的とした措置は行わない ※ 3GフィーチャーフォンからLTEスマートフォンへの契約変更等を条件とした最大12 か月間の通信料金の割引(はじめてスマホ割)を提供中(19.6.1~)	○ 3Gの料金プランの新規受付終了(18.11.7)○ 3Gの提供終了予定(22.3.31)○ 当初の計画に則り、3Gから4Gへの移行を 進めているところ	○ 3Gの料金プランも新規受付中 ○ 改正法の趣旨に反する料金プランへの追加の販売促進は実施していない(重出)
施行までの間の代理 店に対する販売奨励 金	○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の 増額等は、実施していない(重出)	○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の 増額等は、実施していない	○ 販売奨励金の増額等は実施していない

2 広告に関する取組①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
消費者庁からの要請(6/25)への対応	○ 全代理店に対し、本社営業部門より、条件付き 最安値表示の適正化の徹底に向けて、文書やシ ステムなどにより要請(19.7.5)	○ 全代理店に対し、全国の各営業部門より、説明 資料を用いた対面による説明(19.6.28~)○ 全代理店に対し、本社営業本部より、適正広告 の徹底について、通達(19.7.22)	○ 全代理店に対し、本社営業部門より、景品表示 法等の遵守を要請(19.7.19)
	○ 本社・支社の営業部門に対し、メールやWEB会議で周知(19.6.20、19.9.11)○ 全代理店に対し、本社営業部門より、文書やシステムなどにより周知・指導(19.6.20、19.9.11)	 ○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より 説明会で店頭広告表示の適正化徹底について、 周知(19.7.12)(重出) ○ 同周知に基づき、代理店に対し、各営業部門より個別に指導・監督(19.7.12~) ○ 代理店に対し、事業法改正前の煽り広告の禁止を周知・徹底(19.9.19) 	○ 全代理店に対し、本社営業部門より、事業法改正前の煽り広告の禁止を周知・徹底(19.8.30・19.9.19)

2 広告に関する取組②

			NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク	
業務マ	ニュア	ル等の有無	対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・ チラシ・SNS・メール 取組: マニュアルを作成・配布(18.12.27~)	対象:キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラン・SNS・メール等 取組:マニュアルを作成・配布(従前より有り、都度改版)	対象:キャリアショップ・併売店・量販店の店頭広告・チラン・SNS・POP等取組:クリエイティブガイドラインを作成・周知(従前より有り、都度改版) ※量販店の制作する広告については適用なし	
指定フォーマット関係 (指定フォーマットの有無・ 作成者、法務部門等の			対象:キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール、量販店・併売店の店頭広告・チラシ取組:本社営業部門・プロモーション部門作成のフォーマットを配布(18.12.27〜)(キャリアショップのメール(価格訴求を除く)、量販店・併売店の使用は任意)フォーマットは法務部門のチェック有り	対象:キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール取組:本社営業本部販売促進部門作成のフォーマットを作成・配布(18.12.20~)フォーマットは全社の広告表示管理を統括する本社CS部門でリーガルチェック有り	対象:キャリアショップ・併売店の店頭広告・チラシ・ POP 取組:営業部門作成、本社営業企画部門で完成した フォーマットを配布(18.12.12~) フォーマットは必要に応じて法務部門のチェック(今 年度第3四半期の早い時期に必須化予定)	
	作成者、法務部門等のチェックの有無)		対象: キャリアショップのSNS、量販店・併売店の SNS・メール 取組: 指定フォーマットは無いが価格訴求は禁止 (キャリアショップ: 18.12.27~、量販店・併売店: 19.2.20~)	対象: キャリアショップのSNS、量販店・併売店の店頭 広告・チラシ・SNS 取組: 指定フォーマットは無いが掲載ルールを規定 (18.12~)	対象: キャリアショップ・併売店のSNS 取組: 指定フォーマットは無いが価格訴求は禁止 (18.10.1~)	
事前		指定フォーマットを利用しての広告(承認の有無、承認権者、 法務部門等の関与)	対象:キャリアショップのメール 取組:営業部門の事前確認(18.12.27~) 法務部門の関与無し	対象:キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール 取組:本社営業本部販売促進部門の事前審査 (18.12.20~) 必要に応じて法務部門等の関与有り	対象:キャリアショップ・併売店の店頭広告・チラシ・ POP 取組:本社営業企画部門の事前確認(18.12.12~) 法務部門の関与無し	
即確認	事前承認	それ以外の広告(禁 止の有無・承認の有 無、承認権者、法務 部門等の関与)	指定フォーマット以外の広告は可能ただし、以下の制約有り 〇対象:キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール取組:本社営業部門等の事前確認(18.12.27~)必要に応じて法務部門等の関与有り 〇対象:キャリアショップのSNS、量販店・併売店のSNS・メール:指定フォーマットはないが、価格訴求は禁止(キャリアショップ:18.12.27~、量販店・併売店:19.2.20~) 〇対象:キャリアショップ:量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS・メール以外の広告取組:本社営業部門の事前確認(18.12.27~)必要に応じて法務部門等の関与有り	指定フォーマット以外の広告は可能ただし、以下の制約有り 〇対象:キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール取組:本社営業本部販売促進部門の事前審査(08.10~) 必要に応じて法務部門等の関与有り 〇対象:キャリアショップ・量販店・併売店のSNS取組:端末売価訴求及び還元訴求の訴求不可を規定(18.12~) 〇対象:量販店・併売店の店頭広告・チラシ等取組:本社営業本部販売促進部門の事前審査(申請ペースで実施)(08.10~) 必要に応じて法務部門等の関与有り	指定フォーマット以外の広告は原則不可 (キャリアショップ・量販店・併売店のwebサイト・TV・ ラジオ・新聞・情報誌等、量販店の店頭広告・チラシ・ POPで一部可能 ただし、以下の制約有り) 〇対象: 量販店の店頭広告・チラシ・POP 取組: SB作成時は全て本社営業企画部門の事前確 認(18.12.12~) 必要に応じて法務部門等の関与有り 〇対象: キャリアショップ・量販店・併売店のwebサイト・ TV・ラジオ・新聞・情報誌等 取組: 本社営業企画部門の事前確認(従前より有り) 対象: キャリアショップ・併売店のSNS 取組: 指定フォーマットは無いが価格訴求は禁止 (18.10.1~)	

2 広告に関する取組③

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
	ルート営業による確	対象:キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ 取組:全国の営業部門による実地確認(随時) (全店)(18.12.27~)	対象:キャリアショップ(全店)・量販店(KDDI販売 スタッフ入店店舗)・併売店(KDDI販売スタッフ 入店店舗)の店頭広告・チラシ 取組:全国の営業部門による実地確認(随時) (以前より継続的に実施)	対象:キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・POP 取組:全国の営業部門による実地確認(随時) (全店)(18.12.12~)
	認	対象:キャリアショップ・量販店・併売店のメール・ SNS等 取組:全国の営業部門による実地確認(随時) (全店)(キャリアショップ:18.12.27~、量販店・ 併売店:19.2.20~)		
事後確認	対象:キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・メール・SNS等取組:全国の営業部門業務担当による実地確認(年4回)(全店)(19.4.1~)※訪問スケジュールを事前調整前連絡の別)		対象:キャリアショップ(全店)・量販店(KDDI販売スタッフ入店店舗)・併売店(KDDI販売スタッフ入店店舗)の店頭広告・チラシ取組:本社営業本部販売促進部門またはショップスタッフ・販売スタッフにおいて店頭写真を撮影、本社営業本部販売促進部門にて確認(年2回)(キャリアショップ:19年度上期~、量販店・併売店:19年度下期~) ※撮影スケジュールを事前連絡	対象:キャリアショップ・併売店の店頭広告・POP取組:店舗から報告を受けた店頭写真の本社営業企画部門による確認(キャリアショップ年4回・併売店年2回)(全店)(19.2.1~) ※量販店の店頭広告・POPについては調整中
	監査担当による定期 的監査(監査頻度、 監査方法、抜打ち・事 前連絡の別)	対象:キャリアショップ・量販店(NTTドコモの専用システム設置店)の店頭広告・チラシ・メール・SNS等取組:本社営業管理部門による実地監査(年1回)(全店)(19.4.1~) ※監査は訪問スケジュールを事前調整	無し	無し
	委託による外部確認 (確認頻度、確認方 法、抜打ち・事前連絡 の別) 対象:キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広 告 取組:一部店舗を無作為抽出して抜打ちでの実 地確認(週1回)(19.7.1~)		対象: キャリアショップ・併売店のSNS 取組: 抜打ちで特定期間内の全件を確認(不定期)(全店)(キャリアショップ: 19.1~、併売店: 19.8~)	無し
	無し 内部通報窓口の有無		151	対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS・POP等取組: 違反報告フォームの設置(店頭広告: 19.3.5~、SNS: 19.8.1~、チラシ・POP等: 19.3.5~)

3 移行促進のための施策①

	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
移行の考え方	〇 改正法に適合しないプランの契約数の減少に向け、2019年10月1日より提供している改正 法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)への移行 促進に係る各種取組や周知を積極的に実施	O 契約更新期間外でも、契約解除料なしで改正法適合プランへの移行を可能とする等、円滑な移行のための各種取組や周知を積極的に実施。	○ 現在実施している改正法適合プランへの移 行時の違約金免除のほか、円滑な移行のため の施策については、今後、状況を見ながら順次 検討・実施していく予定
違約金の免除施 策等	○ 期間拘束契約の無料更新期間以外の変更の際、違約金を変更前の期間拘束の満了月前月まで留保(19.10.1~)	○ 期間拘束契約の無料更新期間以外において、改正法不適合プランから改正法適合プランへ変更時の違約金を免除(スマホ:19.9.13~、タブレット:19.11.1~) ※ 改正法に適合する料金プランへの移行後、契約更新期間以外に契約解除した場合の契約解除料は1,000円 ○ 改正法不適合プランからの変更先は、改正法適合プランへの変更のみ(スマホ:19.9.13~、タブレット:19.11.1~)	○ 期間拘束契約から改正法適合プランへの変更時の違約金を免除(19.9.13~)○ 改正法不適合プランからの変更先は、改正
			○ 下のいずれかの場合、期間拘束契約の違約 金相当額を補填(19.10.1~) (1) 2年以上継続契約している者であること (2) 機種変更と同時に対象プランに変更すること

3 移行促進のための施策②

	U 1911	促進のための心をと	127
	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
割引に関する施策	 ○ ギガホ割 ・ギガホの新規申込者(プラン変更含む)に対し、当該料金プランの初回適用月から最大6ヶ月間、通信料金を毎月1,000円割引(19.6.1~) ○ はじめてスマホ割 ・フィーチャーフォンからスマートフォンへの変更を行う者が、ギガホ・ギガライトを申し込んだ場合に、当該料金プランの初回適用月から最大12ヶ月間、通信料金を毎月1,000円割引(19.6.1~) ○ dカードお支払割5%還元キャンペーン・dカードお支払割適用者が、キャンペーンエントリーの上、dカードで買い物をした場合に、決済利用額に応じて、通常の1%のdポイントに加えて、4%のdポイント(合計5%)を付与(19.10.1~20.3.31) 	 ○ スマホ応援割プラス ・特定の改正法適合プラン※の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.10.1~19.10.31) ※「ロボータMAXプラン Netflixパック」、「ロボータMAXプラン Pro」、「ロフラットプラン25 NetflixパックN」が対象 ○ スマホ応援割Ⅱ ・機種変更/乗換え及び特定の改正法適合プラン※の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.11.1~) ※「ロボータMAXプラン Netflixパック」、「ロボータMAXプランPro」、「ロブラットプラン25 NetflixパックN」「ロフラットプラン25 NetflixパックN」「ロフラットプラン20N」が対象 ○ ケータイ→ロスマホー機種変更/乗換え及び「新ロピタットプランN」の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.10.1~) ○ ケータイ→ロスマホー機種変更/乗換え及び「コロピタットプランN(カケホ/s)」又は「ロピタットプランN(カケホ/s)」又は「ロピタットプランN(スーパーカケホ/s)」の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.10.1~) 	【ソフトバンク】 〇 1年おトク割 ・ 対象料金サービス*への加入を条件に、12 カ月間毎月1,000円通信料を割引(18.9.6~) ※「ウルトラギガモンスター+」、「ミニモンスター」、「スマホデビュープラン」、「ケータイ通話プラン」、「ケータイ1100MBプラン」が対象 〇 スマホデビュープラン ・ ケータイからスマホへ機種変更/乗換えで、各種割引*の適用により月額980円から利用可能な期間拘束/契約解除料のない新料金プランを提供開始(19.9.13~) ※「1年おトク割(毎月1,000円割引、12か月間」、「1GB専用割引(毎月1,000円割引、永年)」

4 移行促進の周知に関する施策①

_	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
	○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト等)への円滑な移行に向け、次の取組。 ・ ダイレクトメール、電子メール等の個別の案内(19.4.15~)	○ 分離型プラン(auピタットプラン・auフラットプラン)の提供開始に伴い、ホームページ等の媒体を通じて周知(17.7.14~)	○ テレビコマーシャルや弊社ウェブサイトをはじめとした各種マス広告媒体、店頭ツール、カタログ等で、改正法適合プランの周知継続(19.9.13~)
#5-1-1 OFF	 ・テレビコマーシャル等のマス媒体による周知(19.4.15~) 〇 2019年10月1日以降に提供を開始した改正 法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)への円滑 な移行に向け、次の取組 	○ 改正法適合プランへの円滑な移行に向け、 次の取組	【ソフトバンク】 ○ 改正法適合プランへの移行時の違約金免除 についてプレスリリースで周知 (19.9.6)
新プランの周知	・ ホームページにて料金プラン詳細等の周知を実施(19.9.17~) ・ ダイレクトメール、電子メール等の個別の案	・ホームページに料金プランの詳細等を周知を 実施(改正法適合プランを公表後)・総合カタログ等を通じて訴求(改正法適合プラ	【Y!mobile】 ○ 一定の条件を満たした場合、改正法適合プランへの移行時の違約金免除についてプレスリリースで周知(19.9.9)
	内(19.10.16~) ・ テレビコマーシャル等のマス媒体による周知(19.10.1~) ・ 来店者向けに店頭ツール等を配備(19.9.17~)	ンを公表後) ・その他、テレビコマーシャル等のマス媒体による改正法適合プランの訴求(公表後随時)	○ 改正法適合プランへの移行時の違約金免除 についてウェブサイトで周知
	・ 総合カタログで周知(19.10.11~)		
	〇 店頭における料金相談フェアの継続実施 (19.6.21~)	○ 店頭での利用者の利用実績に基づく適切な 料金プランの推奨の実施(以前より継続的に実 施)	○ 店頭での利用者の利用実態に基づく推奨の 実施(16.12.1~)
	○ オンラインによる料金シミュレーションの提供(19.4.15~)	○ オンラインによる料金シミュレーションの提供 (17.1~)	○ オンラインによる料金シミュレーションの提供 (08.7~)
適切な料金プラン の案内	・ 利用者が自身の利用状況を自ら入力し、料金プランを分析する「おてがる料金シミュレーション」(19.4.15~)	・ 19.2.15より利用者が自己の利用実績を確認 後、即シミュレーションし、プラン変更できるフローに変更	○「料金プラン見直し診断メール配信」サービス を開始(19.3.22)
	・ 利用者の利用データをもとに、料金プランを 自動的に計算・分析する「しっかり料金シミュ レーション」(19.5.22~)	○ 新規加入者に対して、利用実態をヒアリング し、適切な料金プランを推奨。(以前より継続的 に実施)	
	・ 改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)も 含めた料金シミュレーションの提供(19.10.1 ~)		

4 移行促進の周知に関する施策②

	NTT∜⊐モ	KDDI	ソフトバンク
更新時期を迎え る利用者への周 知	○ 解約金がかからない料金プランの提供を開始した旨をメールに記載し配信(19.10.16~) ○ iPad利用者やメールの配信許諾のない利用者に対して、更新の案内及び改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)についてダイレクト	○ 更新の案内及び改正法適合プランへの検討 の提案をメールで実施(19.9.26~) ○ DMによる更新の案内及び改正法適合プラン への検討の提案について調整中(20.1開始予 定)	-
更新時期を迎え る利用者以外の 利用者への施策	メールで周知(19.10.24~) 〇 改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)が 有利になる利用者に対して、具体的な料金の 変更イメージ等を、月100~200万通のダイレク トメールで送付(19.10.25~)	_	<u>-</u>
その他	・3G契約者に対して、電子メール又はダイレクトメールで改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)の紹介及び割引施策を紹介(19.11.20予定) ・マイグレーション促進に向けた施策として、60歳以上の利用者向けに音声オプションサービス(かけ放題オプション等)の料金を割引する「おしゃべり割60」(19.11.1~20.3.31) や、スマートフォン購入者向けに、端末代金を割引する「はじめてスマホ購入サポート」(19.11.1~)の提供	・移行促進に向けて、60歳以上の利用者向けに、料金割引を提供する「新カケホ割60」(19.10.1~)や、スマートフォン購入者向けに、端末代金を割引する「初スマホ割(3G)」「初スマホ割(4G LTEケータイ)」(いずれも19.10.1~)を提供。	-

5 改正法に基づく業務執行のための体制整備①

	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
(1) 体制の整備			
社内における体制の準備	○ サービス部門・営業部門・お客さま対応部門・プロモーション部門・システム部門等の関係部門で幅広く連携する体制を構築 ○ 本社販売促進部門から支社販売部門に対して、WEB会議及びメールで、新料金プランについての周知、詳細な運用手順の説明、円滑な利用者対応に向けた準備に係る要請を実施(19.9.17) ○ 本社販売部門から全代理店に対して、新料金プランについての周知、詳細な運用手順の説明、円滑な利用者対応に向けた準備に係る要請をメールや社内システムを用いて実施(19.9.17) ○ 全社員向けのWEB研修の実施(19.9.26~19.10.31)	 ○ 全国の営業管理部門・販売促進部門の本社組織化による体制強化(19.4.1) ※ 地域に分散していた代理店を管理する機能及び広告物等の適正性を管理する機能を、全国一括の組織に再編 ○ 社内の関連部門に対して、説明会で改正法の説明及び10月以降改正法を遵守徹底するよう周知(19.9.27) 	○ マーケティング部門を中心に、システム部門、カスタマー部門等関係部署間の連携体制の構築、定期ミーティングの開催(19.5.15から週次開催)
(2) システムの整備			
システム面の整備	○ 改正法への対応に係るシステム対応を完 了	○ スマートフォンに係るシステム対応は、暫 定対応があるものの、完了(~19.9.30)	○ 新料金プランへのシステム対応を完了 (19.9.13、一部は19.10.1)
ノヘノム山の宝浦		○ スマートフォン以外に係るシステム対応を 準備(~19.12.31)	○ スマートフォン以外に係るシステム対応を 準備(~19.12.31)

5 改正法に基づく業務執行のための体制整備②

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク				
(3) 代理店の管理体制	(3) 代理店の管理体制						
代理店の手数料体系の見直し	〇 端末の販売台数やサービスの契約数を中心とした従前の手数料体系から、利用者の満足・継続的にサービスを利用したことに対する手数料や、ドコモスマホ教室の実施等に応じたサポート実施を重視した手数料の体系へ変更(18.4.1~)	O 改正法施行後の販売状況等も踏まえながら、見直しも含めて検討(随時)	○ 10月1日に改正法に対応した手数料に見直した上で、市場の状況等を見ながら引き続き検討(19.10.1~)				
移行の促進に関する 管理体制の見直し	○ 本社販売部門から全代理店に対して、新料金プランについての周知、詳細な運用手順の説明、円滑な利用者対応に向けた準備に係る要請をメールや社内システムを用いて実施(19.9.17)	○ 本社営業部門から全代理店に対して、新料金プラン受付に係る店頭での対応必須事項を社内システムを用いて通知(19.9.12)	○ 営業部門から全代理店に対して、期間拘束契約から改正法適合プランへ変更する際の違約金が免除となることをオンラインの周知ツール等で通知(19.9.6~順次)				
利用者への勧誘・説 明に関する見直し	_	○ 勧誘の告知に関し、店頭に来店した利用者に対し、接客前に「ご利用状況を確認し、おすすめのサービスがあれば、一緒に案内する」ことを事前に告げる取組を実施(19.10.1~)	〇 販売員向けのマニュアルを更新予定 (19.11予定)				
利益の提供額の代理 店への通知に関する 販売代理店の管理体 制の見直し	〇 本社販売部門で、事業者の利益の提供額及び利益の提供額の上限(2万円)との差額について、機種別に表形式で作成し、本社販売部門から全代理店へ、毎月、社内システムを用いて通知(19.9.18~)	〇 本社営業部門で、直営店の端末販売価格 (事業者の対照価格)及び利益の提供額に ついて、機種別に表形式で作成。担当営業 から、対照価格の変更が発生したタイミング で、メールにて全代理店へ通知(19.9.24~)	〇 マーケティング部門で、事業者の利益の提供額及び利益の提供額の上限(2万円)との差額について、機種別に表形式で作成し、営業部門から、全代理店へ随時メールで通知(19.9.24~)				

6 届出制度の導入に向けた代理店への周知・指導

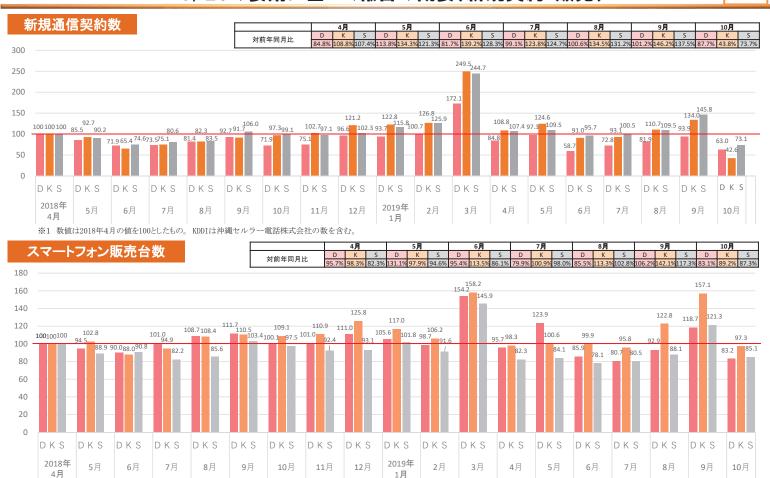
	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク	
届出制度の導入に向けた販売代理店への 周知・指導	○ 期限までに確実な届出が行われるよう周知・指導 ・ 全国を営業区域とする一次代理店に対し、営業部門から届出制度についての説明を行うとともに自らの速やかな届出及び傘下の二次以降の代理店への周知を行うよう指導(19.7.24) ・ 支社を営業区域とする販売代理店に対して説明会などにより周知・指導を実施(19.9.11~19.9.26)	○ 届出制度が開始されること及び総務省HP 掲載の届出マニュアルに関して、全国の営業部門より一次代理店に対するメールでの 開知、及び営業担当による直接の周知を実施。併せて二次以降の代理店への周知を行うよう指導(19.6.27~)	 ○ 全代理店に対し、本社営業部門より、文書による通達(19.7.3) ○ 代理店向け説明会の場での周知(札幌・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)(19.7~19.8) ○ 営業担当によるフォローアップ(19.8~) 	
届出様式の確定に伴 う取組	○ 届出様式の記入例を作成し、本社販売部門から全代理店へ周知(19.10.4)	○ 届出様式の確定に伴い、一次、二次代理店それぞれの届出様式の記入方法、届出及び届出番号提出のスケジュール*などの詳細説明を開始(19.9.12) ※ 一次代理店に対し、「総通局への届出は11/30まで」「届出受付通知書の写し提出は20/1/31まで」として案内済 ○ 届出番号管理のためのシステム改修について、19年度内に完了する予定で対応中	○ 届出様式の確定に伴い、全代理店に対してメールで届出に係る再周知、様式の案内及び届出完了後の届出番号の報告依頼を実施(19.9.11)	
MVNOに対する届出 制度の周知	○ 直接の契約関係にあるMVNOに対して、メールにより届出制度の導入に係る周知(19.7.25) ○ 円滑な届出手続完了に向けた要請(19.10.21)を踏まえ、直接の契約関係にあるMVNOの連絡先等リストを総務省へ提供(19.10.29)	○ 届出制度の内容について、全国の営業部門よりメールでの周知、営業担当による直接の周知を実施(19.7.8~19.9.30) ○ 円滑な届出手続完了に向けた要請(19.10.21)を踏まえ、直接の契約関係にあるMVNOの連絡先等リストを総務省へ提供済(19.10.25)	○ 営業担当によるMVNOへの周知を実施 (19.9.2~19.9.6) ○10月21日付の総務省要請に基づく対応を 施(総務省へMVNOの連絡先リスト提示: 1 11.8)	

7 総額表示

	NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
	○ 新規契約時·変更契約時等の総額表示を 開始(19.10.1~)	○ 店頭における総額表示を開始(19.10.1~)	○ 新規契約に係る総額表示の対応予定なし (期間拘束のある料金プランの廃止のため)
拘束期間全体での総 額表示の実現に向け	○ WEBシミュレータにおける総額表示につい て検討中	○ WEB料金シミュレーションでの総額表示は、 19年度内に開始する予定で準備中	
た準備	○ 契約の自動更新時については、更新期を 迎える利用者へのメールでの総額表示を実 施予定(20.1~)	○ 契約の自動更新時の対応については準備 中	○ 既往契約の自動更新時の対応について準備中

6/20の要請に基づく報告の概要(新規契約・販売)

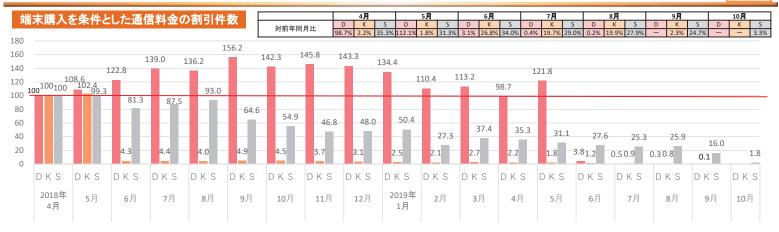
134



※1 数値は2018年4月の値を100としたもの。 KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

6/20の要請に基づく報告の概要(通信料金等の割引等)

135



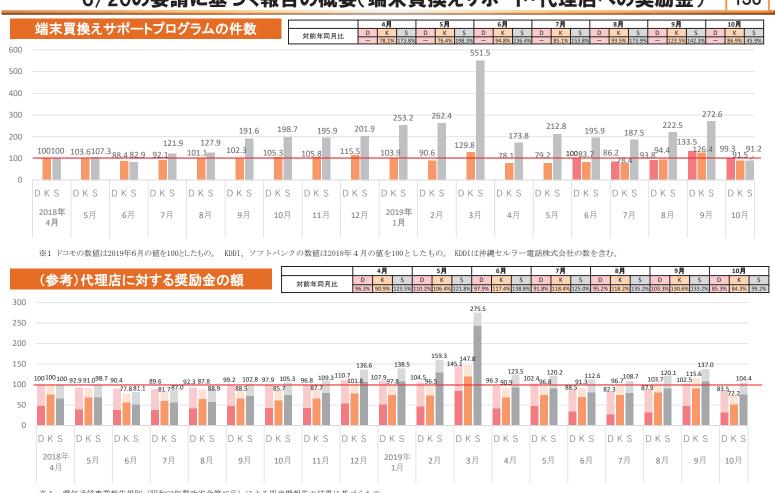
「docomo with」は、含まない。※2 ソフトバンクの数値には、 適用中の 数値は2018年4月の値を100としたもの。 KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。



※1 数値は2018年4月の値を100としたもの。 KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

6/20の要請に基づく報告の概要(端末買換えサポート・代理店への奨励金)

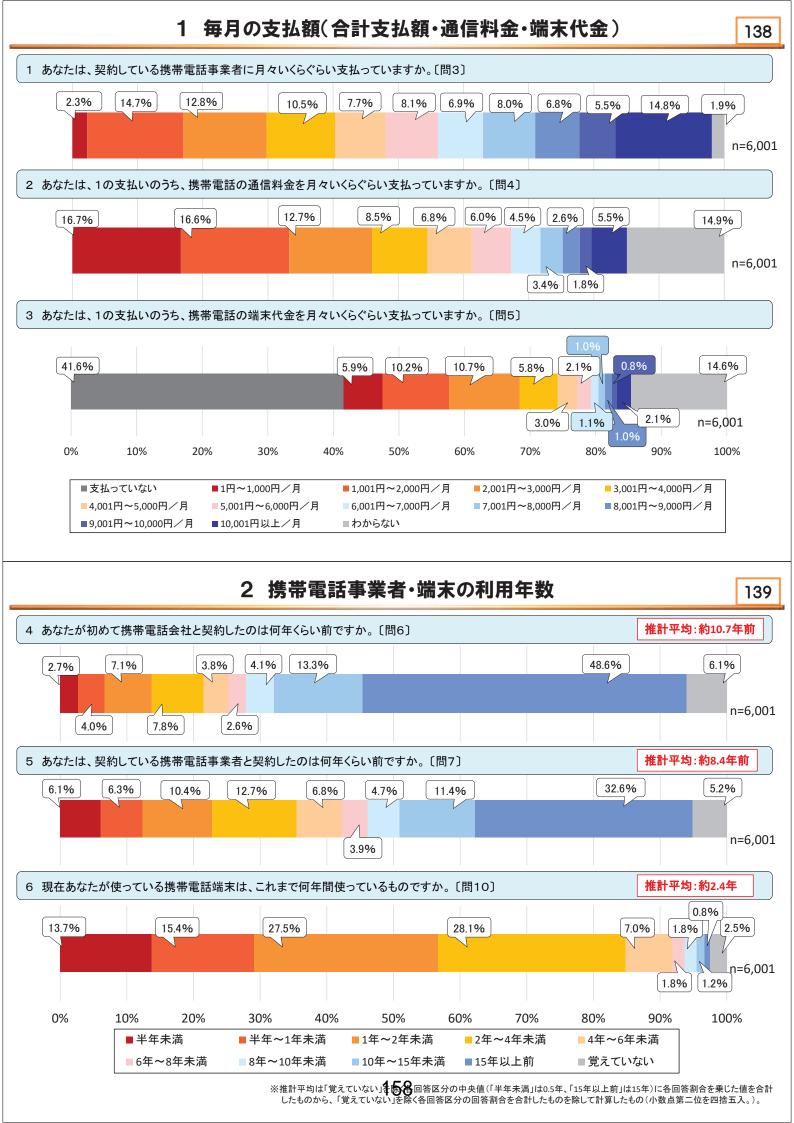
136



電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)による四半期報告の結果に基づくもの。 グラフの濃い部分は販売奨励金に係るもの、グラフ全体は代理店に対する支払金支出額全体。 数値は2018年4月の値を100としたもの。 KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

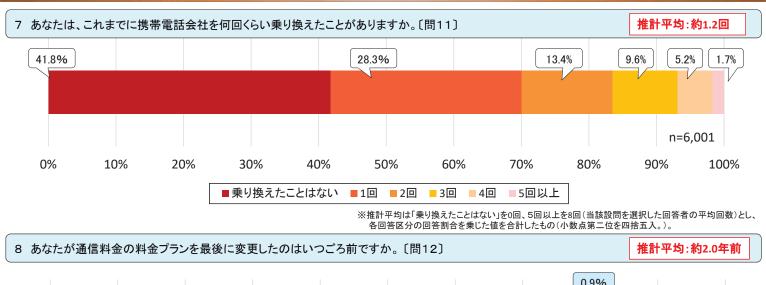
アンケートによる利用者意識調査の概要

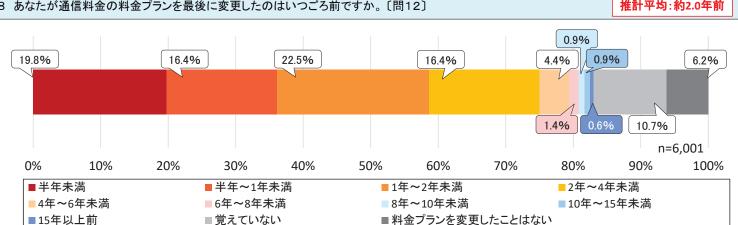
項目	内容							
調査日程	2019年9	9月27日	(金)~2	29日(日)			
調査種別	インターネ	ベット上の	モニター	による調]査(Wel	っアンケー		
調査対象	一般のイ	ンターネッ	ットユー†	げ(属性こ	ごとに均等	等になる。	ようにサン	ンプル数を調整)
サンプル数	6,000人(10属性×600人) ① 性別(男女)・・・2属性 ② 年齢(20代~60代以上 10代ごと)・・・5属性 ※ 携帯電話料金を自身で支払っていない者は除外。							
		端末にお	ける「比重	直調整後	集計人数			4(1) 保有す 生別年齢別人口構
			男性			女性		
		20代	2,187	6.8%	20代	2,123	6.6%	
ウェイトバック		30代	2,521	7.8%	30代	2,501	7.8%	
		40代	3,197	9.9%	40代	3,182	9.9%	
	50代 2,675 8.3% 50代 2,698 8.4% 60代以上 5,363 16.6% 60代以上 5,764 17.9%							
		小計	15,943	49.5%	小計	15,943	50.5%	
	合計 32,210							
	157							









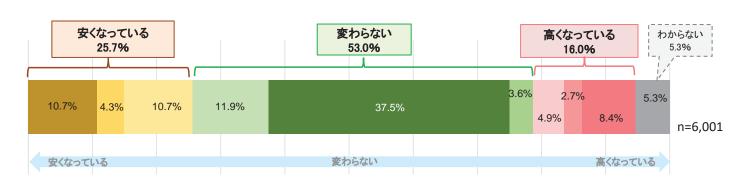


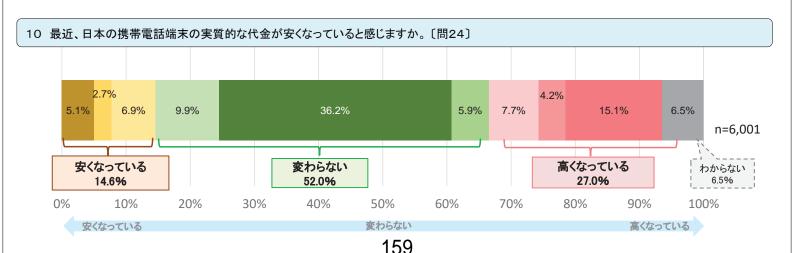
※推計平均は「覚えていない」及び「料金プランを変更したことはない」を除く各回答区分の中央値(「半年未満」は0.5年、「15年以上前」は15年)に各回答割合を乗じた値を合計したものから、「覚えていない」及び「料金プランを変更したことはない」を除く各回答区分の回答割合を合計したものを除して計算したもの(小数点第二位を四捨五入。)。

4 携帯電話料金・端末代金に関する意識

141

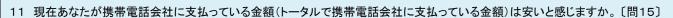
9 最近、日本の携帯電話料金は安くなってきたと感じますか。〔問13〕

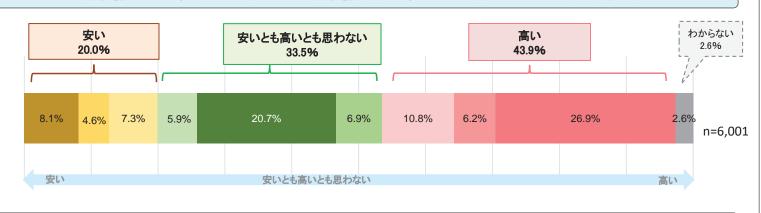




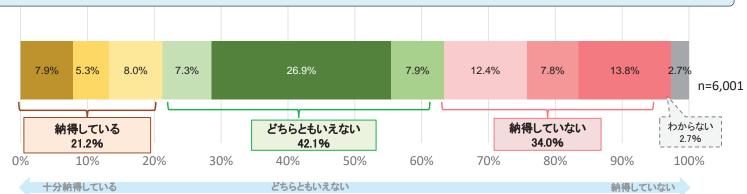


142





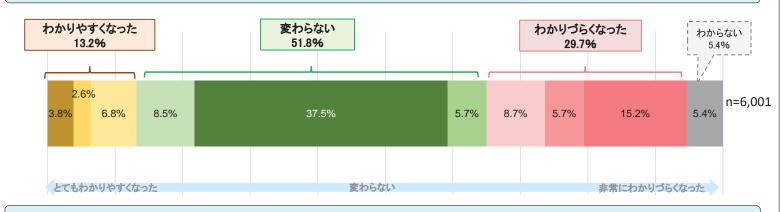
12 現在あなたが携帯電話会社に支払っている金額(トータルで携帯電話会社に支払っている金額)に納得していますか。[問16]



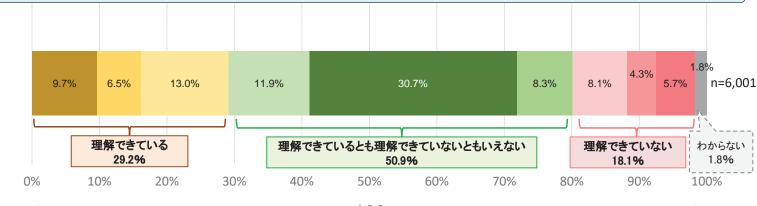
6 料金プランのわかりやすさ

143

13 最近、日本の携帯電話の料金プランはシンプルで分かりやすくなってきたと感じますか。〔問14〕



14 現在、あなたが契約している通信料金の料金プランの内容について、ご自身で理解できていると思いますか。 [問17]



十分理解できている

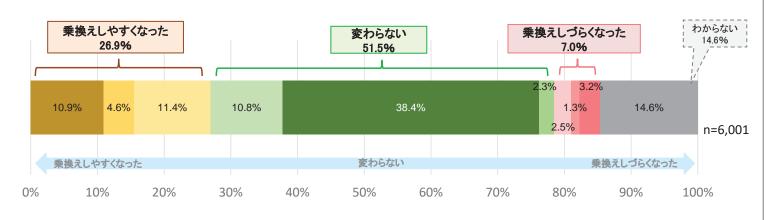
理解できているとも単角できていないともいえない

全く理解できていない

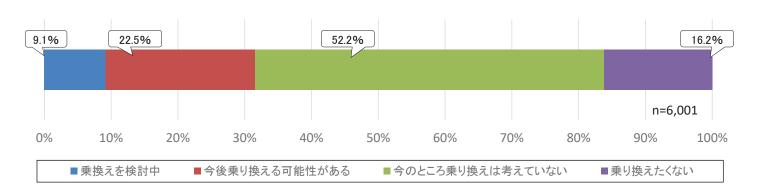
7 事業者の乗換えに関する意識・意向

144

15 最近、事業者の乗換えをしやすくなったと感じますか。〔問27〕



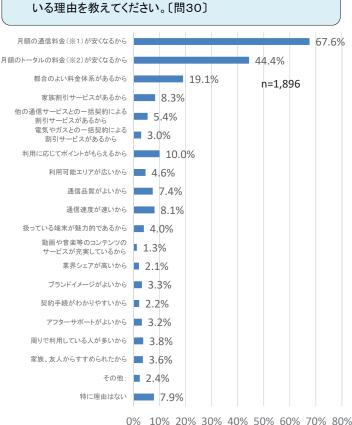
16 現在利用している携帯電話会社から、他の携帯電話会社に乗り換えたいと思いますか。 [問29]



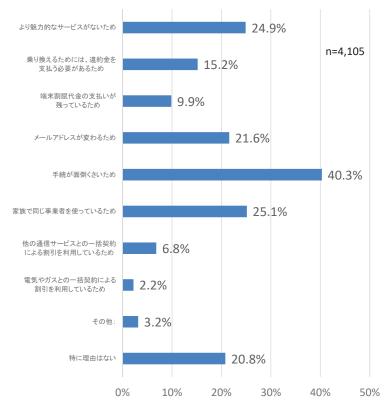
8 携帯電話事業者の乗換検討等の理由

145

乗り換えを検討中/今後乗り換える可能性があると思って



18 あなたが事業者の乗換えを考えていない理由は何ですか。〔問32〕



^{※1} 音声通話料金、データ通信料金等

⁻ パープリー・パー ノベロ になます ※2 通信料金、メンベル に支払っている金額 に支払っている金額

携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)



通信役務市場の競争

【通信と端末のセット販売】

- ★ 通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法により、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 端末の本来の価格として表示された根拠のない価格からの大幅な 値引き額等を強調して消費者を不当に誘引する場合には景品表示法 上問題となるおそれ

【中古端末の流通】

- ★ MNOの下取り端末について、販売先事業者による国内流通を制限し、MVNOを排除することは、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ MNOの下取り端末を販売する際に特定事業者のみ著しく不利な 条件で販売することは、独占禁止法上問題となるおそれ

【MVNOとの取引における差別取扱い】

★ MNOが特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件で接続 することなどにより、当該MVNO以外のMVNOの事業活動を困難にさせる場合は独占禁止法上問題となるおそれ

【期間拘束・自動更新付契約(2年縛り)】

★ 2年縛りやその自動更新が実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断され、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

【将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提とした プログラム(4年縛り)】

- ★ 4年縛りが消費者の選択権を事実上奪い、他の事業者の事業活動を困難 にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 4年縛りは端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、店舗での説明等が不十分であり、消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

[SIMロック]

★ SIMロックを設定することに合理的な説明がつくとは考えにくく、他の事業 者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

スイッチングコストを高める行為、消費者を不当に誘引する行為等の

組み合わせにより、競争者排除効果が増幅し、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる

消費者の選択が機能するための望ましい対応

(基本的考え方)

市場において事業者の十分な競争が行われるためには、消費者による 合理的な商品・役務の選択が機能することが重要な要素である

(望ましい対応)

- 消費者が契約期間中に支払う通信料金と端末代金の費用総額の目安の提示(新規契約及び契約更新時)
- MNOの販売方法(通信と端末のセット販売、2年縛り等)は消費者に とって複雑なものとなっているため、このような契約プランの改善
- 消費者の利用状況を踏まえた、最適なプランの提示

MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応

(基本的考え方)

MVNOがMNOの競争者として機能するため、MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブとなるような制度設計が必要

(望ましい対応)

- 接続料等の周波数割当への活用
- 接続料の検証における一層の透明性の確保
- 〇 接続料の予見性の確保

公正取引委員会報告書(抜粋) 一総額表示関連一

「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」

147

6 競争政策上の考え方

(1)通信と端末のセット販売

通信役務の料金や端末の販売価格について,値引きやキャッシュバックが行われることは,価格競争の表れであり,それ自体は望ましいことである。

しかし、通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法は、端末の大幅な割引に誘引される消費者をそのような販売方法を採ることが可能なMNO3社との契約へ誘引するため、MVNOに対し、MNOは競争上優位な地位を獲得する。この点、総務省は過度の端末購入補助の是正に取り組んでおり、これは電気通信事業法の趣旨・目的に沿ったものであるとともに、MVNOの競争環境の確保の観点からも評価できるものである。

端末市場において、MNO各社が販売する端末のシェアは約9割であり、また、前記販売方法がMNO各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば、前記販売方法が、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)。この場合、MNO相互の意思の連絡が無く、MNO各社の個別の判断に基づくものであったとしても、それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある。

なお,通常,販売代理店が独自の判断において行う端末代金の割引やキャッシュバックは独占禁止法上問題となるものではないが,販売代理店が,端末をその提供に要する費用を著しく下回る価格で販売するなどにより,「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年12月18日 公正取引委員会)で示されている事項を満たす場合は,独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)。

また、端末の本来の価格として表示された価格での販売実績がないなど、根拠のない価格からの大幅な値引き額や値引き率を強調することで、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

消費者アンケートの結果によると、実際のMVNO利用者の割合と消費者の選好との間に乖離が生じている可能性があり、その要因の一つとして、消費者が契約内容やその負担額の大きさについて情報が不十分なため、本来の選好に沿った選択がなされていないことが考えられる。すなわち、①MNOの契約プランを複雑と感じる消費者が多数で、MNOの実際の契約プランは一定期間にかかる費用総額のイメージが理解しづらい、②消費者は、割引額を長期間の累積した金額で示されると誘引されやすい(実質的に同じ金額でも、短期間の金額で示された割引額を過少評価する)傾向がある、という状況において、MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持てないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある。

消費者の商品・役務の選択は、個々の消費者の選好を反映して行われることが望ましく、MNO各社は少なくとも期間拘束契約を する場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。また、 契約の更新時においても同様に、更新後の拘束期間中において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費 者に示すことが望ましい。 162

公正取引委員会報告書(抜粋) 一期間拘束関連ー 「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30 年度調査)」

6 競争政策上の考え方

(2)期間拘束・自動更新付契約(いわゆる「2年縛り」)

2年縛りについて、MNO各社は契約期間の縛りのない価格から値引きをする代わりに2年間の利用を約束してもらう(中途解約する場合には契約解除料を払ってもらう)プランであるなどと説明している。独占禁止法の観点からは、2年縛りのないプランの料金が2年縛りを正当化するためだけに名目上設定されたもので、実体のある価格と認められず、全体としてみて利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

また、2年縛りを自動更新することについては、その趣旨を理解又は納得できずに不満を持つ消費者が多く(例:10 年以上も使ったのに契約解除料を請求された)、これは消費者の利益とはなっていない。2年縛りの自動更新が実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

(3)将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(いわゆる「4年縛り」)

4年縛りのプログラムは,負担なくプログラムの解約等を行うことができる期間がなく,一度これを選択してしまうと,端末下取り及び同プログラムの再契約以外の選択をしようと考えても,端末が高額になるほど消費者にとってその際の実質的な負担が大きい。同プログラムが,消費者の契約変更を断念させることで消費者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって,他の事業者の事業活動を困難にさせるときには独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占,取引妨害等)。

また、4年縛りは、あたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、4年縛りのプログラムの表示の仕方 や、店舗での実際の説明の仕方によっては、消費者がプログラムのメリット・デメリットを十分に理解しないままに契約してしまう可能 性があることから、その表示や説明の内容・方法によっては、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当 に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

第3章関係

- □ 円滑な接続を図るため、接続協議において強い交渉力を有する事業者に対する「非対称規制」として、接 続応諾義務に加えて、接続料や接続条件の約款化等が義務付け。
- □ 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定・検証の基本的枠組みが整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

NTT東日本・西日本を指定(1998年)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的 に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること

NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(2002年)、KDDI(2005年)、 ソフトバンク(2012年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定

接続関連 規制

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制

■接続会計の整理・公表義務

(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理・公表義務

算 定

検

証

適正原価+適正利潤に照らし公正妥当な額 (電気通信事業法第33条4項2号)

接続料の算定方法

(第一種指定電気通信設備接続料規則(2000年11月))

接続約款の認可申請に併せて算定根拠の総務大臣への提出 (算定根拠も併せて接続約款を審議会へ諮問) (電気通信事業法施行規則(1997年11月))

接続会計の整理・公表義務

(第一種指定電気通信設備接続会計規則(1997年12月))

適正原価+適正利潤を超えない額 (電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法

(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続約款の届出に併せて算定根拠の総務大臣への提出 (届出のあった算定根拠を総務省にて確認) (電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務

(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

二種指定制度における接続料算定方法

151

- □ 二種指定制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下におけ る適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その算定対象機能(アンバンドル機 能)や具体的な算定方法は、二種接続料規則、事業法施行規則等で規定されている。
- □ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

(1)アンバンドル機能

- 事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、二種接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

4SMS伝送交換機能

(2)接続料の算定方法

- 事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 二種接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料の算定方法について規定 されている。

接続料単価

適正な原価

+適正な利潤

需要

事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。 164

二種指定制度における機能開放について

- □ 事業法第34条第3項第1号ロの二種指定設備設置事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき 総務省令で定める機能、すなわち、「アンバンドル機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定している。
- □ また、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、ガイドラインに「開放を促進すべき機能」を規定している。

アンバンドル機能(二種接続料規則第4条)

1 音声伝送交換機能

2 データ伝送交換機能

※接続料は、次の3部分に区分して算定

アイ、ウ以外の機能

イ 回線管理機能

ウ SIMカード提供機能

3 番号ポータビリティ転送機能

4 ショートメッセージ伝送交換機能

※ アンバンドル機能は、①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合に設定。

開放を促進すべき機能(ガイドライン)

- 1 料金情報提供機能
- 2 携帯電話のEメール転送機能
- 3 パケット着信機能
- 4 端末情報提供機能
- 5 HLR/HSS連携機能
- ※ 左記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの 要望があり、左記②、③の要件を満たす可能性がある場合には、 接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間 協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に 設定。

二種指定制度における機能開放等の例

153

データ伝送交換機能(L2(レイヤ2)接続機能)の開放

- L2接続では、L3接続と異なり「中継系交換機」をMVNOが管理・運営。同交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。
- 2007年の総務大臣裁定を踏まえ、2010年、ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが望ましい機能」に設定(現在は二種接続料規則においてアンバンドル機能に設定)。

MNOの設備 <L3接続>基地局 端末系交換機 中継系交換機 サーバ等

HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の開放

- 加入者管理機能(※)は、SIMカードに記録されている携帯電話番号や加入者識別番号のほか、端末の所在地、顧客の契約状況等を管理するデータベースであり、個別のSIMカードによるネットワーク利用を認証・制御。MVNOが設置することにより、独自料金体系による国際ローミングサービスの提供、IoT用の耐久性の高いSIMカードの発行等が可能となる。
- $\begin{tabular}{ll} \not & HLR(Home\ Location\ Register) $\not / \ HSS(Home\ Subscriber\ Server)$ \\ \end{tabular}$
- 2016年、ガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に設定。

データ伝送交換機能における接続料算定区分設定

- データ伝送交換機能による通信を成立させるために不可欠な構成 要素である制御系の機能(回線管理機能)やSIMカードの提供につ いては、接続約款には接続料の記載がなされていたが、具体的な 算定方法が定められていなかった。
- 2017年、接続料の適正化を図るため、二種接続料規則において、 これらの接続料を算定するための区分を設定。

MNOの設備 MVNOの設備 基地局 HLR/HSS 場末系交換機 中継系交換機

【データ伝送交換機能に係る接続料算定区分(二種接続料規則)】

			1212011117071177
		接続料算定区分	接続料の単位
	1	2及び3以外	回線容量
	2	回線管理機能 ※ 伝送路設備に関する情報の管理及び端 末の認証その他これらに付随するもの	回線数
165	3	SIMカードの提供に係るもの	SIMカードの枚数
100	,		

原価

二種接続会計「移動電気 **通信役務収支表」**の費用に 基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用 の額を基礎として算定

二種接続会計規則 「移動電気通信役務 収支表」の費用を基礎 として算出

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定 ※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース 他人資本比率 ▼

正味固定資産価額+繰延資産+投資その他の資産+貯蔵品+運転資本 ▼....

二種接続会 計「役務別固 定資産帰属 明細表」の帳 簿価額を基礎 として算定さ

れた額

+

繰延資産、投資その他 の資産及び貯蔵品の額 のうち、第二種指定電気 通信設備の管理運営に 不可欠であり、かつ、収 益の見込まれないものを 基礎として算定

....▼ 設備管理運営費(減 価償却費、固定資産 除却損及び和税公課 相当額を除く。)× (機能の提供から接 続料収納までの平均 的な日数/365日)

負債の額が 負債咨太合 計の額に占 める割合の 実績値を基 礎として算 定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び 有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平

他人資本利子率

有利子負債の額に対す 当該負債の性質及び安全な る営業外費用のうち有 資産に対する資金運用を行う 利子負債に係るものの 場合に合理的に期待し得る利 額の比率の実績値を基 回りを勘案した値として総務 礎として算定 大臣が別に告示する値

+

自己資本費用 = レートベース

自己資本比率(1-他人資本比率) ×

._____

自己資本利益率

<u>期待自己資本利益率</u>の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度 を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利+ β ×(主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

利益対応税=(自己資本費用+レートベース×他人資本比率×<u>有利子負債以外の負債比率</u>×利子相当率)×利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比 率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる 税の税率の合計を基礎として算定された値

需要

(通信料等の実績値)

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

155

事業者名

移動電気通信役務収支表

年 月 年 月 事業年度 自 H 至

改務の種類			背東 収益	質業 費用	資業費	適用費	施政 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	報雄	極電
	0	携帯電話															
	音声伝送後務	その他															
15	ii ii	沙野	-				-1			1		-			1		
移動電気通信役務	7	携带電話、BWA												П			
代務	夕伝送役務	その他	- 3	17													
	務	Help															
	-de	29															
外動性	如通信從務以外	の電気通信役務															
ri e		pt .											1116				1

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
- 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

契約申込等件数比 恋 D 契約申込等件数比 料全請求件数比 販売件数比 加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下同じ。)又は回線数比 加入数比又は取扱量比 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費價却について同じ。)比 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比 料販 他 费费费 設保 全 施 理 帶 究償却 费却 同上 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。) 比 関連する固定資産価額比 却 費 除却費 滅固 通信設備使用料租 税 公課 同線数比又は取扱量比 固定資産税等 関連する固定資産価額比

- 事業所税等関連する固定資金額取出 事業所税管理部門等の人件費比 (3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線は合取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。 2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を目縮した様式により作成することができる。 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

移動電気通信役務 音声伝送役務 データ伝送役務 役款の種類 容殊に体の部 小計 電話・B その他 その他 小計 小計 WA 電気通信事業固定資産 有形固定資産 奏械 設 備 減価償却累計額 取得価額 減価償却累計額 取得価額 帳傳語額 減価償却累計額 帳簿価額 減価償却累計額 取得価額 減価償却累計額 帳簿飾额 取得価額 帳 簿 価 額 取 得 価 額 多底線設備 減価償却累計額 帳簿循額 減価償却累計額 取得価額 放 減価償却累計額 帳 簿 価 額 取得価額 帳簿循額 取得価額 減価償却累計額 帳 簿 価 額 工具、器具 取 得 価 都 及び備品 減価償却累計額

事業年度 自

	帳 簿 価 額		
	取得価額		
休止設備	減価償却累計額		
	帳簿飯額		
	取得価額		
土 地	減価償却累計額		
	帳 簿 循 額		
	取得価額		
リース資産	減価償却累計額		
	帳簿価額		
	取得循額		
建設仮勘定	減価償却累計額		
	帳牌価額		
	收得価額		
有形固定	減価償却累計額		
資産合計	報 簿 伍 額		
無形固定 資産合計	铁薄细额		
信事業固定資	能会計		

- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

二種指定制度における接続料設定の透明性の向上について

157

- □ 二種指定制度における接続料の適正性に関する検証は、二種指定事業者から提出される接続料の算定根 拠に基づき、総務省において行っている。
- □ 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されることが重要 であり、そのためには、接続料の水準や算定プロセスについての検証を、一層充実させることが重要。
- □「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019年4月)の指摘を踏まえ、2019年度に適用さ れる接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会への **報告を行う**こととしている(2019年6月19日に実施。)。
- □ 当該委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、総務省において、二種指定事業者に対して改めて確 認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとしている。

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019.4)(抜粋)

第5章 事業者間の競争条件に関する事項

- 1.接続料算定の適正性・透明性の向上
- (3) 対応の方向性

事業者名

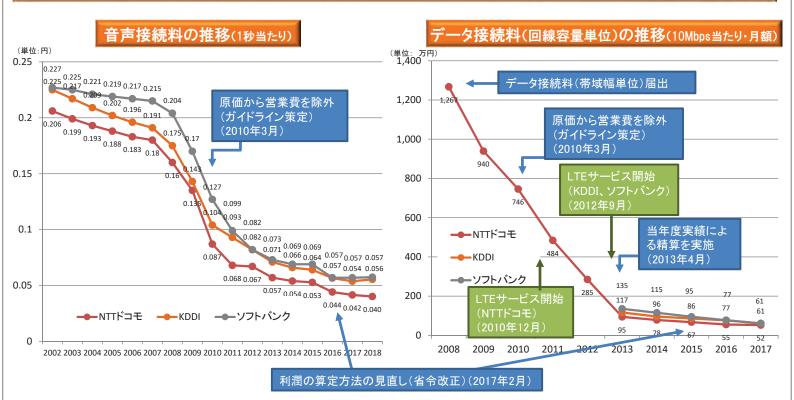
② 透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などそ の算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である、また、一種指定制度において、算定根拠等についての審議会 での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、そ の算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要である。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に 公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられる。

そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料(2018年度末に届出)から、提出を受けた算定根拠について、審議会 への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である。また、接続料の算定方法 の検討に際しては、実際に提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である。

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- □ 2014年度から2017年度までの3年間では、約33~47%の減少。



※ 2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値

5G機能開放に係る二種指定業者への要請について

159

- 5Gについて、二種指定事業者は、令和2年春に利用者への提供を開始予定。
- 二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても二種指定事業者と同時期に利用者への5Gサービスの提供を開始できるようにすることが重要。
- そのためには、二種指定事業者において、必要な情報を、極力早期にMVNOに提供することが重要。
- しかし、現時点では、十分な情報提供が行われているとは言い難い。

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク(各社長)に対し、 局長名で、次の旨要請を実施。(2019年12月18日)

- 1. <u>自らが利用者向けに5Gの提供を開始するのと同時期に、MVNOに対して5Gの機能開放</u>を行うこと
- 2. MVNOによる利用者向け5Gの提供が円滑に行われるよう、<u>必要な情報(例:具体的な機能開放時期、提供エリア、接続料等)をMVNOに対して速やかに提供すること</u>
- 3. ネットワーク試験等、MVNOにおいて対応を要する事項がある場合は、MVNOが十分な 余裕をもって実施できるスケジュールで、MVNOに情報提供すること

161

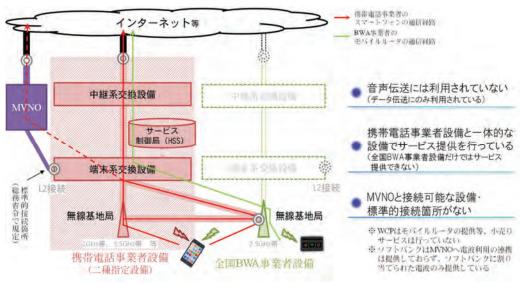
第二種指定電気通信設備制度の 全国BWA事業者への適用 に係る規定改正関係資料

改正の概要(1)

- 第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備(※1)を収容する設備を設置する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合(※2)を超える電気通信設備を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして総務大臣が指定し(※3)、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して接続料(※4)及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すものである。
 - ※1 電気通信事業法施行規則で定められており、2016年3月の同令改正により、BWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加されている。
 - ※2 電気通信事業法施行規則で定められており、2012年6月の同令改正により、10%とされている。
 - ※3 現在、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の設置する電気通信設備が指定されている。
 - ※4 接続料は、適正な原価、適正な利潤により算定するものとされている。
- 現在、全国BWA事業者であるWireless City Planning 株式会社(以下「WCP」という。)及びUQコミュニケーションズ株 式会社(以下「UQ」という。)の特定移動端末設備のシェアは、上記の割合を超えている。
- よって、<u>当該2社の設置する電気通信設備を指定</u>し、当該2社に対し本制度を適用する。

指定に併せて、全国BWA事業者の設備利用等の実態に鑑み、<u>音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定</u>整備を行うとともに、複数事業者の第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)の連携に係る規定整備を行う。

【全国BWA事業者に係る設備利用等の実態(イメージ)】



• なお、本件については、「<u>モバイル市場の競争環境に関する研究会</u>」において検討が行われ、中間報告書(平成31年4月)において、「特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである」、「全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である」旨の指摘がなされている。

改正の内容(1)

163

全国BWA事業者の電気通信設備の指定

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、新たにWCP及びUQの設置する電気通信設備を指定する。

【新たに指定する電気通信設備一覧】

電気通信事業者	電気通信設備
WCP	一 施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が 提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられ る顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。) 二 施行規則第23条の9の2第3項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備 三 施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第二号から前号までに掲げるものを除く。)
UQ	施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備施行規則第23条の9の2第3項第2号イの伝送路設備他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(前号に掲げるものを除く。)

注:指定する電気通信設備は、電気通信事業者から提出されたネットワーク構成図を基に特定したものである。

音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備

BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現に、全国BWA事業者2社は音声伝送役務を提供していない。こうした制度及び設備利用の実態に鑑み、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者については、本制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないこととし、所要の規定整備を行う。

- ① 技術的条件を定める標準的接続箇所(施行規則第23条の9の4)
 - 事業法第34条第3項第1号イの規定により、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)は標準的接続箇所における技術的条件を接続約款に定めなければならないこととされている。
 - <u>標準的接続箇所</u>については、施行規則第23条の9の4第1項において、音声伝送役務に関する箇所(2箇所) 及びデータ伝送役務に関する箇所(1箇所)とされているところ、これを改正し、<u>音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する箇所のみとする</u>。
- ② 接続料を定める機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第4条)
 - 事業法第34条第3項第1号ロの規定により、二種指定事業者は、機能ごとの接続料を接続約款に定めなければ ならないこととされている。
 - 機能については、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)第4条第1項において、音声伝送役務に関する機能(3機能)及びデータ伝送役務に関する機能(1機能)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する機能のみとする。

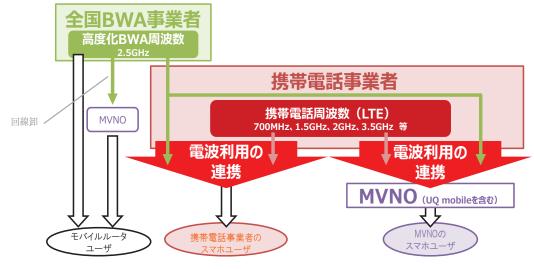
改正の内容(3)

165

複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定整備

- 現在、全国BWA事業者は関連会社である携帯電話事業者と一体で「電波利用の連携」を行うなどにより、データ伝送 役務の提供を行っている。
- こうした設備利用の実態に鑑み、また、今後、類似の形態による設備利用が出てくることも考えられることから、他の類似の形態にも適用するものとして、複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備を行う。

【携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係(イメージ)】



※WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない ※ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

- ① 接続料算定方法に関する規定整備(二種接続料規則第16条等)
 - 二種接続料規則において、**複数事業者の二種指定設備により実現される機能に係る接続料算定方法**を次のとおり 整備する。
 - A) <u>複数事業者が機能をそれらの二種指定設備により実現する場合</u>、当該複数事業者は、接続料を算定する事業者を明らかにして**総務大臣の承認を共同して受けた上で当該機能に係る接続料を設定**しなければならない。
 - B) 接続料を算定する事業者は、当該機能に係る接続料について、<u>自らの接続会計及び他の事業者の接続会計</u> に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定するものする。
 - C) <u>他の事業者</u>は、当該機能に係る接続料について、<u>接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として設</u> 定するものとする。
- ② 標準的接続箇所に関する規定整備(施行規則第23条の9の4)
 - 施行規則第23条の9の4第1項では、技術的条件を定めなければならない標準的接続箇所が規定されている。
 - これを改正し、接続事業者の電気通信設備との間の<u>伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により</u> 行われると総務大臣が認める場合に、**その箇所を自らの標準的接続箇所とする**こととする。
- ③ 接続約款記載事項に係る規定整備(施行規則第23条の9の5)
 - 施行規則第23条の9の5では、接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に定めなければならない事項が規定されている。
 - これを改正し、①の総務大臣の承認を受けた複数事業者にあっては、**承認に係る機能の概要、接続料の支払** 方法、責任の分界を接続約款に定めなければならないこととする。
- ※ その他、所要の規定整備を行う。

施行日等

167

施行日

令和元年12月24日から施行する※。

※ 事業法第34条第8項の規定により、新たに指定をされた二種指定設備を設置する事業者は、指定の日から3月以内に接続約款の届出を行わなければならないところ、当該事業者における事務負担の軽減、とりわけ将来原価方式における具体的な予測方法についての慎重な検討に配慮することとし、年度内に2度の接続料算定を行わなくてもよいこととするよう、指定日を本年12月24日とするもの。

(参考) スケジュール

令和元年

6月21日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問

6月22日~7月22日 意見募集

7月25日~8月7日 再意見募集

8月22日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議

8月23日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 答申

9月27日 公布

12月24日 施行

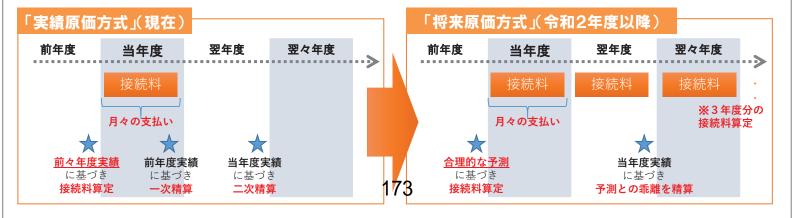
169

改正の概要

将来原価方式の導入に係る

規定改正関係資料

- 第二種指定電気通信設備制度では、原価、利潤及び需要の実績値に基づき接続料を算定する「実績原価方式」が採用されているところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の原価等の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘がある。
- 他方、**第一種指定電気通信設備制度**で採用されている原価等の予測値に基づき接続料を算定する「将来原価方式」では、接続料が合理的な将来予測に基づき算定されるため、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上する、前々年度の実績値に基づく支払いが不要となり、<u>キャッシュフロー負担が軽減する</u>といったメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には<u>予見性の一層の向上も期待</u>されるものである。
- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)とMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料の設定を要する機能のうち、データ伝送交換機能について、令和2年度に適用される接続料から「将来原価方式」により算定するものとすることとし、所要の規定整備を行う。



- 本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(座長:新美育文明治大学名誉教授)において検討が行われ、同研究会中間報告書(平成31年4月)では、「少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべき」との指摘がなされた。
- その後、「接続料の算定に関する研究会」(座長: 辻 正次 大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)において具体的な算定の在り方についての検討が行われ、同研究会第三次報告書(令和元年9月)において、対象機能、算定期間・算定頻度、算定時期、算定方法、予測と実績の乖離の調整等に係る対応の方向性が取りまとめられた。

○「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(平成31年4月)(抜粋)

1.接続料算定の適正性・透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である(略)。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

二種接続料規則の改正(1)

171

(1)将来原価方式の定義

• 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31条。以下「二種接続料規則」という。)第2条において、 <u>将来原価方式</u>は、第二種指定電気通信設備接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び 需要の、接続料が適用される年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式である旨規定する。

(2)接続料の算定期間

- 二種接続料規則第6条第3項において、実績原価方式に係る接続料の算定期間は1年とされているところ、これを改正し、将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年とする。
 - ※ 1年度目、2年度目及び3年度目の3つの接続料を設定。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度について、二種指定事業者からは、モバイル市場では設備競争が行われており、環境変化も激しいことから、算定期間が長期であるほど予測の精度が悪化する等の意見が示されているが、2年度目、3年度目の接続料については、1年度目の接続料よりも予測の精度が劣ることになるとしても、MVNO側から意見が示されているとおり、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料について、将来の複数年度の予測が行われ、中期的な接続料支払額の見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であると考えられ、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、二種指定事業者とMVNO公正競争を促進する重要性に鑑み、将来原価方式による接続料の算定期間は3年度とすることが適当である。

また、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に変化していくことが想定されるところ、その時々の状況が接続料に適切に反映されるようにするため、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととすることが適当である。

(3)予測値の算定項目・算定方法

① 原価

二種接続料規則において、接続料の「原価」は「第二種指定設備管理運営費」とされている。同規則第7条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「第二種指定設備管理運営費」について、合理的な将来予測を行うものとする。

2 利潤

二種接続料規則において、接続料の「利潤」は、「他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税」の合計額とされており、「他人資本費用の額、自己資本費用の額及び利益対応税」は、それぞれ「レートベース」を用いて計算するものとされており、「レートベース」は、対象設備等の「正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本の合計額」とされている。同規則第8条第3項の規定を改正し、将来原価方式においては、「正味固定資産価額」について、合理的な将来予測を行うものとする。

③ 需要

二種接続料規則第11条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「<u>需要」</u>について、<u>合理的な将来予測</u>を行うものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

一種指定制度では、予測値の算定方法は基本的に一種指定事業者の判断に委ねられているところ、これを参考に、<u>予測値の算定を</u> 行う項目及びその項目ごとに合理的な算定を行うことを二種接続料規則において定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、まずは、 基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとすることが適当である。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるが、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑み、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられ、また、二種指定制度は届出制であり、指定事業者が複数存在することを踏まえると、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要と考えられることから、一種指定制度における事例を参考に、予測値の算定方法について、一定の共通の考え方により設定されるようにするとともに、二種指定事業者の設定した算定方法に係る検証を継続的に実施することにより、その適正性が確保されるようにし、また、予測と実績の乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、MVNOに対する情報提供等が行われるようにすることが適当である。

二種接続料規則の改正(3)

173

(4)接続料の設定

- 二種接続料規則第13条の規定を改正し、接続料の設定を要する4機能(※)のうち、データ伝送交換機能(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、将来原価方式により算定する接続料(予測接続料)及び実績原価方式により算定する接続料(精算接続料)を設定するものとする。
 - ※ 音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能
- 予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。
- 精算接続料は、専ら精算のみに用いるものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

データ伝送交換機能については、回線容量に係る接続料(単位:回線容量)、回線管理に係る接続料(単位:回線数)、SIMカード提供に係る接続料(単位:枚数)に区分して接続料を算定することとされているところ、二種指定事業者からは、回線管理に係る接続料について、回線容量に係る接続料とは異なりMVNOにおける支払額が小さいこと、その水準が低下傾向になく今後も相当の需要増が見込まれないことから、将来原価方式により算定するメリットがない旨の意見が示されている。また、SIMカード提供に係る接続料について、これらに加え、ベンダーからの調達実費ベースで算定しているため、将来原価方式に馴染まないとの意見が示されている。

データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料及び回線管理に係る接続料については、過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じる可能性があること、また、IoTの普及等も想定される中、相当の需要増が見込まれないとは言えず、過去の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われ、過大なキャッシュフロー負担が生じる可能性があること、さらに、回線管理に係る接続料について、その支払額は回線容量に係る接続料と比べると小さいものではあるが、MVNO委員会から意見が示されているとおり、特に取扱うトラヒックの小さい事業者にとっては重要なコスト指標であって、その予見性が高まることは、事業運営上有益と考えられることから、将来原価方式による算定の対象とすることが適当である。

(5)接続料の精算

• 二種接続料規則第17条の規定を改正し、二種指定事業者は、精算接続料を変更したときは、当該精算接続料の計算の基礎となった事業年度に適用された予測接続料との差額に、当該事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他の事業者と精算するものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

予測と実績の乖離の調整方法としては、現在の二種指定制度の実績原価方式で採用されている二種指定事業者とMVNOとの間で 個別に精算する方法と、乖離額調整が考えられる。

(略)

MVNO委員会からは、企業会計の観点からは差額が判明した時点で実績年度の会計に反映させるのが原則であり、MVNO間の公平性の観点からも精算が望ましいが、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、適時の情報提供等と併せて検討すべき旨の意見が示されている。また、二種指定事業者においては、MVNO間の負担の公平性の観点から精算が望ましいとする意見が多い。

こうした<u>関係事業者の意見を踏まえると、予測と実績の乖離が発生した場合、精算により調整することが適当である</u>。

ただし、精算の場合、予見性確保の面で課題が残ることから、MVNOにおける予見性を確保し、予測と実績との乖離による経営への 影響をなるべく小さくするため、予測値に基づく接続料の算定時期、実績値に基づく接続料の算定時期をなるべく早い時期に設定す るとともに、MVNOが乖離の規模を予見できるよう、MVNOに対して適時の情報提供が行われるようにすることが適当である。

なお、今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である。

※ その他、所要の規定整備を実施。

電気通信事業法施行規則の改正

175

接続料の届出時期

電気通信事業法施行規則において、接続約款を変更しようとする者は、その実施の日の7日前までに接続約款を提出しなければならないこととされているところ、これを改正し、

- 精算接続料について接続約款を変更しようとする者の場合は、事業年度の経過後9月以内(12月まで)に 提出しなければならないこととし、
- <u>予測接続料</u>について接続約款を変更しようとする者の場合は、<u>事業年度経過後11月以内(2月末まで)に</u> 提出しなければならないこととする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

接続料算定の早期化については、MVNOから従来から強い要望がなされており、本研究会では、MVNO委員会から次のとおり具体的な要望がなされている。

- ① 予測値に基づく接続料の算定時期は、算定に二種指定事業者が有する最新の見込み等が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できる時期として、第4四半期の早い段階を希望する。
- ② 実績値に基づく接続料の算定時期は、予測と実績の乖離を精算により調整することとした場合、MVNOにおける業績予想や 予算執行を修正できる時期として、第3四半期の早い段階を希望する。
- ③ 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対して事前にできる限り早期に情報提供がなされることを希望する。

<u>予測と実績の乖離を精算により調整することとすると、MVNOにおける予見性確保の面で課題が残る</u>。二種指定事業者からは、将来原価方式の導入により接続料算定の工数が増加するため、算定時期の早期化は困難である旨の意見が示されているが、この課題を補うためにも、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保に向け、接続料の算定を早期化することが適当である。

一方で、予測値については、あまりにも早期に算定しなければならないこととすると、精度の面で支障が生じる可能性がある。よって、MVNO側の意見を踏まえつつ、<u>予測値に基づく接続料の算定は2月末まで、実績値に基づく接続料の算定は12月末までに行うこととすることが適当</u>である。

MVNOへの情報開示

- 平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)を改正し、<u>予測と実績の乖離について、MVNOにおいて、自らの努力によりある程度予想できるようにするため、開示の</u>請求があった者に開示する情報に、次の情報を追加する。
 - ① 予測接続料と精算接続料についての原価、利潤及び需要の乖離率
 - ② 予測値の具体的な算定方法
- また、同告示において、**需要の対前年度比**について、現在は接続料算定後に更新することとされているところ、これを改正し、毎事業年度経過後6月以内に更新することとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

(4)予測値の算定方法

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者に確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、<u>予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当</u>である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

(6)実績値等の算定時期

また、MVNOにおいて、予測と実績の乖離を事前にある程度予想できるようになると、業績予想や予算執行の修正を行いやすくなると考えられる。この点、需要については、二種接続会計に基づき計算するものではなく、原価及び利潤と比べて早期に算定することができるものと考えられる。現在、情報開示の仕組みにおいて、MVNOからの求めに応じ、原価、利潤及び需要の対前算定期間比を開示することとなっているところ、このうち、需要の対前算定期間比については、接続料算定後ではなく、遅くとも、9月末から開示されるようにすることが適当である。

MVNOガイドラインの改正①

177

■ 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定)において、①予測値の算定の考え方、②予測値の算定方法の検証、③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供について規定する。

①予測値の算定の考え方

予測値の算定の考え方として、次の旨を規定。

- 二種接続料規則では、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種 指定事業者の判断に委ねられている。
- ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いる情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要。
- より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、固定資産を構成する区分ごとに適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。
- 予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象
 年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。
- 具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

②予測値の算定方法の検証

予測値の算定方法の検証について、次の旨を規定。

- 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。
- この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、次のとおり指摘されている。
 - 検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の 乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと 判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、<u>予測値の算定方法の適正性を向上させるための</u> 所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である。
 - 検証は、毎年度行うこととし、<u>予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証</u>する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である。
- また、予測と実績の乖離の調整について、次のとおり指摘されている。
 - 今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、<u>予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当</u>である。

MVNOガイドラインの改正③

179

③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供

予測と実績の乖離の理由についてのMVNOへの情報提供について、次の旨を規定。

- 予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。
- 情報開示告示の規定により、二種指定事業者は、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要に係る 予測値の算定方法及び予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する精算接続料の算定に用いた原価、 利潤及び需要のそれぞれの乖離率について、開示の請求のあった者に限り開示することとすることとされているところ、 これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、自主的な取組として、MVNOとの個 別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者に確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

施行日

公布の日から施行する。

※ 所要の経過措置を規定。

(参考) スケジュール

令和元年

9月27日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問

9月28日~10月28日 意見募集 10月31日~11月13日 再意見募集

12月3日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議

12月24日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 答申

令和2年

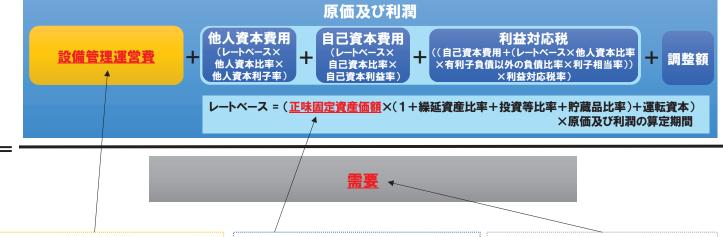
1月27日 公布及び施行

✓ 諮問事項は二種接続料規則のみ。

✔ 令和元年度末に届出がなされ、令和2年度に適用される接続料から、将来原価方式が適用。

(参考1)一種指定制度における「将来原価方式」の接続料算定方法

- □ 一種指定制度における「実績原価方式」の接続料算定方法は、以下の図式のとおり、概要)。
- □「将来原価方式」では、このうち①「<u>設備管理運営費</u>」、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税算出の基礎となる②「正味固定資産価額」、③「需要」について、合理的な将来予測に基づき算定。
- □ 具体的な将来予測方法は事業者に委ねられており、その適切性を認可の過程で判断。



- 一種接続会計規則「設備区分別 費用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、 合理的な将来の予測に基づき算定。
- 一種接続会計規則「固定資産 帰属明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、 合理的な将来の予測に基づき 算定。 179
- 機能ごとの通信量等の直近 の実績値。
- 「将来原価方式」では、<u>これ</u> <u>に代えて将来の合理的な機 能ごとの通信量等の予測値</u> <u>を用いる。</u>

(参考2)「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)までの接続料を予測した際の事例)

- フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、2013(H25)年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定している。
- ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定している。

(単位:干芯)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光寸	ナービス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
	フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
	ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
	シングルスター	391	443	498	561	630
	シェアドアクセス	113	208	271	328	388
	専用線等	140	133	127	121	115

・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、

ファミリータイプ: 8ユーザまでごとに1芯を使用 マンションタイプ: ミニ ・・・ 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用 ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用

ベーシック : 1ユーザで1芯を使用

ダークファイバについては、

シングルスター方式 : 平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を

踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定

シェアドアクセス方式 : 平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に

織り込んで算定

・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

(参考3)「固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)の固定資産の額を基礎とし <u>て、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定</u>している。
- 予測値の「算定方法」としては、「当年度取得固定資産」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
 - ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資產	1.160,427	1.241.410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度值+当年度取得固定資産一除却額
		正味固定資產	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値+当年度取得固定資産ー減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)ー除却損
	電柱	取得固定資產	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度值×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37.732	41,661	45,553	49,362	前年度值×契約者数変動率
	その他	取得固定資產	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2.074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木		取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度值×契約者数変動率
		正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度值×契約者数変動率
建物		取得固定資產	38,780	40.125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資產	11,769	12.177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物		取得固定資產	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資	隆	取得固定資產	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資產	7,406	7.581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他		取得固定資産	34,967	36.141	36,864	37,441	37.959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計		取得固定資產	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972	
		正味固定資産	706,958	735.483	738.642	733,931	2940,972 180 729,589	

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例

- □ 事例では、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- □ 予測値の「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

N	4	144	*	"	,	37
Т			Τ		Π	Т

	区分	平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		実績	営業費用	TIMESTIX	TACEOTIC	TMETTIX	TMZOTIZ
営業費		0	0	0	0	0	0
施設保全	#	24,911	24,009	27.715	28,756	29,630	30,375
共通費		2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042
管理費		3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4.447
試験研究	费	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3.165
通信設備	使用料	3	3	3	3	3	3
租税公課	l	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150
減価價却	费	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662
固定資産	除却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474
	(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085
合計		108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318

	算定方法
<電柱・土木> 前年度値×契 <新年度値×取 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) > 約者数変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度值×施	設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度值×施	設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度值×当	年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度值×取	得固定資産伸び率
前年度值×正	味固定資産伸び率
光ケーブルは	歯別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは	國別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは	個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

第4章関係

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

<主な課題とそれに対する施策の提言>

ネットワーク提供条件の 同等性確保

●関連MVNOやサブブランドの料金・品質(速度)の妥当性

- →MNOの料金とコストの関係、MNOグルー プ内の「ミルク補給」を検証。
- →MNOがトラヒックの不当な差別的取扱い を行わないことを担保(省令改正)。

● 接続料算定の適正性

- →BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化(KDDI・ソフト バンクに対し3月22日に文書手交)。
- 事業者間移転 (MNP) の円滑化
- →事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続が可能となるよう、 MNOにおけるウェブによる手続を実現 (ガイドラインに明示)。
- ●MNOの迷惑メール設定における MNOとMVNOの同等性
- →MVNOからのメールが受信拒否されない ための基準をMVNOに提示するよう MNOに要請。

中古端末の

国内流通促進

●中古端末の国内市場への流通

→MNOによる中古端末の国内市場での 販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。

●中古端末のSIMロック解除

→MNOが中古端末のSIMロック解除に 応じることを確保(ガイドラインを改 正)。

●中古端末の国内取引市場の形成

- →幅広く安心して取引ができる中古端末 の取引市場の形成・発展に向けた関 係者間の協力を後押し。
- →中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。
- →関係者による中古端末の流通阻害要 因の排除に向けた取組(盗品の排除 等)を後押し。
- →MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由な

、サービス・端末選択の促進

利用者の利用期間拘束

- →2年契約満了時点までの違約金及び25 か月目の料金のいずれも支払わない解約 を、MNOにおいて実現。
- →MNOに対し、自動更新の有無による提供 条件の格差の縮小について検討を要請。
- →残債免除等施策の提供条件について、 消費者保護ガイドラインにおいて契約前 説明の対象と明示。

●利用者による利用実態に合わせた サービス選択

- →過去の利用実績等に基づき利用金額が 適正となる料金プランの例を利用者に案 内するようMNOに要請。
- ●MNOから販売店への値引き等に関する実質的指示等
- →MNOによる販売店に対する端末代金の 販売価格やその値引き額の実質的指示 は、業務改善命令の対象となることを明 確化(ガイドラインを策定)。
- →公正取引委員会との連携を図る。

○アウトプットに関して、フォローアップのための体制を立ち上げ。公正取引委員会等との連携を図る。

モバイル市場の公正競争促進に関する大手携帯電話事業者への指導等

187

モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について(指導)(2018年6月6日実施)

1 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

MNPに際して、移転元事業者による強引な利用者の引き止めが生じないよう、対面や電話による利用者への対応等、利用者の引き止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続を確保されたい。この趣旨から、貴社において、移転元事業者として、ウェブによるMNP手続が行われていない場合には、これが行われるよう平成31年5月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

2 加入者管理機能(HLR/HSS)連携機能の提供に係るMVNO の費用負担

HLR/HSS連携機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うこととし、その実施実績について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

3 貴社の迷惑メールフィルタ設定

自社からのメールが受信拒否メールとして扱われないことを要望するMVNOに対しては、<u>貴社において設けるセキュリティ確保のための要件を満たす場合にはこれに応じるとともに、この要件となる基準を当該MVNOに提示することとし、その対応状況について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。</u>

4 ネットワーク利用制限の対象端末に関する迅速かつ明確な情報公開

端末代金の支払状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までにネットワーク利用制限の対象端末に関する情報公開用ウェブサイトに反映されるよう本年12月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

5 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約について、<u>平成</u>31年3月末までに、契約期間満了時点又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

6 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、<u>平成31年3月末までに次の措置を講ずること</u>とし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、その実現後、速やかにその旨報告されたい。

- ① データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている 利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が 適正となる料金プランの例を案内すること。
- ② 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を 充実させる等、<u>利用者のリテラシー向上やサービスに関する</u> <u>理解促進に向けた施策を実施</u>すること。

モバイル市場の公正競争促進に関する大手携帯電話事業者への指導等

モバイル通信市場の公正競争促進に向けた検討等について(要請)(2018年6月6日実施)

1 帯域幅の柔軟な変更の可能性

柔軟な帯域幅変更について、MVNOからの要望状況 並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能 性について本年6月末までに報告するとともに、今後 MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、 5 月途中の解約時における日割計算 対応可能性について検討することとし、その検討結果 について遅滞なく報告すること。

2 音声卸料金の低廉化等

音声卸料金の低廉化等について、MVNOからの要望 状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応 可能性について本年6月末までに報告するとともに、 今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を 抽出し、対応可能性について検討することとし、その 検討結果について遅滞なく報告すること。

3 キャリアメールの転送サービス

キャリアメールの転送サービスについて、MVNOから の要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び 対応可能性について本年6月末までに報告するととも に、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題 を抽出し、対応可能性について検討することとし、その 検討結果について遅滞なく報告すること。

4 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束の自動更新の有無による利用者への 提供条件の格差を縮小することについて検討し、その 検討結果について本年6月末までに報告すること。

月単位で設定している利用者料金に関し、利用者が 必要以上に費用を負担することがないよう、月途中の 解約時における日割計算の実施について、各種料金 ごとにその妥当性・可能性を検討し、その検討結果に ついて本年6月末までに報告すること。